

平成31年第 1 回大多喜町議会定例会

3 月会議会議録

平成 31 年 3 月 5 日 開会

平成 31 年 3 月 19 日 散会

大 多 喜 町 議 会

平成31年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録目次

第 1 号 (3月5日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	9
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
一般質問	10
麻 生 剛 君	11
山 田 久 子 君	27
麻 生 勇 君	46
野 中 眞 弓 君	60
吉 野 一 男 君	76
渡 邊 泰 宣 君	87
散会の宣告	98

第 2 号 (3月6日)

出席議員	99
欠席議員	99
地方自治法第121条の規定による出席説明者	99
本会議に職務のため出席した者の職氏名	99
議事日程	100
開議の宣告	101
議事日程の報告	101

一般質問	101
志 関 武良夫 君	101
吉 野 僖 一 君	105
根 本 年 生 君	116
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	137
議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決	139
議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
議案第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決	151
議案第 18 号及び議案第 19 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	154
議案第 20 号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
議案第 21 号の上程、説明、質疑、討論、採決	167
議案第 22 号の上程、説明、質疑、討論、採決	170
議案第 23 号の上程、説明、質疑、討論、採決	172
議案第 24 号の上程、説明、質疑、討論、採決	175
議案第 25 号の上程、説明、質疑、討論、採決	177
散会の宣告	180

第 3 号 （3月7日）

出席議員	181
欠席議員	181
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者	181
本会議に職務のため出席した者の職氏名	181
議事日程	182
開議の宣告	183
議事日程の報告	183
会議録署名議員の指名	183

議案第 26 号～議案第 32 号の一括上程、説明……………	183
請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	217
散会の宣告……………	218

第 4 号 (3 月 19 日)

出席議員……………	221
欠席議員……………	221
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者……………	221
本会議に職務のため出席した者の職氏名……………	221
議事日程……………	222
開議の宣告……………	223
行政報告……………	223
諸般の報告……………	223
議事日程の報告……………	224
議案第 26 号の質疑、討論、採決……………	224
議案第 27 号の質疑、討論、採決……………	244
議案第 28 号の質疑、討論、採決……………	245
議案第 29 号の質疑、討論、採決……………	249
議案第 30 号の質疑、討論、採決……………	251
議案第 31 号の質疑、討論、採決……………	254
議案第 32 号の質疑、討論、採決……………	255
日程の追加……………	257
同意第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	257
日程の追加……………	258
議案第 33 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	259
休会について……………	262
散会の宣告……………	262
署名議員……………	263

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 1 号)

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） おはようございます。

本日は、平成31年第1回議会定例会を招集しましたところ、議員各位を初め、町長及び執行部職員の皆様には、ご出席をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

ただいまから、平成31年第1回大多喜町議会定例会を再開します。

これより3月会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 平成31年第1回議会定例会3月会議の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日、議会定例会3月会議を開催させていただきましたところ、議長を初め議員の皆様には大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承いただきたいと思います。

さて、本日から始まる第1回議会定例会でございますが、平成31年度各会計の当初予算を提案させていただきますので、予算編成方針などについて若干ご説明をさせていただきます。

内閣府の平成31年度の経済見通しによると、我が国経済の先行きについては、雇用、所得環境の改善が続き、経済の好循環がさらに進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれるとしながらも、先行きのリスクとして、通商問題が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があるとしています。

国の平成31年度の予算編成は、歳出全般にわたり手を緩めることなく、本格的な歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除し、予算の中身を大胆に重点化としています。

このような中で、本町の平成31年度予算は、第3次総合計画の4年度目を迎え、基本計画の着実な推進を図るため、歳入については、課税客体の的確な把握、滞納整理の促進、未利

用地等の積極的な売却や貸し付け、受益者負担の適正からのあらゆる面から歳入を見直し、財源を確保すること。また、歳出については、全ての事業について、その必要性、緊急性、費用対効果を十分に検討することなどを予算編成の基本としました。

平成31年度予算の歳入における自主財源については、法人町民税や固定資産税、宮原住宅の貸し付け収入、船子分譲地の未払い収入など、1億円余りの増額を見込みましたが、定住化基金繰入金などの減額により、自主財源の総額は前年度より7,000万円減額の19億7,700万円となりました。

依存財源については、消費税の引き上げに伴う地方消費税交付金の増額、交付税は地籍調査事業、地域おこし協力隊、外国人技能実習生などの特別交付税の増額、地方創生推進交付金の地域密着型サービス等整備事業交付金による国・県支出金の増額など、依存財源の総額は前年度より1億600万円増額の30億1,600万円となりました。

一方、歳出においては、総務費では、合併65周年記念事業、総合計画の後期基本計画の策定事業、公共交通政策事業として高速バス運行補助、いすみ鉄道経営支援補助、デマンド型地域交通運行業務、ふるさと納税事業の返礼品や基金積立金、地域おこし協力隊などを計上しました。

民生費は、次期介護保険事業計画等策定事業、小規模多機能型居宅介護施設整備事業補助金、高齢者及び障害者福祉費、出産祝い金、子供医療費助成、児童手当支給、保育園運営費、児童クラブ運営費、介護保険等の特別会計への繰り出しなどを計上しました。

衛生費は、塩田病院施設整備事業費補助、がん検診、住民健診、予防接種事業、乳幼児・妊婦関連健診等の経費、合併処理浄化槽設置補助、ごみ収集及びごみ処理委託料、水道未復旧及び地域対策事業、上水道高料金対策補助などを計上しました。

農林水産業費では、基幹農道川畑平沢線3橋の点検業務、有害鳥獣対策事業として、猿、鹿、イノシシ、キョン等の駆除や有害獣関連各種補助金事業、多面的機能支払い交付金事業などを計上しました。

商工費は、地方創生推進交付金による観光まちづくり推進事業、商工会やお城まつり実行委員会ほか各種団体への補助や、市原市、君津市との広域連携事業などを計上しました。

土木費は、社会資本整備総合交付金による橋梁長寿命化事業、大中西線ほかの町道改良や維持補修経費、国土調査事業、定住化対策、住宅補助事業などを計上しました。

消防費は、老朽化した消防団の団旗の更新、広域常備消防負担金、消防団運営事業、水槽車から照明付小型動力ポンプ積載車への更新、消防車両は更新せず積載している小型動力ボ

ンプ等の更新、防災広報車の更新などを計上しました。

教育費は、小中学生の通学対策としてスクールバスの運行、給食費の無償化、旧西中学校
不用建物の撤去工事、中央公民館屋根及びホール設備の改修工事、図書館屋根防水工事など
を計上しました。

一般会計の予算総額は、前年度より0.7パーセント増の49億9,400万円となりました。

特別会計と企業会計は、それぞれの会計の目的に沿った予算編成を実施しました。

平成31年度予算の一般会計と特別会計の合計額は、前年度より1.4パーセント増の76億
1,188万6,000円となりました。

以上、平成31年度当初予算編成方針の一端を申し上げさせていただきましたが、各議案と
も十分ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、行政報告にかえさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。平成31年第1回議会定例会2月会議
以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

なお、このうち、2月18日に第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され
ました。この件につきましては、11番山田久子君から報告願います。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 私からは、2月18日に行われました、平成31年第1回千葉県後期高
齢者医療広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

この議会では議案8題が上程され、一般質問は4名の議員が行いました。

第1号議案では、広域連合副広域連合長の選任が行われ、東庄町長の岩田利雄氏が再任を
されました。

第4号議案では、保険料軽減措置の規定等を改正するため、千葉県後期高齢者広域連合高
齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について審議され、賛成多数で可決をさ
れました。

議案第6号の平成30年度特別会計補正予算（第2号）の主なものは、診療報酬返納金など
の増額で、プラス4億7,404万8,000円がありました。これは交通事故など第三者行為による
疾病・傷病などの広域連合の一時立てかえ分の返納金などで、本年度、その額が多くなった

とのことでした。この返納金は、後期高齢者医療保険料調整基金積立金に積み込まれました。

議案第7号 平成31年度広域連合一般会計予算は、昨年度予算に対し2億9,028万4,000円増の24億8,215万3,000円の当初予算額となりました。これは事務経費の繰り出しが主な要因です。

第8号議案の平成31年度広域連合特別会計予算は、前年度予算に対し283億6,500万2,000円増の6,391億5,009万円の当初予算額となりました。これは被保険者数の増員による給付費の増額や、電算処理システムの端末の入れかえ、新規リース料などの増額によるものです。

各議案とも全て可決をされております。

一般質問の中では、平成33年度人間ドックの助成廃止に関して、今後の広域連合組合での取り組みの質問がされましたが、厚生労働省の通知にありましたように、平成31年は4分の3、平成32年4分の2、平成33年はゼロと段階的に廃止していくとの答弁がございました。

また、あんま、はり・きゅうの療養費の受領委任払い制度の千葉県広域連合の対応についての質問では、平成31年4月1日より取り扱いを開始していく予定の旨の回答がございました。

以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、2月22日に第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が開催されました。

この件につきましては、10番末吉昭男君から報告願います。

10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） 平成31年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が2月22日10時から開かれまして、議長、副議長、私と3人で出席いたしましたので、報告させていただきます。

まず、副議長の選挙が行われまして、いすみ市の中村松洋氏が選出されました。

続いて、議案審議へと入り、議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、働き方改革を推進するため、関係法律の整備に関する法律により、労働基準法に時間外労働の上限規制等が制定され、平成31年4月から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第2号の一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成30年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じて、所要の改正を行うものでございます。

議案第 3 号 平成31年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算については、皆様のお手元に配付させていただいたとおりでありますけれども、一般会計の予算規模につきましては21億24万4,000円で、対前年比 3 パーセントの増となっておりますが、これにつきましては、広域常備消防の充実と強化をより一層図ることを重点に編成しており、主なものとして、勝浦消防署の女性専用施設整備に1,480万円、大多喜分署の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入に5,500万円を計上してございます。

また、地域医療体制の充実で、病院群輪番体制や在宅当番医制及び24時間電話相談事業の継続で8,410万円を計上してございます。

そのほか、千葉県消防共同指令センターの運用経費負担金と機器更新負担金で6,909万3,000円等も計上してございます。

議案第 4 号の指定管理者の指定については、平成31年 4 月から 3 年間、夷隅郡市広域市町村圏事務組合、大多喜老人福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人大多喜町社会福祉協議会を指定するものであり、全議案とも全員賛成で可決されたところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、2月25日に第1回夷隅環境衛生組合議会定例会が開催されました。

この件につきましては、根本年生君から報告願います。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 平成31年第1回夷隅環境衛生組合議会定例会が平成31年2月25日に開催されました。

その会議の議案といたしまして、まず一番初めに、選挙第1号 夷隅環境衛生組合議会副議長の選挙が行われました。これにつきましては、大多喜町議会議長であります野村賢一様が全員一致で当選されたところでございます。

続きまして、議案第1号 監査委員の選任につき同意を求める件が上程されました。これにつきましては、いすみ市議会議長であります中村松洋様が選任されました。

○議長（野村賢一君） 根本君、逆。副議長がいすみ市の中村さん。監査委員が私です。やり直してください。

○4番（根本年生君） すみません。

副議長がいすみ市の議長であります中村様、監査委員が大多喜町議会議長であります野村様。失礼いたしました。すみません。

続きまして、議案第2号 職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。これは浄化槽の点検業務終了に伴い人員が削減されることになりました。44名のところ30名に改正されたところでございます。

続きまして、議案第3号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。これについては全員一致で承認されたところでございます。

続きまして、議案第4号 組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。これにつきましては、浄化槽の点検業務終了に伴う条例の改正でございます。

続きまして、議案第5号 補正予算が審議されました。これは浄化槽の点検業務終了に伴い収入が減ったこと、及び4トンバキューム車の購入を年度当初は引き続きこの点検業務を行うということで計上されましたが、点検業務終了に伴い4トンバキューム車の購入が見送られたものが主な要因でございます。

続きまして、第6号といたしまして、平成31年度衛生組合会計予算が計上されました。これにつきましては、本年度52億5,000万円、前年度比マイナス8.3パーセントでございます。これも点検業務終了に伴う収入減でございます。

その後、質問が何件かなされ、その中で、今のところ点検業務終了に伴い、どの程度移行手続が進んでいるかということで質問がありまして、現在5,146件、83.8パーセントが切りかえを行ったと。残るものについてはまだ切りかえが行われていないということです、随時PR等もして、できるだけ早目に切りかえていただくように努力するというところでございます。

それとあと、少子化に伴いまして、やっぱり経営状態を、今後とも安定した経営にするように一層努力するという報告がなされたところでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、2月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

次に、陳情書について、「会計年度任用職員制度の施行に伴う国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情書ほか2件の陳情書が提出されています。お手元にその写しを配付しましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、本３月会議の審議期間ですが、本日から３月19日までとします。本会議の審議は本日とあす６日、７日、そして19日とし、この間、12日と13日に総務文教、福祉経済合同の常任委員会協議会を開催する予定です。12日は総務文教常任委員会所管事務、13日は福祉経済常任委員会所管事務について、新年度予算の内容説明を受けることとしています。

執行部の皆様にはよろしくお願ひしたいと思います。

議員の皆様申し上げます。

事前に議案とともに配付しました参考資料ですが、これはあくまで議案を審議するための参考資料ですので、議案書により質疑されるようお願いします。

それでは、お配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君）　これから日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

２番　志　関　武良夫　君

３番　渡　辺　善　男　君

を指名します。

◎同意第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第２、同意第２号　大多喜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君）　それでは、同意第２号についてご説明申し上げます。

議案つづりの１ページをお開きいただきたいと思います。

次の者を大多喜町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は大多喜町小土呂1566番地、氏名は宮本清、生年月日は昭和26年６月25日でございます。

提案理由でございますが、現教育委員会委員の宮本清氏の任期が、本年３月31日で満了と

なることから、引き続き同氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものでございます。

宮本氏は、平成24年3月に定年退職されるまで、大多喜町立西中学校校長、勝浦市立勝浦中学校校長を歴任されました。退職後の平成26年7月から人権擁護委員を務め、平成27年4からは大多喜町教育委員会委員として、本町の教育振興発展にご尽力をいただいております。

人格は高潔で、教育に豊富な経験と識見を有した方でありますので、ご同意をいただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、同意第2号 大多喜町教育委員会委員の任命については、同意することになりました。

◎一般質問

○議長（野村賢一君） それでは、日程第3、一般質問を行います。

一般質問は通告順に従い、本日6名、あす3月6日に3名を予定しています。

なお、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影及び質問者の自己の質問事項のみの録音を許可したので、ご承知願います。

通告順に発言を許します。

◇ 麻 生 剛 君

○議長（野村賢一君） 初めに、6番麻生剛君の一般質問を行います。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 通告に基づきまして、6番麻生剛、ただいまより一般質問に入らせていただきます。

私の通告は既に一月ほど前に執行部に通告しております。ということは、十分執行部も答える準備はあったと思います。必ず歯切れのいい答弁をしていただきたいと思います。

実は私、この活力ある大多喜高校のために、この項目は活力がある学校である、活力である町であれば、別に質問はいたしません。そういうことから考えてしっかりと認識した上でご答弁いただきたいと思います。

まず、本質問に入る前に、私、皆様方に一言申し上げたいと思います。それは、先年大多喜高校支援推進委員会の席上で、すばらしい、積極的、建設的な意見を言ってくくださった方がいます。教育長です。教育長からは、教員基礎コースの導入を考えてみてはとの提案がありました。長年にわたる教職員の気持ちを考え、そして生徒児童を育て教え導いた方の重いお言葉でございました。

また、本町の総務課長は、キャリア教育への協力、自分ができることは、今までの行政マンとしての能力を全てささげて、母校のためにという積極的な熱い心情を語っていただきました。

私は、この2人の提案を感じ、非常に感動を覚えた次第です。やはり高校をよくするのはこういう力、発言なんです。自分の任期中が3年しかない、自分の任期は4年である。その程度の発想で学校の教職員や関係者がいたら、決してよくなりません。しかし、教育長や総務課長の発言は、それを超えたすばらしい発言だったことを一言申し述べます。

私は、今、思います。先ほど来申し上げているように、大多喜高校というのは地域文化の中核を担う存在である。しかしながら、建物に耐用年数があるように、生命体に寿命があるように、何も手を施さなければ滅び去るのが運命であります。未来へ向かっての生命の息吹を感じさせるためにご提案いたします。これは決して二番煎じではありませんので、しっかり聞いてください。

教員基礎コースの導入を試みたらどうか。地域における必要性は言うに及ばず、今後、海

外における日本ブームはかつてのヨーロッパを席卷したジャポニズムの到来を感じさせます。人材育成と選択肢をふやすこと、教育機関との連携を図ること、大学や近隣小学校・中学校との連携を密にすること。将来的には教え学ぶ楽しさを地域社会での教育、職場での教育、生涯学習での教育にも生かせると思います。

さて、ここでこの教員基礎コースの導入に取り組む意欲と可能性について、執行部より伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 大多喜高校に教員基礎コースの導入を試みたらどうかというご質問に、教育課のほうからお答えさせていただきます。

現在、千葉県立の高校の中で、千葉女子高校、安房高校、我孫子高校、君津高校に教員基礎コースが設置されております。これらの設置は、千葉県が平成24年度から平成33年度までの10年間の計画期間で策定しました、県立学校改革推進プランの第1次から第3次の実施プログラムの中で計画的に設置されたもので、最終年次の平成33年度までの第4次実施プログラムまで、既に計画がされているところでございます。

先ほど麻生議員さんからご紹介いただいたとおり、大多喜高校教員基礎コースを設置することについては、昨年10月30日に開催いたしました平成30年度第2回千葉県立大多喜高等学校支援推進委員会の中で、宇野教育長からも設置検討の提案がなされているところでございます。

なお、このことにつきましては、大多喜高等学校の学校長の同意を得、宇野教育長が県教育庁の担当課に赴き、教員基礎コース設置に向けた要望を伝えさせていただきました。

教員基礎コース設置については、あくまでも設置者である千葉県が決定することであり、千葉県が次の計画を作成したとしても、計画期間が平成34年度以降ということになりますが、魅力ある学校づくりを推進する上からも、今後も大多喜高校と協議を重ねつつ、千葉県立大多喜高等学校支援推進委員会においても、設置に向けた支援の方法などについて協議してまいりたいというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 今、担当課長よりご答弁いただきました。

昨年の10月での教育長の発言が、一歩も二歩も今大きく進んでいる。千葉県を巻き込み、そしてあの大多喜高校をかけがえのない学校として、これからも残すように努力した。その経緯は高く評価したいと思います。物事というのは、言ったことをやらない人が多いんです。

しかし、宇野教育長の有言実行、これは私、高く評価します。そのためにこれから私ども議会も、あるいは学校関係者も、全てを含めてみんなで支援し、そして必ず実現させようじゃありませんか。

千葉女子高校にしても、非常に伝統あるいい学校である。そういう学校が導入している。また、我孫子高校にしても、昔、私どものときは新設校でしたけれども、今は東大進学もする方がふえたり、スポーツでも非常に優秀になってきている。そういう学校を今度は私どもが学んでいく。そういうことだと思います。

担当課長も、一步も二歩も教育委員会の中で、宇野教育長のもとで進んで、そのような形での積極姿勢になったことは高く評価したいと思います。

次に、私、大多喜高校はなぜ必要か。こういうことなんです。教育改革というのが非常に急務なんです。やらなければ道は開けません。そして、そのことは足元の、自分の地元の県立高校の凋落を救うことと大きく重ね合うことです。

かつてどこにでもある一律の教育内容、普通科教育と横並びで、今後とも大多喜高校が生き残れるとは思えません。そして、生き残れるとも思いません。先ほど来主張した教員基礎コースがあくまでもそのきっかけであります。入り口であります。

そこで、旧制大多喜中学校以来の大多喜高校の一つの強み、これは私は、中高一貫教育の導入を図ることじゃないかと思います。きょうも傍聴席にはかつての大中魂を私どもに伝えてくれた方も傍聴してくださっております。本当に涙が出るほどうれしい限りです。

皆さん、中長期的視野になった教育方法が実現可能なんです。それは、中学、高校の垣根を外す、この1点であります。ただ、単なる一つの偏差値という尺度ではなく、進学という尺度でもなく、中学、高校という6年間の多感な青春時代が、文化、芸術、スポーツ、郷土芸能に親しみ、海外雄飛を可能にさせ、明確な意思を持った国際人養成への道を歩むことを、そして多くのこの人材を輩出させることを念じております。

そのために、人材面での支援、協力、財政面での支援、協力、さまざまなことが必要になることは言うまでもありません。次世代を背負う人材教育にかけることは、将来の我がふるさと、そして我が国のために意義あることです。打てる手は打っていく。このことが過疎の町、この町を、教育を先頭に光り輝く、そんな場所になるきっかけだと思います。

さて、大多喜高校が生き残るために中高一貫教育への導入について、導入する意思、それがどうか、ひとつご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長、これ答弁できないでしょう。

(「通告してあります」の声あり)

○議長(野村賢一君) 県じゃないんだから。

教育課長。

○教育課長(古茶義明君) 中高一貫教育を導入することについて、教育課のほうからお答えさせていただきます。

千葉県内では現在、同一の設置者による併設型としての公立の中高一貫校は、千葉県立千葉高等学校・千葉中学校、千葉県立東葛飾高等学校・東葛飾中学校、千葉市立稲毛高等学校・稲毛高等学校附属中学があります。また、千葉県立関宿高校と野田市立の3中学が連携型として1例ございます。

ご質問の大多喜高校に中高一貫教育を導入してはどうかということでございますが、確かに議員の言われるとおり、大多喜高校の伝統を守りながら、長期6年間の一貫教育は、継続的な指導によるメリットは十分考えられるところでございます。しかしながら、仮に設置する場合には、大多喜中学校を初め、近隣市町村の公立中学校への学校運営に大きな影響を与えることが考えられますので、教育委員会としては、千葉県への設置要望については慎重に対応することが求められますが、ご提案いただきましたことにつきましては、今後、大多喜高校、千葉県との信頼関係を図りながら、方向性の一つとして提案していければというふうに考えております。

○議長(野村賢一君) 6番麻生剛君。

○6番(麻生 剛君) 今、いみじくも教育課長からご提案がありました。いろいろなことをお調べいただきました。

その中で、稲毛中高、稲毛高校、千葉市立、これはどうでしょうか。これを導入したときに倍率、応募者に対して志願者がどのくらいになったのか。そのことを担当課長からちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長(野村賢一君) 大丈夫、通告あった。

(「資料がございませんので」の声あり)

○議長(野村賢一君) 通告があるのを、やってやってくださいよ。

6番麻生剛君。

○6番(麻生 剛君) 実は、非常に謙虚な教育課長なので、ご自分でいろいろと調べ、そして私の通告に対してかなり足を使い、汗を流しやってくれました。実は私のほうに、手元にいただいたんです。

それは披露しますと、すごいんですよ。平成19年度、募集定員80名、志願者は1,633、20倍ですよ。20倍の志願者。これ、すごいなと思いました。その後だんだん調整されてきましたので、平成29年、10年間で5です。これは定員80名、志願者、それでも700名近い。

どうでしょうか。これは教育課長も本当は知っているんですよ。知っているけれども、謙虚な方だから、今お答えしない。私がかわってお答えしますけれども、これは導入する意義があると思うんです。

というのは、今後私がお伝えするように、大多喜町の学校を救うのは、大多喜町の人たちだけではなく、大多喜町の教育、そして県立中学、大多喜高校に対する理念、信条に熱く共感をした方々を千葉県内から集める。要するに、県立高校だからなかなかできないということではなく、県立高校の強み、全県1学区なんですよ。

稲毛高校は千葉市だけですからね。全県から人を集める。これがまちづくりの基本であり、教育のすばらしさです。どうして東京の大学に行くんですか。どうしてニューヨークの大学に行くんですか。それは、地域を越えたすばらしさがあるんです。

大多喜中学、大多喜高校がすばらしいとなれば、県内からもろ手を挙げて来るでしょう。教育課長は謙虚な方でありますから、私にも教えていただいておりますので、ご自分で答えないので、私が答えております。

今、大切なことはこうです。私たちは大多喜高校を救おうという、先ほど総務課長、そして宇野教育長の熱い心情があった。そして、OBの方々が築き上げてきた伝統、120年の伝統の重みがある。それを今ここで、県立高校だからとか、県の許可が必要だからとかいうような消極的な姿勢ではなくて、逆に巻き込んでいく。それは一つの手本として、教育長が見せていただいた。だったら、次、2の矢、3の矢、我々議員も、そして町長も副町長も教育長も含めてやっていこうじゃありませんか。

この中高一貫教育、さまざまなプラス面を私はお伝えしました。私が都内でよく講演活動や街頭演説をやらせていただいたころ、天下の開成高校の諸君は、非常に熱心に、そして質問などしてくれました。開成といえば、ご存じ、東京大学進学者ナンバーワンの学校であります。つまり、日本を自分たちの手で、国際社会の中でどうするんだという意気込みが、既に高校時代に10代で醸成されている。そういう学校なんです。長い歴史と伝統がある学校は、えてしてそれが継続し、そして現代に残るにはそのくらいの時間も労力もかかるんです。

大多喜高校改革プラン、スタートしました。大多喜町教育委員会は宇野教育長のもと、そして、奥ゆかしい古茶教育課長のもと、いい方向に進んでいるでしょう。だったら、今、非

常に寝ぼけているような大多喜高校の上層部に鉄槌を下しながらいこうじゃありませんか。

さて、私、次の質問、これもやはり大多喜高校のことです。

それは、先ほど来言ったように、稲毛高校の例を見てわかるように、中高一貫校になると非常に志願者がふえるんであります。通学のできる距離、範囲も大きく越えてしまうでしょう。もう電車では通えないんですよ。バスでも通えない。これみんな今まで言っていましたね。スクールバス、走らせなきゃいけない。確かにそういうことも必要でしょう。しかし、どうですか。ここに住んでもらうんです。中学・高校からこの緑豊かな、そして歴史、伝統文化のある人情豊かなこの町に住んでもらう。

そこで、寄宿制の導入を提案します。町内には、廃校でその後の使い道を模索しているところもあります。これらを生徒の宿舎として使用することはどうでしょうか。考えてみましょう。

また、民間では空き家や何も使用が決まらない施設も多々あると思います。これらのこともあわせて考えてみてはいかがでしょうか。

寄宿制の導入、昔、旧制大多喜中時代はどうだったでしょうか。この近隣の旅館やあるいはお寺に遠くから下宿し、寄宿制のようなものがあったと思います。そこで青春時代を地域の人たちと一緒に学びながら、地域の人々と先輩後輩の非常にいい関係を築いたと思います。今でも当時の方々の思いを聞くと、私、本当に涙が出るほど母校愛、郷土愛があります。

そこで、今言ったように寄宿制の導入について、当町にある廃校などを利用すること、これについて伺いたいと思います。お願いします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 寄宿制を導入することについて、教育課のほうからお答えさせていただきます。

現在、千葉県内では専門性のある学科があります、千葉県立下総高等学校及び千葉県立銚子商業高校野球部に寄宿舎が設置されております。

先ほど申し上げましたとおり、千葉県が平成24年度から平成33年度までの計画期間で策定しました県立学校改革推進プランには、寄宿舎については計画されておらず、問い合わせたところ、現在検討もしていないということではありますが、年々、生徒が減少していくことが予想されていく中、大多喜高校の魅力アップを図る上でも、ご提案いただきましたことにつきましては、貴重なご意見として捉え、今後、千葉県が策定します次期県立学校改革推進プランで普通高校の方向性を出していく中で、大多喜高校に寄宿舎を導入することも視野に入

れ、千葉県に提案してまいりたいというふうに考えます。

○議長（野村賢一君） 6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） 今、担当課長より積極的な前向きなご提案がありました。

さてそこで、かつてと違ってきた大多喜、かつてと違ってきた大多喜高校を、これを P R するには、先ほど出たように県ではまだこの問題について注目していない、着目していない。しかし、提案はしていく。これ、いいことです。

具体的には、どのような手法で、どのような期間で、どう押し上げていくか。もう一度再質問ということをお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 先ほどの、いつの機会にどのように提案するかということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、県が策定します次期県立高等学校改革推進プランの素案ができる前に提案することが必要であると考えますので、高校側の了解を得た上で、千葉県教育庁にあります高校改革推進室のほうに、直接、高校の了解を得た上で問い合わせをしていきたいと、要望してまいりたいというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） 6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） 今、ご答弁いただいたように、とにかく高校の了解を取りつけ、そして県を巻き込み、実現に向かっていこうじゃありませんか。このことに関しては、議員各位も町当局も異論はないと思います。町に人があふれる、若い人が来る、そして昔のような教育の都の復活を目指す。

さて、次にフィルムコミッションと映画化についての見解を伺います。

フィルムコミッションは、地域の魅力を内外に広め、メディア等を通じて知らせることができるものとして当町も取り組んでおり、その成果が出ているものと思われま。まずは、実績について伺います。その上で、それらのことがどのようにこの地域経済や文化の向上に影響を及ぼしたのか、そして対外的な知名度アップにつながったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 麻生議員の一般質問に総務課からお答えさせていただきます。

フィルムコミッションは、映画、テレビドラマ、コマーシャルなどのロケーション撮影に関し、撮影がスムーズに進行するようにサポートするもので、大多喜町においては総務課で担当しております。

フィルムコミッションの平成29年と平成30年の実績につきましては、平成29年の実績は20件で、その内訳は映画撮影が3件、情報番組が11件、プロモーションビデオが3件、ドラマが2件、写真撮影が1件でございます。平成30年の実績は17件で、内訳は映画撮影が3件、情報番組が7件、プロモーションビデオが4件、年末の特別番組が1件、コマーシャルが1件、写真撮影が1件でございます。

次に、その効果に関しましては、まず直接的な効果としましては食事や宿泊がございます。これらの経費は町で直接支出しておりませんので、効果額は把握しておりませんが、撮影等で出演者等の人数が多いロケーションや撮影期間が長期にわたるものは、地域経済への影響も大きなものがございます。

また、対外的な知名度アップといたしましては、いすみ鉄道や栗又の滝など、テレビ放映を見て大多喜町を知っていただける方や、訪れていただける方もいらっしゃいますし、テレビドラマや映画のロケ地を観光で訪れる方もいらっしゃいますので、フィルムコミッションの活動は知名度アップにつながっていると考えております。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 今、総務課長のほうからご答弁がありました。

このフィルムコミッションというのは、今言ったように内外に紹介される。いわゆる、こちらが広告費を使わなくてもPRしてくれる。そして、それを見た人たちが感動する。私も昔カラオケに行って、我がふるさとがこう盛り上がってくる。そういうカラオケのあれがありまして、これ、心を打つんであります。あのカラオケ程度でもそうですから、これが、どうでしょうか、一步進めて取り組んでいただきたいことがあるんです。

大多喜が世界に開けていたことを証明するのが、江戸期におけるドン・ロドリゴと大多喜藩主本多忠朝公とのかかわり合いです。御宿岩和田沖での漁民等による命をも惜しまぬ救出劇は、人類史上に残る人道主義的輝かしい功績と言えます。これら一連のことを映画化し、そして映画化することによることのメリットを考えてみてはいかがでしょうか。

日墨西友好発祥のもととなった歴史的事実、これを次世代につなげていくことの意義と、現在の姉妹都市クエルナバカとの関係の由来を内外等に示すことの意義は、大変とうといと思われそうですが、いかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問に対し、産業振興課よりお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、本多忠朝公の功績や姉妹都市クエルナバカとの関係を映画化し、

内外に示すことの意義は大変大きく、対外的な知名度アップにもつながり、また、観光に及ぼす影響も大きいと思われますので、映画化された際は、本町にとって非常に有益なことと思われます。

また、映画化とは別に、本町では平成21年にNHK大河ドラマ本多忠勝・忠朝誘致実行委員会を立ち上げ、本多忠勝・忠朝親子のNHK大河ドラマ化の要望活動を行っていることはご承知のことと思います。誘致実行委員会では、これまでに小冊子等の作成、署名活動、広報活動、本多家ゆかりの自治体への協力依頼、NHK千葉放送局及びNHK放送センターへの要望活動などを行ってまいりました。

誘致実行委員会においては、今後も地域の皆様や本多家ゆかりの自治体のご理解とご協力をいただき、誘致活動を進めることとしておりますので、町としましては、まずは大河ドラマ化の活動を推進してまいりたいと考えておりますので、この活動の中で映画化、あるいは各種メディア等に取り上げていただけるような形になればと考えております。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 今、産業振興課長より、まず先行しているのが大河ドラマである。これはNHKで1年間ばっちりやりますから、非常に視聴率のいい番組です。これはこれとして、ただ私が申したのは、なぜドン・ロドリゴと本多忠朝公との映画化が素晴らしいかというのは、まだ本格的にどこも取り扱っていない、本格的に。だからなんです。

名作とか名画は、時代を超えて、国境を越えて、私たちに語りかけてきます。日本が誇るご存じ黒澤作品。黒澤明が世界に影響を及ぼし、ハリウッド映画は常に黒澤の模倣でありました。現代にもその傾向はあります。また、大林宣彦監督の尾道三部作、これは坂のまち尾道を不動のものにしました。天下の北野武の作品もしかりであります。

当町には題材はたくさんあります。枚挙にいとまがないほどあります。しかし、今回取り上げられたドン・ロドリゴと本多忠朝公との一連の人道的、博愛的活動は、世界へ向けて発信できる価値の高いものであります。司馬遼太郎、山本周五郎、藤沢周平、彼らの書物をひもとくと歴史が現代によみがえります。

映画化に当たっては、人、物、金といった経済的なもの、そして原作、脚本といった中身、本質的なものが用意され、準備されていく必要があります。文化は伝承され、掘り起こされ、原石に磨きかけられてこそ息を吹き返します。後世に我々が何を残せるか考えてみる必要があります。

そこで私はドン・ロドリゴと本多忠朝公のこと。よく大河ドラマは忠勝、忠朝を出してい

ます。じゃ具体的に粗筋はどうなんでしょうか。どう脚本構成を持っていこうか。どうプロデュースするんでしょうか。どう大多喜町でロケを持っていこうか。

まず、ワン・イシューでいいんです。1つの注目点をつくっていく。ヒューマニズムは参考までに、これは私が申すまでもありませんけれども、関連書物をご紹介します。

今は亡き御宿のメキシコホテルの社長でありました金井英一郎先生の「ドン・ロドリゴ物語」。これ私、生前お会いしまして、先生のあの本をサイン入りでもらったんですけども、金井先生の御宿を愛した熱情が、当時の江戸時代にタイムスリップしたかのように、創作意欲が生んだ生々しい住民感情を伝えた名作であります。

また、現在御宿に在住しております安藤操先生の「ドン・ロドリゴの日本見聞録」。これは史実にのっとり解説を加えています。現在、御宿に在住し、ふるさと房総文化を全国に発信しております。

そして、小倉明先生の「ドン・ロドリゴの幸運」。これは易しいです。子供向けに一読を薦めます。わかりやすく、おもしろく、いつの間にかドン・ロドリゴと本多忠朝の一連の友情が伝わってきます。

そして、最も大切だったことは、地元出身の当時の報知新聞記者、藤平権一郎の功績です。あの記念塔が生まれ、今日まで私どもにヒューマニズムと国際感覚の大切さを教えてくださったことも解説されています。この後、私以外にさまざまな方が、今度大多喜にできるメキシコとの記念塔、そのときにもひとつご参考にしていただきたいと思います。

上記、私が紹介した、それ以外にも、地元の夷隅民話の会発行のものもあります。また、ふるさと大多喜の荻込孝次さんの著作なども非常に力作であり、十分後世の資料として価値あるものと思われます。

こんなことを私が申ししたのは、今やらなければほかがやります。私どもが取り上げなければ、ほかで注目して行います。それは、私の知っている方が、あのドン・ロドリゴ物語と、そして大多喜の本多忠朝公とのこと、そして最も大切なことは、メキシコとの資源外交の問題で、当時は銀が主体であったと。銀の精錬技術を伝えた本多忠朝公とドン・ロドリゴというのは、徳川300年の太平を築き上げた一つのあれではないか。そういうところに着目して、既に動いている方もいます。

だからこそ私は、地元である大多喜の、ここでそのことについてアドバルーンを上げることが、決してNHKの大河ドラマとの、恐らくコラボレーションもうまくいくと思いますので、ひとつ検討していただきたいと思います。

通告に基づいて行いましたので、一応フィルムコミッションのことについては、内外ともにお金をかけずにPRする姿勢は高く評価できると。そして、映画化については、正直言って大河ドラマを優先するとかそういうことではなくて、それと並行して映画化へのうねりを考えていただきたい。これはひとつどうでしょうか。再答弁ということになるかもしれませんが、お答えになれるようでしたらお答えいただければと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 再答弁ということでございますけれども、映画化について否定するものではございませんが、ただ、これまで10年間、誘致実行委員会のほうでも、毎年いろんな活動をされてきておりますので、それをないがしろにしてなかなか映画もというのは難しいのかなというところで、大河ドラマの誘致活動の中で、映画化とかそういう取り上げていただけるような形になればなというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 産業振興課長のお気持ちもよくわかります。先人たちが築いてきてNHKに注目して行っただけで、それはそれとして、映画化については町もひとつ考えながら、そして民間の活力も踏まえて巻き込んでいけることを期待しながら、この質問項目は終わらせていただきます。時間の関係もあります。

次に、多数の方を答弁者に指名しましたがけれども、きょうのところは担当課長の皆さん、熱情ある、そしてすばらしい調査能力、そしてお考えがあるので、なかなか私が指名した方々まできょうは行き着いておりませんけれども、次の項目は、できるだけ指名した方々に満遍なく答弁の機会を与えたい、与えていただきたいと思いますので、ご協力お願いします。

まず、最後になります、歴史的資産の活用について伺います。

今あるものを丁寧に大切に使っていく。そこに先人の築いたわがが、心が、後世へと伝わっていくのではありませんか。現在はえてして用がなくなればポイ捨てといった風潮がある。物の大切さを伝える、よい物は使い続けるといった価値の復興につながっていく必要があります。このことに関しては警鐘を鳴らしながら質問に入らせていただきます。

かつて今井兼次先生は、当町を訪れたときに、関東の大和であると表現しました。斑鳩の里であると、深く心に刻み、斑鳩の里であると深く心に刻んだんです。この町のシンボルとなるべく、この役場の庁舎建築に取り組んだんです。現在も中庁舎として、今日に至るまで使用されており、町の中核を担うすばらしい資産であります。

今井兼次先生は、申すまでもなく建築界における大御所であり、当時の役場中庁舎を初め、

長崎日本二十六聖人殉教記念館、そして香淳皇后還暦記念ホールなど、代表作品がめじろ押しであります。そして、重要なことは、日本では無名でありましたアントニ・ガウディ、これを紹介した方でも有名であります。

そして、この役場、庁舎をずっとずっと大切に使い、町の誇りとしてやった結果、この中庁舎、現在、ユネスコアジア太平洋文化遺産保全賞功績賞に輝く、すばらしい、輝かしい宝であります。思えば、今は亡き私どもの大先輩であります中村茂町議会議員のご尽力なくしては、この偉業はなかったと思います。決して忘れてはならない方であります。

この歴史的資産の活用をより一層、文化的、学術的、観光的に活用する道を探ってみてはどうかと思います。このことについてご答弁、お願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 麻生議員の一般質問に総務課からお答えさせていただきます。

役場の中庁舎につきましては、議員さんのおっしゃるとおり、早稲田大学の名誉教授だった今井兼次先生の設計により、昭和34年に竣工いたしました。

今井兼次先生は、本町の歴史や風土を理解して設計に取り組み、建物の随所に本町のゆかりものが象徴的に織り込まれ、日本建築学会賞を受賞した建物でございます。老朽化に伴い、平成24年3月に改修が終了した中庁舎は、ユネスコアジア太平洋文化遺産保全賞、千葉県建築文化賞、BCS賞、BELCA賞を受賞し、平成27年8月4日に国の登録有形文化財にも登録されたところでございます。

この中庁舎の活用につきましては、多くの皆様からご意見をいただいております。平成29年の12月会議におきましても、ほかの議員さんからの一般質問にお答えさせていただきましたけれども、郷土資料館としての活用なども現在考えているところでございます。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 総務課長からご答弁いただきました。

大変すばらしいものであるということはわかっている。そして、これを何とかしたいということもわかっている。ただ、具体的には何かということが問われるわけです。

私、役場の庁舎、上の屋上にも行ってきましたけれども、ここにこの雑誌がありまして、こういう形できれいに修復されております。これはなかなかない、すばらしい芸術なんです。芸術が屋上にあり、それが眼下を見下ろしている、町内の方々を見ているわけです。

これどうでしょうか。これは総務課長とはお電話でもお伝えしましたがけれども、ひとつ開放の日を設けて、文化の日でもいい、これだけの今井作品が生で見られる。これはもう建築

界あるいは文化界の人にとっては、これほど心が沸き上がることはないと思います。

恐らく予約制をしなければいっぱいになっちゃいます。だから、ある程度の期間できる。それだけのあれがこの屋上にはあるんです。そのあらゆるところがすばらしいとは、私言いません。ただ、見た目を見て、そして感動を与える。これだけの芸術作品をつくり上げた今井兼次が生きている。これは、ぜひ早稲田の建築科の学生さんだけに独占することなく、ひとつ全世界に発信していただきたい。そのことについて、もう一度ご答弁いただければありがたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 議員さんのおっしゃるとおり、予約がある場合、これはもう建築関係の方、あるいは早稲田の学生さん、今でも見学に来ていただいています。そして、屋上のガウディを模したようなモザイクの壁画、これも確かにすばらしいものでございます。日本でも非常に数が少なくなっているということで、非常に貴重なものでございます。

また、この中庁舎のこの会議室におかれましても、大会議室では、この上にあります、この模様、双鶴と紅白のツバキをあらわしているもの。それと三蝶というんですか、丸くなっているやつですね、それをあらわしているもの。あるいは、大会議室の建具の引き手の金具の、それは双鶴をあらわしたものです。そのようにすてきな、非常に大多喜町にゆかりのあるものを象徴的にちりばめていただいている、非常にすばらしい建物でございます。

そういう中で、先ほど若干お話もございました記念日の制定というようなことでございますけれども、記念日といえば町村では非常に制定が少ないというのも現実でございます。一番身近に私たちが感じるのは、多分千葉県民の日。これについては6月15日に開催されております。

大多喜町では、この6月15日の県民の日に、県と夷隅郡市2市2町でスタンプラリーを現在開催したりしております。過去にはこの中庁舎を見学するツアーを開催したりもしております。県民の日は学校も休みになりますので、各種イベントを実施するには、その効果も高いと思いますし、県と一体となりPRもできますので、仮に実施するとしたら県民の日を利用することも可能だというふうに考えております。

また、先ほどお答えさせていただきましたが、大多喜町には歴史と文化がありますので、貴重な資料も多くございます。郷土の貴重な資料を展示し、特定の日に限らず、見学や休憩ができるような場所があれば、町民を初め町を訪れる方にも、町の歴史に触れることができますので、町単独の記念日の制定というのは現在考えておりませんが、この中庁舎が広くい

ろいゝな方が見学できるように、現在模索しているところでございます。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） どうも総務課長のほうからのご答弁、ありがとうございます。

総務課長は一月前に私が通告したことに関して、この文面を越えた行間を読むというか、電話がありまして、お互いに意見交換をした次第であります。その中で、今あるものを生かす。今ある文化資産を生かす。そういうことに関しては非常に感銘を受けた、いろんなことをお伝え、教えていただきました。ありがとうございます。

一つ、県民の日を中心に何らかの形で、この天下の今井兼次のこの芸術作品に触れる機会をつくっていただければと思います。そして、私、この「大多喜町役場 庁舎の歴史と再生」、これなかなかいいです。

2ページ目に飯島町長、出ていますね。いや、これなかなかいい文章、挨拶をしておるんですよ。町長、あなた自身がこの役場に対する思い、わかります、この挨拶の中で。どうでしょうか、今、総務課長と私との答弁の中で、この文化資産を生かそう、何らかをしよう、そのために公開する日も含めて考える。

そこで、飯島町長、これだけ愛情あふれるすばらしい挨拶文を書いたあなただ。何らかのことを考えてくださると思う。答弁いただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 麻生議員さんにいろんな形で今ご提案をいただきまして、ありがとうございます。ご提案につきましては、またいろいろ私どもも一つ一つ検証してみたいと思います。

そして、まさにこの中庁舎につきましては、先ほどのお話にもありましたように、ユネスコのアジア太平洋文化遺産功績賞をいただきました。これも当時、このアジア太平洋文化遺産のユネスコに申請する段階のときに、本来ですと、これは国の重要文化財とかそういう形に指定されてからやるのが一般的と言われておりました。しかし、この建物は、今井兼次先生をやはり尊敬する方たちが非常にいまして、そういう方たちが来まして、これをどうだろう、ユネスコに申請してみたらどうかということで、実は皆さんが本当にボランティアでやっていただきました。当初はなかなか難しいのかなと思いましたが、見事これになったわけですね。

当時、これは裏の話なんです、これはなかなか公開できないということなんです、東京駅も実は同じ日に出したというふうに言われております。なぜそうなったかという話を聞

いたときに、東京駅については大分改修しているということで、この建物については原形をそのまま残しているということで、大多喜が決まったというふうな、これは裏話の中での話であります。

今、麻生議員さんからいろいろご提案をいただきましたが、総務課長も答えていましたとおり、この施設はやはり多くの人に見てもらいたい、そう思っています。実は、大多喜町にはまだまだ掘り起こしていくと大変貴重な文化財がたくさんあるんです。それで、今私どもの学芸員が、もう1年かかっていますが、まだまだ大多喜町に文化財が、実は非常に貴重なものがたくさんあると。つい最近、鎌倉期の仏像があるということで、それを今、大多喜町のほうでお預かりさせていただいているわけですが、これも本当に、その仏像は京都にしかないのではないと言われる非常に貴重なもので、盗難に遭ってはいけないということで、町のほうでお預かりしたという。

そのほかにも学芸員が今調査していますと、平安期のものもあるということで、大変大多喜町にはそういう文化財がまだまだたくさんあるということで、今、学芸員がしっかりと調査をしております。そういった中で、やはり多くの人に見てもらえるような、このユネスコの遺産とあわせて、何かやはり大勢の人に見てもらえるようなものにできればというふうに今検討しているところでございます。

そういうことで、我々もこれから全力でやってまいりたいと思いますので、よろしく、またご協力をお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 町長のご答弁、ありがとうございました。

要するに、これがユネスコの受賞になったのにも、大変難しいと言われたけれども、ボランティアの方々や、いろんな方の総意、結集があってできたんだ。やればできたという一つの実証例がここです。我々はそのすばらしい中で、今歩んでいるところです。

そこでどうでしょうか。今ある資産を生かす。これはこの中庁舎は一つの象徴でもありますけれども、今、町長の答弁にあったように、そのほかにも多数の文化資産がある。今、日本は訪日外国人が非常に多くなってきた。それはこの日本の木造文化、これは鉄筋でありますけれども、木造文化の魅力なんです。先ほど鎌倉の仏像が見つかった。なぜか、鉄はさきの大戦でみんな供出しちゃって、弾薬に変えたり、何かしてしまったんです、兵器に。文化というのは、時の政権によって全部駆逐されてしまう、そういう歴史があります。

じゃ、大多喜町はどうか。皆さん、これはよく考えてください。この平成31年、果たして

どうでありましたか。あるいは昭和の時代はどうでありましたか。これは昭和の代表的な建物として何とか残った。しかし、私は思いますけれども、旧大多喜小学校木造校舎、あれはどうだったのでしょうか。残っていれば昭和初期のモダンな三角屋根の校舎として、観光シンボルになっていたんです。なぜなら私、カラオケでこれ見たんですから。

そのとき、こういうことだと思います。維持費用がかかる。経済合理性の考えで取り壊されてしまったんです。文化なんてかけらもないんです、当時。新しいものを建てればいい、こんな発想です。しかし、二度と同じ過ちを犯してもらいたくないから、私はこの中庁舎のことを言って、皆さんと一緒に考えていただきたいと思います。

佐倉市と館山市の例を挙げましょう。佐倉は、大多喜と同じ城下町です。そして、旧制中学と同じ伝統を誇る佐倉中学、佐倉高校があります。あの当時の木造校舎、保存しているんですよ。保存してあるんです。そして、館山市、どうでしょうか。旧安房南高の木造校舎、これも保存してあるんです。学びやの象徴であります。

当時、一緒に同行してくださった方も、きょうは傍聴に来てくださいました。旧制大多喜中学出身のすばらしい方々が、そういう思いで当時から文化ということを考えてくれていたんです。悪いけれども、昭和から平成にかけて高度経済成長、そしてバブルの時代はどうだったのでしょうか。あのおかしな狂った時代は物を使い捨て、ポイ捨て、大切にしない。これが福祉の世界にも行ってしまったんです。どうでしょうか。

今、高齢者の方が安心して暮らせる町にする。そして、若い人たちが物を大切にし、使っていく。これは決して悪いことじゃないんです。これからは新しければいいんだとか、もうあれは腐ったから壊してしまおう。そういう考え方があるうちは、日本が一流の文化国家とは言われません。

特に、大多喜町に鎌倉期のものまでが残っていたということは、それだけこれは大切だ、これは決して朽ち果ててはいけないということで、当時の人たちが、恐らくそこに竹炭を入れたり、あるいは木酢液をやったりとか、いろんなことで保存してあったからです。そうじゃなければ、みんな朽ちちゃうんです。

皆さん、これからの大多喜町の行政というのは、今あるものを生かしながら、そこに私も誇りを持ち、この問題が世界に向かって十分耐え得るものだということを、自信を持ちながら生きていこうじゃありませんか。

私も、復帰して以来2年2カ月。私なりに活動させていただきましたけれども、私1人だけでは微々たるものです。議員各位の皆さんのご協力、そして執行部の皆さんの後押し、そ

して町民の皆さんの全面的バックアップがあつてこそ、初めてこの町が生き返るんです。大多喜高校でも同じであります。これからの将来のまちづくりのために、全身全霊、力を合わせていこうじゃありませんか。

6 番麻生剛の一般質問をこれにて終わらせていただきます。

どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩します。

11時10分から会議を再開します。

（午前 1 0 時 5 9 分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 1 1 時 0 9 分）

◇ 山 田 久 子 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、11番山田久子君の一般質問を行います。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 11番山田久子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は平成最後の一般質問となります。明快なご回答をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、大綱3点にわたり質問をさせていただきます。

初めに、大綱1、防災対策も含む学校施設・旧学校施設・生涯学習施設の施設整備と学校教育環境整備についてお伺いをいたします。

本町では、学校への用務員さんや生活支援員さんの配置を初め、小中学校普通教室、特別教室への空調設備の設置、ほかの行政区に先駆けて給食費の無料化をするなど、教育環境の整備に力を入れてくださっており、ありがたく感じておるところでございます。そのような中、日常の学校生活の中における老朽化対策や、安心・安全な環境施設整備について、お声もいただいているところでございます。

本日は、生涯学習関係施設並びに防災対策の視点も含め、細かい部分になりますが、町の

取り組み状況や今後の見通しなどについて質問させていただきます。

初めに、学校施設の雨漏りについて、町は雨漏りの場所や現状をどのように把握し、その対策をどのようにとろうとお考えになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 学校施設の雨漏りについて、教育課のほうからお答えさせていただきます。

学校の施設につきましては、教育委員が年1回、直接訪問して確認を行うとともに、教育課職員により随時ふぐあいについて対応しているところでございます。

雨漏りにつきましては、現在、大多喜小学校及び大多喜中学校体育館で確認しており、その都度雨水の排水溝を掃除するなどして解消しておりますが、現在、雨量や風向により発生する箇所もあり、その際には学校職員と教育課職員が対応してきているところでございます。

現在、原因が特定できない箇所もありますので、今後も調査を継続するとともに、屋根の改修が必要であれば、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

大多喜小学校におきましては、一部図書室で雨漏りが見られるというようなお話も伺いましたが、この図書室における本等への影響がないのかどうか。また、大多喜中学校の体育館は、私も式典のときに見させていただきましたとき、向かいまして右側の屋根、奥のほうに、ちょっとやはりしみが見られたと思います。そのしみが床に落ちまして、床に影響を及ぼすことがないのかどうか。床がぼこぼこになってしまいますと、体育館の機能としては余りよくないかなと思いますので、この辺の心配については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 大多喜小学校の図書室につきましては、去年の梅雨の時期以来、雨漏りがないということで確認しておりまして、体育館につきましては、先日の雨で雨漏りが発生したということで、職員が行って対応して、学校のほうで何か置くとか、そういう対応をしているんですが、今後補修の必要があると考えますので、当時建築した業者であったりとか、設計業者、設計事務所と協議しながら、今後対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。小学校については、今とまっているということですよ。

ので、今後また確認をしながらお願いをしたいと思います。

中学校につきましては、今屋根がやはり漏れているということで、結局屋根を直さないと、床もまた今度工事として広がっていつてしまうようなこともあるかと思いますので、できるだけ適切なご対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、普通教室の学習机・椅子の整備についてお伺いをいたします。

各学校には、学校統合により、学習机や椅子の数はあるようです。その中から状態のよいものを選んで使用しているようでございますが、経年劣化により、椅子の座面がぎざぎざにささくれて剥がれ、ズボンや洋服が引っかかるなどの状況も見受けられるようになっているようでございます。また、子供の体格に適した机や椅子が確保できない場合もあるようです。

学校数、生徒数も少なくなってきました。よりよい環境のもとで学習に取り組めるよう購入整備をして、少し整理をしてみてもどうかと思いますけれども、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 学習机及び椅子のふぐあいについては、先ほど議員さん言われるとおり、学校で保管してあるものと交換するなどの対応をしておりますが、それでも対応できないものについては購入し、対応しているところでありまして、今後においても、学校からのそういう依頼があれば、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） よろしく申し上げます。子供さんの体格に合った学習机や椅子というのは、子供さんの成長の度合いによりまして、場合によっては随時必要になってくるような場合も考えられます。学校の先生からの要請等があった場合には、柔軟にご検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 現在でもそのように対応しているつもりでございますので、もしそれで足りないようであれば、また学校のほうと協議して対応してまいりたいというふうに考えます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。そうしますと、教育現場の先生は少し遠慮をなさっているところもあるのかもわかりませんので、また、ぜひお声がありましたときには、よろしくお願いいたします。

次に、特別教室の学習機の整備についてお伺いをさせていただきます。

特別教室、理科室とかそういったところでございますけれども、そこに木製の固定式学習機が設置をされております。これも経年劣化が見受けられているようです。子供たちが机に向かい、胸やお腹が当たる部分にガムテープで補強してある機が幾つも見受けられました。これらの整備についてはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 特別教室の学習機については、天板部分に不燃処理、燃えない加工がしてありますので、ほかの机では代用できないものと考えますので、修理または交換が必要なものについては対応しているところです。

今ご指摘の机については、確認したところ、小学校と現場職員で補修が可能であるというふうに確認しましたので、それについては補修をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 私も見させていただきまして、今、不燃材のようなものを使っているということでございましたので、私の考えがいいのかどうかはわかりませんが、木製でございましたので、大工さんとかにお願いして、かんなを、端をかけていただくだけでも非常にまたきれいに使えるというんでしょうか、安心して使えるような状況になるのかなと。そんなに大きく手間をかけなくても、こまめな修繕をしていただけたらありがたいのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） その補修については、サンダーというか、紙やすりとかそういうもので研磨して、上塗りのニスとかそういうものを塗れば対応が可能であるというふうに聞いておりますので、そのように対応してまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） よろしくお願ひいたします。たまに1カ所ぐらい、ガムテープが張ってあるというならいいんですけども、ほとんどの机がガムテープが張ってありました。心のすさむじゃないんですけども、やっぱりそういうものも整備されている状況で学習していただくというのも大事かなと思いますので、細かいことで申しわけありませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、学校トイレの環境改善についてお伺いをいたします。

学校のトイレは、皆様ご存じのように、数はありますが、和式のトイレのほうが多い状況でございます。洋式のトイレの前に子供たちが並んで、順番に使用しているようです。今は家庭でも洋式トイレが普及しております。休み時間も決められている中、教室の移動もある場合もあります。各学校の洋式トイレの数を早急にふやしてあげてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 各小中学校には、洋式と和式のバランスと発達段階に合わせ、男女ともに必ず洋式トイレを設置しておりますが、和式トイレも必要であると考えますが、先ほど議員さん言われたとおり、設置当時と生活スタイルも変化していることから、今後各学校の実情に合わせて、洋式トイレの増設について見直してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） これは毎日使うものなので、少し具体的にお伺いしたいと思うんですが、各学校、どの学校を見直しをしていただける形で考えていただいているのか。また、いつごろから対応していただくことができるのか。その辺をお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 中学校においては、約半分ぐらいが洋式を採用しておりまして、小学校において約35から38パーセントということでありますので、小学校について見直しをしてまいりたいというふうに考えております。

時期でございますが、来年度当初予算には計上してございませんので、それ以降ということと考えていきたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。私も小学校のほうでぜひお願いしたいと思っております。できるだけ早い時期にお願いできればありがたいかと思っておりますので、来年度また、今後の当初予算のほうはもう出てきてしまっておりますけれども、早い時期に対応していただけるように、またご検討をお願いしたいと思っております。

また、この増設工事をする場合なんですけれども、将来的な考え方も含めまして、和式から洋式に直しますと、少し広くすると思うんですけれども、その際に、車椅子対応のものも、一つでも二つでも結構なんですけど、設置工事というものも含めて考えていただくことができ

ないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 車椅子対応のトイレにつきましては、校舎内に設置されていないのは西小学校であります。屋内運動場には設置があります。今後、西小学校についても必要になるということが考えられますので、その際には対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） よろしく願いいたします。

次に、学校のICT環境整備についてお伺いをいたします。

文部科学省発表の平成29年3月1日現在の市町村別学校におけるICT環境の整備状況で、大多喜町の順位を見ますと、教育コンピューター1台当たりの児童・生徒数では、全国1,817校中745位、普通教室の無線LANの整備1,317校中511位、普通教室の電子黒板整備率1,745校中586位、教員の校務用コンピューター整備率1,817校中571位と、ICT環境の整備を進めていただいているというふうに感じ取らせていただいております。

しかしながら、ICT、コンピューターやインターネットなどの情報通信技術は、日進月歩の状況にありますことから、さらなる推進について質問をさせていただきます。

初めに、本町の小中学校におけるタブレット端末の導入について、見通しと考えをお伺いたします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） タブレット端末の導入につきましては、現在できるだけ多くの授業に有効活用ができるように、来年度1年をかけて、先進地に取り組んでいる学校を視察するなどして、効果的な使用形態を検証し、次年度以降に小学校への導入を考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 今の小学校に設置してあるパソコンですね、そちらのリース期間というのはいつまで残っておりますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 西小については、この3月31日でリース期間満了となり、大多喜小学校につきましては、来年の3月31日でリース期間が満了となるところでございます。

○議長（野村賢一君） 山田久子君。

○11番（山田久子君） そうしますと、小学校のパソコンのリース契約の期間が両校で違う

ということは、パソコン自体を導入された時期がそれぞれ各学校で違っていたということでしょう。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 途中でリース期間の見直し、5年を6年にしたりとか、そういうこともあって、当時は多分1年ぐらいずれていたというふうに、実際1年ずれてしております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。そうしますと、西小学校さんにおいて、当時は同じパソコンを導入するにしても、時期が違っての導入をしていたということになると思います。今の話ですと、西小学校さんはことしてパソコンのリースが切れるということで、例えば近隣の勝浦市さんでは、既にこのタブレット端末を導入して、学校の授業に多く活用していただいているというお話もいただいております。また、ほかの行政区の学校におかれても、今、随時皆さん導入をして進めていただいているところでございます。

やはりそういった状況の中でリース契約が切れるということであるならば、本当に早くこのタブレット端末も導入をして、ICTの環境を整え、また子供たちの勉強、そういったものに生かしていただくことができたならよろしいのではないかなと思いますし、また先生にも、早くなれていただくということも、またできるのではないかな。そういうふうにも思うんですけれども、早目の導入、お考えいただくことはできませんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 西小については、次年度1年をリースアップということで、引き続きパソコンを使用することで考えております。

現在、小学校のほうも2校となりまして、やはり2校のうち1校だけをそういうような教育環境ということでは、ちょっと考えづらいということで、先ほど申し上げたとおり、来年1年をかけて、台数をどのくらいやったら効果的なのかとか、そういうことも含めて、先生、教員も含めて協議した中で、有効的な導入が図れるようにしたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。それでは、来年しっかりと、ことしいっぱいですね、協議をいただいてということでございますので、それも踏まえまして、できるだけ早い導入をご検討いただきたいと思います。

タブレットの台数の今お話が出ましたけれども、本来1人1台というのが理想ではありますが、それが基本的に無理だということは十分理解しております。最低でも各学年において、1クラス分の人数は網羅できる台数というものが、やはり必要というふうな形でお話を伺っております。

ただ、導入するときには、学年によっては、今は生徒さんの人数が少ないんですけれども、来年、再来年になると、ちょっと人数がふえるというような状況もあるようでございますので、少し長期的なお子さんの、生徒の人数も踏まえながら、台数に関してはご検討いただくことができればありがたいかなと思います。

それで、この導入に際しまして、タブレット端末を入れていただくわけですが、できましたらカメラつきのものをお願いをしたい。また、着脱式のキーボードをつけると、パソコンとしても使えて、また外すとタブレットになるツーインワン型のパソコンというのが今あるそうでございます。聞くところによりますと、小学校の中学年以上では、ハードウェアのキーボードも何か対応が必要であるというようなことでございますので、このツーインワン型であると、両方に対応ができるというようなお話をちょっと私は耳にしたんですけれども、町として、こちらのツーインワン型を導入するというふうなことも含めてお考えいただくことはできないものかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） それにつきましては、今使っているパソコンについては、そのような考え方で現在検討しているところでございます。ツーインワンですね。キーボードとディスプレイが切り離して使えるものです。タブレットについても、やはりカメラつきでないと利用範囲も限られてしまいますので、カメラつきを今検討しているところでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。本町では今もうツーインワン型を使っているということで、私の認識不足で申しわけございませんでしたけれども、今後もそういった形でまたお願いできればと思います。

また、このタブレット端末を授業で有効に生かすために、各教室に定置装置として大型ディスプレイの設置をしてはどうかと考えます。先ほどありましたように、電子黒板ですね、それも一つとしてはあるんですけれども、大型ディスプレイのほうが活用の利便性が高いのではないかと、使用しやすいのではないかとというお声もありますので、私はこの大型ディスプレイの設置をしてはどうかというふうに考えております。

個人の手元に置くタブレット端末とは別に、クラスのみんなでディスプレイの内容を共有ができること。個人のタブレットの内容を写真などで撮り、ディスプレイに反映させることで、先生や生徒さんが黒板に書く時間が短縮され、授業の内容に取り組む時間が確保できるなどのメリットもあるようです。

2月20日付の千葉日報には、船橋市立塚田小学校でタブレット端末を体育に活用されている様子が紹介をされておりました。記事によりますと、児童は跳び箱の演技を互いに動画で撮影し、手をつく位置や足の伸ばし方など、事前に決めたポイントを確認し合った。さらに、共有用の大型ディスプレイに動画を映し、一時停止させながら上達方法を検索。手の位置がよくなってきた、もっと足を上げれば次は跳べるかもなど、児童からも活発な意見が飛び交ったとありました。

かつては各教室にテレビが設置されていたと思いますが、大型ディスプレイはテレビよりも安く設置ができるということでございますので、各教室にディスプレイの設置ができないものかと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 今の質問の前に、先ほどの答弁の中で、ツーインワンは導入しているということで、山田議員さんはおっしゃられましたけれども、これから導入することを検討しているということでございます。

大型ディスプレイにつきましては、電子黒板とともに、現在それぞれの用途に合わせて設置されております。電子黒板には、大型ディスプレイとしての機能も備えておりますので、教職員の使い方については、今後も十分活用するように話し合いをするとともに、また、教員からそういうモニター的なものが必要であるということであれば、今後話し合いの中で対応していきたいというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

電子黒板ですか。電子黒板、先ほども国の統計資料から見ましても、大多喜町は早くから導入していただいて、整備を進めていただいているという状況があるかと思います。その一方、電子黒板は配線とかそういうものがちょっと大変というか、なかなか面倒みたいなのところもあるようで、実際に使うとなると、つついいていかなみたいになっちゃうようなところもあるようです。ディスプレイですと、配線が1個でひゅっとできるみたいで、使い勝手がいいというところもあるようでございます。

町はこれから多分、電子黒板なのか、大型ディスプレイなのかわかりませんが、そういう掲示用のディスプレイとか、そういう表示ものに対してもご検討いただき、またより一層整備をしていただくことができるのではないかと私は思っているんですけども、その際には、現場のお声も踏まえていただきながら、この大型ディスプレイもひとつ検討の中に盛り込んでいただければと思いますが、再度お伺いします。お願いできますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 先ほどお話ししたとおり、電子黒板も大型ディスプレイとしての機能も備えておりまして、確認したところ、線の違いによりますけれども、1本の線で簡単につなげるという機能も備えておりますので、その辺はまた学校職員にも周知して、また対応してまいりたいというふうに考えます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。ぜひよろしく願いいたします。

次に、学校屋外運動場の排水性確保についてお伺いをいたします。

ある平日に大多喜小学校のグラウンドに数人のお母さん方の姿を見つけ、何かあったのかと思い伺ったところ、マラソン大会があった、雨で校庭がぬかるんでいたため、延期、延期で、きょうやりましたとのことでした。

皆様もご存じのように、毎年のお城まつりでは、グラウンドの整備に大変なご努力をいただいておりますが、学校の授業においても、良好な排水性の確保が必要な状況にあるのではないかと感じました。

そこで、各小中学校、旧小学校のグラウンドの暗渠排水整備の実施状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 学校屋外運動場、旧小学校屋外運動場の暗渠排水整備状況、実施状況について、教育課のほうからお答えさせていただきます。

大多喜中学校の屋外運動場については、暗渠排水工事は実施しておらず、勾配が川側から校舎側に向かっておりまして、表面水を校舎側に向けて溝を掘り、排水性の高い砂を入れて対応しているところでございます。

西小学校については、全体的に排水性がよく、水たまりができた場合には、砂の入れかえ等により対応しているところでございます。

旧上瀑小学校につきましては、暗渠排水工事は実施しておりません。学童保育でも、校庭

の状況により使用しております。

大多喜小学校については、やはり全体的に水の浸透性が悪く、表面水を校舎側に向けて溝を掘り、排水性の高い砂を入れ、対応しているところでございます。

いずれにいたしましても応急的な措置でありまして、問題の解決には至っていないことは十分認識しているところでございます。今後、排水溝の高さの調整であったり、掃除、また勾配の見直しなど、費用対効果を考慮した方法で、学校ごとに検証して対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 山田議員の一般質問に、財政課のほうからお答えさせていただきます。

旧小学校の屋内運動場ということで、財政課のほうで管理しています旧老川小学校及び旧総元小学校の屋外運動場についてです。

両施設とも暗渠排水は実施はされておりましたが、芝等によりほぼ全面が覆われていまして、現在定期的に草刈りなどの手入れを行い、活用されており、まとまった雨が降った直後などでも、雨がやめば、特に大きな水たまりができたり、何日もぬかるんで使用できないというような状況にはならないために、水はけはいい状況というふうになっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

私もそれぞれ見させていただいてまいりました。西小学校におきましては、グラウンドから学校の正門の脇の側溝に向かいまして、簡易な溝を掘りまして排水をしている状況でございました。今、財政課長または教育課長のお話がありましたように、使っていないところも草などが、それもきれいに手入れをしていただいておりますけれども、ある状況の中で、そんなに大きくぬかるむようなことはないのかなというところも感じさせていただきました。

しかしながら、きのうも見てまいりましたけれども、大多喜小学校さんのグラウンドはですね、やはりこれは少し何か抜本的に対応してあげる必要があるのかなと思いました。きのうも雨が降っておりましたので、私各小学校、中学校、見てまいりましたけれども、やはり降っている状況でも、大多喜小学校さんは格段に水の量が多く、また抜けない。この辺、大多喜小学校のグラウンドからだけでも、排水性の確保の対策を実施してはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか、課長、どのように思いますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 大多喜小学校につきましては、先ほど申し上げましたとおり、浸透性が悪く、表面水の処理をしないと水が抜けないというふうに考えております。今回の補正のほうで計上させていただいています岩瀬砂という、目の粗い砂を12立米ほど今回購入して、勾配とかぬかるみのところは、応急的ではございますが、対応するという考えでございます。

今後につきましても、先ほども申し上げたとおり、勾配の見直しですとか、排水溝の高さを変えていくとか、そういうことで、とりあえずといっておかしいですけども、そういうことで検証して、いなければまた考えるということで考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 岩瀬砂という砂を入れるということで、私は、ちょっとごめんなさい、よくわからなくて申しわけないんですが、この岩瀬砂を入れた場合、通常の日常的な手入れというようなものは必要になるのかどうか。また、例えば野球のスライディングなどをした場合でも、傷を負ったりとかそういうことになる心配がないのかどうか。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） まいてすぐは浮いておりますので、スリップとかして、ちょっとすり傷を負うとかありますけれども、落ち着いて締まってくれば、そのような危険性も少なくなってくるというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。それでは、早目にこの岩瀬砂を入れていただきまして、子供たちがグラウンドを気持ちよく使えるように、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、学校体育館へのエアコン設置に対する町の考えについてお伺いをいたします。

町ではこの2月、小中学校の普通教室、特別教室への空調設備の導入を決めてくださいました。全国での学校エアコン設置への国の補助金の申請状況は、普通教室が約12万件、特別教室が約3万件あったとのことようです。エアコンを使用するためには、電気やガスを使わなければならない、平成30年2月8日時点において、総務省では2019年度の普通交付税算定より冷房設備に係る光熱水費として約69億円を措置する内容を盛り込んだ、地方交付税改正案を閣議決定したと新聞報道がされておりました。

その上でお伺ひいたしますが、総務省では、災害時の避難所になり、地域の拠点でもある

体育館などへのエアコン設置に向けて、自治体の実質負担が大幅に抑えられる緊急防災・減災事業債が活用できると述べているようです。本町でもこの事業債を活用し、体育館へエアコンを設置する考えはないか、町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 屋内運動場を避難所として長期間にわたり使用した場合には、避難者の健康管理のためには有効であると考えております。しかしながら、現在、普通教室、特別教室の整備を優先して空調機を設置していく予定でありますので、屋内運動場については、換気を十分に行い、児童・生徒にも無理のない授業等を行うよう学校に指導するとともに、授業等を実施する際には、館内に設置してあります熱中症予防対策温湿度計の指針状況に応じた対策をとっております。また、平成28年度には、各小中学校に製氷機を設置し、熱中症予防の対策の一つとして有効活用しているところでございます。

授業、部活動時には、熱中症対策に配慮しながら行っておりますので、教育課といたしましては、屋内運動場への空調機器設置は現在考えていないところでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。

皆様もご存じのように、2018年の西日本豪雨では、もうサウナのような暑さの中で、心身ともに負担が大きかったようでございます。また、2016年4月の熊本地震では、夜の寒さから、体育館では過ごせず、車の中で寝泊まりをしたことから、二次災害と言えるエコノミークラス症候群の問題が多く見られたようでございます。

最近では、体育館の空調整備に際しまして、スポットバズーカという強力スポットエアコンの設置が考えられているようでございます。通常ですとバスケットコート2面ほどの体育館では、空調設備に2,000万円ほどかかるようでございますが、このスポットバズーカでは、従来の設備費用と比べて5分の1程度の費用で導入ができるようです。町では学校体育館以外の体育館施設が避難所になっているところも多くありますので、これらの施設の設置も含め、引き続き検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） それでは、防災対策を所管しておりますので、総務課のほうからお答えをさせていただきます。

地震が発生するおそれが高くて、水害、土砂災害に係る避難勧告を発令する場合の避難所には、空調のある施設を現在開設しております。地域防災計画の震災編では、想定地震を震

度5強から6弱、地震被害は420棟全壊、1日後の避難者を2,480人と想定しておりますので、このような災害が発生したときは、町内全ての避難所を開設いたします。

昨年夏のような猛暑の中、あるいは寒い中、避難所を開設しなければならない場合は、避難者の生活環境の機能の充実を図ることは大切なことだと理解しております。また、避難所として使用する場合には、耐震性や立地の安全性が確保されているということも大切でございます。

町の指定避難所のうち10カ所は学校施設等の屋内運動場、あるいは体育館を指定しており、屋内運動場等、建物の構造部材の耐震性については、旧老川小学校の屋内運動場以外は、耐震性を確保しているところでございます。しかし、天井などの非構造部材の耐震性につきましては、旧総元小学校と旧上瀑小学校の屋内運動場では、児童の安全対策を緊急に確保する必要がありましたので、落下防止のネットにより、発災時の直接的被害の防止を図っております。

このようなことを考慮しますと、エアコンの整備のほかにも、建物の耐震性や非構造部材の耐震性、ほかにも非常用電源設備の整備、防災行政無線のデジタル化などもこれから考慮していかなければならない状況でございます。

これらの事業には、いずれも多額の予算を要しますので、今後避難場所の見直しも予定しておりますので、優先順位を定めて対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。防災避難施設としては、かなり大きな課題が残っているのかなというふうに感じました。ぜひこれからも検討していただきまして、早目の対応をご検討いただきたいと思います。

次に、各旧小学校の屋内体育館とB & Gテニスコートの水銀灯について、今後の対策について伺います。

2020年に水銀灯の製造が中止されると耳にいたしました。本町では旧老川小、旧総元小、旧上瀑小学校の屋内体育館と、B & Gテニスコートの照明灯が水銀灯であると伺っております。町では今後どのように対策を考えているのか、伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 体育施設の水銀灯につきまして、生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。

水銀灯は、2013年に行われました国連の環境計画の外交会議で、水銀による環境汚染を防

止する目的で、水銀に関する水俣条約が採択されました。日本政府も、水銀による環境の汚染の防止に関する法律案を2015年3月10日に閣議決定。同年6月19日に水銀による環境の汚染の防止に関する法律が公布されたところでございます。これによりまして、2020年12月31日以降、水銀の製造や輸出入ができなくなり、水銀灯は廃止の方向で推移することになります。

さて、現在のスポーツ施設での電灯の使用状況でございますが、海洋センター体育館は既にLED化をしております。次に、総元体育館及び上瀑ふれあいセンターの体育館は、マルチハロゲンランプを使っております。またテニスコートについては、メタルハライドランプ、そして野球の雨天練習場は高圧ナトリウムランプを使用しております。

照明機器メーカーのほうに問い合わせましたが、今回の規制では、高圧水銀ランプの製造及び輸出入は禁止されますが、マルチハロゲンランプやメタルハライドランプ、あとは高圧ナトリウムランプなど、高効率の水銀灯は規制の対象外とされておりまして、現在、体育施設で使用している照明は、今回の規制の対象には該当しないということが確認できたところでございます。

したがって、今回の規制による早急な対応は必要ないというふうに考えておりますが、今後国や県、あるいは補助金なども、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。ありがとうございました。安心をいたしました。私のほうの勉強不足で申しわけございませんが、本当に安心をしたところでございます。これからもよろしくお願いいたします。

以上で大綱1の質問を終わらせていただきます。

次に、大綱2、観光案内看板の設置状況についてお伺いをいたします。

観光看板については、これまでも多くの議員さんが質問をされてきました。私も平成28年12月会議にて、歓迎とPR看板の設置について質問させていただき、その後、平成30年11月末までに整備計画を作成し、整備をしていく旨の回答をいただきましたことから、再度質問をさせていただきます。

初めに、整備計画の進捗状況と作成する看板の内容はどのようなものを考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問に対し、産業振興課よりお答えいたします。

歓迎看板や観光案内看板の設置や改修等を計画的に行えるよう、平成30年11月を目途に、観光案内看板等の整備計画を作成したいとの回答をさせていただいたところではありますが、現在の進捗状況は、観光案内看板等を含めた看板がどれだけあるか把握するための一覧表の作成が完了したところで、整備計画までできていない状況でございます。

今後は、現在設置されている案内看板等の詳細がわかる個別の台帳を作成し、看板の表示内容の修正や修理の必要があるかの把握を行い、また、新規で設置が必要などところがないかの把握などを行った上で、整備の優先順位等を決め、整備改修の計画を作成したいと考えております。

次に、歓迎看板の作成内容についてでございますが、現時点では、歓迎をあらわす表示等、大多喜町の観光資源などを表示できればと考えておりますが、詳細な内容については、観光協会などと協議して決めたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

先だってちょっと課長さんとお話をしましたときに、今この看板の一覧表をつくっていますというお話で、町には87カ所ぐらいの今看板が設置されているというようなお話も伺いました。本当に大変なご努力をいただきながら、一つ一つを進めていただいているという状況を感じ取らせていただいております。

ですから、ここでそういった台帳を整備していただくことで、これからよりもっといろんなものに活用していただけるのではないかと思いますので、これからもぜひ進めていただきたいと思います。

まだ看板の内容については、これからの検討ということでございましたけれども、一つ、これから看板を作成するに当たりまして、ご検討いただけないかというところでお話をさせていただきたいと思います。既に多くの議員さんからもお話が出ておりますので、ここでは3点ほどお願いできればと思っております。

圏央道鶴舞インターの近くに、町のPR看板を設置することができないかどうか。

それから、町内の目につきやすい場所に、簡単に差しかえができる、観光イベント等の宣伝広告看板を設置して、最新情報をこまめに提供することができないかどうか。これは、今宣伝看板として私が認識しているのは、消防署のところに、レンゲ祭りですとかお城まつりのときに大きなものがあると思いますが、町としてはそれしかないのではないかと考えております。もう少しこれをこまめに、それぞれのイベント、いついつ何がありますみたいなもの

のが、情報をこまめに発信できるようなものがあるとよいのではないかと考えるからでございます。

それと、もう1点は、2020年東京オリンピック・パラリンピックがございます。町でも訪日客のお客様がふえている状況であるということでございますので、外国語表示についてもご検討をいただくことができればと思います。

そのほか、私が考え及ばないさまざまな部分というものもあるかと思ひますけれども、いろいろと順次整理を進めていただければと思います。

また、腐食が見られているような看板もあるようでございますので、こちらはできるだけ早く安全面、お客様が見て、看板が倒れるようなことがあるといけませんので、早目にお願いをしたいと思います。

また、看板の設置に当たりましては、前回のご答弁でもありましたように、県や国の補助金の活用もしていきたいということでございましたので、こちらも引き続きまして、何かいいものがありましたら、ご活用いただきたいと思います。

以上、ざっと申し上げてしまいましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 3点ほどということでありましたが、まず圏央道の鶴舞インターのところということでございますが、歓迎塔というような意味合いもあるかと思ひますので、今後歓迎塔を設置していく中で、一つの候補の場所として挙げていきたいなというふうに考えております。

あと、町内のイベントの情報を提供する看板ということでございますが、今できるかどうか分かりませんが、電光掲示板とかそういうような看板が今後使えるようであれば、高橋自動車さんがやっているような、ああいうようなのも一つの方法なのかなというふうに考えておりますので、その辺も頭に入れて考えていきたいと思ひます。

また、2020年のオリンピック、外国語表記をしてはどうかということでございますが、議員さんのお話の中で県の補助金ということがございましたけれども、県の補助金を使用する際に、外国語表記をすると補助率のほうが上がるといふようなこともありますので、また外国人の方も来た際には、それを見て、町内の観光施設等がわかりやすくなると思ひますので、できるだけ外国語表記ができるような看板をつくっていききたいなというふうには考えております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、以上で大綱2の質問を終わらせていただきます。

次に、大綱3、消防団の整備充実についてお伺いをいたします。

防災・減災に関する緊急対策の一環で、総務省消防庁では、消防団が活動に必要な機材を配備しやすいように補助金を創設するようです。補助対象は、土砂崩れ現場で瓦れきを除くために必要なチェーンソーのほか、AED、倒壊家屋などからの救助に役立つエンジンカッターや油圧切断機、油圧ジャッキ、携帯電話が不通の際に有効なトランシーバーの6種類とことです。これからは消防庁が示す消防団の装備基準に含まれているそうですが、自前で全てそろえると、約160万円ほどかかるようです。

この補助制度では、国から購入費用の3分の1の補助が受けられるようです。現在のところ、2020年度までの事業の予定のようですが、この補助金を活用し、消防団の整備充実に取り組んではどうかと思いますことから、質問をさせていただきます。

町では、この補助対象6種の町消防団の設置状況はどのようになっているのか。また、消防庁によりますと、この6種のうち必要なものだけを購入する場合でも補助がされるようございます。補助金を活用し、計画的に消防団の整備充実を進めてはどうかと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） それでは、総務課からお答えさせていただきます。

補助対象資機材となる6種は、エンジンカッター、チェーンソー、油圧切断機、AED、油圧ジャッキ、トランシーバーの6種類でございます。

この6種類の町消防団の設置状況につきましては、千葉県を通じ消防庁から貸与され、本部分団で使用している救助資機材搭載型小型動力ポンプ積載車に全て搭載されております。

また、消防団間のトランシーバーについては、平成29年度の消防強化事業を活用し、消防団幹部役員18台と消防団車両23台に2台ずつ、係1台の合計65台を配備しております。

トランシーバー以外の救急救助用の資機材につきましては、本部分団のみの配備となっております。

それと、計画的整備充実に対する考えといたしまして、この補助金の趣旨は、災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るため、消防団の配備が進んでいない救急救助用資機材の配備を図ることを目的に設置されましたので、消防団にも意見を伺う予定でおります。

消防団は、住民の生命、身体、財産を守る重要な任務がございます。地域住民の負託に応えるために、生業を持ちながらふだんの訓練等にも参加し、その活動範囲も広く、活動日数も多く、大変だと認識しております。

計画的装備の充実は重要だと思いますが、整備対象の資機材は、一般の団員が日常生活で使用する機器ではありませんので、所有する上で必須となる手入れ、あるいは機械性能を十分に駆使することが必要であります。特にチェーンソーやエンジンカッターの使用になっていない場合は、機械上の特性としてキックバックや切断後の倒壊による巻き込まれ等、経験者でないと理解できない現象が突然起こることがありますので、職業上、取り扱ったことのない団員に使用させることは、安全確保という観点に十分配慮しなければなりません。広域消防や各部における研修など、出勤回数の増加につながることも想定されます。また、既に配備してある資機材の充実や更新の要望などもありますので、消防団の意見を確認したいと考えております。

また、消防団とともに地域防災の中核となる自主防災組織がございます。自主防災組織の設立時に、防災用資機材として町から油圧ジャッキやチェーンソーを配備させていただいた組織もございますので、これらも考慮しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。自主防災でも持っているということではございますけれども、消防団としても、やはり配備ができると私はいいいのではないかなと思っておるところでございます。

その中で、使用の安全上の問題があるということでございましたけれども、これは例えば広域消防さんとかで、訓練というか指導してもらうことができないのかというところと、もう1点は、消防団には火災のときに機能別団員さんというのが今いらっしゃっていただいていると思うんですけれども、この器具を使用する際にお力をかりる機能別団員制度を新たに設ける。言っていること、わかりますかね。そういう考え方というのはできないでしょうか。余り言うとうわからなくなっちゃうと思いますけれども、そういうものというのはどうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） これらの取り扱いに関して、危険なものもございますけれども、広域消防でも現実的には研修を実施していただいたりしております。あと、機能別団員とい

うことで、そういった方に今専門的な知識、持っている方ですね、経験をお持ちの方になっていただくという考えもございますけれども、それでしたら、逆に自主防災組織の中で管理をしていただくとか、そういうほうがより実践的ではないかなというふうに考えておりますので、その辺については、やはり消防団の意見というのも十分に確認した上でないと、こちらから押しつけるというような形は、余り適当ではないと思いますので、十分時間をいただいて、協議させていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

消防団員さんは今、本当に人も集まらないということで、大変な中で火災の出動、その他地域防災に頑張っていただいているところでございます。これ、より以上の任務の負担というものも、本当にかけてしまうのもいいのかどうかというところもございますけれども、もし地域の皆さん、消防団の皆様に聞いていただきまして、要望がございましたら、ぜひご対応をお願いしたいと思います。

防災・減災対策を初めとして、災害の発生時に命を守る対策というのは、終わりはないものと考えますので、これからもさまざまな取り組みの検討をお願いしたいと思います。

以上、とりとめのない形の質問になってしまいましたけれども、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

（午後 零時07分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 麻 生 勇 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、8番麻生勇君の一般質問を行います。

8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

先ほど議長から声が小さいという話がありましたので、できるだけ大きな声でやりたいと思います。

大多喜町の人口減少について伺いいたします。

本町はもとより、近隣の市町の喫緊の問題として人口減少問題とその対策が大きな課題であります。先日の新聞によりますと、転入超過人員が東京都、埼玉県、神奈川県に次いで千葉県が第4位であると掲載されておりました。転出人口より転入人口が多く、大変よい記事がありました。しかしながら、県全体としてはふえているが、本町においては毎年減少傾向にあり、年200人の人口が減少していきます。平成30年12月現在では1万人を割り込み、9,162人となっております。

そこで伺います。今のままの状態では、ますます人口が減少してしまいます。町としては、現在、どんな具体的な対策を講じていますか。対策を講じていると思うのですが、その点について伺います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 人口減少問題についてということで、企画課からお答えをさせていただきます。

麻生議員が言われるように、本町においても人口減少は著しく、昨年12月末現在では9,162人であり、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、2025年、平成37年には大多喜町の人口も8,005人になると推計されております。この人口減少や少子高齢化は労働力不足や町の活力の低下、財政状況の悪化を招くおそれがあります。

このような中で、平成28年3月に策定をいたしました大多喜町第3次総合計画では、10年後の平成37年の人口を8,500人とする目標を掲げ、町の活力を将来にわたって維持していくことを目指しております。

この目標人口の確保に向けた取り組みとして定住促進プロジェクトがあります。この定住促進プロジェクトでは、結婚、出産、子育て支援、住宅政策、移住促進の各分野についての施策を推進しております。

具体的な施策といたしましては、結婚促進のための出会いの場の促進や拡充を図るための各種イベントの開催や男女が集う拠点づくり、子育て支援のための英語教育の継続的な実施に加え、スポーツや音楽を取り入れた保育の充実、出産祝い金、中学生までの医療費の無償化や給食費の助成、教育施設の充実が挙げられます。

住宅政策では、遊休町有地を活用した低額な分譲地の整備、町営住宅の整備、住宅建設に

関する支援制度の利用促進です。

また、空き家を活用した移住・定住や企業誘致による町内企業への就業の促進が挙げられます。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） 37年の大多喜町人口が8,005人と、それに対して8,500人を目標に掲げ町の活力を将来にわたって維持していくということがありますけれども、この3次総合計画の際にも私は言ったことがあるんですけども、8,500人ではなくて、もう少し上を目指しないと、必ず8,500人とか8,000人になっちゃうんじゃないかという話をしたことを今覚えているんですけども、その点についてはどうなのでしょう。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 先ほど、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、本来では8,005人と、そこまで落ちてくるという推計になっております。そういった中で、総合計画の各種事業の実施によって、もう500人上乗せしていこうというようなことで、施策のほうを推進しているというようなところで。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） 総合計画のときのその話は私は聞いておりますので、忘れていませんが、できるだけ上の目標を掲げてやったほうが、今は毎年200人マイナスになってくるので、その件もブレーキかけられるんじゃないかということで、私は提案しているだけです。

次にいきます。

それから、いろいろ計画、プランが、プロジェクトとかありますけれども、この人口減少問題だけのプロジェクトをつくったらどうかなと思うんです。それで、今の計画プロジェクトは、大変申しわけないんですけども、計画を消化しているだけなのかなと私は感じているんですけども、具体的に何か進めたほうがいいのかと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 例えば、具体的にもっと決めて進めたほうがいいのかというようなことなんですけれども、また、総合計画の話になってしまいますけれども、この人口問題というのは、一つの事業だけに焦点を当てただけでは人口の減少をストップさせるということではできないと思いますので、総合計画の中でも未来づくりの重点プロジェクトというようなことで、定住促進プロジェクトであるとか、にぎわいづくりプロジェクト、高齢

化対策というようなこと、いろいろな部分でも事業の推進を図ることによって進めていこうというような形で、計画づくりをしておりますので、それらに基づいた形で進めていきたいというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） 話はわかりました。でも、私が言っているのは、特別プロジェクト、人口減少のプロジェクトで、何点かあったんですけれども、定住促進プロジェクトで2人とか、目標を定めたほうがいいのかないかなという気がしたので提案したまでです。それは回答要りません、難しいから。

そういうことで、次にいかさせていただきます。

この人口減少対策を本町だけで進めていくのではなくて、近隣市町と共通の課題として話し合っていくことが必要じゃないかと思うんですけれども、その点について伺います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 人口減少対策につきましては、近隣市町においても当然大きな課題となっていることは言うまでもございません。各市町ではさまざまな移住定住事業を推進して、人口減少対策に取り組んでいるところであると思います。

このような中で、現在、南房総半島地域9市町合同移住相談会や広域連携事業を推進している近隣市町との合同によるさとやま移住相談会等を実施し、連携をとっておるところでございます。

また、千葉県主催によります移住定住担当職員を対象とした研修会や合同移住相談会の開催時にも、本町として参加をしているところでございます。

このような取り組みは単独で実施するよりも、同じ問題を抱える近隣市町で連携した事業推進による効果はあると思いますので、今後もそういった面では積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） 今この2市2町だけでも人口がふえているところ、多分、ないと思います。それは、同じ問題でやっても、人口のとり合いになっちゃうんじゃないかと。そういうことで、共通認識でやられたらどうかなというこの提案なので、ぜひとも、具体的には、担当者同士で話し合う機会をつくってやられたらどうかなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

また、移住定住担当職員の研修会ということを今説明いただきましたけれども、本町のそ

の担当職員というのは何人いるんですか。具体的に決まっていないですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 担当職員としては1名を移住定住の担当として事業のほうは進め
てもらっています。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） それと、今の研修会の開催頻度というのは、どういう感じで決まっ
ているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 研修会につきましては、県のほうで主催してやっている事業でご
ざいますけれども、年に2回とか3回、今のところ開催の回数になっています。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） ありがとうございます。ぜひ実行が伴うような研修会をやっていただ
きたいと思います。よろしくお願いします。

次に、人口問題は、年齢の若い人たちに的を絞り、手を打つべきだと思います。保育園で
の交流会の記事がありました。非常によいことだと思いますが、その後の結果にこれは結び
ついたのでしょうか、伺います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） このイベントにつきましては、一般社団法人移住交流推進機構の
支援を受けまして、12月15日に開催いたしました子育て移住体験ツアーであると思います。
このツアーは当初計画では、家族3組限定で募集をいたしましたが、当日は、2組9名の参
加となりました。

参加者は、バスで町内を移動し、大多喜小学校、県民の森やみつば保育園などの子育て関
連施設をめぐり、昼食会では、町内の子供を持つ女性2人をゲストに迎えまして、町内での
子育て環境や生活状況等の意見交換会を実施し、充実した子育て支援の内容をお話し合われ
ました。

なお、このイベントに参加された家族のうち1組は、大多喜町への移住を計画しており、
仕事については、品川便高速バスを活用して勤務先である品川まで通勤を考えているとい
うようなことでございます。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） 実になったことで大変よかったと思います。ぜひともこのようなイベ

ントを定期的 to 実施してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 今年度実施したイベントにつきましては、先ほど言いましたが、移住交流推進機構の支援を受けて実施したんですけれども、来年度につきましては、今のところは計画してはおりません。ですから、今後もこういった取り組みによって町を広く知らせるということは、非常に大切だと思いますので、これからもやっていければというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 8 番麻生勇君。

○8 番（麻生 勇君） ちょっともったいないなという気がいたします。第 1 回目で一家族で、移住ができることになったということで、ぜひ今年度も計画、実行をしていただきたいなと思います。なしじゃなくて、何とかやってほしいなと思います。よろしくお願いします。何かありますか。なし。

続いていいですか。

○議長（野村賢一君） どうぞ、やってください。

○8 番（麻生 勇君） 住宅建設、それから宅地造成については、若い人たちをターゲットに募集してやったらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） これは通告ありますか。

○8 番（麻生 勇君） 今の関連で。

○議長（野村賢一君） 企画課長、答えられますか。

企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 若い人たちに的を絞ってというようなことで、ことしは船子地先に小規模の分譲というようなことで、募集したところについては、一応45歳以下というようなことで、年齢は規制して募集をしたところでございます。

今回の募集で4組が向こうのほうに入りまして、そのうち町外の方が2世帯入りました。

○議長（野村賢一君） 8 番麻生勇君。

○8 番（麻生 勇君） そういう意味で、若い人たちには、宅地、それから住宅が必要な人が多いのかなと思います。4戸のところ、2分の1、若い人がよそから来たということなので、非常に効果があると思うんですよ。

ただ、先ほど言ったように、マイナス200人ですから、まだ足りないわけですね。ぜひともそんなことを、建設課がうんと返事したから、建設課とぜひ進めてもらって、町外対策

というか、チョウガイって獣じゃないですよ。町外の人をターゲットに新しい住宅、土地等を開発してもらって進めていただきたいと思います。建設課長、何か言いますか。言ってもらいたい。

○議長（野村賢一君） これ、通告ずれているので、次にいってください。

○8番（麻生 勇君） ずれている、ずれていないですよ。

○議長（野村賢一君） 土地と住宅のことは。ずれているというか。

○8番（麻生 勇君） とぼけている。じゃ、いいです。やめます。

さらに、本町の地域別の人口動向を見ますと、人口減少がない地区が通告書には3地区と言ったんですけれども、もう1回見ますと4地区だったんです。それで、船子、横山、峯之越、中野本村という、そういう地区があったと思いますけれども、町として把握されているか伺います。また、この要因はどのようなことか、あわせて伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） まず、人口減少が少ない地区の把握ということでございますけれども、税務住民課としましては、大多喜町全体の転入転出人口の増減について、毎月把握しております。

各地区ごとの細かい部分につきましては、年度ごとの比較ですとか、他区との比較、そういったものにつきましては、定期的に把握しているようにしております。

要因につきましては、企画課のほうで回答させていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それでは、要因についてということで、企画課からお答えをさせていただきます。

まず、船子地区につきましては、城見ヶ丘団地、それから民間の分譲地への住宅建設が図られていること、また民間賃貸住宅等が多く存在すること、また近隣にショッピングセンターがあることによって、日常生活が大変便利であることが挙げられるのではないかと思います。

それから、横山区につきましては、保育園跡地の町有地の分譲による住宅建設、民間賃貸住宅や町営住宅が存在することが挙げられると思います。

峯之越区につきましては、民間の分譲地がございますが、そこへの住宅の建設が進められているということが言えるのではないかと思います。

あと、追加で中野本村ですが、ここについては、やはり町営住宅が10世帯でしたか、ありますので、出入りが結構あって、常に入っているというようなことが挙げられるのではないかとこのように考えております。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） 私も、今の課長の答弁には同感でありますけれども、今後の人口対策のためには、今の回答をもう少し掘り下げて、今後の計画に対してアイデアを盛り込んで進めてほしいなと思いますが、これは通告していませんけれども、やめます。考えておいてください、これは。よろしくお願いします。

続きまして、西畑地区の地域おこしについて質問いたします。

本町には、上瀑地区にはコチョウランの施設、わくわくランド、大多喜地区にはオリブ、大多喜城、総元地区にはたけゆらの里等があります。また、老川地区にはやまびこ、あるいは旧老川小学校の無印良品の会社の誘致で軌道に乗っています。もちろん、地域の人たちの協力によるところが大きいと思いますが、西畑地区にはほかの4地区のような集客施設がないのが実状であります。

上総中野駅周辺を中心として活動している中野駅周辺検討委員会や中野駅前の振興会の関係者の方々により何とか拠点ができつつありますが、いまだしというところかなと思っております。地区の中心であったかつての木原線、小湊線の発着駅でにぎわっていた町が、現在は、商店として照明のあるところが数店舗くらいです。

そこで、住民と観光客が集える施設が欲しいところです。この施設では、鳥獣とタケノコを中心とした施設とした、食事やその関連商品の即売、またはたけゆらの里と競合がちょっと心配なんです、このことについては地域住民と話し合いが必要だと思いますけれども、地元産品を提供できればと思っております。町の考えについて伺いいたします。

また、地元の活性化については、小さなまちづくりグループが活躍されていますが、町として、今後さらなる活性化に向けた提案などをすることを考えているか、伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまの質問に対しまして、企画課よりお答えをさせていただきます。

中野駅周辺地域の活性化につきましては、平成28年度に国の交付金を活用し、中野駅周辺地域の区長さん、中野駅前振興会や地域住民による中野駅周辺検討委員会を立ち上げ、中野駅周辺小さな拠点づくり計画書を作成しました。この計画書では、小さな拠点づくりに向け

た基本方針として、観光客も気軽に立ち寄れ、多様な住民が気軽に利用できる、暮らし続けられる地域を支える生活サービス、交流拠点施設整備を目指すものとしております。

この検討委員会では、地域の拠点施設の試行事業として中野駅前によってけ家を開業し、現在も週３日程度の営業を行っている状況です。

町といたしましても、地域住民による主体的な参画を基本とし、検討委員会での意見を尊重し、地域の求める地域の活性化施設として整備を実施していければというふうに考えております。

○議長（野村賢一君）　８番麻生勇君。

○８番（麻生　勇君）　そんな施設が欲しいところですが、今、非常に問題になっています鳥獣ですね、鳥獣捕獲したものの利用では、たけゆらの里等では肉の加工品、食事の提供等を行っていますけれども、その技術で本施設でも提供できればと思います。

よく聞かれますが、生きているものを殺すわけでありますから、神様に感謝の思いで、全ての利用方法を考えての施設にしたいところです。その技術の確立については、どのように考えるか伺います。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　ただいまのご質問に対して産業振興課よりお答えいたします。

初めに、西畑地区の鳥獣やタケノコを中心とした食事や関連商品を提供する新しい施設ができた場合に、たけゆらの里の技術を提供することにつきましては、現在、たけゆらの里ではイノシシ肉を使用した商品として、ジャーキー、ウィンナーなど加工品と食事として提供しているイノシシメンチ、ハンバーガー、担々麺、たけゆら御膳などがありますので、新しい施設でもこれらの商品が提供できれば、観光客に食していただく機会と場所もふえ、また、地域にもお金が落ちるようになりますので、たけゆらの里の商品を提供いただければと考えますが、これらの商品につきましては、たけゆらの里の職員が会議と試行錯誤を重ね、それなりの時間と労力を費やし、でき上がったものと聞いておりますので、その商品や技術を使用する際には、たけゆらの里と協議が必要になると思われます。

次に、鳥獣１頭全てを利用することについてでございますけれども、以前に使用できる肉以外の部分をペットフードとして利用できるとの話があり、検討したところですが、業者が引き取りに来るまでの間の保管場所の確保の問題などがありまして、ペットフードとしての利用の検討をやめた経緯もあり、現状では、利用方法はあっても鳥獣１頭全てを利用することができないという状況でありますので、それについては今後の課題ということで考えてお

ります。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） たけゆらの里で開発した商品を使うには、やっぱりそれなりの仁義が必要だと思いますので、そのときには産業振興課長が旗を振ってやっていただければいいのかなと思いますので、そのときはよろしくお願いします。

また、全イノシシ1頭分を使用する技術がまだできていないようなので、その辺はさっき話がありましたけれども、開発をやってもらえれば、今年度の予算にも鳥獣の話が出ていましたけれども、それを使って、できればそういう技術の確立を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、今イノシシだけの話なんですけれども、非常にふえている鳥獣が多いわけですね。そういうことで、ほかの動物肉については、どのように考えるか伺います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問に対し、産業振興課よりお答えいたします。

イノシシ以外の動物の肉については、鹿やキョンなどが考えられます。

体重が40キロのイノシシの場合は、肉として使用できる割合は、30から35パーセントとなりますが、鹿は、体重50キロで25から30パーセント、キョンは体重13キロで15から20パーセントしか肉として使用できないため、イノシシの肉と比較すると効率が悪いということで、採算が合わないということ。それから、鹿やキョンの体毛は抜けやすいため、肉につかないよう、衛生面でもより一層の注意が必要であること。そのほかにも動物の種類が違うために、解体技術者の知識や経験も必要になることなどの課題が鹿やキョンの肉を取り扱う場合には、出てまいります。

また、たけゆらの里解体処理施設では、当初計画でイノシシを受け入れることを想定し、施設の整備を行っておりますので、場合によっては、施設の改修、解体技術者の確保、解体技術者の技術の向上などを行う必要が出てくるとされるイノシシ肉以外の動物の処理については、現在のところ取り扱わないこととしておりますので、イノシシ肉以外の動物の肉の取り扱いについても今後の課題として考えていく必要があると考えております。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今のイノシシ以外の動物についてということで、私のほうからもちよっと補足したいと思います。

それはなぜかというと、私がたけゆらの里の社長になっております。それで、毎月経営会

議というものがあります。それで、月に1回必ず定期的に社員全員と経営会議をやっていると
ころでございます。先ほどいろいろイノシシの加工とかそういうことでご質問もあったんで
すが、この中で毎回いわゆる商品開発ということを必ず毎月1回やっています。

それで、もちろん飲食にするものにしては試食会をやってみたり、また、その中でこうい
う商品を開発したいとかということが毎回提案されております。その中で、キョンの問題、
鹿の問題、実はこれも試作品として何回か調理しています。今、課長の答えたとおりなんで
すが、なかなか事業採算にのらないというのが現実なんですね。というのは、解体する職人
の人工と、いわゆる販売価格というのが、肉の量と比較すると、どうしても事業採算にのら
ない。それで、のせるとなると非常に高価な肉になるということで、これはなかなか売れな
いだろうということで。ただ、鹿肉につきましては、今うちのほうでとれている肉は、北海
道のほうでとれているような鹿肉とはちょっと違うんですね。ですから、柔らか過ぎてなか
なか難しいなということもございます。

キョンは、実は中国では非常に高級肉ということで知られているんですね。確かに食べて
もみましたけれども、それはそれでなかなかおいしいものなんです、やはりそれを事業採
算になかなかのせるのは難しいんですが、たけゆらの里も日々、こういう問題も含めて商品
開発の中で、やはりこれが、先ほどご質問にありましたように、せっかく生きているもので
すから、それを少しでも生かしていくということは重要であるということで、私ども、たけ
ゆらの里も毎月の定例経営会議の中で、そういったことを常に、商品開発を含めて検討して
いるところでございますので、また、そういうことができれば、麻生議員のご質問にありま
したように、地域の皆さんに技術提供をすることも全く問題ではありませんので、そうい
うことで、ぜひまた我々も新しいものを開発しながら地域に提供できればと思っています。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） ありがとうございます。

衛生面を考えると、いろいろなものをやると大変なのはわかりますけれども、先日、私の
知っている人が君津で防疫というか、ばい菌処理する技術を取得して今やっていると、その
商売をやり始めたという話を聞いたんですよ。それをやれば、今、すごく工数がかかってい
るところが、少なくなるんじゃないかと思しますので、ちょっと調べてみてもらえませんか、
そういうところの技術を。君津の人です。そういうところがありますので、チェックしてみ
てください。

それから、さっき目方、規格があって、イノシシは40キロ以下は捨てるわけでしょう。そ

れから、キョンも使わないんだから、押さえれば捨てるわけですよね。その捨てるというのはすごくもったいないなと思うんですよ。さっき君津の話をしたんですけれども、麻生さん、30キロくらいのイノシシ、使えないかねなんて話を一時されたことがあって、じゃ聞いてみますよと言ったんですけれども、いずれにしてもだめだったんですよ。小さい肉でも、柔らか過ぎてだめなのかどうか分かりませんが、みんな山の中に捨ててきちゃうというんですよ。

そういう意味で、それがあると、イノシシを押さえた、大きいのを押さえたとしても捨てるわけですから、またそれをイノシシが食って繁殖していくと。そういうことになるのかなという気がしているんですけれども、どんなでしょうか、そんなことはないですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは、たけゆらの里が主体でございますので。

たけゆらで、今イノシシの解体につきましては、30キロ程度でも実は引き受けています。一つの考え方として、先ほど答えた産業課長の言うのが基本なんですが、やはり40キロから60キロ、これが肉質もいいし、いわゆる採算性にのる大きさなんですね。逆に90キロ級のやつも来るんです。でも、これは逆に肉がかたくて売りものにならないということがあります。そういうことで、若干、30キロでもうちのほうは引き取って調理しています。

ただ、それ以上小さくなりますと、やはりさっき言いましたように、値段がとても、今の販売価格では売れない状態でございますので、そこはどうしてもできないのですが、30キロ弱でも若干は引き取っているときもございます。

余り値段が高くなると売れなくなりますので、そういうことで、やはり事業採算ということも見ながらやっているところであります。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） ありがとうございます。

続きまして、西中学校の生徒数が減少しまして、平成30年4月に大多喜中学校と統合されました。それで、空き校舎になっている校舎を三育学院が利用したいと手を挙げていただきましたけれども、三育学院が具体化した暁には、西中学校があったときと同様に、中野の町がにぎわいを戻すのではないかなと思い、大変期待しているところでございますけれども、三育中学校が開校して地元が学生で活気づき、さきの集客施設の完成と小さな拠点づくりグループとで大いに盛り上がってくると思います。

観光客対策としては、いすみ鉄道はもちろんですが、小湊鉄道とも協力しながら、大多喜

町全ての連携が必要になってきます。西畑地区の観光客に対する魅力づくりについては、点在している観光拠点を点から線にすることと、新しい魅力の掘り起こしが必要になってくることと思います。

先日の御宿町での議員研修の中で、観光地づくりではなく、観光地域づくりを基本に行うべきとのことでありました。大多喜では、DMCですか、この間のあれはDMOで研修をやったんですけれども、そのときに町の関係者も傍聴に来られていましたけれども、西畑地区に係るこの問題に対してどのように感じたのか、また、どのように考えるか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 初めに、当日研修会に参加した職員の一人というようなことで、お答えさせていただきたいと思います。

今回のこの講演では、日本版DMOを核とした観光地域づくりについてと、こういった講演でございました。本町においても日本版DMOを推進しているところでありまして、日本版DMOとは何であるのか、なかなか理解のしづらい言葉であったと思いますが、講演をされました清水さんからは、非常にわかりやすい表現と具体的な事例を取り上げ、大変理解しやすい説明であったことと思います。

これまでは、とにかく観光地をつくるというところに重点を置き、進めてきたところがありますが、観光による地域づくりが重要であって、観光施設や名所だけでは、そこに住む地域の人たちが元気になる、地域住民や観光客が地域の魅力を十分理解し、そこで住んでよし、訪れてよしの観光地域づくりに向け、観光関係者だけではなく、地域の農業、林業、商店街等、地域全体で議論しながらつくり上げていく地域づくりが必要であると改めて感じさせられたところです。

また、現在、本町でも進めております観光まちづくり事業についても、事業実施の方向性については間違っていないのかなというようなことを改めて感じることでございまして、大変参考となる講演であったと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 続きまして、私、先日御宿で行われました研修には参加できなかったのですが、参加された方の話や資料を拝見したことを踏まえて、西畑地区に係る観光地域づくりについて、産業振興課という立場からお答えさせていただきます。

西畑地区の観光について考えてみると、観光資源については、大きな観光施設などはござ

いませんが、いすみ鉄道沿線や中野駅、七面山、大塚山、田代滝、農産物では、タケノコ、シイタケ、山菜などがあります。

また、タケノコなど地域でとれた食材を提供する民宿や飲食店、農園や酪農をする農家、森林や竹林も西畑地区の観光資源と言えらると思われ、観光資源としてはいろいろなものがありますが、これらをうまく活用し切れていないのかなと考えております。このことについては、西畑地区に限ったことではなく、町の観光全体にも言えることと感じております。

今後は、地域や関係者と話し合いの中で、地域にある観光資源を有効に活用できるようにして、地域にお金が落ち、地域が元気になる仕組みを考えていくことが必要ではないかと考えております。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） ありがとうございます。

先日の講演会の中では、今、産業課長が言ったこと、それから企画課長が言ったことが、トータルで実践、実行できるようなことでなくてはならないんじゃないかなということで、この間の御宿のDMOは話がありました。

それで、先ほど企画課長が言っていましたけれども、観光地づくりよりも観光地域づくりということでございましたけれども、全く同感です。今の西畑地区は、観光地らしきものがあるんですけども、それが線というか、面にもなっていない、全然なっていないわけですね。

冒頭で言いましたけれども、中野の小さな拠点づくりのメンバーが一生懸命やっているんですけども、これは常時オープンにしないと、先ほど言いましたけれども、3日ですか、3日くらいしかやっていなくて、例えば観光客とマッチングしないんじゃないかなということを感じます。

ぜひとも、この集客施設を西畑地区に欲しいと思っていますけれども、町長、何かございましたら、ご意見をお願いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 集客施設を西畑、中野地区にぜひとも欲しいというご質問でございますけれども、これは当初から私ども町のほうは考えている話でございます。特に西畑地区、特に中野地域の皆さん方をお願いをして、いろいろどういうものがあるかということはご提案をいただくようにして、もう既に3年になるわけですね。ですから、もうそろそろ結論を出さなければいけない時期であります。ですから、当初町としても、当然拠点施設とい

うことで考えておりますので、ぜひ進めていきたいと思っています。

ただ、どちらにしても、それも地域の皆さんがやる気になっていただくということがまず絶対条件でございます。そういうことで、町としては、十分それを考えておりますので、地域をぜひ盛り上げていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） ありがとうございます。

またこの間の御宿の話をしますけれども、せっかくつくっても、通りすがりで行ってしまふような施設では観光地ではだめだという話があったと思います。その話の中に、酒を飲んで、飯を食ってという施設が今中野は2軒あるのかな、あるけれども、長期休みが多かったり、やっているんだかやっていないんだかわからないような店になっているわけです。ぜひとも、365日とは言いませんけれども、毎週オープンしているような施設にしていきたいところです。ぜひ、ご協力よろしくお願いします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

一般質問の途中でございますが、ここで10分間休憩します。

（午後 1時50分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時00分）

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、1番野中眞弓君の一般質問を行います。

○1番（野中眞弓君） 1番野中です。

3点にわたって一般質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、就学援助制度の拡充についてお伺いいたします。

就学援助制度は、小中学生のいる経済的貧困世帯に学用品や修学旅行費、給食費、医療費などを援助する制度です。これは憲法26条の義務教育は無償、学校教育法第19条の経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないという法令などに基づいています。

学齡児童生徒の保護者をめぐる経済状況は、政府統計の不正で正確な数字はわかりませんが、政府公表ですら直近6年では実質賃金は10万円以上落ち込んでいるというのに、最近の電気代や食料品などの価格引き上げが続いて、庶民の暮らしを圧迫しています。子供の貧困が浮上して時間を経ていますけれども、決して解決はしていません。貧困の再生産が心配されます。

憲法、教育基本法を守り、全ての子供に行き届いた教育を保障するのは行政の任務です。就学援助制度の一層の充実、先駆的充実を要望して、以下、質問します。

まず1点目ですけれども、担当課に伺ったところ、来年度は支援金の変更はないということでした。ところが、国は来年度予算について、昨年が続いて、特に入学準備金を中心に大幅増額を予定しています。

本町では、今年度分、30年度分は29年度の2倍と、もう一つ大幅な前倒し支給、3月の末になって配りますよではなくて、もう2月から親が安心して入学の準備ができるという保障をしています。そのことは大いに評価するものです。

しかし、2倍になっても、ランドセルや制服、体操服購入と、入学時に必要な経費を十分賄えるかという点、それは賄えているとは言えません。せめて、国の基準に引き上げる考えはありませんか、お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 支援金額を国基準に引き上げについて、教育課のほうからお答えさせていただきます。

今までも国基準に合わせた町の実情の一部改正を行っておりますので、今回も今まで同様、国基準に対応するための準備を進めておりますので、国の基準が改正され次第、教育委員会議に諮り、改正することを予定しているところでございます。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） ありがとうございます。

国基準になりますと入学準備金は5万7,400円ですが、町の用品屋さんに伺いますと、男子は制服だけで冬・夏1組で6万4,000円、女子は5万4,000円。体操服は1組では足りないもので2組買うと約2万8,000円。そうすると、男子はおおよそ着るものだけで9万2,000円、女子は8万1,000円のお金がかかるんです。

安心してきれいな、さっぱりした体操服や制服を子供たちに祝ってあげたいと思うのですが、支給額を上乗せする考えはありませんか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 確かに入学準備金では議員ご指摘のとおりかもしれませんが、予定される改正では、小学校、中学校ともに1万円の増額を予定しているところでございます。

また、修学旅行費と通学費については、国基準を上回る実費相当額を支給しており、今年度においても、教材費等の学用品等、他の費目についても支給限度額以内でありますので、国基準を超える改正をする考えは、現在のところ考えておりません。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 文部科学省の就学援助課に聞いたんですけれども、国基準はあくまでも国の施策であって、地方自治体に強制するものではありません。30年度の段階でも、入学準備金については7万円支給している自治体もあります。どうぞ積極的に町独自の上乗せはされてくださいとおっしゃってありました。

ぜひ、学用品なんかは、確かに調査していただいた町内の各学校の学用品代に比べて支給額のほうが多いのですが、実費を出してあげるというのは、やはり先ほど定住化対策の中で、子供の教育にも力を入れている、いろんな事業の報告がありましたけれども、貧困家庭の子供たちが肩身の狭い思いをしないというのも、やはり定住化対策の一つみたいなものだと思うんです。教育課でも、そのこのところを一步踏み出す決意をぜひしていただけないでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） やはり先ほどご説明したとおり、国基準に合わせた1万円の増額で対応していきたいというふうに考えております。

○1番（野中眞弓君） その次にいきます。

上乗せみたいなものですが、国の制度は補助の項目、体育実技費とか、クラブ活動費とか、生徒会費、PTA会費、そして新しく31年度から卒業アルバム代も援助しようと言っております。ところが、本校は独自性を発揮して、体育実技用、私が今申した4点については支給しておりません。支給していない4点と、国が来年度からやるという卒業アルバム代も含めて、本町独自の支給対象に追加する考えはありませんか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 支給項目を国基準に合わせて追加することについて、教育課のほうからお答えさせていただきます。

支給項目を追加することにつきましては、夷隅郡市内の各自治体との情報交換を今後行いながら、次年度から、先ほども言われています新たに国基準に追加となるアルバム代も含め

て考えていきたいと思います。今後の動向を注視していきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 前進的な答弁だったと思います。

しかし、周辺自治体と相談してといいますけれども、大変町内から歓迎されている給食費の完全無償化、周辺の自治体と相談したんでしょうか。そうではなくて、町独自で本当に思い切って踏み込んでいただいたと思うんです。

ですから、周辺の自治体と合わせなくても、大多喜町独自で踏み込んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） それは、やはり給食の無償化につきましては、町の施策といいますか、総合計画の実施計画の中に盛り込んで計画的に進めてきたことでありますし、それとはちょっと違くと、考え方が違うというふうに思いますので。この辺につきましては、また周辺自治体の事情もあるかと思しますので、今後協議を進めていきたいというふうに思います。

○1 番（野中眞弓君） もう一つばやかせていただきます。

子供の医療費、高校生まで無償化にしてください。周辺自治体4つのうちの2つがやっております。でも、うちのほうはやっておりません。周辺自治体の様子を見てというのであれば、医療費の無償化のほうも周辺の自治体に合わせて高校生までやってもらいたいものだなと思っておりますが、これはばやきでございます。でも、何点かはきっと支給対象になるであろうという期待を込めて、よろしくお願いいたします。

3 点目にいきます。

せっかくの制度がありながら、制度存在の情報がなければ活用することはできません。ついせんだっても、赤ちゃんにミルクをあげなくて、赤ちゃんが死んでしまったというニュースがありました。前は北海道でもそんな、赤ちゃんではありません。無理心中みたいな形で親子が餓死したというニュースもありました。生活保護があることを知らなかったためです。

情報というのは、やっぱり生きていくすべです。それで沖縄県では、16年度からテレビコマーシャルを実施して周知に努めたそうです。利用者がやらないときよりも4,500人ふえたそうです。制度を知らなかったという人が23パーセントもいたのに、それが9.8パーセントに減ったといいます。

制度の周知、それから手続の簡便化、そういうものが大多喜にも必要ではないかと思われ

ますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 制度の周知、手続の簡便化を一層進めることについて、教育課のほうからお答えさせていただきます。

制度の周知につきましては、町ホームページ、小学校入学説明会及び毎年度末に児童生徒を通じて全世帯に案内するとともに、転入生については、その都度案内をしております。周知漏れはないと考えますが、健康福祉課にも制度周知を依頼し、周知の徹底を今後図っていきたいというふうに考えております。

手続の簡便化については、申請書及び同意書の提出をお願いしているところです。申請書も学校を通じて提出することも可能であり、所得についても申告の必要がなく、提出された同意書により、教育課から担当課に所得照会を行っており、申請書への記載内容も家族構成を記載していただくなど簡易であると認識しておりますので、ご理解いただければと考えております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 周知の問題ですけれども、広報を通じて、児童生徒のいる家庭だけではなくて、住民全体に周知をするということは必要ではないでしょうか。

ちょっと違うんですけれども、これはことしの2月号広報です。この中に税金を納める季節が来たよというのがありまして、それを見ました。納めることばかり書かれていました。介護保険を認定された人は控除が受けられるなどと思いながら、知らせていないと思って見たんですが、ページをかえて、2枚か何かめくると、障害者控除、認定コード、初めてこういう大きくばーんと載りました。だけど、これとこっちの税金を納める季節が来ましたよというのと、関連がわからないんですね、知らない人が見たら。せっかく住民のためになる記事をつくりながら、余り役に立たないのではないかという編集の仕方を残念に思いました。

広報を使って、わかりやすい情報提供をするという考えはありませんか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 今後、児童・生徒の世帯以外にも周知することについては、何ら問題ないと考えますので、進んで広報のほうに掲載するよう検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） ありがとうございます。

ただそのとき、文章が難しくて、なかなか理解できない書きぶりが多いように思います。広報の中身の文章。できるだけ易しい書き方でお願いしたいと思います。

それと手続の問題ですけれども、学校でもとおっしゃいましたが、私が以前、このことを一般質問したときに、そのときは学校提出で、学校へ提出するのは子供、親の立場で、ちょっと気おくれするものがあるので、役場のほうに出せないかと言ったら、いや、どうせ学校の承認が必要なので学校に出してくださいと言われたんですけれども、私にしてみると、そういういきさつがありますので、役場でも出せるようにしてもらえないかという気持ちなのですが、実際はどうなのでしょう。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 実際は、学校の校長なりで記載する箇所はございませんので、直接役場のほうに、教育委員会のほうに提出することは可能でありますので、その当時の答弁とは食い違った、今の取り扱いはそういう取り扱いをしております。

○1番（野中眞弓君） 両方で今度はできるようになるということですね。わかりました。

出すときに同意書というのがあるんですけれども、教育委員会が子供たちに学校で配る制度のお知らせの中には、収入額等確認できる書類も用意しろとあります。できるだけ紙っぱら1枚で済むようにしていただきたいのですが、収入等を確認できる書類というのは、町が用意できるのではないのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 先ほど答弁したところですが、同意書をいただければ、そのような書類は必要ないということで、うちのほうから直接担当課のほうに所得照会するということでありますので、案内の書類につきましては、もう少しわかりやすいような書き方で案内したいというふうに考えますので。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） ありがとうございます。

この制度を利用できる、あるいは利用する方というのは本当に少ないし、少なければ少ないほど困っている人が少ないということだからいいのですが、本当に援助の必要な人たちへの事業なので、簡単でわかりやすく、そして受ける人が気兼ねなく子育てができるような制度にするために、担当課にも一頑張り、頑張ってくださいと思います。

その次に移ります。

2点目は、学校給食運営についてです。

本件は、前議会において時間不足で途中で終わらざるを得なかったものです。前回に引き続き、町の考えを伺いたく、同じ質問を行いました。

1については、答弁をいただいております。答弁をかいつまんでみますと、総合計画では業務委託ということは載っていないけれども、将来的な学校給食のあり方について検討するとあります。それは、これからも現状維持でいくのか、ほかの方法があるのか検討するということであると述べられました。

答弁で削られた部分を読んでも、やはり削除されたのは、学校給食の業務委託であることは明瞭です。だから、学校給食の業務委託については、第3次計画ではやらないとるのが筋ではないかと、私はやはり確信しております。

答弁では、さらに業務委託を運営委員会に諮問した理由を説明してくださいました。端的に言うと、2,800食をつくる施設で600食をつくるのは効率が悪い。生徒の数が減っている。そういう理由から指定管理を含む業務委託の検討を諮問したということです。

設備は同じままで、業務委託すれば効率が上がるのでしょうか。民間委託すれば効率が上がるのでしょうか。生徒もふえるのでしょうか。給食センターが抱えている問題が解決できるとは思えません。本当に効率上昇と、本当の合理化を求めるなら、今こそ1,800食の施設をめぐって、学校給食のあり方を考えるときではないでしょうか。その考えはありませんか、伺います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） まず、児童・生徒が減少すれば、当然、給食1食当たりを提供するための経費というものは上昇することは考えられますが、安全・安心でおいしい給食を提供しながら効率化を図っていくためには、現時点では新しい施設を建設するよりも、現在の施設を利用した方法を考えていくことが最善であるというふうに考えますので、学校給食のあり方自体を考えるという考えは、今現在はございません。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） このところで問答しても仕方がないので、その次にいきます。

民間委託の計画の進捗状況がどうなっているのか報告してください。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 大多喜町給食センター運営委員会から業務委託については、先ほど野中議員が言われたとおり、条件つきではありますが、業務委託を検討することについては了承する旨の答申をいただきましたので、現在は調理業務委託による運営について、直営

で運営した場合との比較を児童・生徒の減少による影響などの要素を加味し、作成中であることを、先月20日に開催しました大多喜町給食センター運営委員会に報告し、具体案につきましては、来年度当初に開催予定の運営委員会まで提案することでご承認をいただいたところです。よって、現在、具体案については、まだ提案していないところでございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） わかりました。そうすると、前の答弁の中で指定管理制度調理業務ということが載っていたと思うんですけども、調理業務委託というのはわかりますけれども、指定管理というのは、どの程度まで委託をするつもりなんですか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 指定管理といいますのは、ある程度の公の施設としての機能を果たさないと、指定管理というものができないというふうに考えておりますので、そういう付加価値も含めて、実例が現在のところ余りないものですから、大多喜町と運営形態が異なる指定管理制度を導入しているところもありますので、現在、その内容について検証しているところでございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 指定管理って、結局は丸投げでしょう、言ってみれば。学校給食は行政、設置者が責任を持つものだから、丸投げは全く給食事業についてはそぐわないんじゃないでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 契約については、調理安全基準とか、そういうものに基づいて契約をするわけですが、そこも丸投げと言われれば、その管理全般を委託するということでありますので、受けた業者については、学校給食以外にも老人の配食サービスですとか、そういうことが可能になることが、そういう配食サービスを行えるようなことも想定されるところでございまして、給食業務だけの施設を、給食業務に限らず運営していくというところで指定管理という制度でございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） もうけ優先の会社が、やっぱりもうからないから、給食業務のほかに配食業務もできるような形にもできるということですが、やはり子供たちを育てるという立場、食べることは人間にとって最も大事なことだと思うんです。ほかのことはともかく、命を継続していく、健康をつくり出す一番の基本になる活動だと思うんです。そこのところを

行政が責任を持つ、それは経費の問題は論外だと思うんですね。ぜひとも、町が子供の命と健康に責任を持つという立場に立って給食事業は進めていただきたい。

今、周辺では、いろんなところで調理業務を委託するということが流れになっていますけれども、そうではなくて、子供の命はきちんと行政が守るという立場を貫いているところもあるわけです。そういうところに倣っていただきたいなと思います。そのために、学校給食は、学校給食法という法律とかで縛られています。

それと、業務委託をすれば、労働者を守るという立場で派遣法や職業安定法から縛りも出てくるということです。そういう法律による縛り、クリアできるんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 仮に業務委託による運営を行う場合におきましても、学校給食として提供するには、法令にのっとり運営することは当然のことであり、ほかの自治体においても既に実施しておりますので、問題はないものと考えます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 少し古い資料ですがけれども、山形県の藤島町の資料から学ばせてもらったものです。やはり、ここの町でも給食の外部委託の話が出たとき、議会が特別委員会をつくって研究しました。特に、委託に出したとき、職業安定法の縛りをクリアできないのではないかと。具体的に言うと、こういうことです。

職業安定法施行規則 4 条では、請負または請負を受けた業者は、以下の要件の全てを満たす必要があると。1 つは、作業の完成について事業主として財政及び法律上の全ての責任を負う。2 号、作業に従事する労働者を指揮監督する。3 号、作業に従事する労働者に対し、使用者として法律に規定された全ての義務を負う。4、みずから提供する機械、あれです、受けた業者がみずから提供する機械、設備、器材、もしくはその作業に必要な材料、資材を使用し、企画もしくは専門的な技術もしくは専門的な経験を必要とする作業を行うものであって、単に肉体的な労働を提供するものではないという、今でも生きている縛りがあります。

そして、委員による特別委員会は、1 号について、学校給食の安全性や施設の衛生管理は自治体が責任を負うべきである。業者の全責任を認めることは自治体の責任放棄となり容認できない。2 号については、調理員は、学校栄養職員が決定する献立と詳細な調理指示に従って、自治体から提供された食材を使って調理するものであり、栄養士の指示ができない調理はあり得ない。4 号については、給食調理設備、器材など全て行政財産であり、事業者が提供するの単なる労働力だけであることから、4 号要件を満たさない。そして、学校給食

法6条によれば、給食設備は学校設置者の負担とされている。こういうことを考え、やっぱり法律に違反すると。民間委託によって、経験不足のパート労働者が従事することはできない。こういう法的な問題を議会が明らかにし、町当局は断念したとあります。

やはり子供に対して責任を負うのは自治体だという観点で、筋を通して自治体があるわけです。本町もぜひそうあってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 委託する場合は、調理業務のみであり、献立の作成までは委託する考えはありません。民間で雇用されている調理員一人一人に直接指導監督するのではなく、契約時の仕様内容に町から示す献立に沿った調理を行うことや、町からの申し入れにより、調理中であってもでき上がりを確認できるようにすること。また、完成物が要件を満たさない場合は、手直しややり直しをすることができるよう明記します。よって、業務委託する場合においても、直接指導監督することはないものと考えますので、法的には偽装請負にはならないと考えます。

また、衛生管理上緊急を要する場合に、栄養士等が直接指示することはあっても、恒常的に行わなければ、過去の判例からも問題ないものと考えます。過去においても、東京都杉並区の例でありますと、違法ではないとの司法判断が示されるところも事実でございます。

また、調理委託をする場合の双務契約ですが、昭和61年労働省告示第37号、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準、疑義応答集13、作業場所等の使用料では、その業務を行う場所の賃貸料、光熱水費は、双務契約に必要がないものと記されております。

また、食材についても、同応答集14の双務契約が必要な範囲の項目にあるとおり、発注者が材料を提供する場合は、請負業者がその食材を購入し、完成後、発注者に売却するというような双務契約は必要ないとされております。

また、発注者所有の器材を借用または購入して業務を行う場合は、その分は別の契約により双務契約が必要とされておりますので、今後、業務委託する場合には、もう少し内容を詰めてまいりたいというふうに考えております。

○1番（野中眞弓君） 何が何でもやるんですか。

今、実際民間委託をしているところがたくさんあるわけですから、蛇の道はへびで、幾らでも抜けていく道はあると思うんですけれども、基本は行政が子供に対して責任をとり切るという点だと思うんです。そのことをゆめゆめ忘れないでいただきたいと思います。

4 番目の質問にいきます。

民間委託になった場合の給食の質の低下とか、調理員の処遇の低下が起きないか心配しています。どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 学校給食法では、共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員として、栄養士としての免許状を有する学校給食栄養管理者を委託した場合においても、今と同じように配置いたしますので、給食の質及び安全性が低下することはないと考えております。

調理員については、正職員については人事異動等により他の部署への配置がえとなりますので、処遇が変わることはないものと考えております。

臨時職員についても、同じ条件以上で受託事業者には雇用されることを希望されれば、受託者と協議していきたいという考えでございます。

○1 番（野中眞弓君） 職員の処遇の低下が起きないか心配だというのは……

○議長（野村賢一君） 野中議員に申し上げます。質問するときは、必ず議長を通してください。先ほどから黙っていたんですけれども、マイペースでやっていますから、必ずやってください。よろしくお願いします。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 行政は行革で安上がりにするために委託するわけです。受けるほうは、もうけるために受託します。同じ人数で仕事をするのなら、会社がもうける分、賃金が削られることになりませんか。調理員の数を減らせば労働強化は避けられません。どっちにしろ働く人にとっては、労働条件の低下が起きるのではないかと思います。

今、先ほど麻生議員の一般質問でもありました、地方からの人口の流出はとまりません。行政がさまざまな定住対策を画しています。それでも人口は減る一方です。

人口、若者が地方に定住するには、ほどほどの生活の保障が必要です。安心して暮らせて、子供をしこめるだけの収入が必要です。賃金を値切る、低賃金をはびこるということは、ますます地方から若者を追いやることになります。地域を衰退させることになります。定住化を叫ぶ一方で、定住化ができない条件をつくり出している。これが行革です。この行革路線に乗って給食業務を民間委託にしようというのは、私は地方にとって正しい選択とは考えられません。

本当に真剣に若者に定着してほしいのなら、若者がここで暮らせる職場を役場みずからが

用意していくことではないでしょうか。そういう意味で、民間へ給食業務を委託する、委託に出すことについては、撤回すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 今現在、直営でいくか、民間委託するかというところをまさに検証中でございますので、今の段階では具体的な数値もまだ確定しておりませんので、答弁は控えさせていただきますが、経費だけの効果ではなく、また調理員等の職員の確保、そういうところにもメリットがありますので、そういったところも含めて、今後、直営でいくのか、業務委託でいくのかというのを検証していきたいと考えております。現段階で撤回するという考えは持っておりません。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 直営でいく可能性もあるということですね。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） それも含めて、今検証しているところでございます。

○1 番（野中眞弓君） 次にいきます。

学校給食の目標は7項目あります。これ学校給食法第2条ですけれども、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、簡略にしたものをちょっと読ませていただきます。

1つ、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る。2、日常生活における食について、正しい理解を深め、健全な食生活を送ることができる判断力や望ましい食習慣を養う。協力して、楽しく会食することにより、学校生活を豊かにする。4、食べ物が自然の恵みであることへの理解を深め、生命及び自然を大切にすること。5、食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについての理解を深める。6、日本や世界各地の食文化についての理解を深める。7、食料の生産、流通及び消費について理解するということです。

これらの目標を実現できるのは、給食室が学校にあって、つくる人と食べる人の顔がお互いによく見えて信頼関係があって、おなかのすくころにはいいにおいがしてくる。栄養士さんや調理員さんが食べ物や材料や健康とのかかわり合いを教えてくれる。そんなことのできる直営自校式ならではないでしょうか。

食は命そのものです。安全でおいしい給食は、学校生活を楽しく豊かにします。少しお勉強ができなくても、かけっこが遅くても、おいしい給食で学校生活は楽しくなります。

このことは一生ついて回ります。一生の財産です。大人になって、今健康福祉課が一生懸命健康の保持のために頑張っていること、子供のうちに身につけたら、もっと効果が上がる

ことだと思います。

行政が子供の命と健康に責任を持つという、強く熱い行政を本町に期待します。直営自校方式に切りかえる考えはありませんか。最低でも、直営を守り抜いていただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 現在の各学校には調理できる施設を備えておりませんので、新たに調理場を設置する必要があること。また、野中議員の言われている安全でおいしい給食を提供するためには、同じ時間帯に調理することが求められますので、各調理場に学校給食栄養管理者を配置する必要もあります。野中議員の言われるメリットもあるとは思いますが、多くの課題があることも事実でございます。

現在、共同調理場として設置している給食センターを建てかえるのであれば、選択肢の一つとして学校ごとに調理場を設置することについて調査研究する必要もあるかもしれませんが、現時点では、今ある施設を有効利用した運営をしておりますので、切りかえる考えはありません。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 今、子供の健康について、いろいろ問題が発生しています。子供が小さいときから糖尿病になるとか、子供の小児がんがふえるとか、これはみんな食べ物から由来するものだと思います。

そういうことを考えると、施設設備にお金をかけることと、その後病気になってから、それをケア、フォローするお金と心配とを考えたら、比べものにならないと思います。本当にここに住む住民が、子供から、揺りかごから墓場まで健康で過ごせるようにするのが行政の仕事ではないでしょうか。2,800食の設備をやはり考えなければならないのではないかと思います。答弁は要りません。町長さんを初めとして、行政に深く考えていただきたいと思います。

3 つ目にいきます。大きなタイトルの 3 つ目にいきます。

大多喜DMCを核とした観光まちづくりについて。

昨年 9 月議会直前に企画課より、地方創生推進交付金事業に大多喜町の観光まちづくり事業が採択されることになった旨、報告がありました。3 年間の総事業費が 3 億 2,600 万円という大事業で、会社を設立し、そこを中心に進めるという、私にとってはもう聞いたこともない、びっくり仰天の取り組みです。DMO とか、DMC など、初めて耳にする用語も理解

不能でした。

最近、そして、このままではいけない、このままではいけない、何かはっきり明確にしないといけないという思いで、ずっと悶々としておりました。資料を探しても満足させてもらえるものはなく、参考になる書籍も手に入りませんでした。

そして、この2月5日の御宿町との研修会で、ようやく理解の入り口にたどり着いたという感があります。しかし、疑問、懸念は、そして危惧も残っております。初歩的なものばかりです。特に、DMCわくわくカンパニーについて伺いたいと思います。

私自身がいろんなことがわからない中での質問ですので、よろしくお願いいたします。

1点目、事業費は多額で、取り組みは全くの前代未聞の新手のものであり、議員にとっては寝耳に水の事業展開です。経緯の説明を求めます。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それでは、ただいまの質問に対しまして、企画課からお答えをさせていただきます。

経緯の説明ということですので、この観光まちづくり事業につきましては、昨年の8月23日に開催されました議会議員全員協議会において説明をさせていただいたところですが、再度その説明をさせていただくこととなりますので、ご承知おきをください。

大多喜町の現状につきましては、少子高齢化による人口減少により、町内のそれぞれの産業分野において、若者等の担い手や労働力不足が生じ、農業分野においては農地の荒廃化、商店街においては空き店舗が増加している状況となっています。特に、町並み整備事業の推進を図ってきました景観形成重点地区における空き店舗等の増加により、房総の小江戸としての景観形成が失われつつあります。

このような中で、一昨年5月には古民家を活用した観光まちづくりシンポジウムが開催されまして、県内外より古民家に対し関心のある多くの皆さんの参加をいただき、開催をされました。

このシンポジウムをきっかけとし、町内における観光まちづくりについて、シンポジウムを主催いたしました千葉銀行との連携により、町内企業有志、観光協会、日本人材支援機構、また観光事業に関心があり町内への事業展開を考えている企業との協議を重ね、官民連携体制の構築を図ってまいりました。

一方国においては、観光立国日本を目指し、地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行うかじ取り役として、日本版DMOの形成や確

立に向けた支援が全国各地で進められております。

このような状況の中で地方創生推進交付金を活用し、町の観光面に焦点を当て、観光まちづくり推進事業を展開し、地域に存在する観光資源を磨き上げ、地域の活性化を目指すため、平成30年度地方創生推進交付金の採択を受けるべく実施計画を作成し、昨年8月3日に事業採択の内示、8月31日には交付決定を受けたものとなっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） そうすると、この音頭をとったのは、古民家シンポジウムを開催した千葉銀さんの音頭取りで事業は進んできているんですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 先ほど述べたように、これをきっかけとして、いろんな大多喜町の資源を何とかしていけないかというふうなことで始まったのがきっかけとなっております。

○1番（野中眞弓君） わかりました。その点だけはわかりました。

2点目にいきます。

住民を幸せにするための住民サービス提供が自治体の本旨だと思います。その自治体が稼ぐことを目的とする株式会社に参入する意義は、どこにあるんですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 今回の地方創生推進交付金の実施計画は、その事業名を「ようこそ大多喜町へ！大多喜DMCを核とした観光まちづくり「まち・ひと・しごと」創生プロジェクト」として3年間の事業を推進していくものとなっております。

この交付金の採択に当たりましては、内閣府地方創生推進事務局の外部有識者会議による評価を経て決定したものとなっております。

この評価に当たり、評価基準が6項目にわたって記載されております。

この評価基準の第3項には、実施事業が地方公共団体のみの取り組みではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間から資金を受けて行うことがあればより望ましいという採択基準が対象事業として重要なポイントとなっております。このため、町の事業実施に当たり、民間企業の方々に協力をお願いし、設立に当たり出資をしていただいたものです。

また、会社設立に当たっては、株式会社や一般財団法人等の決まりはありませんが、株式会社とした理由は、全国の多くのDMOの設立団体の大多数の団体の課題が、DMOを運営

するための資金の調達に苦慮しているところにあり、独立した持続可能な法人とするため株式会社としたところ です。

なお、この観光まちづくり会社わくわくカンパニー大多喜は、昨年12月21日付で日本版DMOの候補法人として登録をされたところ でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） このわくわくカンパニーが、3 年間は国の補助金も出ます。計画では町もお金を出します。それを過ぎてから経営するためのお金がなくなったとき、今までの出資金もなくなったとき、この会社は なる んですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 先ほど株式会社とした理由を説明させていただきましたが、まさにこの交付金の終わりが会社の終わりとならないよう、その3 年間のうちに持続可能な独立法人として活動していただくためにも、株式会社としてある程度の利益の確保をするための経営努力を図っていただくものです。

また、本事業に参入した株式会社マイナビにおきましても、会社の威信をかけて取り組んでいただけるものと考えております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） でも、思惑どおりにいかないのが世の中じゃないですか。赤字になったときはどうするかと。どういうふう にか 考 えているのか伺いたい。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 最悪赤字になった場合はということですか。今、ならないように、3 年間国の補助とか受けて。

○1 番（野中眞弓君） でも、みんなそうやって会社を始めると 思 う の ね。 だ け だ、そうではないでしょう。だから、赤字になった場合はどうやって、その先や っ て いく の。

○企画課長（米本和弘君） ですから、株式会社ですので、当然利益の追求というの も 求 め ら れ ます の で、この3 年間のうちに、そういった事業の基盤をしっかりとつくって、3 年後のその交付金等がなくなった後においても運営できるような形で進めて ら う と いう こと にな り ます。

○1 番（野中眞弓君） 赤字になったときに、今計画にある以上の融資を町が する と いう こと は あり ませ ん ね。町から補助金を出すとか。

(「出資金ですか」の声あり)

○1番(野中眞弓君) 違う。出資金。それを伺っておきたいと思います。

○議長(野村賢一君) 町長。

○町長(飯島勝美君) 今回のDMCの株式会社の株式内容は、既にお話もしてございますけれども、54パーセントをいわゆるマイナビが持っています。町が30パーセント。そのほかに関係されますみなさんが出しております。これは何を意味するかといいますと、マイナビのいわゆる連結決算会社ということになります。ということで、基本的には、横尾社長とも話をしておりますが、最終責任はマイナビが持つことになります。

○1番(野中眞弓君) わかりました。

時間を過ぎてしまいました。

○議長(野村賢一君) 以上で終わります。

以上で野中眞弓君の一般質問を終了します。

ご苦労さまでした。

ここで休憩します。3時10分から会議を再開します。

(午後 3時01分)

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

(午後 3時09分)

◇ 吉 野 一 男 君

○議長(野村賢一君) 一般質問を続けます。

次に、9番吉野一男君の一般質問を行います。

9番吉野一男君。

○9番(吉野一男君) 9番吉野一男でございます。通告に従いまして議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。

第1点目は、特別養護老人ホームの経営状態や今後の運営方針について。第2点目は、いすみ鉄道の課題や今後の経営見通しについて。2点についてお伺いいたします。

まず最初に、特別養護老人ホームの経営状態や今後の運営方針についてお伺いいたします。

日本は、世界に例を見ない少子高齢化社会に突入しつつあり、大多喜町も高齢者世帯が急速にふえ続けており、この先福祉サービスの需要がさらにふえるものと思いますが、現在、

大多喜町には特別養護老人ホームは1施設のみであり、ほかに施設は存在しない状態ですが、特養の経営状態についてはここ数年赤字が続いています。仮に、この施設がなくなるようなことがあれば、大多喜町には特別養護老人ホームが存在しなくなるという事態になることとなりますが、今後さらにふえると想定される要介護者の受け皿となる施設がないなどという事態は避けなければならないと考えます。

しかしながら、このまま赤字が続くことになれば、施設の資金が底をつき、運営ができない事態も現実的となりつつあると思います。そこで、以下の質問についてお伺いいたします。

昨年に引き続き、一部居室を閉鎖していると思うが、現在の利用者数はどのくらいか。また、利用者の高齢化及び重篤化が進んでいると聞いているが、利用者の平均年齢と平均介護度、さらに入院者が多い状態のようだが、入院者はどの程度いるのか、お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） それでは、ただいまのご質問について、特別養護老人ホームからお答えさせていただきます。

現在の利用者数とのご質問ですが、2月25日現在で、長期入所者数46名となっておりますが、そのうち6名が入院中であり実質40名となっております。また、短期入所利用者数は2名となっております。

次に、平均年齢は90.8歳、平均介護度は3.8でございます。また、入院者につきましては、11月から3月が1年で最も多い季節となり、今年度は1日当たり平均5名、一番多い日は7名の入院患者がおりました。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 答弁、大変ありがとうございました。

続いて、一部居室を閉鎖している要因は介護士不足であると思うが、赤字を減らすには利用者を積極的に受け入れるしかないと思います。それには、一日も早く閉鎖している部屋を再開する必要があると思うが、介護士を確保できた場合、閉鎖を解除し利用者を受け入れることは可能か。また、外国人技能実習生はどの程度の期間で業務が任せられるのか、お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 介護士を確保できた場合、閉鎖を解除し利用者を受け入れることは可能かとのご質問ですが、結論から申し上げます、可能となります。ただ

し、夜間勤務ができる介護士の確保が必須条件となります。現在、1晩当たりの夜間勤務は各フロア1名と待機者1名の合計3名で対応しており、1名の介護士が月5日から7日の夜間勤務を行っています。

閉鎖しているフロアを再開した場合、1晩当たり4名の介護士が必要となることから、1名の介護士が月5日の夜間勤務を行うこととした場合、現在の夜間勤務実施者に加え、新たに7名程度が必要となる計算となります。

これから外国人技能実習生を受け入れ、夜間勤務を担っていただけるように育成をしていくわけですが、外国人技能実習生には、まず施設になれてもらい、徐々に業務を覚えてもらうことになると思っています。その後、夜間勤務の業務を覚えてもらうことになります。ある程度介護の経験がある日本人でも、採用から夜間勤務開始まで約4カ月から半年程度を要することから、外国人技能実習生に関しましては、最低でも1年から1年半の期間は必要になると考えています。

そのようなことから、必要人数の確保にはさらなる期間が必要と思われるので、閉鎖の解除にはそれ以上の期間を要するものと思われます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 答弁、ありがとうございました。

職員についても、また技能実習生が来ましても、いろいろ大変になると思いますので、その点また、よろしくお願ひしたいと思います。勤務時間も大変厳しくなると思いますので、それはそれとしてまた、皆さんの協力を得てやっていただきたいと思います。ありがとうございました。

3点目に移りますけれども、施設の給食について。

3月から給食の形態を変えていると思うが、どのように変わって、どのような効果があるのか。また、施設は食材を町内業者から購入していると思うが、今後はどうなるのかお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） ご指摘のとおり、施設開設以来、40年にわたり施設において直営で食材から調理をした上で利用者に提供してきました給食の形態を、3月1日から変更しております。

これは、利用者の減少に伴い提供食数が減少することにより、1食あたりのコストが上昇

し、平成29年度においては介護保険の1人1日分の食費基準額1,380円、これは食材と調理員の人件費になりますが、1,380円に対し施設では1,753円の経費を要し、1日1人当たり介護保険の食費基準額より373円多くかかっており、これも赤字の要因の1つとなっていたと考えられます。

そのような中で、施設では給食業務の委託を検討し、委託業者3者から見積もりを徴しました。しかしながら、いずれの業者も直営と同等、もしくはそれ以上の見積額であったため、ほかの方法を模索したところ、調理済みの食材をチルド保存した状態で提供する業者に行き着きました。

これは、工場で調理をした食材を真空パックし、チルド冷蔵状態で施設に届けてもらい、再加熱後盛りつけるのみで、今までの調理工程における食材の洗浄、カット、加熱等の作業と1日10件以上の納品物の検品に係る労力を削減することにより、人件費の大幅な削減が期待できることとなりました。

その結果、平成31年度の1人1日分の経費は1,498円に改善できる見込みです。また、直接調理を行わないことから、食費基準額に含まれていない光熱水費や調理器具等に係る経費の節減にもつながるものと考えております。

次に、食材の納品についてですが、今までは町内業者10件を含む20件の業者に納品をしていただいております。その10件の町内業者のうち3件については今までどおり、1件につきましては納入量は減少しますが、引き続き納品をしていただく予定です。残り6件につきましては、今後納品がなくなることとなります。町内業者におきましては、いずれも事前に職員が事業所を訪問し、事情を説明の上、ご理解をいただいております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 答弁、ありがとうございました。

施設も赤字経営ということで大変なわけですが、町長、職員一丸となってやって、少しでも黒字になるように頑張っていたきたいと思います。いろんな方法があると思いますけれども、いろんな方法を模索した中で検討していただければありがたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、施設を現在より小規模に縮小して、例えば地域密着型の施設に変更して運営するなどの考えはないか伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 施設を小規模にして運営する考えはないかとのご質問ですが、施設を小規模にした場合、当然利用者が減少し、それに比例して収入も減少することとなります。それに伴い、比較的安価な消耗品等の減少は期待できるところでございますが、しかしながら、施設の建物等の維持費やエレベーター、入浴器具、会計・介護支援システム等の機械器具類の比較的高額な維持費は、利用者が減少した場合でも削減が困難となります。また、介護保険の対象となる老人福祉施設では、専任の施設長、相談員、栄養士、ケアマネジャー、事務員等の配置が義務づけられているため、定員が80名でも29名でもこれらの職員は今と同じ人数が必要となります。そのため利用者が減少した場合、ハード、ソフト面から利用者1人当たりのコストは、反比例してふえてしまうこととなります。

そのようなことから、施設の規模が小規模になり利用者が減少すればするほど、採算性を確保するのは現状よりさらに難しくなるため、現実的ではないと考えます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 答弁、ありがとうございました。

続きまして、今年度中に運営方針を提示するとのことだったが、方針はどうなったのかお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 今後の施設の運営方針につきましては、機会あるごとに協議をしまいましたが、決定的な解決策は見つかっておりません。しかしながら、先ほどの議員のお話のとおり、現在、大多喜町には特別養護老人ホームは当施設のみ状態であり、当施設がなくなるようなことがあれば、大多喜町には特別養護老人ホームが存在しなくなるという事態になりますが、町といたしましてもそのような状況は好ましくないと考えます。また、現況で46名の利用者が施設で生活をしており、町内に同様の施設がなく、今後第7期介護保険事業計画の期間である平成32年度中の新たな施設の開業は難しい状況にあると考えますことから、現状では第7期介護保険事業計画の期間中は、利用者及び職員の受け入れ先がない状態です。

そのような中で、外国人技能実習生に係る経費を国及び町から補助されることに加え、施設独自に業務内容の見直しや経費節減に取り組んでいる中で、赤字額の減少傾向に転じるなどが期待できるなど、一部に明るい材料も見えてきております。

また、仮に施設運営を断念した場合は、施設の財産処分が必要となりますが、昭和53年の

施設建設時に国から補助を受けており、施設の耐用年数が50年であることから残存年数が10年あること、国の財産処分の承認基準に地域福祉サービス等の社会資源に不足を生じないこととあり、いずれも適合することが難しいことから財産処分は非常に難しい状況と考えます。

以上のことから、今後さらに組織の立て直しを促進し、赤字を削減する努力を継続し、第8期介護保険事業計画の計画期間である平成35年度までは、施設の存続を図りたいと考えます。

なお、第9期介護保険事業計画の計画の策定作業年度において、その時点の状況を考慮し、再度施設のあり方について精査することとしたいと考えます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 大変、答弁ありがとうございました。

この件につきましては、特別養護老人ホームというのはやっぱり100床ぐらいないと、黒字にならないとは聞いております。今の状況だと大変難しいんですけれども、これからの介護保険事業は健康福祉課のほうで行っておると思いますけれども、これは実はなかなか、実際大多喜町には公的なものがありますので、それを民間でまたと言っても、手を挙げるという方はなかなかこれからは難しいと思うんです。そういう点で、そういうものじゃなくて、あくまでも現在ある公的な機関ということで、特別養護老人ホーム、それを生かした中で、また今の現状のまま維持した中で、やっていただければ幸いかなと思っておる次第でございます。そういう点を考えまして、今後のあり方等、また町長にもちょっとお伺いしたいんですけれども、存続できるような唯一の方策といたらいいかそういうものがありましたらご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいま吉野議員に、何かいい方策はないかというご質問でございますが、私のほうもこの1年をかけてどういう形でこれが再生できるかという、いろいろな思案をしながら進めてきているところでございます。そして、今、吉野議員が触れましたように、やはり最終的には国の補助で成り立っている特養でございますので、採算ラインというのはやはり90床、これが一般的には国の補助で成り立つものは90床ぐらいと言われているのは事実でございます。

そういうことを考えてみますと、確かに先ほど所長の答えたように、縮めるという形では赤字をどうやって減らすかという話の中の問題でありまして、そのプラマイゼロという形に

なることはないわけですね。ですから、そういう中で民間の事業者に進出してもらおうという手だてもいろいろ考えながらやってきました。最終的には、なかなかどこにも行き着くところがありませんが、ただ一つ、先ほど所長の答えにもありましたように、若干、一つの明かりが見えたのかなというところが、一つ見えてきましたのは、外国人の技能研修生の使い方によって、やっぱりこれは多分何とかプラマイゼロのところに近づけられるかなという、一つの試算が出てきたところでございます。

それは何かと言いますと、さっき所長が答えたように、いわゆる外国人技能実習生は国の交付金が出るということなんですね。ですから、簡単に言いますと10人使って1人分の給料を払えばいいかなというぐらいになります。ただ、町の負担がそこにふえるということになります。それでちょっと試算したときに、そうすれば何とか満床を受け入れられるかなという、実は計算を所長ともいろいろしてきたところでございます。

ですから、これから外国人の研修生というのは、やはり日本で老人ホームを運営をしていく上で、非常に重要な要素になるなと思っています。今、私ども、研修生3名の受け入れのことを進めているわけですが、何せ地方自治体といいますか、公共体でこの外国人の実習生を受け入れるのは、実は大多喜町が日本で初めてということで、今、厚生労働省、また内閣府、この両者の中でどういう形で受け入れるかというのを何もつくっていなかったというので、今そのいわゆる受け入れの試案をつくっているので非常に手間取っているわけです。

私ども、厚労省また内閣府のほうにも、どうしてそう延びるんだということで、今お話もしておりまして、ようやく解決するのかなというところに来たところでございます。特に、大多喜町が日本で初めて、公共体で外国人を受け入れるということで、大変手間取って申しわけないということは厚労省からもお返事をいただいたところでございます。

そういうことで、この使い方を一つやることによって、多分、今、流動資金もある程度切ってきてまして、2億5,000万円ぐらいにまで多分なと思います。そうしますと、今の状態でいくと3年ないし5年の中で立て直しをしなければいかんなと思っています。そういうことになりますと、今からちょうどそういうことで受け入れて、研修も含めて何とか自立ができるようになるなど、こんな一つの私どもの計画、目算というのを今立てたところでございます。これが実現できるように、これから施設運営のために何とか全力でやってまいりたいと思いますので、また今後、議員の皆さん方のご協力をお願い申し上げる次第でございます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 町長、大変前向きな答弁、ありがとうございました。

続きまして、いすみ鉄道の課題や今後の経営見直しについてをお伺いします。

いすみ鉄道は、昭和63年3月から第三セクターとして営業を開始して以来、地域住民にとって必要不可欠な公共交通手段として担ってきました。これまでの間に、経営内容の見直しにより存続までもに係る議論がなされてきたことは、今さら言うまでもありません。さらに、経営体質の刷新を図るべく実施した民間からの社長の公募や、上下分離方式による支援内容の見直し等を行ってきましたが、経営内容は依然として厳しいものと聞いております。

そこで、以下の点についてお伺いします。

現状のいすみ鉄道の経営内容は、どうなっているのかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それでは、いすみ鉄道の経営内容について企画課からお答えをさせていただきます。

直近のデータといたしまして、平成29年度の決算状況及び平成30年度の間接決算の状況に基づく決算見込みについて、説明をさせていただきます。

初めに、平成29年度の決算状況ですが、乗車人員については、普通旅客数は17万5,883人で前年比98.3パーセントでした。定期旅客は、通勤定期が1万7,520人で前年比75.3パーセント、通学定期が18万3,240人で前年比93.3パーセントとなり、旅客数の合計は37万6,648人で前年比94.5パーセントとなりました。また、旅客収入については、乗車人員の減少に伴い9,267万2,000円の収入で前年比97.5パーセントとなりました。

次に、経営状況ですが、経常収益は1億8,199万8,000円で前年比87.5パーセント、経常費用は3億3,515万3,000円で前年比95.7パーセントとなり、経常損益では1億5,315万5,000円の損失となり前年比7.7パーセントの損失増となりました。

この経常損失に対しまして、国、県、2市2町及び基金からの補助金等の特別損益2億1,783万5,000円により、税引き前の当期純利益は6,468万円となりました。

なお、平成29年度におきましては通常の年度の収入に加え、基盤維持補助金の算出方法の見直しにより、実質2年度分を補助いたしましたので、資金ベースでは3,000万円の増加となり、借入金等の発生はありませんでした。

次に、平成30年度の間接決算状況になります。

輸送人員は、平成29年度に比べ普通旅客において一般客、団体客の減少により19.3パーセント、定期旅客においても6.5パーセント減少したため、全体では12.5パーセント減の17万

6,530人となっています。

また、旅客収入については乗車人員の減少に伴い、4,400万8,000円の収入で前年比82.7パーセントとなりました。

経営状況ですが、経常収益は7,998万1,000円で前年比85.9パーセント、経常費用は1億3,785万9,000円で前年比112.0パーセントとなり、経常損益では5,787万8,000円の損失となり前年比193.2パーセントの損失増となっています。

この中間決算によりまして、今年度の決算見込みといたしましては、経常損益で1億8,333万1,000円の損失が見込まれ、国、県、2市2町からの補助金等の特別損益1億4,228万9,000円により、税引き前の当期純損失が4,104万3,000円となる見込みとなっております。以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 答弁、大変ありがとうございました。

さきの議会議員全員協議会において説明のありました新たな追加支援については、いすみ鉄道の沿線にある本町としては、町民の通勤通学に欠かせない公共交通機関であると同時に、本町には欠かすことのできない大多喜高校の生徒さんの通学にはなくてはならない交通機関でもあるいすみ鉄道ですので、鉄道の運行を存続する上では仕方のないことであると理解しておりますが、説明の中でもありました、長期収支計画ローリングプラン2019についての具体的な内容についてをお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） いすみ鉄道長期収支計画ローリングプラン2019は、平成30年3月に平成30年度から平成34年度までの5年間を計画期間とする、いすみ鉄道長期収支計画を策定し、今後は当該長期収支計画を会社の経営指針に位置づけ、これに基づいた営業運営を行っていくこととしたものです。

この計画は、毎年度のローリングを前提としていることから、周辺を取り巻く環境の変化や直近の決算、収支状況等を踏まえ必要な見直しを行い、新たに平成31年度から平成35年度までの5年間を計画期間とするいすみ鉄道長期収支計画ローリングプラン2019を策定したものです。

ローリングプラン2019での主な見直し項目は、1点目として、収益減に伴う見直しです。これは、今年度に入り普通旅客の落ち込みが大きいことから、平成31年度以降は今年度を上回る目標を立て改善を図ることとし、平成31年度以降の数値は直近3カ年平均値で見込むこ

とし、各年260万円の収入減としております。

2点目は、付帯事業の見直しです。これまでいすみ鉄道では鉄道業以外の付帯事業として、旅行業、売店業等を取り扱ってきました。旅行業で取り扱ってきましたレストラン列車のうち、イタリアン列車に比べ利益率の低いお刺身列車の枠については外部委託することとし、売店については、大多喜駅、国吉駅の2つの売店を先行して外部委託とし、比較的売り上げの多い大原売店については、平成31年度の売り上げを見て最適な運営形態を検討することとしました。

昭和のレトロ列車キハ車両は、導入当初に想定した耐用年数を過ぎ故障頻度が高くなっていることから、次の車検、平成32年までの使用とし、平成31年度中はキハ車両運行終了に向けたダイヤ改正、料金改定、イベント実施等の検討を行うこと。ムーミンキャラクターの使用については、契約上、現行の絵柄のままでは使用できないため平成30年度で終了とし、今後の車両ラッピングについては新体制で検討を行うこととしております。

3点目は、その他の状況の変化に伴う見直しとして、自治体派遣職員2名の配置により、社内規程の整備、事業の採算性の精査や広報、営業の強化等を図ること。社員への待遇改善を図ること。PC枕木の敷設等の実施を図ること。情報発信や通信機器の契約見直し等による経費節減を図ること。以上が長期収支計画ローリングプラン2019の見直し項目になります。

しかしながら、これらの経営見直しをしても毎年4,700万円前後の赤字が発生する見通しとなりますが、新社長による新たな取り組みや自治体職員の派遣により、今回のローリングでは見込んでいない増収が期待できるところでございます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 答弁、大変ありがとうございました。

ただいまの答弁の中にもありましたが、いすみ鉄道の古竹新社長が掲げる新たな経営見直しについて、今後の具体的な取り組み内容がわかりましたらお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 古竹新社長におきましては、昨年の11月7日に新社長として就任後、4カ月を迎えようとしております。この間、関係機関や地域住民との意見交換や、社員との面談等の活動に積極的に取り組んでおるところです。

新たな見直しへの具体的な取り組みとして、既に実施している内容について説明をさせていただきます。

先ほど説明いたしましたローリングプラン2019については、ほぼ計画どおりに現在進めて

おるところです。その他の取り組みにつきましては、社長報酬の減額があります。この取り組みは、社長報酬の減額により浮いた経費をホームページのリニューアルや外部アドバイザーの任命等、新たな取り組みに充てていくとのこと。また、これまでの経営内容の精査により賃借物件の契約解除、会社内の組織の見直しや新たな商品開発等、経営改善に向けた取り組みを進めておるところです。

なお、これらの内容はあくまでも現時点の取り組みでありまして、古竹社長はこれまで香川県内において7社のグループ会社の代表として経営手腕を発揮されてこられた方でもありますので、今後はさらに経営改善を進めていかれることと思います。古竹社長は、社員とともに持続可能なローカル線いすみ鉄道を目指し、愛ある公共交通を目指しているというものでございます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 答弁、大変ありがとうございました。

古竹社長の今後の経営改善に向けた取り組みに、期待をしたいと思います。

次に、今後のいすみ鉄道の経営改善を図るべく取り組みについて、町としてどのように考えているのか伺いたします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 現状のいすみ鉄道を取り巻く状況は、沿線地域の人口減少や沿線学校の生徒数の減少により、旅客運輸収入の減少傾向は今後も進んでいくことが見込まれます。このような状況の中で、先ほどのいすみ鉄道長期収支計画2019に定められましたさまざまな取り組みについて、県や沿線市町と緊密な連携を図り、これまで町として進めてきた支援の継続的な実施に加え、来年度から職員1名の派遣及び地域おこし協力隊員1名の配置により、いすみ鉄道の経営改善に向けた取り組みを、さらに支援してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 各質問に対して誠意ある答弁、大変ありがとうございました。

いすみ鉄道は大多喜町にとって大切な公共交通機関であり、大多喜町のまちづくりにもなくてはならない重要な鉄道であります。私も沿線の地域住民として、活性化に向けた取り組みを支援してまいりたいと思います。経営内容は大変厳しい状況ということではありますが、古竹新社長ら経営陣の創意工夫により、いすみ鉄道の存続に向け努力をお願いしたいと思

ます。

それでは、私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 以上で吉野一男君の一般質問を終了します。

ご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

なお、4時から再開しますのでよろしくお願いします。

（午後 3時51分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時01分）

◇ 渡 邊 泰 宣 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、7番渡邊泰宣君の一般質問を行います。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） それでは、7番渡邊泰宣でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を通告に従いさせていただきますと思います。よろしくお願いします。

きょう、皆さん大分質問が早くなってきたところで、私のほうもできるだけ気にしながらやりたいと思いますが、よろしくお願いします。

最初に、町の産業について質問したいと思います。

少子高齢化は大多喜町に限らず、大多数の市町村の大きな課題とされております。原因はさまざまあると思いますが、若い世代が町外へ職を求めて都会へ出てしまう。また、若い人が少なくなれば、当然子供の出生率にも影響が出てくることにもつながってきます。

バブル期には、町内には企業が多数存在し、町内はもとより町外からも多数の就労者がありましたが、10年前発生したリーマンショックの影響を受け、町内の企業も規模縮小、あるいは会社撤退が発生し、そのため職場減少に伴い、若い人たちは都会へ職を求めて行くようになってしまったのが、今日の現象と思います。

現在、町も若い人たちが町内へ残るための手段として、品川行き高速バスの運行を開始しましたが、成果は徐々に出てきているとは思いますが、早く大成果までは至っていないのが

現状です。さまざまな方法をとらないと、この現象を防ぐには至らないと思います。

また、景気も徐々に回復に向かっているようですが、中小企業までに反映されていないように見受けられます。このような状況では、企業誘致も思うようにできないと思います。

このような状況ですが、本町への観光客は年々増加しているということは耳にしておりますが、また、昨年から立ち上げたわくわくカンパニー大多喜の事業展開にも大きな期待をしていますが、町全体の景観をよくし、さらなる観光客の増加を図る施策、事業展開をすることにより、今まで以上に町全体の活性化を図れるのではないかと考えますので、次の項目について伺います。

(1) 総元、西畑地区の観光について、どのように考えているのか伺います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） それでは、ただいまのご質問に対し、産業振興課よりお答えいたします。

総元地区及び西畑地区には、いすみ鉄道、国道297号線、国道465号線があり、多くの観光客がそれらを利用していることから、その周辺の景観をよくすることは地域や町の印象をよくすることとなり、観光を推進する上でも重要なことと考えております。

特に総元地区及び西畑地区では田園や里山の景観が多いため、これらの景観を整備し観光資源として活用することは、観光客を誘客する要因にもなりますので、現在行っている花やもみじなどの苗木の植栽に対する助成、また農政関係の助成になりますが、農地の保全管理のための多面的活動に対する助成やイノシシの棲み家撲滅のための除草活動に対する助成等も活用し、景観の保全、形成につなげていければと考えております。

また、新たな制度として、森林環境譲与税が創設されますので、里山や竹林の多い総元地区や西畑地区でのこの制度の有効活用について考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 私もこのお答えのような考えを持っておりますが、花やもみじの苗木の植栽に対する助成、農政関係の助成、または多面的活動に対する助成やイノシシの棲み家撲滅のための除草活動に対する助成等、これはやっておりますが、これに関する助成等にも活用しております。景観の保全形成についてもつながることと思っておりますが、景観の保全とはどのような活動につながるか。特に除草効果もそれだけでも景観の効果は得られると思いますが、さらに何か推進できないのか伺いたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） さらにということでございますけれども、現在のところ、先ほど申し上げた事業を進める中で、まず環境の保全形成につなげていければというふうに考えております。

そして、さらにというところの部分でいいますと、今後環境森林譲与税というのが来年度から制度がスタートしますので、この使い道の中で、このような景観の整備につなげていくことができないかというところを考えていければなというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 私も、除草効果とか景観の効果が得られるということについては、また後のほうで出てくると思いますが、やはりせっかく草刈りをして景観がよくなった、これは確かにいいことなんです、草刈りをした後さらに何かを追加できないかということで、例で言えば、上原地区でしたか、いすみ鉄道の沿線に草刈りをした後に桜を植えて景観をよくするとか、そういうようなことも行っているところは結構あると思います。

そのようなことの事業を私は伺いたかったんですが、それはそれとして、里山、または竹林が多い総元、西畑地区での活用について、どのような活用方法が考えられるのか。

例としては、竹林の整備と林道の整備について、総元地区から西畑地区へと出る歩道というか、大戸から西畑地区の平塚というか、あそこに抜ける林道というか、古道があります。その辺についても何年か前に、副町長も一緒に、麻生議員も一緒に行ったかな、そのようなところも利用すれば、観光としての利用もできるし、また、大局を維持するためのそういうことを望んでいる方がいるようにも伺っております。

その辺のところ、こういう活用もできないのかなというふうに思っておりますが、その辺でちょっと伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 大戸、平塚の周辺というところですか。そういうところで……

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 景観をよくすれば、また、そういう関係の機運というか、今転向を含めて関心を持った方がおられるんじゃないかということのために伺った、視察したことがあるんですが。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） その大戸、平塚のところで、私は余り見たことがないのでわ

からないんですけれども、そういうところでもただいまありましたような事業が使っていけるようなところがありましたら、特に草刈りの作業ですとか、あと花の植栽とか、苗木等の助成もありますので、ぜひそういうところを活用していただけるような場所があれば、町のほうとしてもそのような制度を活用していただく方向で進めていきたいなというふうには考えております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） それでは、2番目に進みます。

休耕水田の活用、あるいは耕作水田の秋の収穫後の活用方法について伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問に対し、産業振興課よりお答えいたします。

休耕水田の活用や耕作水田の秋の収穫後の活用により景観が保全されることは、観光や産業の推進、活性化の面でも重要なことだと考えております。休耕水田の活用については、できるだけ農地として活用していただくことが景観の保全においても最もよいことと思われまので、休耕水田の解消に向けた取り組みを推進したいと考えております。

次に、耕作水田の秋の収穫後の活用については、秋から春までの間に栽培できる作物の栽培による景観の保全、あるいは稲作の肥料となる植物、肥料効果のある植物を栽培することで、秋から春にかけて景観がよくなることや環境に配慮した農業の推進が期待できます。

現在、肥料効果のある植物の作付を行い、化学肥料を低減する取り組みに対し、交付金が交付される環境保全型農業直接支払交付金がありますので、今後この制度の利用を推進することも必要ではないかと考えております。

また、水田や農地として利用が見込めない休耕水田や耕作水田の秋の収穫後の活用方法については、所有者や使用者の方には適切な管理をお願いしたいと考えております。

いずれにしても、国道沿いやいすみ鉄道沿線に田園風景の多い総元地区及び西畑地区において、休耕水田や秋の収穫後の耕作水田を有効活用し、観光や地域の活性化につなげていくことは重要なことと考えております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） どうもありがとうございました。なかなかいろんな方法で活用方法があると思います。私もいろいろと資料的なもので情報、そういうものも耳にした。事例で言いますと、例えば水田の活用として、田んぼに稲を植えておけばそれでいいんですが、情報を耳にしたこともあるかと思いますが、これは茨城県の例ですが、水稻の稲の色を利用した

水田アート、こういうものも余り取り組んでいるところは少ないと思いますが、やはりこういうもので自然に再利用しながらできると。ただし、これは手間がかかりますよね。色の違うものを、種類の違うものを間に入れて模様をつくるので、手間もかかります。それと、デザインの費用もかかると思いますが、やはりこれはお客さんを取り入れるということに関して、多少はやはり必要な事業ではないかというふうに自分も思いました。水田アートを水稲を栽培しながらやるというようなことも考えられるのではないかと思います。

また、休耕水田、あるいは秋の収穫後の活用方法についてですが、今収穫をしながらということであれば、一つの例ですが、菜花の栽培も結構進んでおります。水田の水稲の収穫の後に栽培を行っている方が結構多数おります。

それで、こういう事業を手がけているところもあります。これは勝浦市の上野地区、この辺は菜花を収穫し、収穫後ある程度自分の目的の収穫量が上がった時点で、開放して収穫を皆さんに楽しんでもいただくというようなこともやっておるところを見受けました。そんなようなことで、そういう事業の取り入れ方もどうかなというふうに思いましたので、そのような考え方についてどうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 水田アートと菜花の取り組みということでよろしいでしょうか。

水田アートについてですけれども、議員さんがおっしゃるとおり、いろいろ難しいところがあるかと思います。例えば、水田をどこでやるのかとか、種類ごとに種まきを行ったりとか、田植えも決められた位置に、同じ種類をこうやって分けて植えなきゃいけないとか、また、田植えから刈り取りまでのその間の管理ですとか、刈り取り作業等、かなり全体的に時間と労力がかかるのかなというふうに考えています。また、いろいろな品種を扱うということからも、かなり神経を使うのかなというようにすることも想像できます。また、植える場所、水田の全体が見えるような、そういうところを選んで植える必要があるのかなということも考えられます。

このようないろいろな課題がある中で、一番の問題はやっぱりやってくれる方が、どういう方がいるのかなというところを、やってくれる方を探すというのが一番大変なのかなというふうな課題があるかと思います。しかしながら、実際にやれる方がいれば、景観もよくなりますし、観光客の集客にも、実際に茨城のほうでそういう事例がありますので、水田アートという取り組みというのもいいのかなというふうには考えております。

また、菜花のほうの取り組みについてということでもありますけれども、勝浦のほうでやっているということでもありますので、実際に近くでそういう事例があるということでもありますから、また実際に菜花をつくって、つくった生産者にはお金が当然入ると。その後は開放して、観光客がいらっしゃるところで、両方、地元の方にもいいですし、観光客にもいいというふうに考えられますので、勝浦のそういう取り組みというのは今後参考にしていく必要があるのかなというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 菜花についてはちょっと私も見ましたけれども、収穫が終わった後、観光客に来てもらって無料開放するというようなことの後に、また今の時期になると菜花の花の観賞ができる。そういうこともできるので、これについては経費とかそういうものは栽培しながらできる事業だと思いますので、可能性があるのかなというふうに思いながら、今回の質問に取り上げました。

その辺で、やはり問題は土地を提供してくれる人と栽培してくれる人と、そういうところにもつながってくると思いますが、やはりこういう計画を立てていくからには、町だけでなくいろいろと、先ほども出たと思いますが、ちょっと出てこない、すみません、なかなか出てこない。思い出したら、またしゃべらせていただきます。

そういうことで取り上げればいいのかということ、私も今回の質問でいろいろ伺いました。

それでは、3番について。先ほど吉野一男議員も質問がありましたすみ鉄道についてですが、私は観光面について伺いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まずは、先ほどの中の事業内容にも重なってくるかと思いますが、まず最初に私が言うのは、先ほど出ました計画の中で水田アートとか、菜花の栽培について、この辺については沿線でもそういう利用できるような状況の田んぼとかそういうものもあります。

そのほかについて、一つの例なんですけど、最近の例でいってみますと、茂原市で市役所の裏側の川を利用したイルミネーションですか、ああいうものもやっておりまして、景観もよくなるし、これはまた夜の観光客増員の方法だと思います。

今現在、総元地区にも個人的にイルミネーションをやっている方がおると思います。これは皆さんも気づいていることと思いますが、その辺の個人でやっているところにまたもう少し力をかけてやれば、いすみ鉄道の利用客の増進にもつながるのではないかと。特に夜のお客さんも導入できるのではないかというふうに思って、常々あそこを通るたびに思っている

んですが、この辺についてどのように考えておられるか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまの質問はいすみ鉄道の沿線についてのイルミネーション
というか、そういう話でよろしいのでしょうか。

今現在、いすみ鉄道、会社自体としても、町内では大多喜駅と総元駅のほうでイルミネーションをやっておるところでございます。今、議員さんがおっしゃられたところは部田か何かでやられていることを言っているのでしょうか。

今、部田でやられているようなことは、本当に個人的なことでやられていると思います。今いすみ鉄道もいろいろと経営の改善を図る中で、本当に夜のお客さん、鉄道にどうやって乗ってもらうかは、昼間だけじゃなくて、夜のお客さんも来てもらうことにつなげていかなきゃいけない部分もあると思いますので、そういった意味でイルミネーションとか等もやっていると思います。

過去には、蛍の関係の列車とかも出したこともありましたが、あれもだんだん会社のほうも手を引いてきちゃったりなんかして、今現在やっていないような状況がございますので、今後、そういったいすみ鉄道でも活性化に向けたいろんな取り組みを町からも支援した中でやっておりますので、そういった中で地元と協働してできるものがあれば、今後会社のほうにも話をしていきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 私もこの考えを思いついたのは、今、春の時期というのはやはり菜の花とか、桜の時期ですね。この辺についてはいすみ鉄道もお客さんは1年間通して一番来ている時期であるというふうに認識しております。その中で、2番目の質問の中にもあったような、こういう事業を計画することによって、いすみ鉄道もまた夏から秋にかけて、この辺の周辺の沿線に事業を取り入れれば、またお客さんの取り入れもできるのではないかなというようなこともありましたので、今回取り上げさせていただきました。

できれば、観光地もつくっていかねばいけないとか、そういうふうなことも考えられると思いますので、これからもよろしくご検討のほうをお願いしたいと思います。

それから続きまして、ごみの焼却施設についてということで伺います。

ごみの焼却施設については、数年前建設事業費の高騰が原因で中断しておりました。大多喜町の可燃ごみは今日いすみクリーンセンターに搬入しておりますが、平成29年に生ごみの処理に関する施設の視察を行いました、次のことについて伺います。

ごみの処理施設について、これはいすみクリーンセンター、夷隅郡市に対しての施設に当たります。その後の動向について伺います。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） それでは、ただいまのご質問に環境水道課から答えさせていただきます。

初めに、夷隅郡市広域ごみ処理施設建設の経緯からご説明申し上げます。

夷隅郡市広域ごみ処理施設の建設は平成12年から計画され、建設予定地の地元と協議を進めていましたが、地元からの要望が非常に多く、事業の実施が困難であることから、平成20年に事業の中止が決定されました。その後平成21年に新たな枠組みの中で建設の話が持ち上がりまして、いすみ市山田六区地先に建設することで、地元にも協力要請を行ってききましたが、話し合いの妥結が困難を来している中で、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災の影響で、人件費や建設資材の高騰により、建設費が当初の約80億円からおおよそ141億円となることが見込まれ、2市2町の財政状況から事業実施のための財源確保が困難であると判断し、2020年東京オリンピック以降に再度事業を実施する考えで、平成27年11月に事業の休止を決定いたしました。

また、事業実施の方向性としましては、夷隅郡市広域市町村圏事務組合で、2市2町の人口動向を的確に捉え、人口に応じた施設規模とすることを原則として事業に着手することで確認されています。

なお、その後の動向ということですが、事務局に確認しましたところ、平成27年11月の事業休止決定以降、新たな進展はないとのことでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） その後の動向がないということですが、当初東京オリンピックの後にまたその話を再検討するような話という状況ですが、もうそろそろ東京オリンピックもあと1年で開催されますので、やはりこれはある程度推進をしていかなければいけないのではないかと思います。話によると、いすみクリーンセンターも施設が大分老朽化しておるというようなことも聞いております。また、他の勝浦市、あるいは御宿町もどのような状態であるかはわかりませんが、その辺でやっぱり速やかにある程度計画を立てないといけないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） このごみ焼却施設につきましては、今環境水道課長の答弁した内容であります。現在はその時点から何も動いていないのが現実でございます。

ただ、その中で、やはり2市2町の考え方がそれぞれみんな違うところがございまして、今、議員のお話にもありましたように、いすみ市さんについては今クリーンセンターを持っていますね。私どもはそこをお願いしているということで、それはまだ使えるよということの中で進んできています。一方で、勝浦市さん、御宿町さんについては、もう焼却施設が非常に今でも大変な状況にあることは間違いないんですね。ですから、この1市1町については大変危機感を持って、早急にやらなきゃいけないということの中にあります。

ただ、2市2町の首長の中で、なかなか考えが一つにまとまっていないのが現実にあるわけです。これは勝浦市さんについては、むしろできるところでやろうよという考え方もありますし、またいすみ市さんについては、とりあえずこれから先を考えたときには、どこかへ委託したほうが早いんじゃないかというような考え方もあるって、なかなか一本化にはなっていないのが、首長間の中での話になっています。

これ、いずれどちらにしても、やはり地域にその施設が必要であるということは私も必ずそう思っております。ただ、2市2町がやっぱり一つになることが一番いいんですが、なかなかそこに至っていない状況であります。今、勝浦市さんともいろいろお話をしております。今、今の時代ですから、全てが要は燃す施設でいいのかということの一つありまして、できればそういうことでない中でいい形のものはできないかということで進めているところでございますけれども、ただ莫大なお金がかかりますので、これはできればやっぱり広域の中でやるのが一番いいと思いますが、これらはまたまだまだこれから詰めてまいりたいと思っています。ただ、そうはいっても、勝浦市さん、御宿さんはもうそろそろ限度が来ているということも事実でございますので、その辺もあわせて詰めていきたいと思っています。

今現在、こういう話で進んでいますよという話はできませんけれども、我々もいろんな形で何とか前に進めようということで、今進めているところでございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 今の答弁の中で、まだ計画は進んでいないということでございますが、この施設について、今答弁にありました燃すばかりでないというようなところもありましたね。

ちょっと2番に移ります。三重県の施設を見学しました。これは生ごみの処理ということで、企業がやっている生ごみの処理施設ですよね。この施設について、これは町単独でもで

きないことはないなというふうに思っておりますが、町単独ばかりではいけない雰囲気もありますが、この辺の施設についてどのような考えか、伺いたいんですが。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 昨年の2月に視察しました加熱水蒸気式炭化装置は、加熱水蒸気の特性を生かし、廃棄物の炭化処理を行い有価物を製造する装置で、ダイオキシンや二酸化炭素の発生がなく、環境に配慮された法的にも規制のかからないものでありました。

視察しました三重県のあずまフーズという食品加工会社では、平成25年に装置を導入しました。この会社では、ビニールやプラスチックなどの異物が混入されていない食物残渣と食品の加工過程で発生します汚泥を原料として肥料化を図り、主にゴルフ場などへ販売しています。

仮に、同様の装置を町で導入を考えた場合、原料にビニールやプラスチックなどの異物が混入しないよう分別の徹底を図ることが必要であり、事業者や町民の皆様にはごみの分別に相当の負担がかかることが予想されますので、十分ご理解とご協力いただく必要があるとともに、有価物の販路の確立が必要であると考えます。

いずれにしましても、ごみの分別には相当の労力がかかりますので、ごみの分別は必ず必須となります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） ただいまの答弁の中に、ごみの分別、これは確かに大変だと思います。一般的に可燃物の状況を見ますと、やはり汚れたプラスチックとか、余り感心しないようなものが可燃ごみの中に入っていることが多く見受けられます。その中でやはり生ごみの堆肥化にしたものを活用するということは、これは自然に戻すということで、非常に大事なことでないかと思います。

これはもう20年ぐらいになりますかね、私が区長をやったときに、区長視察で群馬県のごみの施設を見学したことがあります。その施設は生ごみのやはり堆肥をつくる施設でした。包装してあるプラスチックが中に混ぜても差し支えないような素材のものでやっておりましたが、この辺も一つ根拠にする必要があるのではないかと。もしこの堆肥化の施設を取り入れるのであれば、そういうことも必要ではないかというふうに思います。

それで、3番の焼却ごみの施設のほかに発生した焼却熱を利用した設備もあると聞いております。そのような設備についてどのように思われるのか伺います。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 渡邊議員の言われるとおり、焼却熱を利用する設備を有している施設は国内に多数あります。その多くは1日当たり100トン以上処理できる施設を持っている市町や組合であります。近隣で申し上げますと、長生郡市広域市町村圏事務組合で運営しています長生郡市環境衛生センターがその一つで、この施設は平成29年度の実績で1日当たり約140トンのごみを焼却し、その焼却熱を利用し、隣接しています長生郡市温水センターの温水プールと浴場に温水を供給しています。

ちなみに一般財団法人日本環境衛生センターの調査の発電量で申し上げますと、焼却施設で最も多い1日当たり100トンから300トンの施設でも、3分の1しか発電しておらず、全体の半分を占めます100トン未満の施設ではほとんど発電できないような結果となっております。

ごみの焼却による発電は二酸化炭素排出係数が小さいグリーン電力であり、この貴重なグリーン電力を活用すべきだとも言われております。また、ごみの焼却による焼却熱は熱のまま利用、電気として利用、メタンガスとして利用するなど、利用価値があり、太陽光発電や風力発電に比べ、天候に左右されず、安定的に熱を供給できる環境に配慮された再生エネルギーではないかと思います。

しかし、熱として利用する場合は、供給できる施設までの距離、電気として利用する場合は焼却量が大きな問題となってきております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） ただいまの答弁の中で、温水プールの活用については、ごみの焼却量が140トン、発電の設備については100トンということでございますが、このようなことで、ごみの量がうまくできれば発電システムというのは非常にいいのかなというふうに思っておりますけれども、やはりちょっとごみの量の問題が出てくる。ちなみに、夷隅郡市2市2町、生ごみが集まった場合にはどのくらい集まるんですか、わかりましたら。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 2市2町の1日当たりのごみの焼却量は78トンほどとなっております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） ちょっと100トンには足りないというようなことになりますが、この

設備の大小によっては、あるいはできる可能性もないのではないかなというふうに思いますけれども、また、この設備をつくっているところとのいろんなことを、機械の設備能力、その辺のものを吟味しなければいけないと思います。

私もこういうことをもって、大多喜町も余りおくれでこんな話も出てはいけないのかなというふうに感じたものでございますので、時期を逃さないように、ひとつお願いしておきます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で、渡邊泰宣君の一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） あした３月６日の会議は議事の都合により、午前９時半に切り上げて開くこととします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

あす６日は午前９時半から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

（午後 ４時４１分）

平成31年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

平成31年3月6日(水)

午前 9時30分 開議

出席議員(12名)

1番	野 中 眞 弓 君	2番	志 関 武良夫 君
3番	渡 辺 善 男 君	4番	根 本 年 生 君
5番	吉 野 僖 一 君	6番	麻 生 剛 君
7番	渡 邊 泰 宣 君	8番	麻 生 勇 君
9番	吉 野 一 男 君	10番	末 吉 昭 男 君
11番	山 田 久 子 君	12番	野 村 賢 一 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	飯 島 勝 美 君	副 町 長	鈴 木 朋 美 君
教 育 長	宇 野 輝 夫 君	代表監査委員	滝 口 延 康 君
総 務 課 長	西 郡 栄 一 君	企 画 課 長	米 本 和 弘 君
財 政 課 長	君 塚 恭 夫 君	税務住民課長	和 泉 陽 一 君
健康福祉課長	長 野 国 裕 君	建 設 課 長	吉 野 正 展 君
産業振興課長	西 川 栄 一 君	環境水道課長	山 岸 勝 君
特別養護老人 ホーム所長	秋 山 賢 次 君	会 計 室 長	吉 野 敏 洋 君
教 育 課 長	古 茶 義 明 君	生涯学習課長	宮 原 幸 男 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	麻 生 克 美	書 記	山 川 貴 子
書 記	市 原 和 男		

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第10号 指定管理者の指定について
- 日程第 3 議案第11号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第12号 大多喜町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第13号 大多喜町観光施設等管理基金条例の制定について
- 日程第 6 議案第14号 大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第15号 大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第16号 大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第17号 大多喜町水道事業に係る技術上の監督業務を行う布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第18号 町道の廃止について
- 日程第11 議案第19号 町道の認定について
- 日程第12 議案第20号 平成30年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第13 議案第21号 平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第22号 平成30年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第23号 平成30年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第24号 平成30年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第25号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） おはようございます。

議員の皆様には、きのうの会議に引き続き、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これから会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（野村賢一君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程（第2号）により進めてまいります。よろしくお願い申し上げます。

また、事前に議案とともに配付しました参考資料ですが、これはあくまで議案を審議するための参考資料ですので、議案書により質疑されるようお願いします。

◎一般質問

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

なお、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可したので、ご承知願います。

通告順に発言を許します。

◇ 志 関 武 良 夫 君

○議長（野村賢一君） 初めに、2番志関武良夫君の一般質問を行います。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） ただいま議長よりご指名いただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は2点ほど質問させていただきます。

まず、1つ目といたしまして、町道の維持管理の対応についてを議題といたします。

大多喜町は広大な面積を有し、町道も広範囲にわたっておりますが、このようなことから、現在、建設課の維持管理に携わる人員では、補助職員を含めますけれども、町民の期待に応

えることが非常に厳しいと思われるのですが、その点についてお伺いします。

現在の維持管理の職員数は、先日、私はお伺いしましたけれども、ここで再度人数の確認をしたいと思いますので、お願いします。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 志関議員の質問に建設課からお答えをさせていただきます。

現在、町が管理する道路の維持補修を担当しております建設課維持係は、係長を含む一般職の職員は2名、その他臨時職員4名の合計6名で維持管理について対応しておるところでございます。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 今、人数のほうを確認しましたけれども、私としてはちょっと少ないんじゃないかなというふうな感じも受けますが、この人数で維持管理をしていくのは、広範囲の中で非常に厳しいものがあるのではないかなというふうに考えております。何かほかのいい方法などがあるかどうかですね。そういう点がございましたら、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 今現在、道路維持に関する要望につきましては、舗装の補修や、降雨などによる道路路肩の補修、また、道路側溝の整備など、さまざまな要望が寄せられております。

このような要望に応えるため、建設課ではさまざまな資機材を活用して対応しております。この中には、草刈りなどの単純作業のみならず、道路側溝の布設やアスファルト舗装の実施など、技術や経験を必要とされるものも多くあります。このようなことから、今までどおり町の直営で実施するには経験や技術のある人材が必要であり、その人材の確保につきましては難しくなっているところであります。

このような中、地域の要望に応えるためには、町直営のみでの対応をするのではなく、今後はその他の方法も取り入れながら、効率よく対応することも必要ではないかというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 限られた財源の中でやることですから、非常に厳しい状況に置かれているのはわかります。しかしながら、町民のやっぱりそういう負託に応えていく上においては、そういった、今、課長のほうから言われたようなことの中でも、やはり少しでも町民

の期待に応えられるような、そういう方法を取りながらやっていただきたい。

また、町で計画している道路改良工事に伴い、夜間の歩行者の安全等を図る上で、防犯灯を設置していくというような考えがあるのかどうか伺います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） ただいま、志関議員の夜間の歩行者等の安全を考える上でということで、防犯灯を設置する考えはないかというご質問にお答えさせていただきます。

現在、町で行っている道路改良工事につきましては、順次計画的に進めさせていただいているところでございます。ご質問の、夜間暗く、歩行者や自転車など通行の安全性を図る必要のある箇所につきましては、道路改良工事の実施にあわせまして設置したところもありますので、今後計画している路線につきましても、関係課と協議、調整を図りながら、夜間の安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 範囲が非常に広い範囲の中で行われるものですから、そっちもこっちも一気にやれというようなことは到底無理なことでございますけれども、町民の期待に応えていけるような方法で、ひとついろんな方法を考えながら頑張っていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

2つ目といたしまして、防犯灯の整備についてをお伺いします。

先ほど、この防犯灯の設置はしていくのかというようなことをお伺いしましたけれども、こういったものの中でも、先日ちょっと上瀑橋の手前のほうで、事故にはつながらなかったんですが、前に学生が歩いているのをちょっと運転者が見落とした。そういう気づくのが遅かったというか、そういうもので、大きな事故にはならなかったんですが、そういうことがありましたのでお伺いしました。

そしてまた、この防犯灯の整備については、町は観光に非常に力を入れておりますが、現在、やはりいろんな流れの中で観光事業というものが非常に重要視されてきております。その中でも、旧大多喜町地区近辺は比較的に防犯灯、それから街路灯、そういうものが整備されているように思われます。

しかし、大多喜町外に行かれますと、暗く非常に危険な場所が多く見受けられます。冬場等では、学生の部活や高齢者の買い物帰宅などで、非常に危険な場所などがあるように思われますが、そういうところの点検とかをしながら安心・安全の環境をつくっていくことが必

要だと思いますが、どういうお考えを持っておりますか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 志関議員の一般質問に、初めに総務課からお答えさせていただきます。

防犯灯につきましては、各地区の区長さんからの要望に対し、優先順位を定めて設置しております。危険箇所として町内全域を把握することは難しいため、各地区区長さんからの要望を危険箇所として取りまとめ、昼間と夕方遅くなってから、それぞれ現地を確認するとともに、子供たちの通学路等の場合は教育委員会にも意見を伺い、設置しているところでございます。

町全域の危険箇所の把握につきましては、町道を管理する建設課のほうから、そして通学路の危険箇所については教育課のほうから、それぞれお答えさせていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） それでは、町道を管理する建設課からお答えさせていただきます。

現在、町道の総延長は約250キロメートルあり、その多くは未改良道路となっております。この町道における危険箇所の把握についてですが、住民の方々や道路を通行している方からの通報によるもの、また、町職員が町内の作業や現場打ち合わせなどに赴く際に発見するものがあり、また、道路パトロール等により道路の破損箇所などの危険箇所の把握に努めております。

そのほか、道路が狭いことなど、拡幅要望や道路補修に関しましては、地域の区長さん等の要望などがありますので、それらにより危険箇所の把握に努めております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 教育課からはありますか。

教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 通学路の危険箇所の把握について、教育課のほうからお答えさせていただきます。

現在は各小学校単位で、夏季休業期間を利用しまして、PTAの方々と学校により危険箇所の把握を行っているところでございます。

教育委員会には特に報告は来ておりませんが、昨年11月に開催いたしました中学生議会や、大多喜町通学路安全対策協議会で、夜間、暗いところもあるというご意見をいただいておりますので、委員会といたしましては、学校関係者、また警察関係者、各道路管理者で構成す

る大多喜町通学路安全対策協議会の合同点検等により、危険箇所の把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） ありがとうございます。

今、課長さんの中からご意見をいただきました。そういった今の状況などから逐次やっていくというような、そういうことでございますが、町民が安心・安全の環境の中で買い物とか通学ができるような、そういう環境をつくり上げていくことが非常に大切じゃないかなというふうに思います。

町民の身を守るためにも、危険箇所は、ここは非常に危険だなというようなところは早急な対応をとっていただいて、安心して子供たちが部活の帰り、そういった中で帰宅できるというような環境をつくり上げてやっていただきたいというふうに思います。

これからも大切でしょうけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（野村賢一君） 次に、5番吉野僖一君の一般質問を行います。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 5番吉野僖一でございます。議長さんのお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

初めに、今、国の、たまたま2月の議会でマイナンバーカードについてということで、初めは一般質問します。

政府は2021年3月から、原則全ての病院でマイナンバーカードを健康保険証として使用できるようにするとしています。

これは、マイナンバーカードの普及率がなかなか悪いということで、制度開始から3年たっても普及率は全国的には1割にとどまっているということで、マイナンバーカードで健康保険証を代用できるようになれば、カードを取得する人がふえることが期待されるということで、国も欧米諸国などと比較しておくれているデジタル社会づくりを加速するため、今後個人や法人に便利に感じてもらうために施策を打ち出す方針ということで、2月の国会で話をしているところを、たまたま3月議会は何をやるかなと思って、私もこのことにつ

いて関心がありましたので、一般質問します。

このようなことから、次の事項についてお伺いします。

今現在、本町の普及率はどの程度かお伺いします。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） マイナンバーの普及につきまして、税務住民課のほうからお答えさせていただきます。

マイナンバーカードの普及率ですが、本町における平成31年1月末現在の交付件数は904件となっております。普及率は9.63パーセントとなっております。前年の同期につきましては802件、普及率は8.4パーセントでしたので、徐々に普及しているという状況です。

ちなみに、県全体では13.84パーセント、全国では12.5パーセントとなっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。

今、課長さんから説明のあったとおり、普及率が大変悪いということで、私も実際まだつくっていないので、今回、一般質問を機にまた作成しようと思っております。

マイナンバーカードの普及のため、また、デジタル社会づくりを加速するため、本町は今後どのように対応するのかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） マイナンバーカードの普及のために本町はどのように対応していくかということでございますが、マイナンバーカード普及に向けた対応ですけれども、これまで国を中心としまして、各種メディアを利用した広報や、パソコン、スマートフォンからのオンライン申請など、さまざまな普及策がとられています。本町におきましても、広報紙やホームページに掲載し、周知を図ってまいりました。

また、国においては、マイナンバーカードの多様な活用方策の検討が進められていることから、今後は活用の範囲がさらに広がっていくことが期待されます。カードの利用機会がふえてくれば、おのずとマイナンバーカードは普及してくるものと考えます。

町としましては、今後も国や県等からの情報収集や情報発信に努め、マイナンバー制度を広く住民の皆様にご理解いただくことによりまして、マイナンバーカードのさらなる普及促進に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） ありがとうございました。

一応、マイナンバーカードは、今、課長さんからいろいろ説明がありました。これも、政府は2021年、再来年の3月から原則全ての病院でマイナンバーカードを健康保険証として使える、いろいろほかにも付加価値をつけるようなあれで動いているということで、今後ともよろしくお願いいたしますと思います。

次に移りたいと思います。

予約制乗り合いタクシーと里山満載タクシーについてお伺いします。

初めに、予約制乗り合いタクシー、デマンドタクシーについて、次の事項についてお伺いします。

1 つ目として利用状況と実績について、お願いします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それでは、デマンドタクシーにつきまして、企画課からお答えさせていただきます。

昨年の10月1日から運行を開始いたしました予約制乗り合い交通、いわゆるデマンドタクシーと呼ばれておりますが、これも運行後5カ月が経過いたしました。

現状の運行区域につきましては、老川地区全域と西畑地区の伊保田、田代、弓木、平沢、宇筒原、川畑、紙敷と、総元地区の久我原となっております。

利用に当たりましては、平日を運行日とし、地区ごとに運行ルートを定め、週2回の運行を実施しております。

この予約制乗り合い交通を利用するためには利用者登録が必要でありまして、現在17の方が登録をされております。この登録者の内訳を見ますと、老川地区が16人、西畑地区が1人という状況です。

利用実績につきましては、交通事業者からの報告5カ月分について説明させていただきます。10月が30人、11月が22人、12月が31人、1月が44人、2月が28人となり、2月までの利用者といしまして、155人ということになります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） 今、課長さんからは細かく説明があったんですが、このデマンドタクシー等もいろいろあるみたいなので、おたっくるとはこれは違うんでしょうね、たしかね。

何かいろんな。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 呼び名はいろいろあるんですけれども、正式な名前は予約制乗り合い交通で、おたっくるという名前になっておりまして、通称名でいきますとデマンドタクシーというような呼び方がされておりますので、同じものです。

○議長（野村賢一君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） それで、高齢者が大分やっぱり免許返納でもって、一応お客さんも大分ふえて、免許を返納する年齢、高齢化で書きかえできないということで、タクシーも中野駅なんかなくなっちゃって、相当不便ということで、何かこれは基本的にはいすみ鉄道最寄りの駅から 1 キロメートル以内の区の人には利用できないということらしいんですけれども、せっかく、例えば、老川方面が水曜日と金曜日ですか。筒森が月曜日と金曜日、栗又とか宇野辺とか伊保田が月曜と水曜日、会所、弓木、田代、紙敷が火曜日と木曜日、宇筒原、平沢、川畑、久我原が火曜と木曜日か。こういうことなんですけれども、板谷とか市川、中野とか、本村とか、三条とか、庄司とか、やはり駅から近いところの人は使えないのが今の決め事らしいんですけれども、その辺の住民の要望は、できれば、すいているのであれば、乗れるのであれば、予約であれば、やはり公平にやってくれという意見が強いんですけれども、その辺はどうなんでしょうかね。今後、対応していただけますか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） この予約制乗り合い交通の件につきましては、9 月議会において野中議員のほうからいろいろとご要望等をいただいておりますが、そのときにもお話をいたしましたけれども、この利用区域につきましては、町の交通会議の中で一応協議をいたしまして、いすみ鉄道の最寄りの駅から 1 キロ以内については、今回からは対象から除くというようなことで会議の了承を得ておりますので、当面はこのような形で進めていきたいというふうに考えております。

ただいま地元の人からのそういった要望があるというようなことでございますが、今のところ町のほうにはそういったお話等は聞かれてはいないんですけれども、先ほど利用状況等をお話ししましたけれども、西畑地区のほうでは 1 件の利用しかないという状況です。

できればもう少し周知を図っていかなければいけないという部分もございますけれども、議員さんのほうから何か機会がありましたら、もう少しこういったものがあるからというようなことでお話をいただければというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） 今、課長さんもいろいろ苦慮して、ただ、やはり高齢化でもって駅まで歩くのが大変な方が大分、今までは運転できちゃうんだけれども、やっぱり運転できないということですから、タクシーもあればいいんですけども、なかなかそういうことで、こういった予約制であれば、乗れるのであれば、これからはこの駅から1キロとかそういうあれでなくて、善処、見直しをしてほしいというのが一般市民の声であるということ、よろしくお願いします。

実際、この件について今触れちゃいましたけれども、この件について、今、課長さんが言ったんですけども、もう一遍確認で、このデマンドタクシーについて今後の対応、そういうあれがあるかどうか、もう一遍回答をお願いしたいと思います。見直しをするかどうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 先ほど申し上げましたように、今後の対応につきましては、本当にまだまだ利用者が少ない状況でありますので、さらにその周知の徹底を図るため、広報紙への掲載、それから地域の行事等に出向いて、周知等の活動には努めてまいりたいというふうに考えております。

運行区域の拡充等の利便性の向上というようなことでございますけれども、これにつきましても先ほど申し上げたとおり、公共交通会議というようなものもございますので、そちらの関係機関と協議をいたしまして、今後進めていければというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） なかなか進歩的な発言で、やはり市民の声というのを聞かなくちゃいけないので、その辺を今後ともよろしくお願いします。

続きまして、次に移りたいと思います。

昨年12月から始動した、大多喜・養老溪谷のワガママ観光に、里山満載タクシーについて、次の事項についてお伺いします。

2 モデル、コースの利用状況についてお伺いします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 里山満載タクシーの運行につきましては、これは大多喜タクシーが独自に運行しているものです。

大多喜タクシーにて、里山満載タクシーの運行状況等についての情報を提供していただきましたので、その内容を説明させていただきます。

里山満載タクシーは、昨年11月23日から運行を開始し、その運行コンセプトといたしまして、ローカル線の2次交通として効率的な旅を提供すること、時間制定額料金による利用しやすさとドライバーによる観光ガイドで、旅の満足度アップや臨機応変な旅のカスタマイズで、穴場スポット等、自分旅をプロデュースできるということです。

これまでの利用状況ですが、16件、92人の利用実績とのことでございます。

2つのモデルコースの利用状況とのことでございますけれども、これまでの利用では、このモデルコースどおりの利用というものはなかったというふうに聞いております。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。

やはり議員さんの方も、これはなかなか知らないんじゃないかと思うんですよね。やっぱりいいことは告知しないとね。せっかく観光の町ということでやっているの、大多喜コースと養老溪谷コースと2つあるんですよね。いろんな、例えば大多喜コースというのは、黒原の不動滝とか、これは基本的なあれで、あとは平沢ダムとか、大多喜城とか、中庁舎だとか、豊乃鶴の酒造さん、大多喜駅から大多喜駅へ帰る、これがもとに、どこへ行ってもいいらしいんだけど、1つのコースね。2つ、これが大体2時間コースで、あと、養老溪谷コースというのが、大多喜駅から栗又の滝、縣崖郷、それと、筒森のもみじ谷、共栄向山トンネルと、観音橋と出世観音、養老溪谷、駅ですね。これはね。そういう基本的な、これはどこへ行ってもいいらしいんだけど、こういうことがあるということで、議員の方も、私も知らなかったの、これは。そういうことで、告知ですね。

一応今後の対応ということで、課長さん、それをもう一遍確認で、小湊さんが今観光でやっているのであれなんですけれども、今後の対応もちょっと。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） この件につきましても、大多喜タクシーさんのほうにちょっと聞いて、中での説明となりますけれども、この里山満載タクシーはまだまだ周知が図られていないというようなことがありますので、さらなる周知を図っていくとともに、町内観光だけにこだわらない、新たな観光コースの開拓によって、利用客の増を図っていきいたいというようなことでございました。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。

次に、3番のブランドメッセージ策定についてお伺いします。

大多喜町の特色を一言で表現し、現在、大学生らが議論を重ねて作成している本町のブランドメッセージについて、次の事項についてお伺いします。

現在の進捗状況及び経過報告についてお伺いします。お願いします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ブランドメッセージ策定についてということで、企画課から答えさせていただきます。

このブランドメッセージは、大多喜町の地域の特色を魅力的な一言であらわす言葉を策定いたしまして、町の未来像や新たな地域活性化策につなげようとするものでございます。

策定に当たりましては、慶應義塾大学飯盛研究室大多喜町元気プロジェクトと連携をいたしまして、11月10日のセミナーの開催から始まり、4回のセミナーやワークショップを開催し、延べ105名の皆様に参加をいただきました。そのほかには、ウェブによるアンケート調査により74件の回答、ヒアリングシートによる調査では、中学生、保育園の保護者、成人式参加者、商工会等、合計300名の皆さんから回答をいただきました。

その結果、現在ブランドメッセージとして3つの提案をいただいておりますので、この提案に対しまして、住民の皆さんからの投票によって決定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 3つのメッセージ、広報に出ていたあれでいいんですか。何か、今月17日まで、申し込みは。そうよね。

一生懸命学生さんたちと、若い人たちの大多喜のブランドメッセージということで頑張っておりますので、2番についてはブランドメッセージを策定するに当たり、住民投票で決定することなのですが、現在ある程度返信とか何通か、何百通か知らないけれども、来ているのでしょうか、途中経過は。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 一応これは3月13日までということで投票していただくように呼びかけておりますけれども、まだ回収はしておりませんので、ちょっとまだ把握はしていない状況です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） やはりこれも周知というか、それがないとなかなか関心がないということで、できるだけ今後の町の発展のために、いい方向に行ってもらいたいと思います。

続きまして、4番の旧西中学校の有効活用についてお伺いします。

同施設は地域の拠点施設として親しまれ、また、災害時の避難所、選挙投票所やドクターヘリの発着等に利用されており、今後の地域活性化のための有効活用が強く望まれています。

そして、旧西中学校学区の西畑と老川地区の地域住民の意見を聞きながら、同施設の有効活用、有効利用として、地域活性化に結びつく利用計画等を幅広く公募することを望んでいます。

また、当地域で開催した住民と町議会の懇談会では、これは庄司地区出前議会で、住民との町議会の懇談会では、西畑小学校と老川小学校の統合のときは何回も各地区説明会があったんですが、西中学校と大多喜中学校の統合については、各地区1回ぐらいしかなかったということで、大分何やっているんだということで怒られた経緯があります。次の利用計画が現に決まっているなどの意見がありました。

このような中、本年度開催された中学校議会では、町の課題や生徒の目線での旧西中学校の活用等についての質問もあり、三育学院が本施設を使用し、開校を考えているとの答弁が町からなされました。

このようなことから、次の事項についてお伺いします。

技術棟、柔剣道場、プール、倉庫の撤去費用は高額であるが、撤去をすることなどについて、住民説明会を開催する考えはあるかどうかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 旧西中学校の技術棟、柔剣道場、プール、倉庫を撤去することなどについて、住民説明会を開催する考えはあるのかということについて、教育課のほうからお答えさせていただきます。

旧西中学校のプール、柔剣道場等の撤去に係る設計委託料及び技術棟等の撤去工事費については、1月31日の打ち合わせ会議でご審議いただき、ご承認をいただき、現在は業者選定をしているところでございます。

来年度予定しております柔剣道場等の撤去工事費につきましても、老朽化施設を撤去することにより安全性を確保するための対策工事でありますので、特に住民説明会を開催することとは考えておりません。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今、課長からそういう答弁がありました。

ただ、防災対策の観点から、プールについては水利機能として残し、活用する考えはある

かないか。これは過日、消防委員会で団長さんに言ったら、団長さんも知らなかった。やはり協働のまちづくりということであれば、そういう防災関係機関に関して、プールというのは、やはりせつかくあるのを1,700万もかけて壊すようなあれは、町民がこれを聞いたら怒りますよ。

災害時に避難所となる中学校、そこでトイレも水洗だし、水があれば流せる。水がなければ流せない。そして、保育園も近くにある。山の中腹に光善寺というお寺さんもある。やはり、消防が幾ら県大会、全国大会優勝しても、やっぱり水がなくちゃ消せないんですよ。非常時、地震なんかあったら、幾ら消火栓があったって、地震が起きればもう消火栓なんかは水が出ない。最後は川とか貯水池、そこになっちゃうんですよ。そういうことを考えたら、プールに関しては、これは絶対残してほしい。

たまたま、私も消防員で今やっています。西小をあそこに建てる時に、やはり消防団の先輩の唐鎌半吾さんとか、うちのおやじとか、あその土地の交渉をすごくPTAでやって、何とかあそこへ中学校を建てられた。そういう人の昔の苦勞話をやっぱり見ていますし、有効活用するのであれば、プールはやはり防火対策上残してほしい。これ、本当に住民に話したら、もう住民投票をやったら本当にあれですよ。ここはそんな金かけて壊すのなら残せという、それが普通だと思うんですよ。

それで、今ここを議会で今やっているんですが、やはり町議会の皆さん、課長さんが、町執行部の皆さん、このことについてもう少し慎重に対応していただきたい。やはり幾ら消防操法大会、県大会、全国大会優勝しても、水がなくちゃ消せないんですよ。災害時にやはりそういう避難したら、トイレだってもう水洗になっちゃっているんだから、そういうものも流せる。水があれば流せるので、そういうことで、再度確認ですけれども、プールに関して、特別残す考えはあるかないか、町長さんにお伺いします。

（「その前に」の声あり）

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） それでは、申しわけございません。吉野議員の一般質問に総務課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

先の消防委員会でもご質問があり、お答えもさせていただいたところでございますが、中野地区の消防水利につきましては、旧西中学校の信号から見晴屋さんまでの間に、旧西中学校のプールを除いて消火栓が6カ所、防火水槽が3カ所設置されております。

消防水利の基準として見ますと、旧西中学校のプールを使用しなくても、ほかの消防水利

でおおむねカバーできている状況でございますので、使用できないプールを消防水利として残すことは現在考えておりません。

また、議員さんのおっしゃるとおり、消火栓の送配水施設、これは故障するおそれもございます。しかし、防火水槽も3カ所設置されておりますので、決して消火栓だけに消防水利を頼っているわけではございません。中野地区の3カ所の防火水槽でも大部分をカバーしている状況であり、消火栓も重複しておりますので、他の地域から比較すると非常に消防力は高い地域だというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいま総務課長の答えたとおりだと思います。大多喜町全体の消防のいわゆる防火水槽あるいは水利、消火栓の状況を考えますと、大多喜町全体の中では中野地域というのは非常に、いわゆる上位といたしますか最上位に近い、恵まれた状況にあると思っています。

そういうことで、今の課長の答えたように、防火水槽をまだ残すということではなくて、やはり全体的な計画の中でやっておりますので、残すということの考え方はございません。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 説明は重々わかりました。

ただ、やはり過去、中野で大きな火災というと、旧中野館、あそこの火災のときに、すぐそばに貯水があるんですけれども、あっという間になくなっちゃうんですよね。河川からやっぱり最後は補給しなくちゃ消せないと。

だから、そういうことも考えて、そういう災害時、避難所になった場合に、そういうトイレの問題とかいろいろあるから、できれば学校施設、邪魔ならしようがないけれども、生徒数はそんなに多くないと思うので、調べてみたら。そのプールを壊さなくちゃいけない理由というのは、その辺はどうなんですか。お伺いします。壊さなくてもいいんじゃないかと思うんです。施設があのままだったら。そうしたら、残しておくほうが……。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 防火水槽という機能はございますが、やはりそのまま残しておく、いろんな方が出入り、今はしているわけですね。そこで、いろいろな事故等も考えられますので、水が半分たまっている状態でも危険ということで判断して、撤去するという考えでございます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 事故で1,700万もかけて壊す。だから柵を、フェンスちゃんとやってやれば、安全対策はできるんじゃないですか。どうですか。見直すあれはないですか。1,700万もかけて壊すのであれば、安全対策、フェンスちゃんとやってやれば、そんなに変わらないでしょう。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 取り壊しで1,700万の数字が非常に踊っておりますけれども、じゃ、それを残すにも同じようなお金がかかるんです。要するに、ポンプの施設とかそういうものを全部撤去したり、それで残さなきゃいけませんので、それで、じゃ、全部水払うときにはそういったものがやはり全部整備しなきゃいけませんので、今言ったように安全のためにフェンスをやると、やっぱり同じふうなお金がかかる。それ以降についても維持費がかかるということで、それは費用対効果で見れば、決して壊すことが大変なお金だという話ではないと思います。

ですから、私どもはさっきお話ししましたように、消防水利という考え方の観点からいえば、大多喜の中野地区というのは大多喜町全体の消防水利、状況からすれば最上位の、非常に恵まれた地域にあると、そういうことをご理解いただければと思います。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 子供は親の背中を見て育つというか、やはりおやじが一生懸命消防に対してはやっている姿を見て、ここはちょっと違うかもしれないけれども、そういうことを考えた場合、やっぱり苦労してあそこでこんなに金かけて壊すんだったら、この予算を、さっき志関さんとかが言っている防犯灯のあれに補助するとか、もっとやることもあると思うので、金額的なこの解体費用5,119万2,000円ですか、総額。ちょっと高いなというあれがするので、ましてやプール、一般町民が聞いたら、確かに中野はそういう防火面はすぐれているかもしれないけれども、いろんな面でそういう非常時のときの有効活用を考えた場合は、もう一度見直したほうがプールに関してはということで、これ以上私が言ってもしょうがないから、この辺で質問を終わります。もう一遍見直しをしてほしいです。

以上です。

○議長（野村賢一君） 吉野僖一君、吉野僖一君の気持ちは伝わったと思いますので、それで納得してください。

○5番（吉野僖一君） 町長、そういうわけで、すみません。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩します。

40分から会議を開きます。

(午前 10 時 23 分)

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 37 分)

◇ 根 本 年 生 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、4 番根本年生君の一般質問を行います。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） じゃ、一般質問をさせていただきます。

今回私は大多喜高校の定員割れを阻止し永久存続させるためにという質問と、あと、前々からやっぱり大多喜町の崖の状況を何とかしなければ、大多喜町の活性化は図れないんじゃないかという思いから、崖の関係を質問させていただきます。

まず初めに、大多喜高校の定員割れを阻止し永久存続させるために、大多喜町は大多喜高校をこの上なく大切な財産、私は本当にかけがえのない財産だと思っています。高校の魅力化、地域の活性化を図ることを目的にして、町はさまざまな支援の事業を行っていると思っています。

しかしながら、近年の少子高齢化、若年層の流出、地域の社会の担い手不足と、大変厳しい状況にある中、大多喜高校も今まで私記録として初めてじゃないかと思えますけれども、2 年連続して20人前後の定員割れを起こしているような状況でございます。

皆さんが一生懸命やっている中で、私も本当に勉強しないと皆さんに申しわけないなという思いから、島根県の県立高校で高校の魅力化について、これは全国的にも知られていると思えますけれども、行って勉強してこようということで、1 泊 2 日で行ってまいりました。

そこで、まず最初に島根県の教育委員会に電話して、私一人で視察に行くんだけど、受け入れてくれるかということで再三お願いしましたところ、いいですよということで、まず島根県の教育委員会にお邪魔して、それで島根県の教育委員会のほうで、そういった目的であれば、こういったところとこういったところへ視察に行ったらいいでしょうという段取り、時間割等も全てコースをつくってくださって、本当に助かっているところでございます。

それで、島根県の教育委員会のほうで2時間ほど、それから、そこで県の考え方を聞いて、その後、雲南市役所、ここでは行政と高校のかかわり方について、雲南高校が最近、行政と高校のかかわり方を大幅に変えたというようなことをお聞きしまして、そこにも行ったほうがいいんじゃないですかと。

その後、飯南高校、ここも車で2時間ぐらいかけて、県庁から雲南市まで1時間半か2時間ぐらい。また、飯南高校までも1時間半か2時間ぐらいかかるんですけども、段取りをしていただいて、皆さんご丁寧に対応していただいて、本当に助かっております。その件で、皆様の意見をお伺いできればうれしかないと。

私は大多喜高校、何回も何回もやるんですけども、大多喜高校を単に残せばいいというものではなくて、やっぱり大多喜高校を通じて地域の活性化をいかに図るかということが非常に大切ではないかと。そのことが大多喜高校の存続につながるのではなかろうかと思っております。

それでは、質問させていただきます。

町長も議会の中、あるいは新聞の紙面、あるいは講演というんですかね、ご挨拶の中でも大多喜高校は何としても残すと、絶対残すんだという力強い発言をいただいているところがございます。やはり大多喜高校は、あらゆる手段を用いて絶対に残さなければならないと思っております。いま一度強い決意をお聞かせください。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 教育課からお答えさせていただきます。

町といたしましても、先ほど議員から言われたような考えのもと、大多喜高校支援推進委員会において、学校側と町と高校の魅力アップを図るための支援策を、高校側と進めているところがございます。

また、今までとは視点を変えた支援策も協議中でありますので、今後においても県及び高校側との信頼関係を保ちながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、課長が答えたとおりですが、根本さんがやはり島根県まで1泊2日で行かれたという、そういう思いというのは十分私も理解いたします。

本当に大多喜高校というのは、大多喜町にとってやはり伝統のものでありますし、大多喜町の象徴であるということはもう間違いないわけがございます。

ですから、これは私に限らず、町民の皆さんが、OBの皆さん方も、何としてもそういう

残したいという気持ちはみんな一緒でございます。私もできるだけのことをしながら、何とかそういう形で、残せるような形で、また皆さんとともに力を合わせてやってまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 本当に力強いお言葉をありがとうございます。

続いて、次にいきます。

このまま定員割れが続くと、大多喜高校が統合によりなくなってしまう危険性がますます増していくんじゃないかと、病気、風邪でも何でもそうでしょうけれども、鉄も熱いうちに打てと言います。やはり風邪も引き始め、引き始めかどうか、もう悪くなっているかちょっとわからないけれども、早目に手を打つことが本当に大切であるという強い認識であります。

そこでお聞きします。大多喜高校がこのままいくとなくなってしまうという危険性があるという認識はどの程度お持ちでしょうか。それと、現在の状況、今後、大多喜高校はどのようになっているのかというようなことについて、見解をお伺いしたいです。お願いします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 教育課のほうからお答えさせていただきます。

先日発表となりました公立高校進路志望調査によりますと、県内の普通科高校の約49パーセントの高校が定員割れとなることが見込まれております。大多喜高校だけではなく、県全体レベルで公立高校の普通科のあり方が大きな課題となっていくことが考えられます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） やはり大変厳しい状況にあるのかなと。一緒にいる、この下に行くと県立高校は長狭高校、その下は館山ですかね。いずれも定員割れを起こしている状況であると認識しています。茂原のほうも一部定員割れの高校もあるように聞いております。大変厳しい状況であると思います。

それで、ですから、ただ定員割れの高校がこのまま5年、10年定員割れが続いて、全部なくなると考えにくい。しかし、全部残るといっても考えにくい。やはりそこで残る高校になっっていかなければならない。それにはみんなで努力して、熱意を持ってやっっていかなければいけないと思っています。

次の質問で、夷隅郡市の出生者数、現在は1学年大体400人ぐらいいますですかね。それはいろいろ調べてみて、今の子供が高校生ぐらいになるにはまだ10年以上先の話でしょうけれども、30年中の出生者数、夷隅郡で調べましたら、今は268人ですね、前年。そうすると、

その前の年に比べて約20パーセント減っています。いすみ市も200人ぐらいだったのが、今回150人ぐらいになっちゃったと。

このような状況の中で、相当危機意識を持ってやっていかなければいけないと思っていますけれども、その辺の出生者数と大多喜高校の存続の件はどのように考えているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 教育課のほうからお答えさせていただきます。

夷隅郡市だけではなく、県内郡部においても同じような状況であるというふうに考えられます。将来的にも大変厳しくなっていくのではないかとこのように考えております。

今生まれた子供たちが、15年後も大多喜高校に通学できるように取り組んでいくことが必要であるというふうに認識しております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） やはり強い危機意識を持っているということをお聞きしました。ありがとうございました。

それで、あとは具体的な案に入っていきたいと思います。

大多喜高校の大きな特徴は、その大部分がよその市町村から来ているということでございます。全体で450人ぐらいいる中、地元は100人、よそから350人来ているんです。

いろいろ調べてみましたが、こういった高校は、それだけの魅力があって来てくれるのは本当にうれしいと思っていますけれども、こういった高校はほかに余り例がないんです。大体地元の人たちが少なくとも半分近くは来ているということだと思います。

そうしますと、やはりほかの市町村から来ている子供たちの利便性を高めてやらないと、なかなか魅力ある学校だからといって来てくれるのでしょうか。茂原のバスも、前は学校に間に合う時間が2便あったけれども、今はもう7時台ですよね。一宮からのバスもあるけれども、そのバスが乗れないとか、もうないんですね。それで、いすみ鉄道もやはりいろんな面で大変な時期に来ている。

それで、やっぱり定期代が非常に高くなっています。これは前も話しましたが、大原から茂原へ行く定期代がたしか1カ月7,000円ちょっと。大多喜高から1万1,600円。バスですと、茂原から2万円かかるわけですね。それで本数も少なくて非常に難しい状況。

あと、私立のバス、大多喜も走っています。本当にそれを無料で、もうここに二、三生徒がいるとなれば、もう目の前にとめておろしてくれる。そういった状況の中で、やはりこの通学問題を解決しないといけないと思います。

具体的に言うと、なかなか町民の賛同が得られるかどうかということもあるかも知れません。ただ、大多喜高校を残すためという名目で、やはり遠くから通ってくる方々に定期代の補助、あるいは町民バスを走らせるとか、やはりあの通学問題をクリアしていく必要があると思いますけれども、その辺の認識はいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまの質問に対しまして、企画課からお答えさせていただきたいと思います。

この通学問題に関しましては、通学する生徒さんやその保護者の皆さんにとりましては、希望する学校が近くて費用のかからないということが一番の問題解決であることは当然のことであると思います。

しかし、現在、大多喜高校に通学されている生徒さんにつきましては、通学時間や通学費用だけを考えるのであれば、現状でもほかの高校に通学するのではないかと思います。それにもかえられない大多喜高校の教育内容や教育環境に魅力を感じて通学をされていることと思いますので、通学問題が大多喜高校の存続につながるものではないというふうには考えております。

なお、この通学問題に関しましては、バスで通っている生徒さんたちも町のほうでいろいろとアンケートとったりしまして、不便なところとかをいろいろ聞いたりして、例えば停留所の問題とか、そういったアンケートをとりまして、できるところから改善を図っていきたいというようなことで現在は進めております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今の答弁ですと、通学問題は影響がないんだと。魅力ある学校なので、生徒が集まってくれるので、通学問題にメスを入れなくても大丈夫だという見解だったかと思えます。

しかし、實際上として定員割れを起こしている。それで、支援会議にも私は傍聴に行かせてもらいましたが、その中でも再三再四、通学問題は提起されています。特に、保護者の方々なんかは独自でアンケート調査をして、通学問題がこうなっているよと。茂原からずっと、1人子供がいてこのくらい金がかかりますよと、独自で通学問題のアンケートをとって、危機意識をあらわしています。

それから、ミニ集会、大多喜高校で近隣の中学校の先生、生徒を集めて集会が行われました。その席上、やはり多くのよそから来ている生徒たち、先生方は、本当にいい学校なんだ

けれども、通学問題が一番のネックだよと。要は、本数が少ない。お金が高い。これは何とかしてもらわないと、行かせたくても行かせない状況になりますよと。ましてや、若い世代は貧困の世帯が多いと聞いています。やはりこれにメスを入れない限り、大多喜高校の存続は難しいと。

ですから、費用のほうは私、その予算の中で、何割ということは言いませんけれども、全額補助する必要はないと思うけれども、やっぱり何らかの形、それと町民バスを走らせる、これは私、県のほうには言ってきましたけれども、県がお金を出すのは難しいけれども、町が高校のために走らせるのであれば、それを県がとやかく言うことはない。それで、保護者の中には多少、それを無料とは言わない。生徒の安心・安全のために、多少お金を払ってもそれは走らせてもらえれば非常に助かるという声を聞いています。

このままの状況で通学問題にメスを入れない限り、定員割れの状況は続くんじゃないんですか。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 先ほどから定員割れ、定員割れということでいっぱい出てくるんですけど、まずそこら辺にちょっとかかわって、先ほど一番最初のほうに、教育課長のほうからお話があったんですが、例えば先ほどありましたように、今、普通科を設置している学校が県内に105校あるわけです。そのうち一番最初に志願状況をとったときに45校、これが定員割れしていました。これは都市部、当然、郡部も含めてです。実に43パーセント。

これは何をいわんか。そして、なお、後期選抜がきょう発表がありますけれども、後期選抜の志願状況については、それこそ志願変更等もあって、普通科における定員割れの状況は全体の約21パーセント。105校のうち、明らかに後期も定員割れするのは、それは22校。これが約21パーセントとなっております。

そして、特に郡部の伝統校、これについては、その伝統校と言われてきた高校での傾向が顕著となっております。特に、太平洋沿い、多古高校、匝瑳高校、松尾高校、茂原高校、大多喜、長狭高校、安房高校です。そして、伝統は大多喜よりももう少しあるのかわからないですけども、天羽高校。さらには、隣の市原高校。これはやはり、この状況につきましては、あくまでも私の私見になりますけれども、これまでもない現象だと思います。

そして、県立高校の入学者選抜に大きな変化が訪れていると、そういう出来事だと。県下全域の出来事になっているという、県教委もそういう認識だと思いますけれども、原因とすれば、当然、先ほど来出ていますけれども、第一にはやはり生徒数の減少。そして、もう一

つは、皆さんもご存じのように、高校授業料無償化、県立高校も無償化ですよね。当然、私立。私立も100パーセントとは言いません。県立並みの無償化がある。市立高校も行けなくては行けませんので、先ほど無料のバスと言いましたけれども、当然、施設整備費には入っているわけです。料金はかなり入っているんでしょうけれども、それは利便性という面では目の前に通っているの、非常に子供たちにとっては有効なのかも知れません。

ただ、そういう状況は県下全域、これは当然、都市部であろうが、郡部であろうが、普通科の5分の1近くが定員割れを起こしていると。とりもなおさず、これは公立高校の普通科のあり方が問われてきているのではないかと考えております。

その中で、確かに交通費がかかると。私の勝浦の友人もつい最近会ったときに、私の孫がまた大多喜高校に行くんだけれども、多少お金かかるんだけれども、交通費ですね。でも、校風がいいから行かせるからと、そういう話もあります。

確かにバス代は高いかも知れません。そういった中で、だからこそ普通科を設置する高校においては、大多喜だけではなく、県下全域の普通科高校を設置している学校、これについてはより魅力ある学校づくりを推進させることが何より大切になってくるんだと。

また、この内容については、この後議員さんの質問の流れの中で、教育課長も答弁すると思いますけれども、大きな流れが、変化が、訪れているのは間違いないんです。これは大多喜高校だけじゃありませんで、そこら辺で、やはり普通科高校の魅力があるというのは、これは大きな、ですから、きのうの麻生議員の中にもありましたように、教員養成コースもあり、魅力あるこれは取り組みだと思います。今こそこれが必要なんだと、それをご理解いただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ですから、私も、ご理解いただきたいという、一生懸命やっていることは認めているんだけれども、一つのことを、いろんなことをやっていかないとなかなか難しいんじゃないかと。

勝浦高校、岬高校はなくなりました。県も統合を進めていることは事実でございます。大多喜でも小学校、中学校、統合しているじゃないですか。県だって統合を進めていることは事実なんです。それを何とか阻止するには、町の情熱、やるものはやる、お金を使うものは使う、情熱をかけてやっていかないと、人を説得させるものは情熱とやる気だと思いますよ。

だから、今、教育長が言っていることはもっともだと思います。しかし、大多喜高校のもう一つのアンケート調査で見たところ、約3割、4割は父兄が送迎していると。それで、今

は共働きの家庭も多い。その中で、送り迎えを父兄がやるということは相当な負担になっている。そういった学校は、私は近くの大原高校なんかはＪＲが走っている路線もあるでしょうけれども、ほとんどないです。

ということは、通学問題を解決しないと、今、少子化の問題でいろいろ騒がれているけれども、やはり若い女の方、男性に住んでもらうには、その辺を含めて解決してやらないと、子育てについて便宜を図ってやらないと、なかなか人がふえないんじゃないかなろうかという思いで言っています。

それで、次にいきます。

大多喜高校がなくなった場合、将来に多大な影響を与えると。これはもう重々わかっていると思いますので、これは答弁は結構です。重々に、本当にわかっていると思いますので。

続いて、私は千葉県の教育長と学校推進課にも行ってきました。大多喜高校はこんなすばらしい活性化事業をやっているんだよと、こういったことも考えているんだよということを強くお話ししていただきました。本当に千葉県の方も丁寧にご対応いただいて助かっています。

しかし最後は、大多喜町さんはどう考えているんですかと。一議員が行ってお話しすることも重々わかる。趣旨もわかるんだけど、大多喜町さんはこの魅力化事業の内容、町の熱意、考え方、これはどうなんだろうかと。もっと積極的に県のほうにそういったことを伝えることも必要ではなかろうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 教育課のほうからお答えさせていただきます。

本年度、町といたしましては、県教育委員会の関係各課及び学校側と直接話し合いまして、国の事業である、地域との協働による高等学校教育改革推進事業に取り組むため、県、高校、町の担当者によりまして、この１月に文部科学省主催の説明会に出席したところでございます。

この事業は、高校の設置者である県が、高校を地域の地域振興の核として、機能強化を図るとともに、自治体、三育学院大学などの高等教育機関、小中学校、社会教育機関、いすみ鉄道株式会社など、町内企業などの産業界と連携、協働して、地域課題の解決をするための組織を立ち上げ、学校と地域をつなぐコーディネーターも配置しながら、人材育成を行っている事業でございます。

その成果につきましても、毎年度報告会などを開催し検証していく事業で、町としまして

は2020年度からも国の補助事業として採択されるよう、県、高校、町で協議しながら、今現在、準備を進めているところでございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。

せんだって、課長さんと打ち合わせしたときに、この地域との協働による高等学校教育改革推進事業、これは見させていただきました。私もその後いろいろ調べさせていただきました、本当にこれができたらすばらしいなと。大多喜高校が存続するためには、地域と協力しなければいけないよ、地域の活性化が必要ですと。やはり大多喜高校を通じて地域の活性化、これはぜひ図ってもらいたい。

この事業については、大体書いてある内容を私が研修に行った飯南高校、島根県の教育庁がやっている事業、雲南市がやっている事業、全て当てはまります。これは採択をぜひとも受けていただいて、この事業を進めていただくことを強く望むものでございます。私も精いっぱい協力させていただきますので、ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、いすみ鉄道と大多喜高校の関係について、どのような認識でいるのかお聞かせください。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまの質問に対しまして、企画課からお答えをさせていただきます。

いすみ鉄道の運行において、大多喜高校は当然なくてはならないものというふうに考えております。実際の平成29年度の営業成績を見ましても、いすみ鉄道における大多喜高校生徒の利用状況は、運輸人員でいきますと37万6,643人のうち13万3,948人、約35.6パーセントを占めております。旅客収入では、9,267万2,000円のうち1,896万1,000円で、約20.5パーセントを占めているような状況です。

このようなことから、いすみ鉄道の経営において、大多喜高校というのは大変重要な位置づけにあるというふうには考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） いすみ鉄道も今、補助金の半分は千葉県に頼っているところであると思います。それで、ちょっとこれも聞いたところだと、大多喜高校、県立高校があるので、県としてもやっぱり生徒の足をなくすわけにはいかないということで、そういった名目が大きくて払っているところがあるんじゃないのということでお聞きしています。

それで、盛んに今騒がれている勝浦ですよ。勝浦高校がなくなったせいで、大原からのJRの本数が5本とか削減になったということで、非常に勝浦も危機感を覚えています。

やはり大多喜高校がなくなると、茂原行きのバス、一宮行きのバス、ほとんど生徒しか乗っていないわけですから、バスもなくなる、鉄道もなくなるということは大変な事態になりますので、やはり全力であらゆる手段を用いて残していただきたいと思います。

それと、あと次、またいきます。

統合案が示される前に十分な対策を行う必要があると。統合案は、県のほうが前触れもなく出してくると思っております。

せんだって、県のほうに去年打ち合わせに行ったとき、上総高校と君津高校の統合の案が示されて、その説明会があるよということを県の担当者から聞きまして、これに行ってきました。やはり多くの町民が集まりました。しかし、ほとんどは不平不満。本当にどなり声も上がるような状況でございました。しかし、県の方々は、そういった話は承っておきます、そういった答えばかりで、本当に正面から答えようとしていないということを非常に感じております。それで、統合する理由、生徒数が少なくなっている、やはり生徒の多い中で子供たちを育てなくてはいけない、教育環境等も考えたら統合はやむを得ないんだという一点張りでございます。

要するに、一度案が出されるとですね、それを撤回することはほとんど不可能であると。やはり県のほうも案を出すについては、10回、20回いろんな専門家を交えて会議を開いているんでしょうから、それを撤回することがもう不可能であると。やはり、統合案が示される前に十分な対策を行う必要があると思います。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 教育課のほうからお答えさせていただきます。

先ほど答弁いたしましたように、その統合案が示される前にさまざまな視点から対策を講じていく必要があるというふうに認識しております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。

次に、島根県立高校で行われている取り組みについて、視察に行った件をお話しさせていただきます。

いろんなことをやっていて、本当にすばらしいなと本当大変うれしく、自分なりにすばらしいなと思ったところでございます。飯南高校は大多喜高校と非常に似ている学校です。山

の高いところにあります。生徒数は大体大多喜の半分ですけれども、大多喜高校の生徒は挨拶が非常に素晴らしいということでしたけれども、やっぱり飯南高校の生徒も挨拶は非常に素晴らしい。私一人で行ったときにも、本当に皆さん立ちどまって挨拶してくれる。車で帰るときも、車で帰るにもかかわらず、皆さんいるとそこでみんな立ちどまっておじぎしてくれる。本当に素晴らしい学校だなと、大多喜高校も非常に似ているなという思いでいたところでございます。

その中で感じたことは、まず町民と行政が本当に一体になっているんです。今の支援会議、一生懸命やらせていただいていると思いますけれども、そればかりじゃなくて、本当に一般の市民の方々の中にも協議会ができていて、それでまた全体ができています。OBの方々のほうでも会議ができています。大多喜町にいらなくても、遠くに出ている会のほうでもいろんな会議が出ていて、そこには常に情報発信をしているというような状況が見受けられます。やはり町を挙げて、町民を挙げて、こういった取り組みをやっていくべきだと思います。

まとめて言います。それと、これも島根県の教育委員会に行ったんですけれども、当時やっぱり県も統合を考えていましたと。統合はしなくちゃいけないと思っていたけれども、やはり町がさまざまな支援を行う、町の熱意が県を動かしたということは、県の担当者も言っていました。それで、町と県が一緒になって、もう統合するんじゃなくて、ウイン・ウインの形でお互いに地域で発展して高校を残すんだと。地域にとって高校は非常に大切なものだという認識から、今までは県と町、住民が一体となって、その学校を残すように努力しているということでございます。

それと、先ほど言いましたように通学問題に積極的に取り組んでいます。島根県、大多喜町に比べても本当に不便なところでございます。やはり町民バスを走らせる、通学定期代の補助金も出しています。それで、年間、町はどのくらい出しているのと言ったら、その支援に当たって4,000万とか5,000万支出しているそうです。いろんな対策をやるに当たってですね。やはり何としても残さなくちゃいけないという強い意識があらわれていると思います。

あと、それで高校に行ったときに、校長さん、教頭さん、それと担当の先生、あと地域コーディネーターの方が、これは地域協力おこし隊の方がほとんどの対応をしています。その4人の方とも話をさせていただきました。本当に今は学校にとっては地域コーディネーターの方がいないと、学習支援もできない、部活動の支援もできない、行事の支援もできない。そういったことで、教員がいわば業務というんですかね。勉強というよりも学習に集中できる時間が本当に倍、3倍になって、生徒の学力も上がってきて、本当に助かっているよとい

うこととございます。

ですから、これも地域協力おこし隊が大部分活躍しているけれども、大多喜高校にもそういった人を配置して、先生の負担を和らげると同時に大多喜町との連携を図っていただけないなと思っています。

あと、もう一つ思ったのが、生徒確保に苦労している近隣市町村、大体10校以上ありましたよね。そこがもう共同で、地域で人を呼ぼうと。やはり今は夷隅郡内、長生郡、安房郡とかで人を取り合うんじゃないくて、みんなで地域で学校を盛り上げて、地域の魅力をつかっていって、その中で生徒集めをしようということで、本当にウイン・ウインの形で、どこが残るんだ、どこがなくなるんだという話じゃなくてウイン・ウインの形で努力している。

そこで聞いた話ですけども、最終的には政治の力も重要ななと思うところもあります。政治家の人たちにとっても、1高校を残すためにいろんな行動を起こすことはなかなか難しいと。ただ、地域の活性化のために高校を残すということであれば、議員の人たち、国会議員の方から、県議会議員の方々も積極的に県に働きかけているんです。何とかしようという動きをやっているということとございます。

続いてもう一つ、これはいいなと思ったのは、学習支援館というものを設立しています。これも町とその学習の塾、学校、中学校、高校、そういったところで学習塾をつくって、対象は中学生と高校、大多喜でいうと大多喜高校の生徒。そこで塾を開いて、毎日学校が終わると7時、8時まで一生懸命勉強していると。その結果もあるんでしょうけれども、飯南高校では生徒数は180人ぐらいなんですけれども、そのうち11パーセントが国公立大学に通っているよと。進学率も85パーセント。大部分がその塾の出身者だそうです。

やはりそういったことも含めて、学習支援にはなかなか生徒が集まらなないと2次募集とかをやって集めると、どうしても学力、こんなことを言っては申しわけないけれども、学力はどうなのかなという、県立の高校ですから、よっぽど非行とか、そういった面でちょっと悪いという方は断るかわからないけれども、学力で落とさないということなんです。

ということは、当然下の人たち、学校というのは公立高校ですから、みんなに覚えてもらわなくちゃいけない。そうすると、どうしても下のレベルに教育を合わせてしまう。そういった傾向があるということで、全体としてやっぱり学習能力を上げていかないと、なかなか大多喜高校に人も集まりにくいんじゃないかなろうかと思っています。

そのほかにも、町民全員に、全戸にこういった冊子をつくって、ここでいうと大多喜高校の魅力、魅力化議論、こういったことをやっているよ。それで、町民だけじゃなくて、周辺

の市町村、中学校にも、これもただ1校じゃないですね。何校も皆さんつくって、自分のところの魅力化を情報発信しています。それによって、大多喜町が大多喜高校の支援、何やっているかというのがわかるし、町を挙げてやっているということを、町民を挙げてやっているということを変えようと思ったところでございます。

それで、たくさんの資料は教育課長さんのほうにもお渡ししてあると思います。このうちすぐできるものもあるでしょうし、できないものもあるでしょうけれども、何らかの形であゆむとれる手段はとって、ぜひやっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 根本議員、だいぶアからかなり丁寧に質問したんですけれども、これは一括答弁でいいんですかね。

○4番（根本年生君） いい、一括で。

○議長（野村賢一君） あなたが行って研修してきたあれを、全部ここにうたっていますけれども。

○4番（根本年生君） 一括でもいい。

○議長（野村賢一君） 一括でよろしいですか。

○4番（根本年生君） 打ち合わせは十分させていただいているつもりですので。

○議長（野村賢一君） はい。じゃ、教育課長。

○教育課長（古茶義明君） まとめて教育課のほうからお答えさせていただきます。

先ほど議員の言われたとおり、地域とともに取り組んでいくこと、また、さまざまな取り組みについては今後、大多喜高校の魅力アップを図っていく上では必要であると考えております。

先ほどお答えしました柱となる事業を中心に展開していく中で、段階的に取り組んでいければというふうに考えております。その取り組んでいく中でも、今後も県及び高校と今以上に信頼関係を築くことに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） この島根県の飯南高校で取り組んでいる事業の中で、これはすぐにもできるのかな、やりたいなとかいうことがありましたら教えてください。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） やはりこの事業を効果的に進めていくには、何よりもまず柱となる事業を中心に計画を推進していくことが求められると思いますので、その柱となる事業を

推進していく中で、そういう枝といいますか、系統的に取り組んでいければというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 町長、最後に何か一言。大多喜高校は、これで質問を終わりますので、何か一言ありませんか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 根本議員には、それぞれ自分でいろいろ調べていただきまして、大変ご苦労さまでございます。

今いろいろお話をお聞きしまして、幾つかちょっと興味のあるところもございます。そういう中で、私どものほうもできるかどうか、こういったものもちょっと考えてみたいと思います。

非常に興味深い部分もありましたので、大変いろんな資料をいただきまして、ありがとうございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、崖地を背負っている公共施設等の防災、減災対策について。

私これ、前回とか前々回ですかね。大多喜町には崖地が多いと。本当にこの崖地対策を何とかしないと大多喜町の活性化は図れないんじゃないかと、住む人もいなくなってくるんじゃないかなろうかと、大多喜町を離れていく人が多いんじゃないかなろうかということで危惧しているところでございます。

それで、近年の大規模災害から国民の生命や財産を守るため、平成30年12月に国土強靱化基本計画の見直しを行い、平成30年12月7日に31年度の予算の基本方針が閣議決定され、防災・減災対策のインフラ整備が重要であるということが明記されています。

大多喜町は山林が多く、崖地を背負っている住宅が多数あります。また、町で維持管理している河川についても、危険な箇所が多く見受けられます。特に、住宅地が多数ある鍛冶川、田丁川については、一度大雨が降って氾濫すると大変なことになると。その対策が急務であると思っています。

また、大多喜町では現在、土砂災害警戒区域が22カ所制定されています。それで私もこれ、いろいろ調べさせてもらったんですけども、県のほうに問い合わせたところ、来年度さらに36カ所の指定を考えているよと。それで、今は長生郡のほうはもうほとんどが終わって、

今後は夷隅郡、安房を中心にやると。3年から5年かけて土砂警戒区域の指定を行うと。そうすると、指定を受ける箇所が200カ所とか、300カ所ぐらいになるんじゃないかなと思うかと思っています。そうすると、この対策をとらない限り、新しい住宅地もなかなか難しくなってくる。平地が少ないところですから、やはりこの対策もぜひ守らなければいけない。その件で伺いたいと思います。

町民の生命と財産を守ることは大多喜町の一番の責務であり、早急なハード面の防災対策が必要であると思います。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 根本議員の質問に建設課からお答えをさせていただきます。

初めに、河川についてご説明をさせていただきます。

現在、町内を流れる河川のうち、夷隅川、養老川、西畑川等、県が管理する河川を除く河川、いわゆる普通河川については、町が管理をしております。また、夷隅川を含め、町が管理する河川の全ては、河川整備計画がない河川となっております。

河川の防災対策としましては、一般的に堤防のかさ上げや、河川の幅を広げることなどが考えられます。

このように、河川工事を実施するには、測量などにより私有地との境界確認や、河川の幅を広げることによる河川用地としての必要な土地の買収、そして工事費など、多くの年月と経費を要します。

次に、急傾斜地についてご説明をさせていただきます。

町内では土砂災害警戒区域等が22カ所指定されており、今後も指定箇所がふえる見込みとなっています。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法ですが、この法律の制定の背景は、土砂災害の発生するおそれのある危険箇所が年々増加している一方、そのような危険箇所を対策工事、いわゆるハード対策により、安全な状態にしていくには膨大な時間と費用が必要となることから、住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知や警戒避難態勢の整備等のソフト対策を推進し、対応しようとするものです。

根本議員の言われているとおり、町民の生命と財産を守ることは、町の責務として認識しております。しかし、町内の危険箇所の全てを対策工事により安全な状態にしていくには、土地所有者の方などのご理解、そして膨大な時間と費用が必要となりますので、さまざまな

対策を組み合わせしていく必要があると考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。

それでは、次に（2）と（3）は一緒にやりたいと思っています。

現在、町が行っている防災・減災対策、これから行おうとしているハード対策、計画等と、今までは町民の要望書をもって、ここが危険だ、ここを直してほしい、ここが崩れているというようなことでやってこられたと思いますけれども、そういった提出を待つのではなくて、町はもっと積極的に、ここは危ないんだから直しましょうよ、先ほどの、膨大な時間とお金がかかると。当然です。

じゃ、そういったところはどうするか。計画をつくるべきです。計画をなぜつくるかというと、1年、2年でできるものは計画をつくる必要はありません。30年、40年、50年かかるからこそ計画をつくって、順次危険な箇所からやっていく費用と、その箇所が多いから何もやらないということじゃなくて、ぜひ計画をつくって対策を進めてもらいたい。

先ほど言いましたように、私が最近よく言う急傾斜地法に基づく崩壊防止工事、これは県の事業です。県が測量から、設計から工事、維持管理も県がやってくれるわけです。町の事業であれば、町の職員の方々もいろんなことをやっていて大変だということで、私もそれはある程度わかっているつもりでございますので、県の事業なので、県が一切やってくれる。県の方に聞いても、町は要は最後の分担金を納めてくれればいいんだと、そういうことですので、ぜひこの事業を積極的に進めてもらいたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） それでは、2点目、3点目についてお答えをしたいと思います。

現在の町の総合計画では、町で管理している河川や急傾斜地に関するハード対策の計画はありませんが、町道の拡幅改良工事、歩道整備工事、また、地域集落内道路の改良工事につきまして計画をしているところでございます。

続きまして、町民の要望書の提出を待つのではなく、町が積極的に防災対策事業を進めるべきではないかというご質問にご説明をさせていただきます。

先ほども説明をさせていただきましたが、1つの工事を実施するには測量や工事等にかかる費用は多額であり、また地域の方々の協力が必要となります。工事に係る用地が必要となれば、土地所有者の方々の理解がなければ実施することはできません。

町ではさまざまな工事を実施しておりますが、事業を実施するには、地域の方々、受益者

の方々のご意見は大変重要なことと考えております。特に、急傾斜地に関することにつきましては、施工箇所を県が用地買収をするものではないため、土地所有者のご理解がなければ事業推進は難しいものと思います。

このようなことから、地域の方々、また土地所有者の方々からの要望を受けまして、その要望について事業主体である県に対しまして働きかけをしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） いろんな面で手間がかかると、大変であるというようなご答弁だったかなと思います。

しかし、これは県、国が事業費の80パーセントを、仮に1億円の工事であれば8,000万円お金をくれるわけです。残りの2,000万を町と住民で負担する。やっぱり8,000万円という多額のお金をもらうのであれば、これはある程度町の負担も、交渉とか、地主さんの折衝とか、これはある程度仕方ないんじゃないんですか。それが町民のために、町の生命と財産を守るために必要だということなものですから、やはり80パーセントの補助金を受けて、それで公共施設、学校、保育園とか、そういったところがあれば条件にもよるけれども、85パーセントから90パーセント補助してくれるということで、お金さえというのは申しわけないですけども、用意すればあとは全て県がやってくれるわけですから、これはもっと積極的にやっていただきたいと思います。

時間の都合で、次にいきます。

それで私、崖のことをいろいろ調べていくうちに、土砂災害区域に指定されている中に、町のそういった公共施設があることがわかりました。

まず、避難場所指定されていないつぐみの森の保育園、ここも土砂警戒区域に入っています。私も現場を見ましたけれども、裏のほうはちゃんとやっているけれども、隣の山がいけないんですよね、隣の山が。避難所ですから、対応できないと言っていますが、あそこは小さな子供たちが集まっているわけですから、大雨とかであれば前もって逃げることもできるでしょう。しかし、地震の場合には逃げることはできません。やはり、これは一番最初にそういったところはやっていかなくちゃいけない。

それでもう一つ、上瀑小学校の跡地、ここも道路の反対側に大宮様という神社があって、学校から見ると40メートルぐらい段差があります。地元の方に聞くと、あそこは山じゃなくても崖なんだよと。そうすると、ここも近々多分指定を受けるんじゃないかなろうかと思いま

すけれども、そうすると、あの辺も非常に避難場所としては危険な地区になってくる。

あと、船子地先の高速バスの駐車場のところですね。ここも不特定多数の人がとめます。町の駐車場、高速バス利用者はとめてくださいという立て看板も立っているわけですから、事故については一切責任は負わないといっても、町がそこにとめていいですよという看板を立てている以上、町の責任がゼロではないと思っています。あの辺もあわせてやる。

あと、町営住宅、中野団地、これも後ろに山があります。その近くまで指定されていますけれども、まだ中野団地までは指定されていないという、状況は同じですから、多分あの辺も指定を受けるんじゃないかなと。

あと、山之越団地の町営住宅です。これはもう明らかに土砂警戒区域の中に入っています。町が住民に賃料を取って住まわせている。そういった団地が警戒区域に入って、いつ崖崩れが起きるか、危険ですよと言われているところに建っているわけですから、そういったところも積極的に。

一番最初にやっぱりやらなくちゃいけないのは公共施設だと思うんですね。そういったところも、さっき言いましたように、急傾斜地法の指定をして補助金を受けて、早急に対応すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 教育課からは、つぐみの森保育園、また、旧上瀑小学校について所管、管理しておりますので、その2つについてお答えさせていただきます。

つぐみの森保育園につきましては、園舎の山側の一部が土砂災害警戒区域に指定されておりますが、開園時間内に土砂災害警戒情報が発令された場合には、速やかな避難を行うなどの対応をしております。

また、防災訓練年間計画を策定し、月1回以上の土砂災害だけではなく、各種災害を想定した避難訓練を行うなど、ソフト面で日ごろから園児、職員の安全を確保するための取り組みを行っているところでございます。

旧上瀑小学校については、土砂災害警戒区域に指定されておりますませんが、校庭の向かい側にある、先ほど議員から言われたとおり、大宮神社があるあたりが土砂災害警戒区域に指定されております。教育課として旧校舎の一部を放課後児童クラブとして使用しておりますが、開所時間内に土砂災害警戒情報が発令された場合には、警戒区域が指定されている山林の裾から約50メートル離れておりますが、今後は保護者に引き渡すまでの間は、より遠い上瀑ふれあいセンターに速やかに避難を行うなどの対応をしてまいりたいと考えております。

○4番（根本年生君）　ありがとうございます。

時間の関係でちょっとすみません、先に。

○議長（野村賢一君）　4番根本年生君。

○4番（根本年生君）　これ、答弁はいいんですけれども、5番、せんだって空き家バンクに登録されている住宅がありまして、そこを売買で所有者が買ったということを聞きました。その裏山が崩れたと。それで、最近は落ちついたんでしょうけれども、要は登録バンクに町が登録して、物件を紹介しているわけですね。そういったところが、裏山が崩れている。やはり紹介するからには、それなりのある程度は、危険な箇所であるとかという、ある程度そこに山を背負っていて、崖崩れの心配がありますよとか、何らかの形で周知をしないといろんなトラブルになるし、今後、登録空き家バンクの数が少ないと聞いています。やはりこういった急傾斜地法の事業をやって、貸すにはこういった県の補助とかあるから、ぜひやってくださいよということも言うことが非常に大切ではないかと。

それで、多くの場合、もう子供たちが遠くに行ってしまうと、もう私たちの世代で終わりと、そういったところを金かけて、50万、100万も負担して崖を直すことはできないよということですが、仮に万が一、今例えばぐあいが悪くなったりしても、土地とか建物のことで、やっぱり安全対策をしていかないと、崩れたときには今度子供、孫の世代がその負担を背負っていくわけです。万が一、孫の方とかが今度大多喜に住んでみたいよと、帰っていききたいよと思っても、今の状況では危険だからうちも建てかえられない。何もできないんですね。やはりそういったことで、大多喜町、住宅地も少ないですから、ぜひこの対策をやって、優良な住宅地をふやしてもらいたい。

それと今、条例がないものですから、自分が50万、100万負担しても工事をやってほしいと町に依頼して、県に依頼して、でも条例がないものですから、今やりたくてもやれないんです。別に、個人の山ですから、私そこ危険だけれども、そのままでいいよという人は別に無理にやる必要はありません。しかし、安全のために裏山を工事してほしいという方がいても、条例がないから今はできないんです。

だから、せめて門戸を開いて、やりたい方についてはいつでもできる状況を、今は危険じゃないかもわからない。しかし、一、二年後には、ころころ石が転がって危険だ、工事をやりたい、しかし条例がないからできない、これではやはりいけないんじゃないだろうか。せめて門戸を開いていつでもできる状態にしてやるべきだと思います。

それと、県下54市町村のうち43市町村でこの事業をやっています。大多喜町はやっていま

せん。県下40市町村でやっているんですよ、この事業は。なぜ大多喜町はやらないんですか。
その辺とあわせてご答弁願います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 初めに、空き家バンクの件がありましたので、そちらのほうを企画課のほうからお答えさせていただきたいと思います。

空き家バンクに登録されております物件は、現在8棟ということになっておりますが、このうち1棟の物件が傾斜地の崩壊調査区域に含まれているところがあります。この物件に対する崖地対策等は、特には行われておりませんので、今後は登録物件が対象区域に存在しているということの表記により対応していきたいというふうに考えております。

現状での空き家バンクへの登録件数は、議員のおっしゃるとおり大変少ない状況にあります。空き家バンクへの登録は、土地建物の所有者が登録していただくこととなっておりますので、登録に当たり、急傾斜地の物件については、崖地対策が必須条件とした場合には、所有者負担により対応していただくこととなりますので、さらにこの登録物件の増加については見込まれないのかなというふうには考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君、時間です。すみません。

○4番（根本年生君） 1ついいですか。43市町村がやっていて、何で大多喜町はやらないのかという答弁はもらっていいですかね。まずいいですかね。県下43市町村はやっているんです。

○議長（野村賢一君） 簡単に答えられるなら。

建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 県下43市町村でやっているということで、今後、条例の制定についてということで、負担金条例のことだと思いますけれども、やっぱり庁内でいろいろ議論してまいりたいと思っております。

以上です。

○4番（根本年生君） よろしくお願ひします。頼みます。

○議長（野村賢一君） 以上で根本年生君の一般質問を終了します。

ご苦労さまでした。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第2、議案第10号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 議案第10号 指定管理者の指定について。

議案つづり3ページをお開きください。

初めに、提案理由及び指定管理者の候補者について説明させていただきます。

現在、町観光振興の指針となる計画、観光総合戦略、城下町、県民の森周辺及び養老溪谷の整備等を行い、将来、大多喜町が働く場所がある、住みたい、訪れたいという魅力のある町になれることを目指し、地方創生推進交付金事業、ようこそ大多喜町へ！大多喜DMCを核とした観光まちづくり「まち・ひと・しごと」創生プロジェクトの事業を推進しているところであり、この取り組みの中で、民間の活力を活用した町営駐車場の指定管理により、その収益をより効果的に本町の観光振興の推進に活用することとしており、町営駐車場7カ所あるうち4カ所を指定管理者による管理に移行しようとするため、今回の議案を提案したものであります。

なお、指定管理者の候補者は、地方創生推進交付金事業の実施主体を担う大多喜DMC、株式会社わくわくカンパニー大多喜とするもので、選定方法につきましては、大多喜町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項第1号の規定により、たけゆらの里等と同じ、公募によらない方法により選定いたしました。

大多喜町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項第1号の規定は、本町が出資している法人又は公共的団体等で、かつ公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域の活力を積極的に活用した管理を行うことが望ましいと思われるときは、公募によらず指定管理者の候補者として選定できるとされており、株式会社わくわくカンパニー大多喜はいずれにも該当していると思料されることから、指定管理者の候補者として選定したものであります。

次に、株式会社わくわくカンパニー大多喜の詳細でございますが、所在地は大多喜町大多喜115番地6、代表者、代表取締役横尾隆義氏、設立年月日、平成30年8月27日、資本金5,400万円となっております。

次に、町営駐車場開設に当たってのわくわくカンパニーの体制等でございますが、管理運営体制は代表取締役1名、常勤取締役1名、地域おこし協力隊1名のほか、駐車場管理スタッフ5名により実施する予定でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

次の者を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定

により議会の議決を求めるものでございます。

1、管理を行わせる施設、桜台駐車場、大多喜城下駐車場、栗又駐車場、麻綿原駐車場。

2、指定管理者、夷隅郡大多喜町大多喜115番地6、株式会社わくわくカンパニー大多喜、代表取締役、横尾隆義。

3、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

以上で、指定管理者を指定することについての提案説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第3、議案第11号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 議案第11号の説明をさせていただきます。

議案つづりの5ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成30年7月6日に公布され、この法律では労働基準法等の一部も改正され、長時間勤務の是正措置などが講じられました。

労働時間に関する制度の見直しでは、適用が除外される職種があるものの、時間外労働の上限について月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも月100時間、年720時間未満、複数月平均80時間を限度として、平成31年4月1日から施行されることとなりました。

この改正にあわせ、労働基準法の適用自体がない国家公務員においては、人事院規則を改正して超過勤務命令の上限設定等が定められました。

町の場合には、超過勤務を命ずるに当たり、労働基準法の適用を受ける職場もございますが、それ以外の大部分の職場については時間外労働の上限規制が及びませんので、本条例の一部を改正し、国や県と同様の措置を講じようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

第4号、前2項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は規則で定める。

時間外勤務の上限に関する事項につきましては、県と同様に規則に委任するため、第4号の規定を加えさせていただくものでございます。

規則では、国や県と同様に、超過勤務命令を行うことができる上限を、大規模な災害への対処などを除き月45時間、年360時間を原則とし、業務の量や時期が任命権者の枠を超えて他律的に決まる業務などの比重の高い部署に勤務する職員に対しては、月100時間未満、年720時間、複数月、これは2カ月から6カ月の月間平均80時間以下及び月40時間超は、年6カ月間までを限度とすることなどを定める予定であります。

附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。施行日につきましては、国及び県と同様に4月1日にするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第4、議案第12号 大多喜町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(西川栄一君) 議案第12号 大多喜町森林環境譲与税基金条例の制定について。7ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

平成31年4月1日から森林経営管理法が施行され、森林の管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、森林所有者が管理できない森林について、市町村が管理を行うために必要な権利等が設定されることとなります。

市町村が行う経営管理にかかる費用については、森林環境譲与税を活用することができることとなり、平成31年度から私有林の人工林面積、人口、林業就業者数をもとに、市町村に森林環境譲与税が交付されることとなり、本町では、平成31年度から平成33年度については

379万5,000円が交付される予定であります。その後段階的に増額され、平成45年以降は毎年1,280万9,000円が交付される見込みであります。

平成31年度の森林環境譲与税の活用については、現時点では制度の普及啓発、森林所有者の森林経営に関する意向調査、間伐等による森林整備に対する助成事業の実施などを予定しており、活用し切れない森林環境譲与税については、活用方法が決まるまで基金に積み立てることを予定しております。

なお、平成32年度以降に交付される森林環境譲与税についても同様の扱いをしたいと考えているため、今回、大多喜町森林環境譲与税基金条例の制定をお願いするものであります。

それでは本文に入らせていただきますが、事前に議案が配付されていることから、趣旨のみのご説明にかえさせていただきます。

大多喜町森林環境譲与税基金条例を次のように制定する。

大多喜町森林環境譲与税基金条例。

第1条は、大多喜町森林環境譲与税基金の設置について定めるものでございます。

第2条は、基金の原資を森林環境譲与税とすること及び基金に積み立てる額について定めるものでございます。

第3条は、基金に属する現金の管理について定めるものでございます。

第4条は、基金の運用益金の処理について定めるものでございます。

第5条は、基金の処分について定めるものでございます。

第6条は、委任規定を定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で大多喜町森林環境譲与税基金条例の制定についての提案説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 第1条と第3条の2について質問します。

森林管理法に基づいて、町が活動するための経費の財源に充てるためということですが、具体的にはどのような経費になるのでしょうか。

それと、3条の2ですけれども、基金に属する現金は必要に応じ、最も確実かつ有利な有

価証券にかえることができる。具体的にはどんな有価証券なんでしょうか。

以上2点です。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） それでは、1点目の第1条の森林整備に必要な経費が具体的にどのようなものかというご質問でございますけれども、まず市町村が森林整備をするに当たりまして、その森林を整備する際の、その森林の境界の確定ですとか、あと、植栽、保育、伐採、間伐、そのほか林道の整備等に係る費用が想定されると思います。そのほかに、人材の育成、木材利用の促進、普及啓発、市町村の体制等に係る経費ということで見込んでおります。

それから、最も確実かつ有利な有価証券ということにつきましては、主にそのとき最も有利かつ確実と考えられる国債等を想定しております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 先ほどの説明の中で、平成31年度は啓蒙活動をやりたいというふうなあれがありましたと思います。私はまたこれを調べさせていただいて、ある四国のほうのところ、その方とも話したんですけれども、まず本人の意向調査、これが十分できるか、できないかでこの成否がかかってくるんじゃないかなろうかと。そうすると、手紙等を出す、告知するといっても、なかなか所有者の意向を確かめることが難しいと。

そうやってきたときに、これは森林組合と協定しているらしいんですけれども、地籍調査事業を今は山は盛んにやっています。すると、地籍調査事業のときには、山の所有者が来るわけですが、現地に。その方はもうほとんどは10年ぶり、20年ぶり、それでお子さんとお孫さんとか一緒に来て、山の位置を調べて、うちの山はこんな状況だったんだということを初めて知るような状況でございます。そのときに、地籍調査のときに一緒に来て、何かパンフレットを配ったり、森林の意向調査をその方に直接説明して理解をいただいているというようなことをやっているということを聞きました。

その辺については、せっかく大多喜町でも地籍調査事業をやっているんですから、それとあわせて啓蒙活動をやってはいかがかと、その辺はどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 根本君、今、事業内容の説明があったんですけれども、今は基金条例の話をやっておりますので。

○４番（根本年生君）　　こういうふうに使いたいという説明があったもので、すみません。

○議長（野村賢一君）　　産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君）　　普及啓発ということでございますけれども、まず今考えているという普及啓発については、年度が入りましたらパンフレット等を作成して、回覧というような形で周知したいなというふうには考えております。

　　今、議員さんのほうからそういう提案がありましたので、パンフレットのほうが増刷とかができるようであれば、そういうところでも啓発をできればというふうに考えます。

○議長（野村賢一君）　　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　　質疑なしと認めます。

　　これで質疑を終わります。

　　本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

　　ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　　異議なしと認めます。

　　これから議案第12号を採決します。

　　お諮りします。

　　本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君）　　挙手全員です。

　　したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

　　会議の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

　　午後の会議は午後１時から開催します。この間、昼食をお願いします。

（午前１１時５８分）

○議長（野村賢一君）　　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

◎議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　　日程第５、議案第13号　大多喜町観光施設等管理基金条例の制定につ

いてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 議案第13号 大多喜町観光施設等管理基金条例の制定について。議案つづり9ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

大多喜町共栄会より、今年度末までに大多喜共栄会が所有する大多喜駅前の歓迎塔1基、国道297号線沿いにある案内看板3基及び歓迎塔と案内看板に係る維持管理費として、金銭約445万円を寄附いただけることとなり、現在、共栄会及び町でそれぞれ事務を進めているところであります。

町では、寄附をいただいた後は案内看板の表示内容等を検討した上で改修を行いたいと考えておりますが、改修方針等が決まるまでに時間を要することから、基金を設置し、一旦その基金に繰り入れ、改修ができる段階になりましたら案内看板の改修を行いたいと考えております。

また、今回設置する基金につきましては、共栄会から寄附を受けた金銭については、共栄会から寄附を受けた歓迎塔及び案内看板の管理、改修に充てることとしますが、それ以外に現在既に設置されている観光施設、主に観光案内看板、公衆トイレ、町並み整備で整備した案内図、案内看板、ポケットパーク、石畳や養老溪谷の遊歩道の管理改修のための基金とさせていただきます、今後計画的に観光施設の管理ができるようにしていきたいと考えております。

それでは、本文に入らせていただきますが、事前に議案が配付されていることから、趣旨のみの説明とさせていただきます。

大多喜町観光施設等管理基金条例を次のように制定する。

大多喜町観光施設等管理基金条例。

第1条は、大多喜町観光施設等管理基金の設置について定めるものとございます。

第2条は、基金に積み立てる額について定めるものとございます。

第3条は、基金に属する現金の管理について定めるものとございます。

第4条は、基金の運用益金の処理について定めるものとございます。

第5条は、基金に属する現金の繰りかえ運用について定めるものとございます。

10ページをお開きください。

第6条は、基金の処分について定めるものとございます。

第7条は、委任規定を定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で大多喜町観光施設等管理基金条例の制定についての提案理由を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません。質問させていただきます。

今の説明の中で、観光施設等の管理に必要な経費に全て使えるということは、この観光施設等の目的の施設に全て使えるという考え方でよろしいのか。

それともう一つ、445万円とりあえず積むということですよ。多分もし観光施設等の管理、修理、維持のためだと445万円ではすぐ底をついてしまうような気もしないんじゃないんですけれども、その後の補充等に関しては、何か考えているところがあるんでしょうか。

○議長（野村賢一君） もう少しマイク近づけてしゃべってください。

産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 最初に、観光施設ということでございますけれども、一応既設の観光施設ということで考えております。先ほど申し上げました公衆トイレとか案内看板で既設の、主に改修とかというようなことを見込んでおりますけれども、そういうものに使っていきたいというふうに考えております。それから……

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 積立金のことについて、財政課のほうからお答えさせていただきます。

今回は共栄会のほうからの寄附金445万円ほどと、それにあわせて債権の剰余金ではなくて、29年度決算での実質収支で残った金額と、あと今回の3月の補正予算で合わせて1,500万円、この基金に積む予定で補正予算のほうを予定しております。

（「1,500万」の声あり）

○財政課長（君塚恭夫君） はい。

今後の積立金の考え方としてなんですけれども、今、観光担当のほうで案内看板や、トイレとかそういった観光施設の整備の計画をつくっているところから、それができたときに、

要は既存の施設の維持補修に必要なものについてはこの基金のほうで対応していきたいと考えるので、その計画に合わせて所要額を見込んで毎年剰余金を積んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） そうしますと、先ほどポケットパークという話もあったと思うんですが、今ポケットパークについては地元の人たちが各区で維持管理をしている。これは、当初は無償でということであれだったんですけども、今その辺で、各部落とも維持管理に非常にちょっと支障を来して、何かいろんな考え方が出てきて、どこかに委託しているところもあるやと聞いているんですよ、自分のところでできなくて。その辺のところも考慮していただけるという考えでよろしいですか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ポケットパークということで申し上げましたけれども、ポケットパークの施設、ベンチですとか東屋とかございますので、そういうところの施設の改修等が必要な場合、この基金を充てていきたいなというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） ついでに、ポケットパークの話になるんですけども、ベンチがありますよね、露天ですよ。木造にニスか何か塗った感じで、すぐそこにもあるけれども、大分傷んできているから今のうち処理しないとまた腐っちゃうと思うので、その辺よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君） 答弁いいんですね。

○5 番（吉野僖一君） ちょっと、知っているけれども知らないと思うんだよ。

○議長（野村賢一君） 知らないのは後でやってくださいよ。

産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） じゃ、今、議員さんが申し上げられたことは、一応認識はしておりますけれども、ちょっと処理のほうまでが手が回っていないという状況でございますので、早目に対応したいとは思っています。

（「ついでで申しわけない」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第6、議案第14号 大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（古茶義明君） それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。議案つづり11ページをお開きください。

本文説明の前に提案理由を説明させていただきます。

本改正案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する条例が施行されたことに伴いまして、この基準を参酌している大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

今回の改正は大きく分けて3つあります。

1つ目が、家庭的保育事業者が何らかの事情により保育を提供することができない場合の代替保育に係る連携施設の確保義務を緩和すること。

2つ目が、家庭的保育事業者が居宅で保育事業が行われる場合、食事の提供の特例として

定められている外部施設からの食事を搬入する場合の搬入施設の範囲を拡大すること。

3つ目は、家庭的保育事業者が居宅で保育事業が行われる場合の調理に関する規定の適用猶予期間を5年から10年に延長することが主な改正でございます。

なお、大多喜町には現在、適用対象者となる家庭的保育事業者は存在しませんが、国基準の改正の趣旨を踏まえて、条例改正を行うものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

説明に当たり、本文の朗読の一部を割愛し説明させていただきたいと思います。

大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

この改正は、第6条に2項を加えたため、項を特定し引用するものです。

本文に戻ります。第6条中「保育所をいう」から下に3行目、「。以下この条において同じ」を加え、までの改正は、保育所、幼稚園、認定こども園、代替保育の定義を今回の改正により加える条項に言及があるため、定義が及ぶよう改正するものでございます。

本文に戻ります。同条に次の2項を加える。第2項、「町長は、」から次の12ページ中段、上から12行目でございます。「町が認める者」までの第6条に第2項及び第3項を加える改正は、先ほど提案理由でご説明した1つ目の家庭的保育事業者が代替保育に係る連携施設の確保義務を緩和するもので、第2項では連携施設以外に代替保育を確保できる要件を定め、第3項では連携協力者の要件を定めるものでございます。

次に、本文12ページ中段上から13行目、「第16条第2項に次の1号を加える。」から、下から8行目の「家庭的保育事業を行う場合に限る。」までの第16条第2項に第4項を加える改正は、先ほど提案理由でご説明した2つ目の家庭的保育事業者が居宅で保育事業が行われる場合、外部施設から食事を搬入する場合の施設の範囲を拡大するもので、既に定められている搬入施設から調理業務を受託して適切に業務が遂行できる事業者を新たに外部施設として加えるものでございます。

続いて、本文12ページ下から7行目、第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附則第2条中「者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加えまでの改正は、

今回の改正に伴う引用、読みかえによる字句の訂正です。

本文12ページ下から5行目、「同条に次の1項を加える。」から次のページ上から7行目「努めなければならない。」までの附則第2条に第2項を加える改正は、先ほど提案理由でご説明した3つ目、家庭的保育事業者が居宅で保育事業が行われる場合の調理に関する規定の適用猶予期間を5年から10年に延長すること、その猶予期間において必要な体制を確保するよう努力義務を規定するものです。

続きまして、本文13ページ上から8行目、附則第3条中「第6条本文」を「第6条第1項本文」に改める改正は、附則第3条中、引用している第6条に2項を加えたため、項を特定するために改正するものです。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第7、議案第15号 大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 議案第15号についてご説明申し上げます。議案つづり15ページをお開きください。

本文説明の前に提案理由を説明させていただきます。

本改正案は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準のうち、放課後児童支援員の資格基準に専門職大学の前期課程の修了者が本年4月1日から追加されることに伴い、この基準を参酌している大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正し、放課後児童支援員としての資格基準を定めた第10条第3項第5号に専門職大学の前期課程を修了した者を加えようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5項中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附則。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第8、議案第16号 大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） それでは、議案つづり17ページをお開きください。

議案第16号 大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本文に入る前に提案理由のご説明を申し上げます。

千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の改正により、医療費等助成の判定基準が1月から6月の間に新規申請する場合は、前々年度の所得で判断していましたが、1月から9月に改正されましたので、大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例についてもそれに準じていることから、現行の条例の一部を改正するものでございます。

本条例の改正により、1月から9月に、ひとり親家庭等医療費等の助成の新規申請をする場合は、前々年度の所得により判断されることとなります。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「6月」を「9月」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 6 月から 9 月に変わることは、ひとり親家庭にとって都合のいいことですか、それとも都合が悪くなることですか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） どちらの場合もあるとは思いますが、デメリットとして、前年度の所得が少ないのに前々年度が多い場合は助成が受けられなくなる、またその逆もしかりだと思います。どちらのパターンも考えられますが、しかし、この改正によって不利益をこうむる申請者は近年では 1 件も見られませんでした。

また、6 月から 9 月に改正することについては、県の助成基準に準じるものでありますが、このひとり親家庭等医療費等助成と児童扶養手当の対象者はほぼ同じであります。この児童扶養手当の助成基準については、もう既に 1 月から 9 月になっているため、同じ基準とすることによって、申請者の手続の簡素化が図れるというメリットはあります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第 16 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 9、議案第 17 号 大多喜町水道事業に係る技術上の監督業務を行う布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 議案第17号 大多喜町水道事業に係る技術上の監督業務を行う布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について。19ページをお願いいたします。

本文に入る前に提案説明をさせていただきます。

この条例の一部改正は、現行の条例では布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格要件につきまして、それぞれ水道法施行令に定める資格とすると規定されています。

本条例の一部改正において、布設工事監督者及び水道技術管理者の水道法施行令に規定されています資格要件を明文化するものでございます。

また、水道法施行令では、資格要件を満たす期間が学歴や学科に応じて2年から10年以上、水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者と定められていますが、水道法第12条第2項及び第19条第3項の規定において、水道事業者が地方公共団体の場合にあつては、当該資格を参酌して、地方公共団体の条例で定めることができると規定されております。

本町の水道事業の規模は小規模でございまして、容易に維持管理できるよう施設を構築していますので、水道法施行令の規定より、それぞれの資格要件を満たす期間を短くするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町水道事業に係る技術上の監督業務を行う布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例。

大多喜町水道事業に係る技術上の監督業務を行う布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年条例第21号）の一部を次のように改正する。

なお、第3条及び第4条の改正について、要点の説明とさせていただきます。

布設工事監督者の資格。

第3条、法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。

この第1号から第8号までは、水道法施行令第4条第1項第1号から第8号の規定を明文化したもので、学校教育法による学歴や学科に応じて水道に関する技術上の実務を有する経験年数を定めたものでございます。

第9号は、水道法第12条第2項の規定を参酌し、布設工事監督者になり得る技術上の実務に従事した経験年数を5年以上と定めるものでございます。

水道技術管理者の資格。

第4条、法第19条第3項に規定する条例で定める水道事業管理者の資格は、次のとおりとする。

第1号は、布設工事監督者の資格を有する者は水道技術管理者となれることを定めたものでございます。第2号から第5号までは、学校教育法による学歴や学科に応じて水道に関する技術上の実務に要する経験年数を定めたものです。第6号は、水道の管理に関する講習の課程を修了した者が水道技術管理者となれることを定めたものでございます。第7号は、水道法第19条第3項の規定を参酌し、水道技術管理者になり得る技術上の実務に従事した経験年数を5年以上と定めるものでございます。

附則。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上で議案第17号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 18 号及び議案第 19 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第10、議案第18号 町道の廃止について及び日程第11、議案第19号 町道の認定についての2議案は関連する議案ですので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（吉野正展君） それでは、議案書23ページ、また47ページをごらんいただきたいと思います。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

市町村道の廃止及び認定につきましては、道路法第10条及び第8条により、あらかじめ議会の議決を経なければならないとされております。

また、管理する道路の台帳を調整して、路線名、路線番号、起点、終点、その他必要な情報を記載して保管することとしております。

本町の道路台帳は、これまで紙台帳での数値管理を行ってまいりましたが、平成25年度に道路台帳平面図の電子化に伴い、その後、現況道路と道路台帳平面図が更新されていない箇所の現地調査等を実施してまいりましたが、今年度この更新作業が終了いたしました。

通常、道路認定の変更手続につきましては、道路改良工事等により道路延長などに変更があった場合に、随時町道認定の変更の手続を実施していますが、今回更新作業が完了し、その変更がほぼ全路線にかかることから、今回、町道の全路線を一括廃止、一括認定をしていただきたくご提案するものでございます。

今回の一括廃止、一括認定では、現状の路線の補正に加え、平成29年度に道路改良工事等を実施した、町道宇野辺当月川線、横山山之越城前線、増田小土呂線の3路線の補正をいたしました。

廃止及び新規路線の認定はございません。

路線数及び延長でございますが、廃止路線は520路線、全体延長で25万7,571.7メートル。認定する路線数は、廃止路線と同数の520路線で、全体延長は25万7,608.8メートルとなり、認定後の延長で37.1メートルの増となりました。

詳細につきましては議案書をごらんいただきたいと存じます。

それでは、本文の説明に入らせていただきますが、議案中の個別の路線番号、路線名、起点、終点、延長及び幅員の説明につきましては割愛をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

議案書23ページをお開きください。

議案第18号 町道の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により、別紙のとおり路線を廃止する。

議案書47ページをお開きください。

議案第19号 町道の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、別紙のとおり路線を認定する。

以上で議案第18号及び議案第19号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第18号及び議案第19号の2件を一括して採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第18号及び議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第12、議案第20号 平成30年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第20号 平成30年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）の説明をさせていただきます。

議案つづり77ページをお開きください。

平成30年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,285万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億4,045万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

それでは、第2表、繰越明許費から順次ご説明させていただきますので、81ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正、追加は、表内の事業を翌年度に繰り越して事業を実施しようとするものでございます。

款3民生費、項2児童福祉費、事業名保育園管理運営事業72万4,000円は、今回の補正予算で計上するみつば保育園浄化槽の修繕で、交換が必要な污水浄化用の触媒が特注品であるため納品までの期間を要することから、年度内の完了が困難なために翌年度に繰り越すものでございます。

款6商工費、項1商工費、事業名観光施設管理事業366万2,000円は、昨年12月に補正予算で措置した養老溪谷中瀬遊歩道の飛び石の補修工事で、設置する飛び石が受注生産で予定よりも製造に時間を要することから、年度内の完了が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

合計1億3,329万8,000円は、既に繰越明許費を設定させていただいた1億2,891万2,000円に今回の追加額438万6,000円を加算した額でございます。

次の第3表は地方債補正で、それぞれ限度額を変更するものでございます。

起債の目的、過疎地域自立促進特別事業債は、限度額7,000万円を1,990万円減額し5,010万円を補正するもので、過疎対策事業のソフト分として充当する事業の実績見込みなどによ

り減額するものでございます。

次の道路整備事業債は、限度額9,000万円を150万円減額し8,850万円に補正するもので、辺地対策事業の実績による減額でございます。

次の消防施設整備事業債は、限度額3,030万円を260万円減額し2,770万円に補正するもので、事業の実績により減額するものでございます。

臨時財政対策債は、限度額1億7,000万円を700万円減額し1億6,300万円に変更するもので、普通地方交付税算定結果によるものでございます。

次に、事項別明細書により歳入歳出補正予算の説明をさせていただきますので、84、85ページをお開きください。

2、歳入、款1町税は実績見込みによる補正で、項1町民税、目2法人は400万円の増額、次の項2固定資産税は6,000万円の増額、次の項3軽自動車税は100万円の減額、次の項4たばこ税は500万円の減額でございます。

款3利子割交付金30万円の増額、款6地方消費税交付金500万円の増額、款8自動車取得税交付金300万円の増額、款9地方特例交付金139万円の増額は、実績見込みなどによる増額補正でございます。

款10地方交付税2,277万2,000円の増額補正は、実績による普通交付税898万6,000円の増額と交付見込みによる特別交付税1,378万6,000円の増額でございます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目1衛生使用料24万4,000円の増額、目5土木使用料159万9,000円の増額補正は、節及び説明欄の各施設の使用料の実績見込みによるものでございます。

次のページをお開きください。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金370万2,000円の減額補正は、国民健康保険基盤安定負担金、児童手当給付負担金の実績による減額でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金92万1,000円の減額補正は、節欄の事業の実績による増減でございます。

目2民生費国庫補助金103万8,000円の増額補正は、事業実績見込みによるものでございます。

目3衛生費国庫補助金122万8,000円の減額補正は、事業実績による減額でございます。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金1,002万9,000円の減額補正は、事業実績の見込みによるものでございます。

目 4 土木費県負担金3,751万円の減額補正は、地籍調査費負担金の交付決定によるものでございます。

項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金18万円の減額補正、目 2 民生費県補助金103万8,000円の増額補正、目 3 衛生費県補助金318万6,000円の減額補正、目 4 農林水産業費県補助金195万4,000円の減額補正、目 7 消防費県補助金12万5,000円の減額補正は、それぞれの事業の交付決定などに伴うものでございます。

次のページをお開きください。

款16財産収入、項 1 財産運用収入、目 2 利子及び配当金8,000円の増額補正は、基金利子でございます。

項 2 財産売払収入、目 2 物品売払収入23万9,000円の減額補正は、公民館バスの売り払いの実績による減額でございます。

款17寄附金、項 1 寄附金、目 1 指定寄附金3,480万円の増額補正は、ふるさと納税の実績を見込み増額するものでございます。

款18繰入金、項 1 基金繰入金、目 2 ふるさと基金繰入金497万4,000円の増額補正は、充当事業の実績見込みなどによる増減でございます。

次の目 3 ふるさと創生基金繰入金156万9,000円の減額補正、目 6 福祉基金繰入金45万7,000円の減額補正、目 8 環境基金繰入金 9 万円の減額補正、目10小中学校施設整備基金繰入金348万9,000円の減額補正、目11定住化基金繰入金148万9,000円の減額補正は、充当事業の実績によるものでございます。

款19繰越金、項 1 繰越金464万円の増額補正は、前年度繰越金でございます。

款20諸収入、項 5 雑入、目 2 雑入1,121万5,000円の増額補正は、説明欄記載のとおりそれぞれの実績及び実績見込みに伴う増額でございます。

款21町債、項 1 町債、次のページにかけて合計3,100万円の減額補正は、第 3 表の説明と重複しますので、説明を割愛させていただきます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきますので、92、93ページをお開きください。

歳出予算につきましては、各事業の実績見込みによる補正等を一部割愛して説明させていただきますので、あらかじめご了承ください。

3、歳出。

款 1 議会費、項 1 議会費 3 万円の増額補正は、実績見込みによる増額でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 財産管理費5,000万円の増額補正は、公共施設整備基

金への積み立てでございます。

目 6 企画費3,121万9,000円の増額補正は、各事業の実績見込みによる減額と、歳入でも説明させていただいたふるさと納税の増額による報償費及び基金への積立金でございます。

目 7 電子計算費207万9,000円の減額補正は、実績による減額でございます。

目 8 諸費101万6,000円の増額補正は、子育て関係、国民年金事務費ともに前年度実績の精算による国庫支出金の返還金でございます。

次のページをお開きください。

項 2 徴税费、目 2 賦課徴収費 1 万9,000円の増額補正は、地方税の電子申請、納税手続で、ことし 6 月から始まる個人住民税の特別徴収義務者への税額決定通知を送付するため必要な機器の購入でございます。

項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民台帳費56万7,000円の減額補正は、戸籍関係職員の育児休暇による給料、共済費の減額と、本年度実績見込みによる個人番号カード等関連事務費の増額でございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費1,358万1,000円の増額補正は、国民健康保険特別会計繰出金では平成30年度の保険基盤安定負担金の決定による減額、少子化対策事業は、実績見込みによる出産祝い金の減額でございます。福祉基金積立事業は、今後の福祉関係経費の増加に対応できるよう基金に積み立てるものでございます。

目 3 老人福祉費45万5,000円の減額補正は、実績による敬老祝い事業の減額でございます。

目 5 介護保険事業費121万4,000円の増額補正は、実績見込みによる委託料と介護保険特別会計繰出金の増額でございます。

目 6 後期高齢者医療費876万円の減額補正は、療養給付費負担金及び基盤安定繰出金の決定による減額でございます。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費は、地方債の減額に伴う財源内訳の補正でございます。

目 2 児童手当費658万5,000円の減額補正は、実績見込みによる減額でございます。

目 4 児童福祉施設費546万5,000円の減額補正は、次のページにいきまして、保育園関係職員の育児休暇による給料共済費の減と実績見込みによる減額のほか、みつば保育園の厨房機器の修繕、繰越明許費で説明させていただいた浄化槽の修繕が主なものでございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費は、国県補助金の減額に伴う財源内訳の補正でございます。

目 2 予防費21万7,000円の増額補正は、新年度から県内統一される予防接種予診票の様式変更に対応するためのものでございます。

目 3 環境衛生費302万8,000円の減額補正は、各種補助金の実績見込みによるものでございます。

目 4 母子保健事業費160万円の減額補正は、実績見込みによる減額でございます。

目 5 火葬場費45万5,000円の増額補正は、斎場無相苑の身障者用トイレ自動ドアの修繕でございます。

目 6 地域し尿処理施設管理費 3 万4,000円の増額補正は、城見ヶ丘団地のコミュニティプラントに係る電気使用料の実績見込みによる増額でございます。

項 2 清掃費、目 1 清掃総務費197万8,000円の減額補正は、実績見込みによる減額でございます。

目 2 塵芥処理費181万4,000円の増額補正は、次のページにいきまして、環境センターの備品の修繕と実績によるいすみクリーンセンターのごみ処理負担金の増額でございます。

項 3 上水道費、目 1 上水道運営費は、実績による県補助金の減額に伴う財源内訳の補正でございます。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費107万1,000円の減額補正、目 5 農地費87万9,000円の減額補正は、事業実績及び実績の見込みによる増減でございます。

項 2 林業費、目 4 都市農村交流施設運営費93万6,000円の減額補正は、たけゆらの里で使用するイノシシ解体時に必要な金属探知機購入の実績による減額でございます。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 3 観光費1,500万円の増額補正は、先ほど可決いただいた観光施設等管理基金の積み立てでございます。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費41万4,000円の減額補正は、実績による委託料の減額と道路整備基金の積み立てでございます。

目 3 国土調査費4,704万円の減額補正は、国土調査事業の実績見込みによるものでございます。

次のページをお願いします。

項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費680万6,000円の減額補正は、実績見込みによる減額でございます。

目 2 道路新設改良費580万円の減額補正は、町道大中西線、町道新坂泉水線の道路改良に必要な土地の購入で、購入土地の減少によるものでございます。

項4住宅費、目1住宅管理費1万9,000円の増額補正は、実績見込みによるものでございます。

目3住宅助成費は、地方債の減額に伴う財源内訳の補正でございます。

款8消防費、項1消防費、目3消防施設費129万9,000円の減額補正は、事業実績見込みなどによる減額と、第1分団第1部2班機庫敷地の立木の伐採委託料、葛藤地先の消火栓の改修工事、小田代、三又、久我原地区の消防機械器具置き場の改修工事の補助金などでございます。

目4災害対策費25万円の減額補正は、実績による自主防災組織に対する備品購入費でございます。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費3,000万円の増額補正は、小中学校施設整備基金への積み立てでございます。

次のページをお開きください。

項2小学校費、目1学校管理費184万5,000円の減額補正は、西小学校の1年生から4年生の普通教室及び特別支援教室のカーテンの購入、実績見込みにより不足する小学校2校分の電気料及び小学校2校の消防設備の修繕料の増額と、小学校空調設備の設計業務委託料の減額でございます。

項4社会教育費、目2公民館費22万7,000円の減額補正は、実績による減額でございます。

目3図書館費12万9,000円の増額補正は、実績による臨時職員の社会保険料の減と図書館利用者カードの作成、図書の閲覧コーナーの環境整備のための間仕切りの購入でございます。

項5保健体育費、目1保健体育総務費8万8,000円の減額補正は、実績によるものでございます。

目2体育施設費353万3,000円の増額補正は、実績見込みによる電気料等の増とテニスコート周辺の立木の伐採と防風ネットの設置、海洋センターの飲料水貯水槽と入り口自動ドアの修繕が主なものでございます。

目3学校給食費174万2,000円の増額補正は、実績見込みによる共済費、水道使用料の増額と、次のページをお開きください。施設のボイラー給水ポンプ及び食器消毒保管庫の修繕と調理場内の手洗い器の設置などでございます。

次のページ以降の給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第20号 平成30年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 会議の途中ですが、ここで10分間休憩したいと思います。

次は2時から会議を再開します。

（午後 1時52分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時00分）

○議長（野村賢一君） 質問するときにページ数をお知らせしてくれればありがたいです。

それでは、説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 95ページ、真ん中の少子化対策事業と、多分一番下の児童手当支給事業、こちら関連があるのかなと思っているんですが、先ほどの説明ですと、出産祝い金の減額ということで、要は子供さんが生まれる数が少なかったということだと思えるんですが、本年は何名のお子さんが生まれたのか。もしおわかりになるようでしたら、ここ何年かお子さんが何人ぐらい生まれているのかということと、あと、十月十日という部分でちょっと考えますと、ことしというか来年度ですね。ある程度前半もしくは夏ぐらいまで生まれる予定のお子さんの出生届というのは出ているんじゃないかと思うんですが、その辺の数字がもしわかりましたら教えていただきたいと思うんですが。

（発言する者あり）

○議長（野村賢一君） 静粛をお願いします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） それでは、まず初めに出生数、過去5年、平成25年からの出生数のほうを申し上げます。25年度が57人、26年度が50人、27年が54人、28年が30人、29年度が45人、そして30年度、これ2月末だったかな、26人です。

あと、もう一点、母子手帳の交付件数ですけれども、2月末現在で14人になっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

きのうの一般質問の回答でも伺っていたところ、各担当課さんで、それぞれ少子化対策ですとか定住化対策ということで、非常にお取り組みをいただいているというのは感じたんですけども、この実際の生まれてくるお子さんが減っているということ。そういったこと。

それから、各課の事業等、横の連携というものが大変必要なんじゃないか。あと、より一層のこの辺の取り組みがない。今、必要なんじゃないのかなと、きのう、きょうとちょっと感じたんですけども、この辺の横の連携、町としての少子化に際する取り組みというのは、何か来年度に向けて考えているようなものというのはありますでしょうか。

（発言する者あり）

○11番（山田久子君） もしあれでしたら結構です。すみません。

○議長（野村賢一君） 後で、担当課、課長のところへ行って。

ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 81ページですけれども、過疎債が5,010万円となっておりますけれども、どういうものに使われているのかご説明ください。

それのついでに89ページ、ふるさと納税の寄附金の使途指定、指定使途と言えればいいんでしょうか。品川行きのバスに賛成とか、遊歩道をつくる、町長にお任せ。どのくらいの数になっていますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） では、まず初めに、81ページの過疎地域自立促進特別事業債5,010万円の内訳についてお答えさせていただきます。

これは過疎対策事業のソフト分に充当するもので、過疎債の充当の内訳としましては、少子化対策事業の出産祝い金に250万円。定住化対策住宅助成事業として、住宅取得奨励金に500万円。同じく住宅リフォーム補助金に100万円。定住化対策事業として、空き家改修事業補助金に50万円。子供医療対策事業として、子供医療費に490万円。母子保健事業として、不妊治療費に20万円。公共交通政策事業として、高速バスの運行補助に3,600万円。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

○財政課長（君塚恭夫君） すみません。あと、ふるさと納税の関係なんですけれども、ことしの2月の末の時点で。すみません、2月じゃなくてきょう時点ですね。きょうまでに入金

が確認できているものとして、寄附の件数、合計で2,805件あります。そのうち、寄附の目的というか、使途の指定としましては、高速バスの運行事業に227件、面白峡遊歩道の整備事業に199件、その他町にお任せで2,379、合計2,805件となっております。

金額につきましては、高速バスが1,487万5,000円、面白峡遊歩道が965万9,000円、町にお任せが1億2,738万3,000円。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 93ページの地域おこし協力隊事業ですが、地域おこし協力隊事業200万ほど減額になっています。これは何の地域おこし協力隊を募集しよう、だけれども減額になっているのか。

それと、地域おこし協力隊を募集するに当たっての、何かこういった事業でおこし隊を募集したいというような決まりとか、そういったものがあるのか。それと、地域おこし協力隊は必要があって募集したんでしょうけれども、募集、これはなかったということなのかどうかかわからないけれども、その辺の補充とか、その考え方はどのようになっているのか。教えてください。

○議長（野村賢一君） 200の内容だけ。

企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それでは、地域おこし協力隊の事業で減額分ですが、当初4月から2名の協力隊員を予定しておりました。そのうち1名が4月から育児休業というようなことで1年間、一番最初に勤めていただいた方が休んでおりましたので、その方の分が1名なくなっております。

それから、4月から新たに1名の隊員が着任しております、それから12月1日から1名着任しております。差し引き8カ月分がこの協力隊の経費として使っていない部分があります。その分が減額となっております。

それから、募集なんですけれども、今年度について、現在協力隊員として委任しております方は2名おまして、1名の方が4月から協力隊員として着任しておりますが、その方については、里山の再生と地域資源の活用に関する活動というようなことで1名。それから12月から着任してもらっている方は、観光振興の推進を、主に大多喜DMCに関する活動ということで1人着任していただいております。

この募集の決まりというか、特にそういった決まりはございませんで、その都度募集要項等を設けまして、その要項に基づいて採用を行っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 89ページ、まちづくり提言事業が100万円減額になっておりますけれども、今年度の応募状況について説明してください。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） これは歳入、ただいまの歳入のところですね。

（「ああ、そうか」の声あり）

○企画課長（米本和弘君） 歳出が、93ページで企画事務費のところ、まちづくり提言事業の助成金というようなことで100万円減額しております。今年度は、まちづくり提言事業というようなことで、当初3月1日から9日まで第一次の募集をしたんですけれども、そのとき応募がございました。応募がなかったことによりまして、また6月1日から14日までの応募の受け付けを行いました、その際にも応募がございましたので、当初予定いたしました100万円を減額というような形で、今回落としてございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 99ページの農業振興費、農地費の件ですが、この事業については、交付金を受けられる要件がありながら受けていない団体、地域というのはあるんですか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 農業振興事業費のところということによろしいですか。その下の多面的とか……

（「多面的とかも含めて」の声あり）

○産業振興課長（西川栄一君） も含めてということで。

これはあくまで団体とか個人から、団体等の申請になっておりまして、その団体が交付金の事業対象者として該当するかどうかというのは申請が出てこないとちょっとわからないものですから何とも言えないんですけれども、例えば多面的なんかですと、用水組合とか、水利組合なんかは、大体多面的の対象事業のようなことをやっているの、あと、規約とかつくっていただければ対象になるというところが多いんじゃないかと思うんですが、実際にど

れくらいあるかとかというのはちょっと把握できないというところは実際でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 農作業って、特に田んぼとか農村って、みんなで集落全体とか、その区画で仕事をするということで要求されていて、そこで日当的なものが出る、出ないって、やっぱり大きいと思うんです。この制度を知っている人のところでは出るけれども、知らないがために恩恵を受けられないというのはやっぱり不公平だなと思うので、漏れがないようなチェックをちょっとして、受けられそうなところにはアドバイスをしてあげるというようなことをできないんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 大丈夫かい。産業振興課長、本当に大丈夫ですか。これ申請のやつだからね。無理なら無理でいいよ。はっきり。

では、産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） この中でいいますと、環境保全型農業支払交付金事業とかございますけれども、この辺は、それをやっているような団体にお声をおかけして、申請してもらおうというようなところもありますので、そういうように該当するような団体があれば、随時声をかけるとか、あとは公募するとかというような形はやっていきたいと思います。

（「よろしくお願いします」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第13、議案第21号 平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 議案つづり117ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第21号 平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、本文に入ります前に提案理由の説明をさせていただきます。

補正予算の主な内容でございますが、歳入では国民健康保険税の税率の引き下げ、資産割廃止に伴う収納見込みによる減額。給付費実績増による県補助金の増額。保険基盤安定繰入金の交付決定に伴う減額のほか、前年度繰越金等の確定による増額でございます。

歳出では、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費、一般被保険者高額療養費の増額、国保事業納付金の額の確定による減額、及び平成29年度の実績報告により国庫支出金に返還金が生じたことによる増額、並びに翌年度への繰越金が見込まれるための繰越金の一部を財政調整基金に積み立てるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,382万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億125万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、122、123ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入からご説明いたします。

款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税、補正額2,128万7,000円の減額。目2 退職被保険者等国民健康保険税、補正額203万8,000円の減、合

計2,332万5,000円の減額補正でございます。

減額理由といたしましては、本年度当初予算では、税率等については、改正前の税率で計上しておりましたが、平成30年6月に税率の引き下げを行ったことから、減額補正を行うものでございます。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金1,209万8,000円の増額補正でございます。給付実績増による交付金の増額でございます。

款5 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、補正額857万2,000円の減額でございます。内訳につきましては、右のページをごらんください。

節の1 保険基盤安定繰入金、保険税軽減分は、県が4分の3、町が4分の1を負担するもので、598万9,000円の減額、節2 保険者支援分は、国が2分の1、県が4分の1、町4分の1を負担するもので、258万3,000円の減額はいずれも実績による補正でございます。

款6 繰越金、項1 繰越金、目2 その他繰越金、補正額1億1,362万2,000円の増額は、補正財源として前年度繰越金を充てるものでございます。

引き続き歳出についてご説明いたします。

次の124、125ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費、補正額6,568万7,000円は、実績見込みにより増額するものでございます。

目3 一般被保険者療養費、補正額150万は、実績見込みにより増額するものでございます。

款2 保険給付費、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費、補正額755万1,000円は、実績見込みにより増額するものでございます。

続きまして、款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分、目1 一般被保険者医療給付費分2,524万3,000円の減額、目2 退職被保険者医療給付費分、補正額5万5,000円の減額、いずれも納付額の確定に伴うものでございます。

款3 国民健康保険事業費納付金、項2 後期高齢者支援金等分、目1 一般被保険者後期高齢者支援金等分、補正額512万4,000円の減額、目2 退職被保険者後期高齢者支援金等分、補正額30万円の減額は、いずれも納付金額の確定に伴うものでございます。

款3 国民健康保険事業費納付金、項3 介護納付金分、目1 介護納付金分、補正額523万8,000円の減額補正は、納付額の確定に伴うものでございます。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 療養給付費等負担金償還金、補正額104万5,000円の増額でございます。前年度療養給付費等負担金の確定に伴い、返還金が生じた

ことによるものでございます。

次のページをお開きください。

款 8 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 財政調整基金積立金 5,400 万円は、翌年度へ繰越金が見込まれるため、不測の事態に備えて繰越金の一部を基金として積み立てるものでございます。なお、現在の基金保有額は 3,656 万 6,000 円でございます。

以上で平成 30 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 122 ページ、123 ページです。国民健康保険税が補正額 2,332 万 5,000 円の減になっております。説明だと税率の引き下げによるものだというのですが、滞納による減額とか、そういうのはないんですか。

それともう一点、繰り越し分というか不使用分が 1 億 1,362 万 2,000 円ありますけれども、こんなに巨額の未使用、不使用金の出た理由、どういうふうに考えておられますか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） まず 1 点目の滞納分はないのかということですが、こちらについては、補正額 2,332 万 5,000 円については、全て税額の引き下げによるものになります。滞納額は入っておりません。

それから、繰越金の額なんですけれども、一応原因としまして、今までは医療費の増があって補正する場合は、国等の交付金が交付決定されるまでの間は、繰越金を一時的に充当しておりましたけれども、平成 30 年度におきましては、医療費については、金額が県のほうから交付されることになったからだと思います。

しかしながら、今年度の医療費の普通交付金の金額については、全額補正されるとはいえ、3 月の審査分の支払いを終わってからでないと実績が確定しないものでありますので、一部を医療費の充当に充てさせていただくことになっています。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第14、議案第22号 平成30年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(和泉陽一君) 議案つづり129ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第22号 平成30年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、本文に入ります前に提案理由のご説明をいたします。

補正の主な内容ですが、歳入では後期高齢者医療保険料の増額及び繰越金並びに交付決定に伴う保険基盤安定繰入金の減額、歳出では実績見込みにより後期高齢者医療広域連合納付金を減額しようとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成30年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ266万1,000円を減額し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ1億3,233万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、134、135ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入からご説明いたします。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目2 普通徴収保険料、補正額175万2,000円の増額でございますが、実績見込みによるものでございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目2 保険基盤安定繰入金、補正額440万5,000円の減額につきましては、繰り入れ金額の確定によるものでございます。

款4 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、補正額8,000円の減額は、前年度被保険者から納付がありました保険料で、後期広域連合に納付されていない保険料を繰り越したもので、歳出でご説明申し上げます広域連合納付金の財源とするものでございます。

引き続き、歳出についてご説明いたします。

次の136、137ページをお願いいたします。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額266万1,000円の減額につきましては、被保険者から納付された保険料及び基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合に納付するもので、実績見込みにより減額とするものでございます。

以上で平成30年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第15、議案第23号 平成30年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(長野国裕君) 議案第23号 平成30年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明させていただきます。

議案つづり139ページをお開きいただきたいと存じます。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、介護認定調査数の増加、保険給付費の実績増及び前年度繰越金の精算に伴い、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたため補正を行うものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成30年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,464万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,954万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、144ページ、145ページをお願いいたします。

まず、歳入からご説明いたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料350万円の増額補正は、被保険

者の増及び保険料の段階別被保険者数の変動に伴う補正でございます。

次、款４国庫支出金、項１国庫負担金、目１介護給付費負担金465万円の減額補正は、介護給付費負担金変更交付申請に基づき補正するものであります。

項２国庫補助金、目５保険者機能強化推進交付金163万6,000円の増額補正は、市町村の自立支援重度化防止などの取り組みを支援するために本年度創設されたものであります。

款５支払基金交付金、項１支払基金交付金、目１介護給付費交付金1,329万4,000円の減額補正及び款６県支出金、項１県負担金、目１介護給付費県負担金86万5,000円の減額補正につきましても、交付金の変更交付申請に基づき補正するものであります。

款７繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金112万円の増額補正のうち、節１介護給付費繰入金62万6,000円の増額は、保険給付費の増額に伴う介護給付費繰入金を増額するものです。

また、節４事務費繰入金49万4,000円の増額は、介護保険賦課徴収事業及び介護認定調査事業費の増加に伴う補正であります。

項２基金繰入金、目１介護給付費準備基金繰入金1,451万8,000円の増額補正は、国県支払基金の介護給付費負担金、交付金の変更交付申請に伴う減額分を補うためのものでございます。

次に、款８、項１、目１繰越金2,268万2,000円の増額補正は、前年度繰越金の精算に伴う補正でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。146ページ、147ページをお願いいたします。

款１総務費、項２徴収費、目１賦課徴収費４万4,000円の増額補正は、普通徴収納付書送付用封筒印刷代でございます。

項３介護認定審査会費、目１介護認定調査等費45万円の増額補正は、要介護認定者増に伴う介護認定調査員賃金でございます。

次の款２保険給付費、項１介護サービス等諸費、目１居宅介護サービス給付費3,041万3,000円の減額補正は、主に訪問入浴、訪問介護及び通所リハビリ等の実績減に伴う補正でございます。

目２地域密着型介護サービス給付費99万円の増額補正は、グループホームの利用実績の増、次の目３施設介護サービス給付費3,546万9,000円の増額補正は、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設等、施設系サービスの利用実績の増でございます。

目 6 居宅介護サービス計画給付費313万4,000円の減額補正は、実績減に伴う補正でございます。

項 2 介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サービス給付費208万8,000円の増額補正は、訪問リハビリ、短期入所等実績増に伴う補正でございます。

目 2 地域密着型介護予防サービス給付費から目 5 介護予防サービス計画給付費につきましては、財源内訳の変更でございます。

項 3 その他諸費、目 1 審査支払手数料についても財源内訳の変更でございます。

148ページ、149ページをお願いいたします。

項 4 高額介護サービス等費、目 1 高額介護サービス費から款 3 地域支援事業費、項 5 一般介護予防費、目 1 一般介護予防事業費については、財源内訳の変更でございます。

次に、款 4 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 介護給付費準備基金積立金1,915万3,000円の増額補正は、前年度繰越金の精算に伴い基金に積み立てるものであります。

以上で平成30年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第16、議案第24号 平成30年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 議案第24号 平成30年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案つづり151ページをお願いいたします。

平成30年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）。

総則。

第1条、平成30年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

収入、款1水道事業収益、項1営業収益ですが、18万9,000円を増額し、補正後の営業収益の総額を3億1,531万3,000円とするものです。

項2営業外収益ですが、3,440万7,000円を減額し、営業外収益の総額を2億879万4,000円とするものです。

続きまして、支出。

款1水道事業費用、項1営業費用ですが、43万4,000円を減額し、営業費用の総額を4億8,468万4,000円とするものです。

項2営業外費用ですが、260万円を増額し、営業外費用の総額を3,312万2,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

次ページをお願いいたします。

初めに、収入、款1資本的収入、項1負担金ですが、97万4,000円を増額し、負担金の総額を1,169万円とするものです。

項2企業債ですが、5億60万円を減額し、企業債の総額を2,220万円とするものです。

支出、款1資本的支出、項1建設改良費ですが、4億9,210万3,000円を減額し、建設改良費の総額を9,605万9,000円とするものです。

第4条、企業債。予算第5条に定めた企業債の限度額の総額を5億2,280万円から2,220万円に変更するものです。

詳細につきましては、水道事業会計補正予算基礎資料によりご説明申し上げますので、156ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

収入、款1水道事業収益、項1営業収益、目2その他営業収益18万9,000円の増額は、横山宮原住宅新築に伴う設計審査工事検査手数料及び船子地先配水管破損修繕に伴う工事費の増額です。

項2営業外収益、目3県補助金17万2,000円の増額は、実績による増額でございます。

目6消費税還付金3,457万9,000円の減額は、大きな工事による消費税の支出がなかったことによる還付金の減額です。

続きまして支出ですが、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費13万4,000円の減額は、委託料で、面白浄水場に係る汚泥引き抜き量の減によるものが主な要因でございます。

目2配水及び給水費53万円の増額は、各浄水場等の電気料不足による増額でございます。

目3総係費83万円の減額は、不納欠損額減によるものでございます。

項2営業外費用260万円の増額は、支払消費税不足による増額でございます。

次ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

収入、款1資本的収入、項1負担金97万4,000円の増額は、目1加入負担金で横山宮原住宅水道加入負担金、目2工事負担金で船越地先消火栓設置工事に係る負担金によるものです。

項2企業債5億60万円の減額は、面白浄水場更新工事に係る本体工事が翌年度に計画されたための減額です。

次に支出ですが、款1資本的支出、項1建設改良費、目5施設拡張費533万1,000円の減額は、見積もり及び入札結果によるものでございます。

目6面白浄水場更新工事費4億8,677万2,000円の減額は、面白浄水場の本体工事が翌年度に計画されたことによるものです。

以上で、議案第24号 大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第17、議案第25号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(秋山賢次君) それでは、議案第25号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第4号)について説明させていただきます。

161ページをお開きください。

本補正予算につきましては、利用者が減少したこと等による実績及び実績見込みによるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

総則。

第1条、平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

収益的收入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款特別養護老人ホーム事業収益、補正予定額2,189万円の減額、計1億9,391万9,000円。

第1項営業収益、補正予定額2,095万2,000円の減額、計1億7,933万円。

第2項営業外収益、補正予定額93万8,000円の減額、計1,458万9,000円。

支出、第1款特別養護老人ホーム事業費用、補正予定額1,126万3,000円の減額、計2億6,517万7,000円。

第1項営業費用、補正予定額1,126万3,000円の減額、計2億6,467万6,000円。

続きまして、詳細につきましては積算基礎資料により説明をさせていただきます。

164ページ、165ページをお開きください。

収入、第1項営業収益、第1目介護報酬収益、第1節施設入所介護費収益1,654万8,000円の減額、第2節短期入所介護費収益54万1,000円の減額、第2目介護負担金収益、第1節施設入所負担金収益432万4,000円の減額、第2節短期入所負担金収益46万1,000円の増額、施設入所者の利用者減少に伴う減額、短期入所に関しましては、利用者の負担割合の変動等によるものでございます。

第2項営業外収益、一般寄附金2万9,000円の増額及び雑収益96万7,000円の減額は、いずれも実績によるものでございます。

支出、第1項営業費用、第3目居宅介護事業費、第4節法定福利費7万円の減額と第6節賃金100万円の減額は、いずれも臨時職員1名分で実績によるものでございます。

第4目施設介護事業費、1節報酬41万円の減額は、嘱託医が1病院減少したための減額でございます。

第4節法定福利費150万円の減額と第6節賃金650万円の減額は、臨時職員の社会保険料及び賃金で、実績見込みによる減額でございます。

第10節手数料10万円の減額は、シーツ等のクリーニング代の実績見込みによる減額でございます。

第14節委託料41万1,000円の減額は、協力医が1病院減少したための減額でございます。

第16節使用料10万円の減額は、おむつ代等で実績による減額でございます。

第21節賄材料費142万円の減額は、実績見込みによる減額でございます。

第5目減価償却費、第1節有形固定資産減価償却費24万8,000円の増額は、固定資産の増

によるものでございます。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 165ページの報酬と委託料のところで、病院が1減ということでしたが、どこの病院さんが、申しわけないですけども減って、理由はどのような理由なのか、お伺いできればなど。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 1病院減少した病院は大多喜病院でございます。

理由といたしましては、入所者が主治医としている方がいらっしゃらないということが原因でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 赤字がふえた原因として、利用者の減という説明を受けました。当初見込んでいた利用者の数がどのぐらいで、実質このぐらいになってということと、あと、ちょっとすみません、私見方がよくわからなくて、今期の赤字の額の総額はどこに。ちょっとすみません。

（「今期赤字ですから、赤字の総額。今あるんでしたっけ」の声あり）

○議長（野村賢一君） 根本さん、もっと質問の仕方あるんじゃない。例えば、この金額はどのくらいまであったとか。

（「じゃ、すみません。当初の予算で、利用者をこのくらいを見込んでいてということ。これが現在、このぐらいなので赤字になっているという説明はできますよね」との声あり）

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 当初の見込みでございますが、2万……。

失礼しました。施設介護サービス、いわゆる長期入所者でございますが、2万75人を見込んでおります。今年度でございますが、平成30年度の1月末現在の数字でございますが、1

万4,388人となっております。

短期利用者につきましては、短期が当初1,224人を見込んでおりましたが、1月末現在で1,016人となっております。

(「わかりました」の声あり)

○議長(野村賢一君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(野村賢一君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

あす7日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

(午後 2時58分)

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 3 号)

平成31年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

平成31年3月7日（木）

午前10時00分 開議

出席議員（11名）

1番	野中眞弓君	3番	渡辺善男君
4番	根本年生君	5番	吉野僖一君
6番	麻生剛君	7番	渡邊泰宣君
8番	麻生勇君	9番	吉野一男君
10番	末吉昭男君	11番	山田久子君
12番	野村賢一君		

欠席議員（1人）

2番 志関武良夫君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	西郡栄一君
企画課長	米本和弘君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	和泉陽一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	産業振興課長	西川栄一君
環境水道課長	山岸勝君	特別養護老人ホーム所長	秋山賢次君
会計室長	吉野敏洋君	教育課長	古茶義明君
生涯学習課長	宮原幸男君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	麻生克美	書記	山川貴子
書記	市原和男		

議事日程（第 3 号）

- | | | |
|-------|----------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 26 号 | 平成 31 年度大多喜町一般会計予算（提案説明） |
| 日程第 2 | 議案第 27 号 | 平成 31 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（提案説明） |
| 日程第 3 | 議案第 28 号 | 平成 31 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（提案説明） |
| 日程第 4 | 議案第 29 号 | 平成 31 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（提案説明） |
| 日程第 5 | 議案第 30 号 | 平成 31 年度大多喜町介護保険特別会計予算（提案説明） |
| 日程第 6 | 議案第 31 号 | 平成 31 年度大多喜町水道事業会計予算（提案説明） |
| 日程第 7 | 議案第 32 号 | 平成 31 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算（提案説明） |
| 日程第 8 | 請願第 1 号 | 後期高齢者の窓口負担の原則 1 割負担の継続を求める請願書 |

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さんおはようございます。足元の悪い中、6日の会議に引き続き大変ご苦労さまでございます。

本日、2番志関武良夫議員、所用のため、欠席する旨の通告がありました。

ただいまの出席議員は12名中11名です。したがって、会議は成立しました。

これから会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（野村賢一君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第3号により進めてまいります。よろしくお願いします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） なお、3月5日、本定例会3月会議の会議録署名議員として、2番志関武良夫君を指名いたしました。本日欠席ですので、会議録署名議員の補充指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

4番 根本 年生 君

を指名します。

◎議案第26号～議案第32号の一括上程、説明

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、議案第26号 平成31年度大多喜町一般会計予算から日程第7、議案第32号 平成31年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算までの各特別会計予算及び事業会計予算まで一括議題とします。

なお、各議案は、議事日程にお示ししたとおり、本日は提案説明までとします。

議案第26号から順次説明を求めます。

なお、説明員の皆様には、着席にて説明することを許可します。

初めに、日程第1、議案第26号 平成31年度大多喜町一般会計予算についてを説明願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第26号 平成31年度大多喜町一般会計予算の提案説明をさせていただきます。

議長のお許しをいただきましたので、座ったまま説明をさせていただきます。

平成31年度大多喜町予算書に沿って説明をいたしますので、予算書の1ページをお開きください。

平成31年度大多喜町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億9,400万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

継続費。第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用でございます。

次に、6ページをお開きください。

第2表、継続費。款2総務費、項1総務管理費、事業名、総合計画策定事業、総額882万2,000円。年度及び年割額は、平成31年度418万円、平成32年度464万2,000円で、平成33年度から平成37年度までの大多喜町第3次総合計画の後期基本計画を平成31年度、32年度の2カ年で実施するため継続費を設定するものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、事業名、次期介護保険事業計画等策定事業、総額468万6,000円、年度及び年割額は、平成31年度112万2,000円、平成32年度356万4,000円で、平成33年度から平成35年度を計画期間とする次期介護保険事業計画等を、平成31年度、32年度の2カ年で実施するため継続費を設定するものでございます。

第3表、地方債。表内の起債の目的及び限度額は、過疎地域自立促進特別事業債4,570万円。この起債は、大多喜町過疎地域自立促進計画に計上した事業のうち、ソフト事業に係るもので、内容としては出産祝金、住宅取得奨励金、住宅リフォーム補助金、空き家改修事業補助金、外出支援サービス委託料、子ども医療費及び不妊治療に充当するものでございます。観光施設整備事業債5,400万円は、国の地方創生推進交付金を活用した観光まちづくり推進事業として、平成31年度に実施する観光施設等の整備に充てるものでございます。道路整備事業債8,480万円は、辺地対策事業として宇野辺当月川線に1,000万、過疎対策事業として、町道新坂泉水線、増田小土呂線、弓木西下線、大中西線の道路改良事業に7,000万円、百銚橋などの修繕として橋梁長寿命化事業へ480万円を充当するものでございます。消防施設整備事業債950万円は、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車、防災広報車等の整備に充てるものでございます。臨時財政対策債1億5,000万円は、地方交付税の不足額に対応するために許可されている地方債を見込み計上をいたしました。

起債の限度額の合計は3億4,400万円でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりでございますので説明を割愛させていただきます。

次に、事項別明細書の歳入をご説明させていただきますので、予算書の10ページをお開きください。

歳入につきましては、科目と本年度予算額を中心に説明させていただきます。

款1町税、項1町民税の計は3億7,507万3,000円で、目1個人は景気の低迷、納税義務者の減少を見込み、目2法人は実績を見込み計上しました。

次の項2、固定資産税の計は6億2,192万5,000円で、目1固定資産税の現年課税分につきましては土地、家屋の減額があるものの償却資産の増額を見込みました。

次の項3軽自動車税は、現状の推移を見込み3,390万2,000円を計上しました。

次の項4たばこ税は、実績を見込み7,600万円を計上しました。

項5鉱産税200万円、項6特別土地保有税10万円及び項7入湯税600万円は、それぞれ前年度と同額を見込みました。

款2地方譲与税の項1地方揮発油譲与税1,700万円と項2自動車重量譲与税4,050万円は、前年度と同額を計上いたしました。

次のページをお開きください。

項3森林環境譲与税は、平成31年度から新たに譲与されるもので、私有の人工林面積、林

業就業者、町の人口により算定するものでございます。

款 3 利子割交付金70万円から款 4 配当割交付金300万、款 5 株式等譲渡所得割交付金200万円は、実績を見込み計上しました。

款 6 地方消費税交付金 1 億8,000万円は、消費税率の改正を見込み1,000万円増額を見込み計上しました。

款 7 ゴルフ場利用税交付金 1 億円、款 8 自動車取得税交付金1,500万円、款 9 地方特例交付金210万円は、前年度と同額を見込み計上しました。

款10地方交付税は15億5,978万円、前年度比較5,576万円の増額で、この増額は固定資産税の増額などによる普通交付税の減額と特別交付税の対象となる地域おこし協力隊、中学校遠距離通学、有害鳥獣対策、地方バス路線運行維持、外国人技能実習生受入経費などの増額を見込み計上しました。

次のページをお開きください。

款11交通安全対策特別交付金150万円は、前年度と同額を見込み計上しました。

款12分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 民生費負担金と目 2 衛生費負担金は、節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

目 3 農林水産業費負担金80万1,000円は、小土呂寺の谷ため池の年度割拠出金等でございます。

目 4 教育費負担金と目 5 給食費負担金は、節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

次の目、災害復旧事業費負担金は廃目でございます。

次の款13使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 衛生使用料、目 2 農林水産業使用料、目 3 商工使用料、目 4 観光使用料。

次のページをお開きください。

目 5 土木使用料、目 6 教育使用料までの項の計は5,444万2,000円で、内訳は節及び説明欄記載のとおりでございます。

項 2 手数料、目 1 総務手数料、目 2 民生手数料、目 3 衛生手数料、目 4 農林水産業手数料、目 5 土木手数料までの項の計は3,983万3,000円で、前年度比較231万円の増額で、主な要因は目 3 衛生手数料のごみ収集運搬手数料指定袋分でございます。内訳は、節及び説明欄記載のとおりとなっております。

次の款14国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金と目 2 衛生費国庫負担金の計 1 億8,154万4,000円は、それぞれ節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金7,091万7,000円は、マイナンバーに係る補助金と観光まちづくり推進事業に係る地方創生推進交付金を見込み計上したものでございます。

目 2 民生費国庫補助金、目 3 衛生費国庫補助金は節欄のとおりでございます。

目 4 土木費国庫補助金1,531万7,000円は、橋梁長寿命化事業で実施する橋梁定期点検業務及び橋梁補修工事に充当するものでございます。

目 5 教育費国庫補助金821万3,000円は、小中学校の遠距離通学補助が主なものでございます。

次に項 3 国庫委託金、目 1 総務費委託金と目 2 民生費委託金の計243万6,000円は、それぞれ節欄に記載の事務に対する委託金でございます。

次に、款15県支出金、項 1 県負担金、目 1 総務費県負担金、目 2 民生費県負担金。

次のページをお開きください。

目 3 衛生費県負担金、目 4 土木費県負担金、目 5 教育費県負担金は、それぞれ節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金227万円は、新たに都市部から県内の条件不利地域へ、U・I・J ターンによる起業就業者創出事業補助金の増加が主なものでございます。

目 2 民生費県補助金5,967万7,000円は、対前年3,757万2,000円の増額で、増額の理由は節11の介護施設等整備事業交付金でございます。

目 3 衛生費県補助金1,496万2,000円で、節 1 子ども医療費助成事業補助金が主なものでございます。

次のページをお開きください。

目 4 農林水産業費県補助金9,366万5,000円は、対前年3,788万円の増額で、新規事業補助金として節 8 農山漁村地域整備交付金、節 9 農地防災減災事業補助金、大きく増額したものとして節13野生獣管理事業補助金、節14鳥獣被害防止総合対策交付金でございます。

目 5 商工費県補助金、目 6 土木費県補助金、目 7 消防費県補助金。

次のページをお開きください。

目 8 教育費県補助金までは、それぞれ節欄及び説明欄記載の各種事業に対する事業費等の増減を見込み計上をいたしました。

目、農林水産施設災害復旧費補助金は、廃目でございます。

項 3 県委託金、目 1 総務費委託金は、千葉県議会議員選挙費及び参議院議員選挙委託金の

増により、前年度比較1,047万円増の3,001万6,000円でございます。

目2民生費委託金、目3土木費県委託金、目4消防費委託金は、それぞれ節欄に記載のとおりでございます。

次の農林水産業費委託金は、廃目でございます。

款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入3,855万2,000円は、平成30年度建設の横山宮原住宅の貸付収入が増額の主な要因でございます。

目2利子及び配当金20万1,000円は、節及び説明欄の記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

項2財産売払収入、目1不動産売払収入4,592万7,000円は、城見ヶ丘団地、大戸分譲地に加え、船子分譲地4区画の分譲を見込み計上しました。

その次の目、物品売払収入は廃目でございます。

款17寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金8,200万円は、ふるさと納税の現状の推移を見込み計上しました。

次の款18繰入金、項1基金繰入金の計は3億4,576万3,000円で、前年度比較1億6,601万4,000円の減額でございます。

目1財政調整基金繰入金1億7,550万5,000円は、財源不足を補うための繰り入れでございます。

目2ふるさと基金繰入金は、ふるさと納税返礼品などの減少による減額、目3公共施設整備基金繰入金は、中央公民館・図書館の施設改修工事に充当するものでございます。

目4東日本大震災復興基金繰入金から目11道路整備推進基金繰入金までは、各基金の設置目的に応じた事業に充当するために繰り入れるものでございます。

項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金189万2,000円。

次のページをお開きください。

目2後期高齢者医療特別会計繰入金1,000円、合計189万3,000円は、各特別会計から節欄及び説明欄に該当する場合に繰り入れるものでございます。

款19繰越金は、前年度からの暫定的な繰越金として1億円を計上いたしました。

款20諸収入、項1延滞金、加算金及び過料50万円は、税金等の延滞金収入でございます。

次の項2町預金利子9,000円は、歳計金の預金利子を見込み計上をしました。

次の項3貸付金元利収入100万円は、高額療養費貸付償還金を計上いたしました。

次の項4受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入359万2,000円は、後期

高齢者の健康診査委託金でございます。

次の項 5 雑入、目 1 滞納処分費 2 万 1,000 円は、インターネット公売による町税の滞納処分費でございます。

目 2 雑入 5,987 万 3,000 円は、説明欄記載のとおりでございます。前年度比較 967 万 7,000 円の増額でございますが、増額の主な内容は夷隅郡市広域市町村圏事務組合負担金返還金 926 万 1,000 円と土地改良施設維持管理適正化事業交付金 729 万円でございます。

次のページをお開きください。

款 21 町債、項 1 町債は、節の区分で第 3 表において説明させていただきましたので説明を割愛させていただきます。

衛生債、教育債については、平成 31 年度予定がありませんので廃目でございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきますので、次の 32、33 ページをお開きください。

3、歳出。

款 1 議会費、項 1 議会費 7,597 万 3,000 円で、議員人件費、議会事務局職員の人件費、会議録作成、政務活動費補助金、議会関係団体の負担金が主なものでございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は 3 億 4,606 万 7,000 円で、この目は特別職及び総務、企画関係職員人件費。

次のページをお願いします。

財政、会計関係職員の人件費、一般事務費としては、行政連絡員などへの報酬、共済費は追加費用の負担金、宿直業務委託料、その他関係団体への負担金や補助金でございます。

次のページをお開きください。

一般事務費の管財管理費は、事務用消耗品が主なもので、職員研修事業、入札関係の電子調達管理事業、男女共同参画推進事業に係る経費でございます。

目 2 文書広報費 1,014 万 3,000 円は、文書管理事業として、需用費は法規集追録代などの経費でございます。

次のページをお開きください。

広報おおたき発行事業は、広報おおたきの印刷製本費やホームページのシステム使用料などでございます。

次の目 3 財政管理費 612 万 9,000 円は、財務関係の事務経費を計上したもので、財務会計システムの借上料が主な経費でございます。

目 4 会計管理費 159 万 5,000 円は、会計関係の事務経費でございます。

節12役務費の手数料は、指定金融機関派遣手数料でございます。

目 5 財産管理費2,864万5,000円は、町有車両、町有建物の保険料や町有財産として財政課で管理している旧総元小学校などに係る経費でございます。

次のページをお開きください。

庁舎管理費は、役場庁舎の光熱水費、各種委託料や使用料、借上料を計上し、町有林管理事業は、町有林の保険料や管理委託料でございます。

次の目 6 企画費は、前年度比較2,795万4,000円増額の 3 億6,419万円でございます。

企画事務費では、次のページをお開きください。

大多喜町の P R ロゴマークのデザイン作成委託料や郡市広域市町村圏事務組合負担金など、企画関係団体の負担金、まちづくり提言事業助成金が主な内容でございます。

総合戦略推進事業は、総合戦略推進会議の経費で、定住化対策事業は、空き家改修事業と家財道具撤去補助金などに加え、新たに県の補助金と雇用創出基金を活用して、U・I・J ターンによる起業就業者創出に対する補助の実施、定住化基金積立金は、船子分譲地売払収入の積み立てでございます。

お試し居住事業は、住宅の消耗品や修繕などの維持管理経費で、地域おこし協力隊事業は、現在の隊員 2 名と新年度委嘱予定の 4 名分を加えた報酬と活動経費を見込みました。

次のページをお開きください。

協働のまちづくり推進事業は、住民のまちづくりへの参画意識を醸成し、協働のまちづくりを推進するため実施するものでございます。

地域情報通信基盤維持管理事業は、光ファイバー網の保守管理費、東京電力や N T T 柱へのケーブルの添架料などでございます。

大多喜ダム対策事業は、大多喜ダム跡地の環境管理事業の補助金でございます。

地域公共交通対策事業は、路線バス・いすみ鉄道関連経費及び地域公共交通活性化協議会補助金とデマンド型地域交通の運行経費などでございます。

次のページをお開きください。

公共交通政策事業は、高速バスの運行に関する事業費で、通信運搬費は、役場で販売する高速バスの回数券の購入代で、高速バス運行補助金は、平成30年度の後期分と平成31年度の前期分の補助額を計上させていただきました。

ふるさと納税事業は、町のふるさと納税の返礼品の経費やシステムの保守委託料、代理収納システム利用料などでございます。

ふるさと基金積立事業は、ふるさと納税を基金に積み立てるものでございます。

大多喜高校支援推進事業は、大多喜高校支援の助成金でございます。

結婚活動支援事業は、婚活イベントを開催する経費などでございます。

次のページをお開きください。

総合計画策定事業は、第2表、継続費で説明させていただきました大多喜町第3次総合計画後期基本計画を、平成31、32年度の2カ年で策定するものでございます。

次の目7電子計算費6,499万2,000円は、印刷用の消耗品、ネットワーク回線料、電子計算機の保守委託料や借上料などでございます。

目8諸費は2,440万7,000円、前年比較1,482万7,000円の増額を計上をしました。増額の主な要因は、合併65周年記念事業及び平成30年度は、補正予算で措置をした外国人技能実習生受け入れに対する繰出金などでございます。

総合賠償保険事業は、町主催行事の賠償保険や公金の損害保険です。

次のページをお開きください。

平成31年度より、新たに防犯灯の関連経費と特殊詐欺対応電話購入補助金など、防犯関連の経費を、防犯対策事業に分けました。

コミュニティー育成事業は、地域のコミュニティーの活性化を推進するため、地区集会施設の新築、改築等を助成するもので、平成31年度は面白区の岩井原の改修でございます。

外国人技能実習生受入事業は、6人の外国人技能実習生受入経費についての繰出金を計上してございます。

税務事業の還付費は、昨年と同額を計上してございます。

次の項2微税费、目1税務総務費6,421万円は、税務関係職員人件費と税務総務事務費で、関係団体への負担金などでございます。

目2賦課徴収費2,532万2,000円は、町税の賦課徴収業務に係る事務費で、平成31年度は固定資産評価がえのための不動産鑑定委託料が増額となっております。

次のページをお開きください。

徴収事務費は、町税の徴収関連事務費で、地図情報システム管理事業は、地図情報データ修正委託料が主なものでございます。

項3戸籍住民基本台帳費3,392万6,000円は、戸籍関係職員人件費と、戸籍事務費は、臨時職員の賃金、戸籍システムの保守委託料や借上料などで、次のページをお開きください。

次の住民基本台帳ネットワークシステム事業は、パソコンの借上料及び個人番号カードな

どの関連経費が主な内容でございます。

項 4 選挙費、目 1 選挙管理委員会費65万7,000円は、選挙管理委員報酬や定時登録事務処理委託料が主なものでございます。

目 2 千葉県議会議員選挙費308万1,000円は、選挙の執行経費でございます。

目 3 参議院議員選挙費897万5,000円は、7月に執行予定の参議院議員選挙経費でございます。

次のページをお開きください。

項 5 統計調査費、目 1 統計調査総務費769万5,000円は、関係職員の人件費と事務費でございます。

目 2 各種統計調査費255万8,000円は、説明欄の各統計調査経費でございます。平成31年度は、5年周期に実施する農林業センサスの実施のため増額となっております。

次のページをお開きください。

項 6 監査委員費、目 1 監査委員費47万円は、監査委員の報酬、研修に係る経費などでございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費 4 億1,426万1,000円は、関係職員の人件費。

次のページをお願いします。

社会福祉事務費、社会福祉関係団体助成事業は、社会福祉協議会補助金が主なもので、障害者福祉事業は、前年度比較307万8,000円増額で、節20の扶助費の障害児通所給付費が主な増額要因でございます。

次のページをお開きください。

民生委員活動事業は、民生委員の活動報酬が主なもので、高額療養費貸付事業は、前年度と同額を計上しました。

戦没者追悼式関係事業は、戦没者追悼式に関する経費、国民健康保険特別会計繰出金は、前年度比較915万2,000円減の 1 億370万3,000円で、国保基盤安定負担金の減額が主な要因でございます。

少子化対策事業は出産祝金でございます。

目 2 国民年金費472万8,000円は、関係職員の人件費と事務費でございます。

次のページをお開きください。

目 3 老人福祉費2,141万円は、高齢者在宅生活支援事業では緊急通報システム業務や外出

支援サービスの委託料が主な経費でございます。敬老祝事業費は、敬老祝品などの報償費が主なもので、老人福祉団体助成事業は、老人クラブなどへの助成事業、老人日常生活用具給付事業、地域ボランティア事業補助金、介護予防事業に係る委託料、老人ホーム入所判定委員の報酬と老人保護措置費を計上してございます。

次の目4 青少年女性対策費139万5,000円は、青少年相談員への報酬や活動費補助金。

次のページをお開きください。

結婚支援のための拠点づくり事業は、若い人たちが集まる場をつくるための結婚支援事業補助金でございます。

目5 介護保険事業費2億3,901万9,000円は、前年度比4,930万円の増額、介護保険特別会計繰出金の増額と第2表、継続費でも説明させていただいた平成31、32年度で策定する次期介護保険事業計画策定に係る委託料、介護施設等整備事業では、小規模多機能型居宅介護施設整備に係る補助金が主な増額要因でございます。

目6 後期高齢者医療費1億9,170万4,000円は、人間ドックの補助金や後期高齢者医療に係る負担金や療養給付費。

次のページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

次の項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費3,815万3,000円は、子育て支援関係職員の人件費、子ども医療費の扶助費、平成30、31年度の2カ年をかけて策定する子ども・子育て支援事業計画の委託料が主な内容でございます。

目2 児童手当費9,497万3,000円は、児童手当支給に係る扶助費などでございます。

目3 母子福祉費78万1,000円は、ひとり親家庭等医療費等助成金でございます。

目4 児童福祉施設費2億7,865万1,000円は、保育園関係職員の人件費と保育園管理運営事業は、保育園2園の施設管理費のほか臨時職員の賃金、賄い材料費、送迎バスの委託料が主なもので、次のページをお開きください。

次の児童クラブ運営事業は、臨時職員の賃金、運営に係る需用費と車両借上料が主な経費でございます。

次のページをお開きください。

地域子育て支援センター運営事業は、関係職員の人件費と臨時職員の賃金などで、特徴のある教育の展開事業は英語教室に加えサッカー教室や音楽などの情操教育、親子英語教室に係るものでございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費 1 億1,674万円は、衛生関係職員人件費、保健衛生事務費では、国保国吉病院負担金、養育医療給付事業は、発達が未熟な子供の入院費を助成する扶助費が主な内容でございます。

目 2 予防費3,943万7,000円は、がん検診事業では、次のページをお開きください。

がん検診の委託料、予防接種事業は、接種委託料と肺炎球菌ワクチン接種の助成金などが主なもので、健康増進事業は、健康診査委託料が主なものでございます。

感染症予防対策事業は、次のページをお開きください。

消毒作業用動力噴霧器の保守経費で、防疫対策事業は、狂犬病予防法に基づく予防経費でございます。

次の目 3 環境衛生費6,001万2,000円は、職員人件費と環境衛生事務費では、夷隅環境衛生組合負担金が主な内容でございます。

水道未普及地域対策事業は新規事業で、上水道未普及地域などの家庭用飲用井戸などの整備に対する補助金でございます。

環境保全事業では、不法投棄監視員謝礼や住宅用太陽光発電設備導入促進補助金、合併処理浄化槽設置整備事業は、合併処理浄化槽整備の補助金、面白峡発電所管理運営事業は、次のページをお開きください。

環境基金積立金が主な内容でございます。

次の目 4 母子保健事業費768万3,000円は、子育て世代包括支援センター運営事業では、各種検診、乳幼児相談の報酬、賃金及び報償費、妊娠・出産包括支援事業は、妊産婦等が抱える妊娠、出産や子育てに関する悩みなどについて包括的に支援する事業で、妊婦、乳児の健康診査委託料、新生児の聴覚検査や不妊治療費が主なものでございます。

次の目 5 火葬場費1,645万8,000円は、斎場無相苑の燃料費等の施設運営費と、次のページをお開きください。

火葬炉の運転業務委託料、火葬炉改修工事が主な内容でございます。

次の目 6 地域し尿処理施設管理費208万8,000円は、城見ヶ丘団地のコミュニティプラントの維持管理経費でございます。

項 2 清掃費、目 1 清掃総務費3,086万6,000円は、清掃関係職員人件費と環境センターの臨時職員賃金、管理経費などでございます。

目 2 塵芥処理費 1 億4,194万円は、環境センターの運営経費やごみ収集委託料、次のページをお開きください。

粗大ごみ処理委託料、P C B 廃棄物処理委託、いすみクリーンセンターの塵芥処理負担金が主な内容でございます。

次の項 3 上水道費、目 1 上水道運営費 7,000 万円は、上水道高料金対策事業として、水道事業会計への繰出金でございます。

次の款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費 1,466 万 8,000 円は、農業委員会事務局職員の人件費や農業委員会委員の報酬、事務経費などでございます。

目 2 農業総務費 5,950 万 3,000 円は、農業関係職員の人件費と、次のページをお開きください。

農業総務事務費は、農家組合長の報酬及び事務費が主な内容でございます。

目 3 農業振興費 986 万 6,000 円は、農業再生協議会補助金や農業次世代人材投資資金など農業関連団体などへの補助金が主なものでございます。

目 4 畜産業費 33 万 2,000 円は、畜産関係団体への補助金でございます。

目 5 農地費 6,631 万 1,000 円は、前年度比較 2,233 万 9,000 円の増額で、鉾毒ダム対策事業は平沢ダムと八声観測所の維持管理経費、次のページをお開きください。

基幹農道整備事業は、農道のトンネルの電気料と保険料、調査設計業務委託料は、5 年ごとに実施する基幹農道の 3 つの橋梁の定期点検、土地改良関係団体事業は、補修用原材料費、関係団体負担金と、平成 31 年度はため池ハザードマップの作成とため池改修工事を計上してございます。

多面的機能支払交付金は、集落の農地維持、共同活動及び農業用施設の維持管理への支援交付金で、14 組織分でございます。

中山間地域等直接交付金事業は 4 組織分で、環境保全型農業直接支払交付金事業は、次のページをお開きください。

1 組織、374 アールに対する交付金でございます。

目 6 農業施設費 782 万 6,000 円は、集落センター味の研修館及び農村コミュニティーセンターの運営経費、臨時職員の賃金などでございます。前年比較 629 万 3,000 円の減額は、味の研修館の屋根及び外壁の改修工事が完了したことによる減額でございます。

次のページをお開きください。

項 2 林業費、目 1 林業総務費 6,770 万 4,000 円は、林業関係職員人件費、事務経費、関係団体の負担金、有害鳥獣駆除対策事業の報償費は、猿、猪、鹿、小動物の捕獲報奨金で、有害獣被害防止実施団体補助金とイノシシ棲み家撲滅特別対策事業補助金が増額の主な要因でござ

ざいます。

目 2 林業振興費405万6,000円は、県単森林整備事業委託料及び竹粉碎機の修繕料と保険料、平成31年度から譲与となる森林環境譲与税事業でございします。平成31年度では、森林整備や木材利用の普及、啓発などのため、森林所有者の意向調査やリーフレットの作成、次のページをお開きください。

間伐促進のための補助金、基金の積み立てを行うものでございします。

次の目、大多喜県民の森運営費は廃目でございします。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費2,984万2,000円は、関係職員人件費及び事務費でございします。

目 2 商工業振興費1,345万9,000円は、久保駐車場の全自動料金システム保守管理委託料、商工会への補助金、中小企業経営改善資金等利子補給金や商い資料館の維持管理経費、就職情報案内事業、次のページをお願いしします。

空き家等を活用した起業支援事業補助金でございします。

目 3 観光費 1 億6,183万5,000円は、観光施設管理事業として、公衆用トイレの維持管理経費、公園管理などの経費、観光センター管理運営事業は、観光本陣の維持管理費用、観光振興事業は、次のページをお開きください。

お城まつり実行委員会や町観光協会、大河ドラマ誘致実行委員会等、関係団体への補助金が主なもので、天然ガス記念館の管理運営経費と観光推進広域連携事業は、地方創生の広域連携事業として、市原市、君津市と、溪谷や里山の豊かな自然環境やローカル鉄道といった共通の地域資源を生かし、新たな人の流れや観光需要を創出しようとするものでございします。

観光まちづくり推進事業は、地方創生推進交付金を活用して実施する事業で、観光総合戦略、観光活性化基本計画の策定、釜屋など施設の改修、城下町通りの整備、観光まちづくり会社の補助金でございします。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費5,613万5,000円は、土木関係職員人件費と事務経費のほか、道路台帳の更新業務委託料、関係団体の負担金、国・県道維持補助金などでございします。

目 2 登記費1,221万1,000円は、登記関係職員の人件費、登記推進事業の経費などでございします。

次のページをお開きください。

目 3 国土調査費 1 億5,594万4,000円は、前年度比較837万2,000円の増額で、対象地区は八

声、堀之内、石神、栗又地区を予定しております。

目 4 道の駅管理費354万6,000円は、道の駅の維持管理経費でございます。

項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費3,863万9,000円は、前年度比較3,013万2,000円の減額で、トンネルの定期点検業務終了が減額の主な要因で、次のページをお開きください。

町道の除雪作業委託、舗装打換工事、道路補修用材料が主な内容でございます。

目 2 道路新設改良費 1 億3,087万8,000円は、関係職員の人件費と、工事請負費は町道増田小土呂線の歩道整備工事、町道宇野辺当月川線、弓木西下線、大中西線、新坂泉水線の道路改良工事が主な内容でございます。

目 3 交通安全対策費195万4,000円は、道路区画線工事費、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全対策用原材料費などでございます。

目 4 橋梁維持費3,412万8,000円は、社会資本整備総合交付金対象事業として実施する橋梁の点検業務と町道弓木西下線の橋梁の測量設計業務及び橋梁の補修工事などでございます。

次のページをお開きください。

項 3 都市計画費、目 1 街路事業費309万2,000円は、街なみ整備助成事業補助金が主な経費でございます。

項 4 住宅費、目 1 住宅管理費3,629万1,000円は、町営住宅に係る修繕料や借地料、定住化基金積立金、横山宮原住宅管理等基金積立金、公営住宅管理等基金積立金、ふるさと基金積立金及び戸建て住宅耐震診断費用補助金が主なものでございます。

平成31年度、新たに横山宮原住宅 2 期工事が完了したことにより、住宅の貸付収入を充当し、建設時に繰り入れた定住化基金への積み立てと、町営住宅については、建設時の借り入れの返済が完了したことにより、住宅使用料を公営住宅管理等基金への積み立てを計上いたしました。

次の目 2 宅地造成費1,143万1,000円は、城見ヶ丘団地分譲地の仲介手数料、地盤改良工事、城見ヶ丘団地定住化補助金が主なものでございます。

次の目 3 住宅助成費1,300万円は、定住化対策として、住宅取得奨励金、住宅リフォーム補助金でございます。

次の目 4 住宅建設費は廃目でございます。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 1 常備消防費 2 億2,044万3,000円は、広域常備消防に係る負担金でございます。

目 2 非常備消防費3,288万5,000円は、消防団員の報酬と旅費は消防団員の費用弁償、それ

と健康診査の委託料、退職報奨金支給事務負担金などで、平成31年度は団員入れかえに伴う活動服の購入及び消防団の団旗、幟旗の購入が主な増額要因となっております。

目 3 消防施設費1,953万7,000円は、次のページをお開きください。

消防機械器具整備事業は、消防車両などの車検修繕料や燃料費、備品購入費は、小型動力ポンプ 1 台と小型動力ポンプ付積載車 1 台及び防災広報車の購入でございます。

目 4 災害対策費936万7,000円は、防災会議委員等の報酬、災害時の職員の時間外勤務手当、久保排水機場などの管理委託料、防災行政無線無線施設保守委託料などが主な内容でございます。

次のページをお開きください。

次の款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費102万3,000円は、教育委員報酬、その他教育委員会に関係する経費でございます。

目 2 事務局費7,194万6,000円は、教育長や職員の人件費、登下校待機児童支援員や特別支援教育支援員、学校用務員の賃金、小中学校の校外学習などの移動用車両借上料、教育関連団体への負担金及び補助金、委員会施設管理経費が主なものでございます。

次のページをお開きください。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費4,175万8,000円は、小学校管理事務事業は、小学校医、薬剤師の報酬、送迎バスの委託料が主なもので、小学校施設管理事業は、小学校 2 校分の電気・水道料などと、次のページをお開きください。

パソコン使用料などが主なもので、学校管理事業、西小と大小は、小学校 2 校の学校管理事務経費や施設管理経費などでございます。

目 2 教育振興費2,688万2,000円は、小学校 2 校の教育活動に使用する教材費やクラブ活動助成補助金、遠距離通学費補助金、次のページをお開きください。

英語教室業務委託、学校給食費の無料化に係る補助金、要保護・準要保護児童学用品費等補助金などでございます。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費6,067万8,000円は、学校医、薬剤師等の報酬、通学用の送迎バスの委託料、次のページをお開きください。

パソコン借上料や学校管理事務経費や校舎等の施設管理経費などのほか、平成31年度は、旧西中学校の不要施設、プールや柔・剣道場の撤去費用でございます。

目 2 教育振興費2,258万7,000円は、中学校の教育活動で使用する教材費、クラブ活動助成費補助金、中学校遠距離通学費補助金、外国語指導助手の委託料、学校給食費の無料化に係

る補助金などがございます。

次のページをお開きください。

項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費5,685万1,000円は、社会教育関係職員人件費、社会教育委員の報酬、生涯学習の事業費、関係団体への補助金、日墨友好記念碑作成業務委託料などが主なものでございます。

目 2 公民館費3,720万7,000円は、次のページをお開きください。

中央公民館の光熱水費や施設警備委託、清掃管理業務委託などの施設管理費と、平成31年度は、公民館事務棟の屋根の改修工事、公民館ホールのどんちょう設備の改修工事を計上してございます。

次の目 3 図書館費2,413万3,000円は、臨時職員の賃金、光熱水費と施設警備委託などの施設管理費、次のページをお開きください。

パソコン借上料、図書の購入費のほか、図書館の屋根の改修工事を実施予定で、大多喜の冊子発行事業は、「あてら」を年2回発行する経費でございます。

次の目 4 文化財保護費50万2,000円は、文化財審議会委員報酬や文化財に関する補助金、負担金でございます。

次の目 5 視聴覚教育費29万円は、いすみ市・夷隅郡視聴覚教材センターの負担金でございます。

次の項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費2,537万1,000円は、保健体育関係職員人件費や事務費、スポーツ推進委員報酬や町体育協会補助金、郡体育協会への負担金などがございます。

次のページをお開きください。

次の目 2 体育施設費1,683万1,000円は、海洋センター管理運営事業は、プール、体育館、武道場に係る維持管理運営経費でございます。海洋センター屋外施設管理運営事業は、海洋センター屋外施設である多目的広場、野球場、テニスコート及び旧総元小、旧上瀑小の体育館の光熱水費や施設管理業務経費でございます。

次のページをお開きください。

目 3 学校給食費9,716万円は、学校給食に関する経費で、学校給食センター関係職員人件費や臨時職員の賃金、共済費、光熱水費や賄い材料費、給食配送委託、配水施設ろ過材交換工事などが主なものでございます。

次の款10災害復旧費、項 1 公共土木施設災害復旧費、目 1 道路橋梁災害復旧費180万円と、

次のページをお開きください。

目 2 河川災害復旧費130万円は、災害発生時の緊急復旧費として予算計上しているものでございます。

款11公債費、項 1 公債費の計は 4 億4,846万4,000円で、町債償還の元金及び利子でございます。

款12予備費、項 1 予備費は、前年度同額の500万円を計上させていただきました。

次の132ページから141ページまでの給与費明細書については、説明を割愛させていただき、142、143ページをお開きください。

この調書は、継続費に関する調書で、表内の款 3 民生費、項 2 児童福祉費、事業名、子ども・子育て支援事業、全体計画の年割額は、30年度159万9,000円、31年度285万2,000円、計445万1,000円で、財源は一般財源でございます。年割額のとおり支出の見込み、支出予定額で、進捗率は起債のとおりでございます。

その次、款 9 教育費、項 4 社会教育費、事業名、日墨友好記念碑作成事業、年割額は、平成30年度240万、平成31年度560万、計800万で、財源は一般財源でございます。年割額のとおり支出見込み予定額で、進捗率は起債のとおりでございます。

次のページをお開きください。

この調書は、債務負担行為に関する調書で、限度額、前年度までの支出見込み額、当該年度以降の支出予定額、財源内訳を記載したものでございます。

次のページをお開きください。

この調書は、地方債に関する調書で、区分ごとの年度末の現在高及び現在高の見込みに関するもので、平成31年度末現在高は、表の右端の欄の合計43億9,465万7,000円の見込みでございます。

以上で、平成31年度大多喜町一般会計予算の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

ここで11時10分まで休憩とします。

（午前 1 0 時 5 6 分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

（午前 1 1 時 0 8 分）

○議長（野村賢一君） 次に、日程第２、議案第27号 平成31年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について説明願います。

企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 議案第27号 平成31年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の提案説明をさせていただきます。

この会計は、夷隅郡市２市２町からの拠出金や負担金等をもとに設けた資金を適正に管理するための会計で、必要に応じていすみ鉄道に交付金として支出し、鉄道経営の安定を図ることが目的でございます。

平成31年度予算では、基金から生ずる利息分相当額についての歳入の受け入れと基金への積立金を予定しております。

それでは、内容についてご説明いたします。

予算書の149ページをお開きください。

平成31年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

次に、歳入歳出の内容について、事項別明細書により説明させていただきますので、156、157ページをお開きください。

２、歳入。

款１財産収入、項１財産運用収入、目１利子及び配当金18万円を、基金の利子として計上をいたしました。

次のページをお開きください。

３、歳出。

款１鉄道経営対策事業費、項１鉄道経営対策事業費、目１事業費18万円を計上いたしました。これは、歳入で受け入れた基金利子を基金に積み立てるものでございます。

以上で、議案第27号 平成31年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

これで、議案第27号 平成31年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第3、議案第28号 平成31年度大多喜町国民健康保険特別会計予算について説明をお願いします。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） それでは、平成31年度国民健康保険特別会計のご説明をいたします。

予算書161ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額は13億1,193万1,000円となり、前年度と比較し3,100万3,000円の増でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成31年度大多喜町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億1,193万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきますので、168、169ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入からご説明いたします。

款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税 2億3,187万9,000円。目2 退職被保険者等国民健康保険税182万6,000円、合計で2億3,370万5,000円。平成30年度の収入見込み及び県へ納付する納付金を考慮し、前年度と比較し3,451万5,000円の減でございます。現年度課税分2億2,261万3,000円、滞納繰越分1,109万2,000円となり、内訳は169ページの説明欄記載のとおりでございます。

款2 項1 目1 一部負担金につきましては、前年度と同額1,000円で存目程度でございます。

款3 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 督促手数料は、前年度と同額5万5,000円でございます。保険税の督促手数料になります。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金 9億7,296万6,000円でございます。内訳につきましては、169ページ記載のとおりですけれども、普通交付金につきましては出産育児一時金及び葬祭費以外の医療費について、県から全額支給されるものでございます。

また、特別交付金につきましては、特定健診等に係る県補助金や保険者努力支援金、県からの繰入金となります。

款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金 1 億370万1,000円でございますが、内訳としまして、右側のページ、169ページ、節 1 保険基盤安定繰入金から、次のページ、171ページ、節の 5 財政安定化支援事業繰入金は法定繰入金、節の 6 特定健康診査等事業費繰入金は、町単独の健康健診項目費用相当の繰入額で法定外繰入金でございます。

款 6 繰越金、項 1 繰越金、目 1 療養給付費交付金繰越金1,000円、目 2 その他繰越金100万円、ともに前年度と同額でございます。

款 7 諸収入、項 1 延滞金及び過料、目 1 一般被保険者延滞金 1 万円、目 2 退職被保険者等延滞金1,000円につきましても、それぞれ前年度と同額でございます。

款 7 諸収入、項 2 雑入、目 1 延滞処分費から目 5 退職被保険者等返納金につきましても、前年度と同額をそれぞれ計上いたしました。

目 6 療養給付費等負担金、目 7 療養給付費等交付金については、前年度分の精算により追加交付があった場合の受け入れのための科目となります。

雑入37万6,000円は、特定健康診査徴収金等を見込むものでございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

次のページ、172、173ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費3,441万円の主な内容につきましては、右側173ページ記載のとおり、職員 4 名分の人件費及び主な事務費として基幹系システムの大量一括処理委託料、レセプト電算処理委託料、国保集約システム委託料、また団体助成として県国保連合会負担金等でございます。

項 2 運営協議会費、目 1 運営協議会費 6 万3,000円は、国民健康保険運営協議会委員 9 名分の報酬でございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費 8 億1,563万3,000円、目 2 退職被保険者等療養給付費423万9,000円、目の 3 一般被保険者療養費698万4,000円、目の 4 退職被保険者等療養費 2 万5,000円でございます。医療費実績、被保険者数の推移等を考慮し計上いたしました。

次のページ、174、175ページをお願いします。

目 5 審査及び支払手数料174万9,000円は、レセプト審査手数料となり、手数料単価は前年度と同額でございます。

療養諸費の合計は8億2,863万円となり、前年度と比較しまして5,743万7,000円の増でございます。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費1億2,763万4,000円、目2退職被保険者等高額療養費80万4,000円、目3一般被保険者高額介護合算療養費及び目4退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、前年度と同額で5万円でございます。

高額療養費の合計で1億2,853万8,000円、前年度と比較して1,614万8,000円の増でございます。

項3移送費、目1一般被保険者移送費及び目2退職被保険者等移送費とも、前年度と同額の5万円でございます。

項4出産育児一時金420万3,000円は、出産育児一時金、1件42万円の10件分及び支払手数料3,000円でございます。

項5葬祭費、目1葬祭費125万円は、1件5万円の25件分でございます。

次のページ、176、177ページをお願いします。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療費給付分、目1一般被保険者医療費給付分1億8,239万3,000円、目2退職被保険者医療費給付分55万2,000円、合計1億8,294万5,000円。

項2後期高齢者支援金等及び目1一般被保険者後期高齢者支援金等分8,186万1,000円、目2退職被保険者後期高齢者支援金等分44万円、合計8,230万1,000円。

項3目1介護納付金分2,384万9,000円。これらについては、県へ納付する納付金となります。

款4項1目1共同事業拠出金2,000円は、国保連合会へ支払うもので、退職者医療制度対象者把握のための事務費拠出金です。

款5項1目1保健事業費456万2,000円は、右のページ、説明欄記載の需用費及び負担金、補助金、交付金は人間ドック経費補助金95件分、399万円が主な内容となります。

款5保健事業費、項2特定健康診査事業費、目1特定健康診査等事業費1,682万6,000円は、右のページ及び次の179ページ記載の特定健康診査時の看護婦賃金、報酬及び特定健康診査委託料、特定保健指導委託料の経費が主な内容でございます。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金でございますが、目1一般被保険者保険税還付金120万円、目2退職被保険者等保険税還付金5万円、目3償還金として存目程度2,000円、合計125万2,000円、前年度と同額を計上いたしました。

款7項1目1予備費300万円は、前年度と同額でございます。

以上で、平成31年度大多喜町国民健康保険特別会計についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

これで議案第28号 平成31年度大多喜町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第4、議案第29号 平成31年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） それでは、議案第29号 平成31年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の191ページをお開きいただきたいと思います。

本予算は、医療保険者であります千葉県後期高齢者医療広域連合で賦課されます保険料等の数値をもとに予算編成をさせていただきました。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成31年度大多喜町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,199万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきますので、198、199ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料6,461万2,000円は、年金からの特別徴収による現年度分保険料、目2普通徴収保険料2,600万8,000円は、現年度及び滞納繰越分の保険料でございます。合計で9,062万円、前年度比201万3,000円の減額となっております。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料2万円は、前年度と同額でございます。普通徴収保険料に係る督促手数料になります。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金93万9,000円は、事務費に係る繰入金、目2保険基盤安定繰入金399万4,000円は、保険料の軽減状況に応じて、県が4分の3、町が4分の1を負担する……

（「数字が違う」の声あり）

○**税務住民課長（和泉陽一君）** 3,999万4,000円。県が4分の3、町が4分の1を負担する繰入金となります。合計で4,093万3,000円でございます。

款4項1目1繰越金10万円でございますが、前年度よりの繰越金でございます。

款5諸収入、項1償還金及び還付加算金は、目1保険料還付金31万9,000円、目2還付加算金、存目程度1,000円でございます。合計で、前年度同額の32万円でございます。

引き続き、歳出についてご説明申し上げます。

次のページ、200、201ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費64万2,000円は、右側201ページ、説明欄記載の事務的経費でございます。

項2徴収費、目1徴収費31万8,000円は、説明欄記載の徴収事務として、需用費及び役務費でございます。

款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金1億3,071万2,000円は、被保険者から納付いただきました保険料と基盤安定繰入金を合わせて広域連合に納付するものでございます。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金32万円は、転出や所得構成により保険料が減額になった方への還付金でございます。

項2繰出金、目1他会計繰出金1,000円は、存目程度を計上いたしました。

以上で、平成31年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○**議長（野村賢一君）** ご苦労さまでした。

これで議案第29号 平成31年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第5、議案第30号 平成31年度大多喜町介護保険特別会計予算について説明願います。

健康福祉課長。

○**健康福祉課長（長野国裕君）** 議案第30号 平成31年度大多喜町介護保険特別会計予算につきまして、提案説明をさせていただきます。

予算書、203ページをお開き願います。

平成31年度予算案につきましては、第7期介護保険事業計画に基づき算出した介護保険料、

介護保険サービスに係る保険給付費及び地域支援事業費等に基づき予算編成を行い、前年度比3,738万円、3.3パーセント増の11億7,378万2,000円の予算額を見込みました。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成31年度大多喜町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億7,378万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、210ページ、211ページをお開き願います。

初めに、歳入からご説明いたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料につきましては、月額5,100円の保険料基準額に基づき、所得段階に応じた9段階の保険料率及び推計した第1号被保険者3,783人をもとに2億1,546万1,000円、前年度比2.1パーセント減を計上させていただきました。

款2分担金及び負担金、項1負担金には、介護予防教室事業参加者負担金として18万円を計上させていただきました。

款3使用料及び手数料、項1手数料には、事務手数料4万2,000円、督促手数料4万円を計上させていただきました。

款4国庫支出金、項1国庫負担金には、介護給付費負担金として1億8,741万5,000円を計上させていただきました。

項1国庫補助金につきましては、調整交付金として7,842万4,000円、地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業分として807万2,000円、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業分として456万円の新規事業の保険者機能強化推進交付金につきましては1,000円を計上させていただきました。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金には、介護給付費交付金として2億9,409万円、地域支援事業支援交付金として492万5,000円を計上させていただきました。

款 6 県支出金、項 1 県負担金には、介護給付費県負担金として 1 億 6,658 万円を計上させていただきます。

次に、212 ページ、213 ページをお願いいたします。

項 2 県補助金には、地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業分として 403 万 6,000 円を。地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業分として 228 万円を計上させていただきます。

款 7 繰入金、項 1 他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金として 1 億 9,464 万 5,000 円を計上させていただきます。内訳は、介護給付費繰入金が 1 億 3,615 万 3,000 円、これは町法定負担分となります。地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業分が 403 万 7,000 円、こちらも町法定負担分となります。職員給与費等繰入金が 2,941 万 9,000 円、事務費繰入金が 1,148 万 4,000 円、低所得者保険料軽減繰入金が 776 万 1,000 円、地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業分が 579 万 1,000 円、こちらも町法定負担分となっております。

項 2 基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金として 1,275 万 7,000 円を計上させていただきます。

款 8 繰越金には、前年度からの繰越金として 2,000 円を計上させていただきます。

款 9 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料には、延滞金 1,000 円を計上させていただきます。

項 2 雑入には 27 万 1,000 円を計上させていただき、内訳は、生活保護者の介護認定調査等手数料、予防給付介護負担金及び介護予防ケアマネジメント負担金として 26 万 9,000 円、第三者納付金が 1,000 円、介護給付費返還金が 1,000 円となっております。

以上が歳入でございます。

引き続き、歳出についてご説明させていただきます。

214 ページ、215 ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、介護保険関係職員 4 名分の人件費 2,725 万 2,000 円、介護保険業務に係る事務費 205 万 8,000 円を合わせ、前年度比 293 万 3,000 円増の 2,931 万円を計上させていただきます。

なお、293 万 3,000 円増は、職員 1 名分の育児休業終了によるものです。

項 2 徴収費でございますが、介護保険料の賦課徴収に係る事務費として 112 万 3,000 円を計上させていただきます。

項 3 介護認定審査会費でございますが、目 1 介護認定調査等費に介護認定調査に係る調査

員の賃金及び主治医意見書作成手数料などで530万7,000円を、目2介護認定審査会共同設置負担金に夷隅郡市2市2町で設置する介護認定審査会の設置運営に係る負担金として286万4,000円を計上させていただきました。

216ページ、217ページをお願いいたします。

項4運営協議会費でございますが、介護保険運営協議会の開催に係る委員12名分の報酬として8万4,000円を計上させていただきました。

なお、前年度比4万2,000円の増となっておりますが、本年度は第8期介護保険事業計画策定前年のため、協議会が2回開催されることによるものです。

項2選定委員会費でございますが、整備を予定しております介護老人福祉施設の募集に係る審査を行う公的介護施設等整備事業者選定委員4名分の報酬3回分として4万2,000円を計上させていただきました。

次に、款2保険給付費でございますが、保険給付費につきましては第7期介護保険事業計画の策定に際し、推計した数値に基づき予算計上させていただきました。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費でございますが、要介護1から5の認定を受けた方の居宅介護地域密着型介護、施設介護、福祉用具購入、住宅改修、居宅介護サービス計画等に係る給付費として、合計で9億8,566万6,000円を計上させていただきました。

項2介護予防サービス等諸費でございますが、要支援1・2の認定を受けた方への在宅介護、地域密着型介護、福祉用具購入、住宅改修、居宅介護サービス計画等に係る給付費として、218ページ、219ページをお開きください。

合計で2,624万8,000円を計上させていただきました。

項3その他諸費につきましては、介護報酬の審査支払いに係る手数料として66万円を計上させていただきました。

項4高額介護サービス等費につきましては、利用者負担の上限を超えた場合に支給するもので、高額介護サービス費と高額介護予防サービス費を合わせて2,418万9,000円を計上させていただきました。

項5高額医療合算介護サービス等費につきましては、医療費と介護給付費の自己負担額の合算が年間の限度額を超えた場合に支給されるもので、高額医療合算介護サービス費と高額医療合算介護予防サービス費を合わせて204万円を計上させていただきました。

項6特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得者の方が施設に入所した場合の食費と居住費の自己負担を軽減するために支給されるもので、特定入所者介護サービス費と

特定入所者介護予防サービス費を合わせて5,042万円を計上させていただきました。

次に、款3地域支援事業費でございますが、地域支援事業費につきましては保険給付費と同様に、第7期介護保険事業計画の策定に際し推計した数値に基づき予算計上させていただきました。

款3地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1総合事業費精算金でございますが、入所特例者が総合事業の提供を受けたときの精算金として10万円を計上させていただいております。

項2包括的支援事業・任意事業、目1任意事業費でございますが、任意事業は介護給付費等の費用の適正化に係る経費、寝たきりの高齢者等のおむつの支給及び成年後見人制度の利用者支援などに係る経費として266万5,000円を計上させていただきました。

次に、220ページ、221ページをお願いいたします。

目2包括的支援事業でございますが、地域包括支援センター職員3名分及び臨時職員の人件費や事務費等で2,022万9,000円を計上させていただきました。

目3包括的支援事業、社会保障充実分は、50万円を計上させていただきました。内訳として、生活支援体制整備事業に包括的支援センターに配置する生活支援コーディネーターに係る賃金として47万8,000円、認知症初期集中支援推進事業に認知症初期集中支援チームの医師に係る相談業務委託料として2万2,000円を計上させていただいております。

項3介護予防・日常生活支援サービス事業費につきましては、1,841万4,000円を計上させていただきました。内訳としまして、要支援者等に係る訪問介護、通所介護の経費として1,680万円、ケアプラン作成経費として141万4,000円、総合事業高額介護予防サービス費として20万円を計上しております。

項4その他諸費につきましては、介護予防・日常生活支援サービスの報酬の審査支払いに係る手数料として6万2,000円を計上させていただきました。

項5一般介護予防費、目1一般介護予防事業費につきましては、345万6,000円を計上させていただきました。内訳としましては、介護予防普及啓発事業に脳トレ教室やいきいき塾等による介護予防の普及啓発に係る経費として96万5,000円を、222ページ、223ページをお願いいたします。

地域介護予防活動支援事業には、住民主体の介護予防活動の育成や支援などを行う経費として215万5,000円を、地域リハビリテーション活動支援事業には、地域における介護予防の取り組みを強化するため、住民主体の介護予防活動へのリハビリテーション専門職を派遣す

るための経費として33万6,000円を計上いたしました。

款4諸支出金につきましては、過年度保険料の還付金及び保険給付費や地域支援事業費に係る国・県支出金等の法定負担金の精算に伴う返還金として30万3,000円を計上させていただきました。

款5予備費につきましては、前年度と同額の10万円を計上させていただきました。

以上が歳出でございます。

以上で、平成31年度大多喜町介護保険特別会計予算案の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

これで議案第30号 平成31年度大多喜町介護保険特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第6、議案第31号 平成31年度大多喜町水道事業会計予算について説明願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 議案第31号 平成31年度大多喜町水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

別冊の水道事業会計予算書、1ページをお開きください。

第1条、平成31年度大多喜町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量としまして、給水戸数3,830戸、年間総給水量103万1,300立方メートル、1日平均給水量2,818立方メートルを予定しています。

第3条、収益的収入及び支出の予定額ですが、収入としまして、款1水道事業収益で、項1営業収益、項2営業外収益を合わせまして総額5億5,147万1,000円を予定しています。

続きまして支出ですが、款1水道事業費用で、項1営業費用、項2営業外費用、項3予備費を合わせまして総額4億8,434万9,000円を見込んでおります。

第4条、資本的収入及び支出の予定額ですが、収入としまして、款1資本的収入で、項1負担金、項2企業債、項3固定資産売却代を合わせまして総額8億1,658万8,000円を見込んでおります。

次ページをお願いします。

続きまして、支出ですが、款1資本的支出としまして、項1建設改良費、項2企業債償還金を合わせまして総額11億2,965万円を予定しております。

第5条、債務負担行為。債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額を定めてお

ります。

第6条、企業債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還方法を定めたもので、それぞれ3事業、総額8億1,400万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第7条、一時借入金。一時借入金の金額を2億6,000万円に定めました。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費で5,410万3,000円と定めるものです。

第9条、一般会計からの補助金ですが、金額を7,000万円と定めました。

第10条、たな卸資産購入限度額ですが、291万9,000円と定めました。

続きまして、9ページをお開きください。

平成31年度大多喜町水道事業会計予定キャッシュ・フローになりますが、平成31年度中の業務活動、投資活動、財務活動の現金預金の流れを記載したもので、資金の期末残高は2億4,882万3,000円となります。

10ページから17ページは、職員給与費明細書で記載のとおりでありますので説明は割愛させていただきます。

次に、18、19ページをお開き願います。

継続費に関する調書で、面白浄水場更新工事に係る経費で、年割額総額を9億4,332万7,000円と定めたものです。

次ページをお願いします。

債務負担行為に関する調書で、水道料金システム賃借料の限度額を1,092万3,000円、期間を平成31年度から平成34年度まで、会計システム賃借料の限度額を591万1,000円、期間を平成32年度から平成36年度まで定めたものでございます。

次に、23ページをお願いします。

平成30年度水道事業予定損益計算書となり、平成30年度の水道事業諸活動の経営成績の見込みをあらわしたもので、経常利益619万4,000円を見込み、当年度未処分利益剰余金が3,230万円となる見込みでございます。

次に、24、25ページの平成30年度大多喜町水道事業予定貸借対照表（前年度分）、26、27ページの平成31年度大多喜町水道事業予定貸借対照表（本年度分）につきましては、それぞれの年度末現在の財政状況をあらわしたものです。

次に、28、29ページは、注記といたしまして、重要な会計方針についての記載となります。

次に、30ページをお開き願いたいと思います。

平成31年度大多喜町水道事業会計予算積算基礎資料についてご説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出の収入ですが、款1水道事業収益、項1営業収益の予定額3億1,467万1,000円は、前年度比45万3,000円の減で、目1給水収益の水道料金が主な内容でございます。

項2営業外収益の予定額2億3,680万円は、前年度比640万1,000円の減で、目2他会計補助金の一般会計補助金、目3県補助金の県水道総合対策補助金、目6の消費税還付金が主な内容でございます。

次ページをお願いしたいと思います。

続きまして、支出ですが、款1水道事業費用、項1営業費用の予定額4億5,514万円は前年度比2,681万8,000円の減で、目1原水及び浄水費の職員給料、臨時職員賃金、水質検査等委託料、浄水場に係る動力機器、南房総広域水道企業団受水費、目2配水及び給水費の職員給料、臨時職員賃金、浄水場に係る修繕費、路面復旧費、各加圧所動力機器、次ページをお願いいたします。

目3総係費の職員給料、各システム等の委託料及び賃借料、目4、次ページをお願いいたします。

目4減価償却費の建物等の有形固定資産減価償却費、目5資産減耗費の構築物等の固定資産除却費等が主な内容でございます。

項2営業外費用の予定額2,880万9,000円は、前年度比171万3,000円の減で、目1支払利息の地方公共団体金融機構等の企業債利息が主な内容でございます。

項3予備費で、予定額40万円は、前年度と同額でございます。

次ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入ですが、款1資本的収入、項1負担金の予定額257万7,000円は前年度比813万9,000円の減で、目1加入負担金の水道加入者負担金が主な内容です。

項2企業債の予定額8億1,400万円は、前年度比2億9,120万円の増となり、目1企業債の面白浄水場更新工事等の企業債となります。

次ページをお願いいたします。

続きまして、支出ですが、款1資本的支出、項1建設改良費の予定額10億3,701万2,000円は前年度比4億4,858万1,000円の増となり、目2浄水施設費の横山浄水場ろ過砂交換委託料、目3配水施設費の職員給料、布設替工事材料費、舗装本復旧時県負担金、低区配水池更新工

事等の工事請負費、目 4 固定資産取得費の量水器交換に伴う量水器費、目 6 面白浄水場更新費の面白浄水場更新工事に係る工事請負費が主な内容でございます。

項 2 企業債償還金の予定額 9,263 万 8,000 円は、前年度比 256 万 4,000 円の増となり、目 1 企業債償還金で財務省 17 件、地方公共団体金融機構 43 件分の企業債償還金となります。

以上で、平成 31 年度大多喜町水道事業会計予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） ありがとうございます。ご苦労さまでした。

これで議案第 31 号 平成 31 年度大多喜町水道事業会計予算の説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。

この間、昼食をお願い、午後 1 時から会議を再開します。よろしくお願いします。

（午前 11 時 55 分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

（午後 1 時 00 分）

○議長（野村賢一君） 次に、日程第 7、議案第 32 号 平成 31 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算について説明願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） それでは、議案第 32 号 平成 31 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算について説明をさせていただきます。

予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条、平成 31 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算は、次に定めるところによる。

第 2 条の業務の予定量は、利用定員、施設介護サービス 80 人、居宅介護サービス 4 人、年間利用予定者数、施設介護サービス 2 万 75 人、居宅介護サービス 1,224 人を見込みました。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額は、収入は営業収益と営業外収益の合計した特別養護老人ホーム事業収益 2 億 3,194 万円で、支出、特別養護老人ホーム事業費用は 2 億 8,225 万円を見込みました。

第 4 条、次に資本的収入及び支出予定額の資本的収入は 28 万 5,000 円を見込みました。

2 ページをごらんください。

資本的支出は213万5,000円となります。

第5条の一時借入金の限度額は1,200万円。

第6条の予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との相互とします。

第7条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与の1億9,853万1,000円です。

続きまして、9ページをお開きください。

9ページは、平成31年度予定キャッシュ・フロー計算書で、業務投資活動による1年間の現金、預金の流れをあらわしております。

資金増加額は4,288万9,000円の減。

資金期首残高2億9,517万円。

資金期末残高2億5,228万1,000円となります。

続きまして、19ページをお開きください。

19ページは、平成30年度予定キャッシュ・フロー計算書で、業務投資活動による1年間の現金、預金の流れをあらわしております。

失礼しました。

損益計算書になります。失礼しました。

19ページ、平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム予定損益計算書になります。失礼しました。

この予定計算書は、1年間の現金の流れを示しておりまして、損益、経常損益は6,013万1,000円となり、当年度末未処理欠損金は9,387万8,000円となる見込みでございます。

20ページ、21ページは、平成30年度予定貸借対照表、22ページ、23ページは、平成31年度予定貸借対照表になりますが、これらにつきましては記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

続きまして、予算の明細につきまして、予定積算基礎資料により説明をさせていただきます。

26ページ、27ページをごらんください。

初めに、収入ですが、特別養護老人ホーム事業収益のうち、営業収益は、施設利用者の介護報酬となり、前年度比104パーセントの2億858万9,000円を見込みました。

次に、営業外収益の予定額は、前年度比186パーセントの2,335万1,000円で、前年との相

違点としまして、外国人技能実習生の受け入れに伴う経費について、一般会計からの繰入金1,220万3,000円を見込んでおります。

次のページをごらんください。

支出。

総務管理費の予定額1億7,287万円は、職員26名分の給料、各種手当等、健康診断等の委託料、各種システム類の使用料等となり、前年度比103パーセントとなります。

次のページをごらんください。

第2目施設管理費の予定額2,213万4,000円は、前年度比94パーセントとなり、内容は介護用消耗品や医薬材料費、給湯、暖房用ボイラー燃料費、エレベーターや浄化槽等の点検手数料、電気・水道・ガス料の光熱水費等でございます。

第3目居宅介護事業費の予定額226万6,000円は、前年度比79パーセントで、臨時職員1名分の法定福利費、賃金でございます。

次に、次ページにかけての第4目施設介護事業費の予定額5,457万7,000円は、前年度比81パーセントで、主なものといたしまして臨時職員18名分の賃金と法定福利費、嘱託医の報酬、協力医の委託料等の委託料、給食の賄い材料費等となります。

第5目減価償却費の予定額1,717万4,000円は、前年度比99パーセントとなります。

第7目外国人技能実習生受入事業1,271万8,000円につきましては、外国人技能実習生の賃金、法定福利費や受け入れに関する経費で、今年度から新設をいたしました。

営業外費用及び予備費の予定額は、前年度と同額でございます。

次のページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入です。

資本的収入の一般会計繰入金、予定額28万5,000円は、外国人技能実習生受入経費に対する特別交付税に係る町の繰出金でございます。

続いて、支出です。

施設整備費213万5,000円は、バコティンヒーター修繕やトイレ改修等の工事請負費、ギャッチベッド、居室エアコン交換等の備品購入費となります。

次に、第4節外国人技能実習生受入事業28万5,000円は、外国人技能実習生受け入れに伴う備品の購入費でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） これで、議案第32号 平成31年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算の説明を終わります。

以上で、一括議題とした議案第26号から議案第32号までの平成31年度大多喜町一般会計予算各特別会計予算及び各事業会計予算の提案説明を終わります。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第8、請願第1号 後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 請願第1号 後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める請願の説明をさせていただきます。

本請願につきましては、全日本年金者組合大多喜夷隅支部の支部長であります矢澤喜久雄氏から提出されたものであり、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

国では今、後期高齢者の医療費窓口負担を、原則1割から2割にする議論が始まっております。

一方高齢者をめぐり、年金は、マクロ経済スライドで低く抑えられている上、医療保険料は開始時より実施されていた特例減免制度も10月で終わります。収入が減り支出はふえる一方です。

こういう中で、医療費の窓口負担の原則2割になることは、治療が長期にわたる高齢者の生活もますます圧迫し、経済的な理由により必要な受診ができない高齢者がふえてしまうことや、病気の早期発見につながる受診の抑制が広がり、医療費の増額や要介護者の増加につながるなどが懸念されます。また結果的には、介護にかかわる現役世代の生活をも圧迫し、全世代に多大な影響を与えることだけではなく、国の医療費の増大につながるものだという内容です。

このようなことから必要なのは、後期高齢者の医療費窓口負担の原則1割を堅持し、また高額療養費の限度額の引き下げを初めとする患者負担の軽減を図ることであると強く国に要望しなければならないと考えるところです。

以上が請願の趣旨でありますので、どうかよろしくご審議いただいて採択いただけますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと
思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託は省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願については質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

○議長（野村賢一君） 挙手少数です。

したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 以上で本日の議事日程は、全て終了しました。

なお、既に通知したとおり、新年度予算案の細部説明及び議案調査のため、来週3月12日
及び13日の午前9時から、合同での常任委員会協議会が、この場で開催されますので、よろ
しくお願いします。

3月12日は、総務文教常任委員会が所管する事務について、また3月13日は、福祉経済常任委員会が所管する事務となります。

また、最終日である3月19日は、午前10時から本会議を開きますのでご参集願います。

これをもちまして本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会とします。

長時間にわたりご苦労さまでございました。

(午後 1時14分)

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 4 号)

平成31年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

平成31年3月19日（火）

午前10時00分 開議

出席議員（12名）

1番	野 中 眞 弓 君	2番	志 関 武良夫 君
3番	渡 辺 善 男 君	4番	根 本 年 生 君
5番	吉 野 僖 一 君	6番	麻 生 剛 君
7番	渡 邊 泰 宣 君	8番	麻 生 勇 君
9番	吉 野 一 男 君	10番	末 吉 昭 男 君
11番	山 田 久 子 君	12番	野 村 賢 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	飯 島 勝 美 君	副 町 長	鈴 木 朋 美 君
教 育 長	宇 野 輝 夫 君	総 務 課 長	西 郡 栄 一 君
企 画 課 長	米 本 和 弘 君	財 政 課 長	君 塚 恭 夫 君
税 務 住 民 課 長	和 泉 陽 一 君	健 康 福 祉 課 長	長 野 国 裕 君
建 設 課 長	吉 野 正 展 君	産 業 振 興 課 長	西 川 栄 一 君
環 境 水 道 課 長	山 岸 勝 君	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	秋 山 賢 次 君
会 計 室 長	吉 野 敏 洋 君	教 育 課 長	古 茶 義 明 君
生 涯 学 習 課 長	宮 原 幸 男 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	麻 生 克 美	書 記	市 原 和 男
書 記	山 川 貴 子		

議事日程（第４号）

- 日程第 1 議案第 26 号 平成 31 年度大多喜町一般会計予算（質疑～採決）
- 日程第 2 議案第 27 号 平成 31 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 3 議案第 28 号 平成 31 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 4 議案第 29 号 平成 31 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 5 議案第 30 号 平成 31 年度大多喜町介護保険特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 6 議案第 31 号 平成 31 年度大多喜町水道事業会計予算（質疑～採決）
- 日程第 7 議案第 32 号 平成 31 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算（質疑～採決）
- 追加日程第 1 同意第 3 号 副町長の選任について
- 追加日程第 2 議案第 33 号 平成 30 年度大多喜町一般会計補正予算（第 7 号）

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） おはようございます。

町長及び執行部職員の皆様には、ご出席をいただきましてまことにご苦労さまでございます。本日は審議期間の最終日となりますが、よろしくお願いしたいと思います。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

平成31年第1回議会定例会3月会議の最終日に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議長を初め議員の皆様には、年度末の大変お忙しいところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、3月会議初日以降のものでございますので、お手元に配付をさせていただきますました報告書でご了承をいただきたいと思います。

さて、本日の会議は、平成31年度当初予算に係る質疑と採決となっておりますが、先般の議会初日で予算編成方針をお話しさせていただき、また先週の常任委員会協議会において、関係各課から各種事業の詳細を説明させていただいたところでございます。

第3次総合計画に位置づけされた各種事業を着実に推進するため、基本目標に掲げた各種施策を盛り込んだ予算とさせていただいております。これらの施策について、十分ご理解賜りますようお願い申し上げ、会議冒頭の挨拶とさせていただきます。

ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。3月5日以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（野村賢一君） これより日程に入ります。

本日の会議は、既に配付いたしました議事日程（第４号）により進めてまいりますので、
よろしくをお願いします。

◎議案第２６号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第１、議案第26号から日程第７、議案第32号までの平成31年度大多喜町一般会計予算、各特別会計予算及び各事業会計予算については、既に一括議題とし、提案理由の説明が終わっております。

３月７日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

議員各位には、既にご承知のとおり、事前に配付されている予算に係る予算説明資料などは予算審議を円滑に進めるための参考資料ですので、質疑に当たっては、平成31年度の各歳入歳出予算書から質疑されるようお願いします。また、質疑に当たっては、歳入については全般にわたって、また歳出については款ごとに行います。

なお、質疑の際は予算書のページを必ず示していただくとともに、質疑に当たっては議題外にわたりその範囲を超えることのないようご留意願います。また、質疑については１項目について３回までといたします。

それでは、これより質疑に入ります。

議案第26号 平成31年度大多喜町一般会計予算の質疑を行います。

歳入については全般、歳出の質疑については、初めに款１議会費、款２総務費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

４番根本年生君。

○４番（根本年生君） 43ページの定住化対策事業の13番委託料、空き家バンク等登録促進業務委託料、これはこの間ちょっと簡単な説明があったと思います、専門業者を入れてということで。それで、具体的にいつからどのような形で専門業者を入れて、それで空き家バンクに登録する際には専門業者を通すような形になるのか。その辺の具体的な内容について教えていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまの空き家バンク登録促進業務委託料でございますけれども、この委託料につきましては、現在空き家バンクの登録を受け付けているわけなんですけれども、その受け付けに当たって、例えばこちらに所有者の方がいなくて相続ができていないとか、そういったいろんな問題があって空き家バンクの登録ができないというような物件が結構ありますので、そういった物件について、実際に所有者の方と交渉していただいたり、それから相続をどういうふうにするのかというようなことで間に入っていただいて、それで登録に向けた手続を進めてもらうというような業務を委託する内容となっております。

来年度は4件を予定しております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 今の関連で。

すみません、近隣の市町村なんかだとやっぱり空き家バンク、登録制でやっていまして、必ず空き家バンクに登録するには不動産業者が間に入って、いろんなトラブルが、申しわけないけれども、全てとは言いませんけれども、たまにトラブルとかがあるので、不動産業者を必ず入れないと。仮に、私が空き家バンクに登録したときには、必ず不動産業者を、誰がどうですかということを入れて円滑に進んでいると。そのような形をとるのか、40万円という中なので、その際、不動産業者に一銭もお金は行っていないようなんですけれども、改めて仲介になったときには不動産業者に仲介料は本人が払うということなんですけれども、この40万円というのは、いろんな調査、不動産業者さんが調査した際にかかった費用を負担するという事でよろしいですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） これは不動産業者さんがかかった費用ではなくて、所有者の方の調査、所有者がはっきりしない部分もありますので、そういった所有者をまず探してもらうとか、そういう部分も入っております、全くまだ不動産業者が入る前の手続となっております。

登録が済んで、今度その登録が済んだ物件の交渉に入るときには不動産業者さんに入っていただきますけれども、まだその前の段階の手続ということになりますので、不動産業者さんの関係の費用とかは、この中には全然入っていない部分になっています。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 47ページの公共交通政策事業ですが、その中の高速バス運行補助金4,950万とあります。

これは二、三年ほど前に、財源の変更をするときの資料では、平成31年度の補助金の額は3,857万円というふうに見積もられていました。これがほぼ1,000万円以上増額されている、その理由は何なのか。

そして、担当としては、この事業は何年後に黒字になると見込んでいるのか。そのときには、お金はどのくらいつぎ込んでいるであろうと計算してあるのかなど伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまの高速バスの補助金の質問ですけれども、ただいまお話がありました件については、平成29年11月30日の全員協議会のときに説明した内容の数字だと思います。今、言われましたように、このときの、平成30年が4,534万4,000円というように、平成30年度分の補助金につきましては、12月の補正予算で500万円ほど増額の補正をさせていただいたところです。

31年度につきましては、またさらにその実績に基づきまして、来年度の予算ということで4,950万円を計上させていただいたところです。この差額が1,093万円出ることとなっておりますけれども、そのような形で現状に即した数字というようにことで見直しをしておるところでございます。

それから、今後の見通しにつきましては、当面、高速バスの基金の5年間というようにことでございますので、それ以上については、今現在ではまだ数値的なものは出していないところでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 関連して町長に伺います。

町長はこの事業を始めるときに、1億5,000万以上の補助金は積み込まない。それに基づいて基金でストップをかけているわけですが、それともう一つ、5年間は見ていてくれということでした。そのことについて、今どういうふうに思われているのか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 当初の1億5,000万の基金はまだ残っておりますので、その範囲の中で今やっているところでございます。

その中で、当初、基金だけでやるという方向でいましたけれども、それではなかなか厳し

いという中で、いろいろ私どもも国のほうへいろんな形をとっております。そして、昨年度はいわゆる過疎債、これは、過疎債を使うことによって7割は国からもらえるということで、そういったものを利用させていただいているんですが、31年度につきましては、国のほうに私ども大分お願いしてまいりました。そういうことで、特別交付税を今回見込んでおります。

特別交付税につきましては、赤字の七、八十パーセントを交付税で見てくれるということでございますので、そういう中で何とか組み合わせて、何とか基金の中でやってまいりたいと思っています。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

同じ質問。

○1番（野中眞弓君） もう一つ足りない。5年で終わらせるということ。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 5年で何とか事業を軌道に乗せたいということを言っているので、5年で終わらせるということは言っておりません。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

野中議員、同じ質問ですか。

○1番（野中眞弓君） 同じ質問です。だって、今の直前のは答弁が足りなかったから促した。

○議長（野村賢一君） そうですか。

じゃ、1番野中眞弓君。どうぞ、やってください。

○1番（野中眞弓君） 度忘れ。すみません、思い出したらあれします。

○議長（野村賢一君） じゃ、また。

ほかにありませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 5番吉野僖一です。

1月31日に予算関係案についてということで資料をいただきまして、これが西中学校の跡地のことで……。

○議長（野村賢一君） 吉野僖一君に申し上げます。

ページ数を出してください。何ページですか。

○5番（吉野僖一君） 教育費で、112ページ。

○議長（野村賢一君） 今は、教育費はやっていません。

○5番（吉野僖一君） ああ、そうか、ごめんなさい。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

歳入及び款 1 議会費、款 2 総務費の質疑を終わります。

野中議員、思い出したら言ってください。

次に款 3 民生費、款 4 衛生費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 63ページ、国民年金事務費に関連しましてご質問させていただきます。

国民年金では、市町村の年金担当窓口に申請することによりまして、4月から出産前後の保険料が免除になるということが言われているようですけれども、この制度の詳しい内容と周知方法などはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 年金ということで、平成31年4月から産前産後期間の国民年金保険料が減免になるということで、内容についてなんですけれども、出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間、年金保険料が免除されるものです。対象者につきましては、国民年金の第1号被保険者で、出産日または出産予定日が平成31年2月1日以降の方になります。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにありませんか。

（「周知はどのように考えているのか」の声あり）

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 周知につきましては、今月3月25日発行予定の広報おおたきに一応掲載する予定になっております。また、母子手帳の発行の際に案内チラシ等を渡すなど、4月以降、担当課と協議をして進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 63ページの国民健康保険特別会計繰出金ですが、この項目に子供の均

等割減免を追加する考えがあるか、伺いたいと思います。

その理由なんですけれども、全員協議会のときに子供の出生数が公表されました。そうしたら、直近の３年間の子供の生まれ方が激減しているということで、非常にもう恐怖を感じるほど驚きました。子育て支援は、今、本当にもう喫緊の問題で、安心して子供が育てられるよう、非常に手厚過ぎるほどの支援をしてもしかるべき状況ではないかと思います。

そこで、国民健康保険における均等割というのは、国民健康保険を非常に高くつり上げている制度の一つで、子供が生まれるたびに大多喜町の場合は３万円、どんどん加算されていくわけです。それに対して、安心して子供を産めるように、子供の均等割について補助が必要だと考えます。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 63ページの国民健康保険特別会計繰出金ですけれども、こちらの中については、国から示されている法定分の保険税が軽減になる方の分の繰出金ということで、子供の均等割についてはこの中には含まれておりません。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 今までも、30年度はありませんけれども、国から来なくても町が法定外繰り入れという形で、保険料を抑えるためにお金を入れておりました。そういうのと同じように、法定外の繰り入れで子供の均等割を賄うという考えですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 子供の均等割につきましては、大多喜町だけの問題ではありませんので、昨年11月に国民健康保険の制度改善強化大会というのがありまして、保険者として、全国の保険者の方が集まった会議があるんですけれども、その中でも決議事項ということで、子供の均等割の軽減の制度を創設するようというような決議もされていますので、国のほうの動向を見守りながら、情報収集に努めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 国のほうの動向を待っていたら、いつになるかわかりません。子供の医療費の無料化がそうです。今でも地方自治体は、ほとんどの自治体が中学３年生までの子供の医療費の無料化をやっていますが、国は全くそこに追いついておりません。ようやく償

還払いを、窓口での現物払いに対してのペナルティーを外したという状況です。

でも、子育て支援は、若い人たち、子供を産める世代の人たちに、今、子供を産んでもらわなければ手おくれになります。やはり地方自治体が、自分の市町村の子供をふやすということにしゃかりきに取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） いずれにしましても、国民健康保険の繰出金につきましては、一般会計から、国保に加入していない方の税金も使って繰り出すことになりますので、その辺が、ここではどうこうというのは現状どおりということで、国の動向を見守るというような形でいきたいと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 71ページ、保育園管理運営事業でお伺いいたします。

国では、ことし10月から保育料の無償化についていろいろと検討されているようすけれども、保育園の保護者の方は、保育料の無料化と副食費の徴収ということは別であることを理解しているのかという、ちょっと不安が感じられております。この辺について、今後、周知などの対応を考えているのかどうか。

また、仮に小中学校の給食費と同じように、子育て支援策として副食費を万が一にも無償とした場合に、年間どの程度の財源が必要となるのか、考えられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 先ほど議員が言われるとおり、ことしの10月から保育料の無償化が予定されておりますが、改正案については示されておりますが、確定されたものがまだ国・県から示されておきませんので、当初予算には計上してございません。

また、現時点で無償化案では、3歳以上の児童、及び住民税非課税世帯の3歳未満の児童の保育料の無償化措置が予定されているところでございます。

保育料が無償化になりましたので、先ほど議員が言われるように、給食の食材料費については、基本的にはこれまで同様、保護者負担となる方針が出されているところでございます。

現在、副食費の無償化などの範囲をどこまでするのかというのもまだ確定しておりません。国から示された後に例規整備を行う、保護者にはそのときに、保護者全員に文書により周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「すみません」の声あり）

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 仮に、給食費について財源的にどのくらいの経費が必要かということ
ことでございますが、来年度の入園予定児童数をもとに試算いたしますと、約1,228万円の
費用が必要となる試算が出ております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 77ページの下の方の面白峡発電所管理運営事業、約220万。近年、
同じような金額が上がっていると思うんですけれども、その中で、25番の積立金、環境基金
積立金150万。これも、年々少しずつでしょうけれども基金が積み上がっていると思います。
これについては、具体的にこの基金を今年度このような計画で使いたいとか、多分、周辺
整備か何かのお金を使うという基金じゃなかろうかと思っておりますけれども、この辺の150万円
の基金の目的と、あと今後この150万、今年度どのように使っていくのかというような計画
等がありましたら。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） まず、面白峡発電所の基金ですけれども、これは税相当額12
万5,000円の12カ月で年間150万いただいています。

また、基金の使い道ですけれども、現在、環境基金の繰出金ということで、住宅用太陽光
発電の促進補助金と、あと生ごみ処理機の補助金のほうに繰り入れております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） そうすると、この基金は太陽光と生ごみでしたでしょうか。

そうすると、基本的に面白峡のところで上がった金を積み立てているということですので、
その辺の周辺の施設整備というんですかね、まだ観光面とかいろいろな面で不十分な面があ
ると思っておりますけれども、この基金をそちらのほうに使うということは、有効利用するとい
うことは今のところ考えていないし、できないということでしょうか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 環境基金を観光施設等に使うということは、今のところは考
えておりません。

○議長（野村賢一君） 観光はだめだって。

ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 69ページの子ども医療費助成事業です。20の扶助費で子ども医療費とありますが、今、子ども医療費の助成は中学3年生までです。少子化対策の一つとして、これも対象を高3までに、今年度中には拡大する考えというのはありませんか。

○議長（野村賢一君） いいですか、やりますか。答えられますか。

健康福祉課長は、まだこれは中学校までだけれども、要望だから。どうする。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 31年度予算案には、そのような予算とはなっておりません。

予定ではございません、今のところ。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

11番山田久子君。

○1 1 番（山田久子君） 今のに関連。

○議長（野村賢一君） 今、要望でしょう。

○1 1 番（山田久子君） でもちゃんと……。

○議長（野村賢一君） 要望だと答えられない面があるでしょう、まだ不透明な面があるから。そこら辺はあれしてくださいよ。

ほかに。

11番山田久子君。

○1 1 番（山田久子君） 75ページ、予防接種事業でお伺いさせていただきます。

新聞等の報道によりますと、この4月より、風疹の流行を受け、今まで定期接種を受ける機会のなかった39から56歳の男性に3年間、予防接種法上の定期接種を実施することでございますけれども、本町では今年度、どのように抗体検査や予防接種を進めていく考えているのか。

また、対象者が働く世代の男性であるため、抗体検査と予防接種を同日に実施していけるような方法を、町の検診もしくは医療機関等に対して、また検討していただくことができないものかと思いますが、この辺いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 現在、予防接種法によって、小学校就学前までは2回の予防

接種が実施されていますが、接種を受ける機会が少なかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性は抗体の保有率が他の世代に比べて低いため、風疹の、今、議員がおっしゃった追加対策として、本年の4月から定期接種の位置づけとして、3年間にわたり実施されることとなります。

1年目の対象者は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に、定期接種の対象者としてクーポン券を配布します。クーポン券を配布して、まず抗体検査を受けていただき、十分な抗体がない方は接種を受けていただくこととなります。

しかしながら、国からの接種にかかる大枠については示されたものの、詳細部分がまだ不明確なところが多かったため、郡内の医療機関においても接種体制が整っていない状況であります。また、クーポンの発行や接種履歴管理を行うシステムの改修についても体制が整っていない状況でありますので、近日中に医師会等との調整を進め、接種に向けての準備を行う予定です。

あと、働く世代、接種体制ということですがけれども、町の集団健診等の抗体検査については、現時点で臨床検査センターのほうもまだ最終的な、国からの方法というか、マニュアル等がおりてきていないということですので、まだ現時点では体制が整っていないということですので、本町においては早くても次年度以降になるかと思われます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（野村賢一君） それでは、なしと認めます。

款3民生費、款4衛生費の質疑を終わります。

次に、款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 97ページの下段のほうです、観光まちづくり推進事業、委託料に、各種計画策定……。

○議長（野村賢一君） 根本君、もう少しマイクをつけてください。

○4番（根本年生君） すみません。

委託料の中に、計画を委託してつくりますという段と、その下に工事請負費、施設改修工事、施設設備工事。施設改修工事については、釜屋さんとか商い資料館を改修するんだということで説明がありました。

一般的に考えると、先に計画の策定ができて、その中で釜屋さんをこのような形でやるんだ、商い資料館をこのような形でやるんだという、工事に入っていくのかなと思いますけれども、先行して釜屋さんと商い資料館さんを工事を行って、その後に計画がつくられるということですか。それとも計画をつくって、その後に商い資料館さんとかの工事を行うということでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 計画が先か、工事が先かということでありまして、本来、今回の地方創生推進交付金事業は当初5年間で予定しておりまして、交付申請したところですが、それが申請の結果3年ということで、国のほうの計画として認められたわけですが。その際、今まで5年間で最初に計画をつくってということでありましたが、今回3年ということで短縮された期間の中でやるということで、計画と事業は同時進行という部分が今出てきておりまして、今回、城下町の再興による観光活性化計画については、来年度の4月1日から事業計画をつくっていく予定になっておりますが、それとあと釜屋さんと商い資料館についても31年度の事業としてやると。

これはちょっと2つの事業を、計画と事業を並行しながらということで今考えておりまして、釜屋さんと商い資料館については、城下町の再活性化の中の大きな目玉ということで当初から考えていたものでありますので、それを計画の中に盛り込んだ形で計画をつくっていくというふうな形で考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 説明ありがとうございました。

それで、釜屋さんと商い資料館と計画を変更してやるということで、あとの計画の部分をもう少し具体的な、ここをこうしたいんだとかいうような、計画づくりの中でですね。当然、釜屋さんと商い資料館だけじゃないですよ、もっと全体的な計画をつくるということでしょうから、もう少し具体的な計画の内容がありましたら教えてください。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 具体的にといいますか、案として考えているのは、城下町通りが非常に、歩行者が歩くのに歩道が狭いということで、そこを安心して歩けるような通りにしていこうというのが大きな枠の中で考えがあるので、そういうような対策をできるような計画をつくっていきたいというのが一つあります。

それから、あと昼間のお客だけでなく、夜も滞在してもらえようという通りの通

そういうのにしたいということで、その辺の対応をできるような、例えばあんどん等を設置して夜もお客様が楽しめるというような、そういうのも一つの案として考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません、国の交付金を使っていろんなことをやっていただいて、大変助かると思いますけれども、ちょっと聞いたところ、交付金、3年間のお金ではなかなか、今計画している事業ができるのかどうかというところで、非常に心配しているところがございます。

計画をつくって、それを実行するに当たって、多分、今受けている交付金の中では、それと町の費用の中ではできない部分も多いかなと危惧しているんですけども、計画を進めるに当たって、今後の予算的な措置というものは何か考えていますでしょうか。

（「計画をつくる」の声あり）

○4番（根本年生君） じゃ、いいです、いいです。

○議長（野村賢一君） これからつくることだから。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を終わります。

次に、款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） さっきは失礼しました。

112ページ、教育費。ここの予算の中には出てこなくて、1月31日に議会に予算関係の案についてということで資料が配られました。これは、西中の跡地の件で資料をいただいたんですが……

○議長（野村賢一君） 吉野議員に申し上げます。

予算書でお願いしているんですけども、予算書はどこにありますか。

○5番（吉野僖一君） 1月31日にもらったやつで、今……。

○議長（野村賢一君） それは資料なんです、資料ですよ、それはあくまでも。

○5番（吉野僖一君） これは、今やっちゃいけない。

○議長（野村賢一君） 当然です。

○5番（吉野僖一君） 教育費、資料をもらったんだものね。

教育費、中学校費、学校管理費、中学校施設管理事業ということで、ページ数、これはまずいですか。

○議長（野村賢一君） 予算書のページ数を示してください。

○5番（吉野僖一君） 117ページ。

予算書の中には出ていなくて、1月31日に……。

○議長（野村賢一君） だから予算書でやってください、質疑は。

（「ページないんですか」の声あり）

○5番（吉野僖一君） ページ、ない。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 今の款の中に入らない、次の132ページの給与費明細書はよろしいでしょうか。

○議長（野村賢一君） 131ページ。

○1番（野中眞弓君） 132ページ。

○議長（野村賢一君） これは給与費明細書。今は……。

○1番（野中眞弓君） 今はだめ。

○議長（野村賢一君） 後でやってください。

ほかにございませんか。

5番吉野僖一君、大丈夫ですか。

○5番（吉野僖一君） すみません、申しわけない。

119ページの15工事請負費ということで出ていまして、その中で西中の跡地のことを、撤去移転工事ということだと思うんですが、よろしいですか、進めて。

○議長（野村賢一君） 予算書に載っているのならどうぞ。

ページ数等をもう一度。

○5番（吉野僖一君） 119ページですね、工事請負費。

撤去移転工事費ということで、西中の跡地を三育学園ということで話が進んでいるということで、こういう予算が出てきたと思うんですが、昨年3月の議会で、西中の跡地に関しては、西中学区の西畑と老川の皆さんの意見をまず聞いてくださいと、1つ目。2つ目が、老

川小みたいに公募でやってくれと。そして、3つ目が三育学園を出して、どれを選ぶかは議会の議員の仕事だと思って私は見ましたけれども、いきなりこういうふうに撤去費をということで出てきまして、確かに、技術棟とか柔剣道場、それと昔は有線の倉庫とかそういうのはもう古くなって取り壊しを、それは私は認めますけれども、プールに関してはやっぱり防火用水とかそういうことで、プールの撤去費だけでも172万8,000円ということで、こんなに掛けて壊すのなら残したほうがいいということで。

(「金額が……」の声あり)

○5番(吉野僖一君) 1,728万か。

○議長(野村賢一君) 吉野議員、ちょっと聞いてください。

その件は、プールの、あなたが消防水利として残したいということを、消防委員会でもやりました。1月の定例会でもやりました。常任委員会でもやりました。もう執行部の答弁は出ているはずなんですけれども、まだやるつもりですか。

○5番(吉野僖一君) ちょっと待ってください。

消防委員会でも、消防団長は知らなかった。

○議長(野村賢一君) 消防団長は知らなくて当然ですよ。これは学校のことから。

○5番(吉野僖一君) 学校のことで、消防委員会で……

○議長(野村賢一君) じゃ聞きますけれども、これが存続した場合、誰が管理するんですか。

○5番(吉野僖一君) 当然町でしょう。

○議長(野村賢一君) 町は、そんな無責任なことはないでしょう。町はやらないと言っているんですから。その答弁は、町からもう再三出しているはずですよ。

○5番(吉野僖一君) 私は、災害時の避難所になっているから、トイレは水洗だし、水がなきゃ流せないし、保育園は近いし、光善寺、お寺もあるしということで、とってくださいということを言ったんですけれども。

○議長(野村賢一君) 2番志関武良夫君。

○2番(志関武良夫君) 今の件ですけれども、これは再三今まで議論してきておりますので、その結果はもう決まっていることですから、これについてはこの場で議論することはやめてください。それで、ほかを進めてください。

○議長(野村賢一君) 今、議会運営委員長から発言がございまして、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑をこれで終わります。

これで平成31年度大多喜町一般会計予算の質疑を終わります。

野中議員の質問は、今、局長のほうからも話があったんですけども、担当課に行って話していただければということです。給与のことですからという、事務局からの。

○1番（野中眞弓君） 給料じゃなくて、特別職のことで……。

（「すみません、総務費」の声あり）

○議長（野村賢一君） 総務費の。

（「総務費についてはもう既に質疑を終わっています」の声あり）

○議長（野村賢一君） これは総務費になるのか、特別職は。

（「はい」の声あり）

○議長（野村賢一君） じゃ後で、この後。

事務局の話ですと、特別職の給与は総務費のほうにかかっているのもう、もう総務費は終わっているということなんです。

（「議長」「定期的だったので……」「款から」「議員の発言権を認めてやってください」の声あり）

○議長（野村賢一君） あんたは黙っていなさい、少し。

じゃ、やってください。

○1番（野中眞弓君） 132ページの給与費明細書です。特別職のところなんですけど、比較のところをごらんになってください。

その他の特別職が212人ふえていることになっているんですね。報酬も879万ふえていますし、共済費も特別職にしては160万というふうに案外と多額なんです。これはどういう特別職の方がふえたのか説明していただけますか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） その他の特別職の人数の増でございますけれども、今年度予定している選挙がございます。去年は選挙がなかったので、その分で人数的には多く増加しているところでございます。

それと、報酬につきましては、地域おこし協力隊員の報酬ということで、前年度と比較す

るとこの金額だけで約800万ぐらい増額となっておりますので、その影響が非常に大きいものだということで考えております。

（「わかりました」の声あり）

○議長（野村賢一君） よろしいですか。

それでは、再度、これで平成31年度大多喜町一般会計予算の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 私は、議案第26号 平成31年度大多喜町一般会計予算に、反対の立場から討論いたします。

この1年間、国政は安倍自公政権の事実の隠蔽、捏造に振り回されました。立憲民主主義が危機に瀕しています。立憲民主主義の危機は、戦争前夜のあらわれだと言われております。

それはともかく、モリカケ問題に続く統計不正で、安倍政権はアベノミクスが好循環であることを証明したかったのですが、実際は消費税8パーセント引き上げ後の6年間で労働者の実質賃金は10万円以上下がり、家計消費も25万円も下がっているといえます。そして、3月に入ってから、内閣府も政権とは反対に、景気は下向き局面に入っていると公表しています。国民をめぐる経済状況は厳しいものです。

本町でも、税務住民課の資料によれば、平成25年から29年の4年間で町民の平均所得は4万円、平均給与は約6万円下がっています。所得水準全体が低い中、4万円だの6万円だの減収は、町民の生活を追い詰めるものです。

こういう中で行政に求められていることは、住民の命と健康、そして暮らし、特に未来につながる暮らしを守ることではないでしょうか。それには財源が必要ですが、潤沢にあるわけではありません。無駄を省き、必要なところ、住民に喜ばれるところに持っていくことが求められています。

私は、31年度予算は、大部分については妥当であろうと考えています。しかし数点、納得ができないものがあります。

1点目は、公共交通政策事業、品川行きバス事業です。事業開始時、町長は、先ほど申しましたように、1億5,000万以上は使わない、5年間見ていてくれとおっしゃいました。きょう、これを覆されました。基金はまだ残っているとおっしゃいましたが、私の計算では、既にこの関連事業も含めた全体で3年間で1億7,760万、赤字補填の補助金のみで1億6,200

万ほど使っています。

お金の出どころはそれぞれあります。一般会計から出たもの、基金から出たもの、ありますけれども、私たちが納めた税金であることには変わりありません。

私は、先ほどの町長の答弁は、基金が残っている、まだ1億5,000万使い切っていないという意味ですけれども、税金を1億5,000万以上つぎ込んでいるという事実はあるわけです。詭弁を弄しないでください。

今、申しましたけれども、費用の点では、平成28年、29年、30年度の3年間で、関連事業を含め、全体で既に1億7,760万、補助金のみで1億6,200万ほど使っています。これだけでも、事業打ち切りを考えるべき条件は満たしているのではないのでしょうか。

並行して走る東京行き路線バスに切りかえる作業を始めるべきだと私は考えます。その切りかえるときに必要なことは、羽田を利用できるようにすること、それから通勤・通学者への助成は継続すること。2点目はそんなに難しいことではないと思いますが、東京行きバスも、つい最近まで羽田に入っていましたから不可能ではないと思いますし、困難ならそれを解決する町長の政治力を発揮していただきたい。ぜひとも、補助金の要らない、本当に500万もあれば、通勤・通学者への助成は十分余りあるはずです。その分、特に子供の子育て支援には力を入れていただきたい、そう思います。

2点目は、子育て支援の充実です。常任委員会協議会で最近の出生数が公表され、出席した全員が、直近3年間の余りに急激な減少ぶりに驚愕の念を禁じ得なかったと思います。あらゆる面での手厚い支援で、安心して子供を産み育てられるまちづくりを目指していただきたい。出生数がふえた国々は、どこも子育てに惜しみなくお金をかけています。

本町で今必要なことは、高校生までの医療費の無料化と、国民健康保険の子供の均等割の減免だと私は考えます。近隣では、半分以上の自治体が、高校生までの医療費の無料化に踏み切っています。

国保の均等割は国保独自のものであり、平等割とともに、国保税を高どまりにさせている要因です。子どもが生まれるごとに、本町では3万円ずつ保険税がふえます。子供が多いほど保険税が高騰するとあっては、子供を産めません。サラリーマンの入っている組合健保や協会けんぽと同じように、子供が何人いても保険料は変わらないという制度にしてこそ、安心して子を産み育てられるのではないのでしょうか。

国保の子供の均等割をなくしたら、ほかの保険の加入者が不公平感を抱くというような答弁がありましたが、制度自体が初めから不公平にできているのですから、行政が、一番身近

な町が不公平を是正するというのは、町として当然のことだと私は思います。31年度中の実現を強く要望します。

3点目は、観光まちづくり事業です。

DMOの考えには異存がありません。住んでよし、行ってよしの地域づくりをしようというものだとして理解しています。それには、住民の理解、同意、協働が欠かせず、時間がかかるものではないでしょうか。しかし、本町におけるこの事業は、交付金目当ての従来然とした官僚的な観光拠点づくりが先行して、職員や議員にすらよくわからないまま事が進んでいます。先ほど、根本議員から、計画と事業の進行の矛盾が指摘されましたが、本当に拙速な事業の進め方だと私も思います。

こういう進め方自体が、もう既にDMO的ではないと思います。急激な人口減を目の当たりにし、何とかしなければという気持ちは誰もが抱いています。企業的な見方ばかりでなく、住民的視点が活かされる事業になるよう、住民の暮らしが気持ち的にも経済的にも向上するような取り組みをすることを願っています。

DMOの成功例として挙げられている小布施町長の、観光業は町の主産業ではない、農業が一番だという言葉は肝に銘じていただきたいと思います。本当のまちづくりはどこにあるのか、みんなで考えをめぐらしていかなければならないと考えます。

以上をもって私の反対討論といたします。

○議長（野村賢一君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今、反対者の意見も出されました。その中で、高速バスについては、赤字補填に対する意見もわからないわけじゃありませんが、大多喜町として過疎、人口減少を脱却するには、交通政策という事業は大変重要なものであります。交通の不便さを考えると、若い人たちはこの町に来なくなってしまいます。

単に赤字を批判するだけでなく、もっと大きな将来を見据えるべきで、黒字化へ向けて執行部も努力し、その成果も着々と上がってきているので、ぜひ目的を達成するよう、皆さんで努力をしていきたいというふうに考えております。

そのほかにも、本年度の予算については、総合計画を初め、それぞれの計画に基づき予算化したもので、いろいろな観光施策、子育て、教育などに重点を置いた予算であり、私はこの予算に賛成する立場で賛成討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村賢一君） 麻生君、時間はかかりますか。

○6番（麻生 剛君） かかりません。

○議長（野村賢一君） じゃ、6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 6番麻生剛です。

平成31年度大多喜町一般会計予算、議案第26号を賛成の立場より討論いたします。

平成の御代も間もなく終わろうとしています。この期間、まさに災害の時代と言っても過言ではなかったでしょう。当町でも、平成8年の水害は記憶に生々しく残っていることでしょう。その後続く多くの災害は、防災の必要性を肝に銘じたことでしょう。

安全・安心のまち、防災の必要性を肝に銘じ、そして平穏に暮らせる町、これが政治の役割であることを改めて痛感された平成の時代でありました。

本年はラグビーワールドカップ、そして来年はいよいよ東京オリンピック、東日本大震災復興を掲げての、国際社会へ向けての、我が国が立ち直り、国民のきずなのとうとさ、国民のほとばしる熱情を示す機会であると存じます。近隣の一宮町、そして県庁所在地である千葉市がオリンピックの会場にもなり、身近で世界最高水準の競技が観戦でき得る立地でもあります。だからこそ、おもてなしの精神を町民一体となって実践し、ただ単なる通過地、傍観地にならないように、今から準備が必要であります。

訪日外国人の増加は、国際化へかじを切った一つの国策であります。その国策が中身のあるようにしていく、そのときこそ当町がどう動くのか試されていると思われれます。

さて、政策的に見れば、少子高齢化対策としては、当町では妊娠・出産包括支援事業の充実を図り、外国人技能実習生をどこよりも早く受け入れる姿勢を見せるなど、介護士不足解消へと、克服へ向かっている努力が見られます。

また、住民主体の将来のまちづくりのための総合計画作成事業など含め、町の未来図をはっきりと描き、明確に住んでよかったと言えるまちづくりを目指すこと、そして町の基幹産業である農業を守るためにも、有害鳥獣駆除対策事業の大幅な拡充策など、中山間地農業の救済策の一助となり得ます。

また、城下町大多喜を生かす取り組み事業としては、かつての上総の国の枠組みをほうふつさせる、市原市、君津市との広域連携事業を初め、観光振興、商業振興への補助金交付は、地域活性化の大きな後押しとして評価できるものであります。

また、日墨友好記念碑事業は、当町が世界に誇る人道的、博愛主義的、歴史的事実の検証を内外ともに広め、後世に伝えるものとして必須の事柄であります。温故知新の格言を生かす取り組みと言えて、評価いたします。

私は、予算については人質にはとらないという立場より、今回も賛成させていただきます。なぜなら、住民生活に直接かわる町予算については速やかな執行が望まれるからであります。ましてや、暫定予算を組むということは決してあってはなりません。

当町は、県内では誇るべき健全な財務体質であります。このことは、歴代町長から始まり、現町長における財政政策、高く評価できると思います。

前述しましたように、限られた財源を生かし、後世へとつないでいく。その中で、重点施策を決め実行していく。内容の充足については、町民の生活に反映でき得るかということが鍵となります。そのためにあらかじめ情報を公開、開示し、住民の意見を幅広く収集し、その中より精査していくことが望ましいのは言うまでもありません。

訪日外国人4,000万人を間もなく達成されることでしょう。国がまずは観光についての国際化にかじを切り、次に人材についても積極的に開放し受け入れる姿を見るにつけ、いよいよガラパゴス的な我が国がどう変化し、進化していくかが今後の課題であります。

ここで、私の尊敬する勝海舟を紹介しましょう。

青春とは疾風怒濤のごとし、荒波を乗り越え、苦難に打ちかつことである。みずからの体験、つまり徳川300年の幕引き、維新への橋渡しをした歴史をつくった男の生きざまであります。

今、当町は内外にわたり変革期の真ただ中であります。少子高齢化は言うに及ばず、克服すべき課題は多い。しかし、だからこそ町民が潤うまちづくり、町民が心から満足 of いくまちづくりをしなくてはなりません。そのことは、小さな自治体だからこそ、きめ細かな心配りが可能であり、顔の見えるまちづくりが可能と言えます。

予算が確実に着実に執行され、決して町民の暮らしに過不足の生じることのないように願い、監視の目を議会陣12名、24の瞳でこれからもしっかりと監視し、町民サイドに立った立場より見守り、日夜邁進することを誓います。

6番麻生剛の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号 平成31年度大多喜町一般会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第26号 平成31年度大多喜町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩します。

11時20分から会議を再開します。

（午前 11 時 07 分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 20 分）

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第2、議案第27号 平成31年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号 平成31年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第27号 平成31年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第3、議案第28号 平成31年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 31年度の保険税は3,000万くらいの減額になっていますけれども……。
(「ページ数は」の声あり)

○1 番（野中眞弓君） ページは、今から探します。

168ページです。協議会の中では、人数減ということが言われましたけれども、料率の変化、料率を下げるということは考えられませんか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 国民健康保険税につきましては、平成31年度当初予算につきましては、平成30年度と同率の保険料率で算定しております。

当初予算では、前々年度の税率改正前の予算でとってありますので、今年度につきましては改正後の引き下げた税率で計算しております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 県が提示した標準料率と本町が課税している料率では、差があるんですか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 県のほうから、広域化に伴いまして、税率のほうが標準的な税率ということで示されているわけですが、うちのほうには参考としまして、その税

率を参考にしながら設定させていただきました。

県から示された税率なんですけれども、今回31年度の予算におきましては30年度と同率ということで算定していますので、平成30年度の税率ということでお答えさせていただきます。

まず、県から示された税率ですけれども、医療分で所得割が7.45パーセント、均等割が2万1,384円、平等割が2万251円。後期高齢者支援金分で、所得割が2.15パーセント、均等割が8,037円、平等割が7,422円となっております。介護納付金分につきましては、所得割で1.26パーセント、均等割で5,253円、平等割で4,044円です。

また、本町の税率につきましては、医療分で所得割が7.5パーセント、均等割につきましては2万2,000円、平等割については2万1,000円です。後期高齢者支援金分では、所得割が2.2パーセント、均等割が8,400円、平等割が8,000円。それから介護納付金分で、所得割が2.1パーセント、均等割が8,700円、平等割で8,100円となっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 県の提示した標準料率のほうが、本町の課税している料率よりもまだ安い。要するに、本町は県の示している料率よりも高めの設定になっていますが、確かに先ほど課長がおっしゃったように、あくまでも標準料率であって参考値だと。参考値とは言いながら、本町は町民の平均所得も低い地域です。料率が高ければ、それだけ住民の負担が大きくなります。せめて県の料率に合わせるような考え、6月に新たに決定すると思うんですけれども、そういう考えはありませんか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 今後につきましては、保険税率については広域化となってまだ1年やっとたったばかりでありますので、今後の国保の特別会計の歳入歳出の状況を、加入者の推移を見守りながら、保険税率については長期的な視野に立って考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「あります」の声あり)

○議長（野村賢一君） 討論がありますので、反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 私は、議案第28号 平成31年度大多喜町国民健康保険特別会計に反対の立場から討論します。

国民健康保険は公的医療保険の一つです。国民皆保険制度のもと、主な公的医療保険は6つあります。中小企業の労働者らが加入している協会けんぽ、大企業の労働者の組合健保、公務員や私学教職員らの共済組合、ほかに後期高齢者医療制度や特定の職業の従事者の組合国民健康保険があります。市町村が保険者の、今、私たちがここで審議しているのは、自治体国民健康保険と正式には言われているそうです。この通称国保は、国保以外の組合に加入できない自営業者や失業者、無職者等が加入し、国民皆保険制度を支えています。

制度が始まったころの国保加入者は、7割が経済力のある農林水産業者と自営業者でしたが、厚労省の国民健康保険実態調査報告2016年度によると、現在は国保加入者のうち、高齢者65歳から74歳までが40.5パーセント、これは20年前の1.7倍だそうです。

加入者の職業は、無職が44パーセント、会社の保険に入れない非正規労働者が34パーセント、自営業者14.5パーセント、農林水産業者2.5パーセントとなっており、今や国保は、けがや病気になりやすい高齢者や、収入が低く不安定な非正規労働者の健康と命を守る大切な医療保険となっております。

問題点の一つは、加入者世帯の8割が高齢者などの無職の世帯と非正規労働者などとなっている現状から、加入世帯の所得水準が低くなっていることです。本町でも加入者2,738人いらっしゃいますが、そのうちの1,459人、53パーセントの方が低所得ゆえの公的軽減制度の対象となっています。貧困化と高齢化が国保では激しく進んでいます。

いま一つの問題点は保険料の高さです。協会けんぽを初めとする労働者の保険組合では、事業者が保険料の半分を拠出し保険料を抑えておりますし、保険料は給料に一定割合を掛けた金額しか払いません。一方、国保では、事業者がわりの国は、制度が始まった当初は45パーセント拠出していた負担金を、今では二十数パーセントまで引き下げています。国の負担金が減った分を保険料で補うわけですから、当然保険料は高くなりました。

しかも、保険料は所得のみに連動するのではなく、資産状況、つまり固定資産税ですが、固定資産税の状況、それから家族の人数なども算定される仕組みになっていて、収入がなく

でも容赦なく課税されるのが国保です。国民保険ではなくて残酷の「酷」と当て字をしたくなるような状況です。同じ条件の労働者の場合、協会けんぽと国保では保険料に1.7倍の差があると言われています。ない者からも剥がし取る国保でいいのでしょうか。

先ほど課長から説明がありましたように、本年度から国保のシステムが変わり、県が国保の財政を担うことになりました。保険料は、県が標準保険料率を自治体に提示し、自治体はそれを参考にして保険料を決定します。

30年度の場合、本町は資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割ともに、前年度よりも削減し、平均保険料は大幅に下がりました。そのことは評価するのですが、それでも支払うには、全体の所得が低水準にある本町では、それでも高過ぎます。31年度は、引き下げは考えないというようなことですが、それでいいのでしょうか。

県の示す標準保険料率は、あくまでも参考であることは承知しています。同じ料率で換算すれば、所得の高い地域では課税される保険料が高くても、残りの可処分所得も大きいです。所得の低いところが同程度の財源を確保するためには、料率を上げなければ達成できません。その分高くなるのは十分承知です。ですから、何としても格差は広がっていきます。

事前の調査で、本町の課税状況は県の標準料率よりも上回っています。せめて同率か下回る独自の料率に努力していただきたいと思います。もう住民は、ぎりぎりいっぱいところで踏ん張っています。今以上の負担は耐え切れません。

財源ですが、住民のほぼ30パーセントが対象ですから、一般会計からの法定外繰り入れを復活させていただきたいと思います。来年度の場合、ことしの剰余金が基金積み立てに5,400万回されています。剰余金はことしの人に返すべきものです。この5,400万円を使えば、1人当たり2万円の引き下げが可能になります。31年度中に実現の手続を要求いたします。

全国知事会は、国保の構造的な問題解決のため、国は1兆円の公費投入をするよう、2014年から国に要求しています。もっともな要請です。

子供の医療費無料化もそうですが、国民の要求に国が耳を傾けないとき、地方自治体は国を先取りして、国民の願いをかなえてきています。本町は、国からのペナルティーを受けながらも、子ども医療費無料化の現物支給を続けてきた経験があります。

高過ぎる国保税を下げしてほしいという町民の願いを実現してくれることを願って、反対討論といたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 次に、賛成者の発言を許します。

5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） 賛成の立場から申し上げます。

公的医療保険である国民健康保険は、医療技術の進歩や少子高齢化、国保加入者の減少により、年々医療費に対する自己財源の確保は困難な状況になっています。

このような中、今、野中議員も言いましたけれども、平成30年度から国民健康保険事業においては県も保険者となり、広域化が実施されました。

平成31年度の予算総額については、13億1,193万1,000円が計上されております。国保制度が広域化され、平成31年度は2年目を迎えますが、歳入におきましては保険税や県からの交付金等が適正に計上されています。また、歳出についても、保険給付費、特定健診、特定保健指導に関する経費などが計上されており、また、医療費の抑制を図るため、保健事業など適正な運営が見込まれます。医療費が増加する中、これからも社会保障制度を維持していくためにも、適切な予算と考えます。

以上のことから、本予算については賛成するものとします。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号 平成31年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第28号 平成31年度大多喜町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第4、議案第29号 平成31年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 議案第29号 平成31年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から簡単に討論申し上げます。

3月議会では、窓口負担2割はやめて1割負担を継続してほしいという意見書提出の請願が否決されました。

75歳以上の後期高齢者のほとんどは、マクロ経済スライド制で、物価が上がっても、若い世代の賃金が上がっても、年金が上がらない、下がってしまうという状況の中であって、政府は窓口負担を、後期高齢者は誰でも1割負担から、現役並み収入のある人の負担を3割に引き上げたばかりなのに、右手で加入者の特別軽減を廃止、本町の該当者は加入者2,063人中448人が対象となっております。高齢者の約20パーセントです。特別軽減を廃止して保険料を引き上げ、今度は左手では窓口負担1割を2割に引き上げようと現在策定中です。高齢者にはダブルパンチです。

年金は引き下げられたまま、天引きの額も膨らみ、支給額は大幅に少なくなっています。

こういう制度運営は認められるでしょうか。誰もが年をとります。安心した老後のため、本当の改善を求めて、私の反対討論といたします。

○議長（野村賢一君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番山田久子君。

○11 番（山田久子君） 私は、後期高齢者医療特別会計予算に対して、賛成の立場から討論をさせていただきます。

低所得者に係る保険料等軽減措置の見直しについて、広域連合の回答によりますと、制度の安定のための暫定的な措置であり、今後、後期高齢者医療保険に加入してくる人の負担も考えていかなければならないとのこと、また、9割、8割軽減は、いずれは見直しをしなくてはいけないものではないかということも考えているというようなご答弁もありました。

また、平成31年10月実施予定の介護保険の軽減と、低所得者への年金の上乗せも含めて改

正されたものと考えているとの、総合的な部分も考えているとの回答もございました。

今回の改定により影響は大きいと認識し、広域としても要望をしているということでございましたが、全世代型の社会保障の中でやむを得ないものと認識しているということが、広域連合としての認識ということでお話がされたところでございます。

また、基金の取り崩しについても、現在の状況においては、何かあった場合の備えとして若干の蓄えを考えておかなければならないということで、この点についても軽減への対応は、もうしばらく現行どおり対応させていただきたいということでございました。

私自身も、保険料負担が少なくて済むのは大変望むところでございますが、制度の安定と将来の継続のために難しいさまざまな部分があります中から、いろいろな角度から考え、取り組んでいただいていると思いますことから、平成31年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号 平成31年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第29号 平成31年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第5、議案第30号 平成31年度大多喜町介護保険特別会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「はい」の声あり)

○議長（野村賢一君） 討論がありますので、初めに反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 議案第30号 平成31年度大多喜町介護保険特別会計予算に反対の立場から、一言討論させていただきます。

介護を個人の問題にしたままではいけない、社会のみんなで見るのだというかけ声のもとで始まった介護保険ですが、とうに20年を越え、介護にまつわる悲惨なニュースも少なくありません。社会化の声も小さくなり、お互いさまの共助や自分だけでひっそりと苦闘する自助を、行政の立場から進める傾向が強くなっているのではないのでしょうか。

国が介護給付をあちこち削り、小規模事業所を廃業に追い込んだり、利用者の懐に手を入れ、財布の口をあけさせ中身をのぞき込み、1,000万円以上の貯金があれば利用料の引き上げを企てたり、利用料の1割から2割、3割と段階的に負担をふやし、事業展開も利用も厳しくなる一方という状況をつくり出しています。

戦闘機を爆買いするお金を社会保障に使ってほしい、介護士さんたちにもっと報いてあげて、ついの住みかを快適にしてあげてと思うと、介護事業が厳しい状況に落ち込んでいる国政に怒りが込み上げてきます。国への国費投入を要望して、今のままでは安心して老後を迎えられません。

反対討論といたします。

○議長（野村賢一君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番山田久子君。

○11 番（山田久子君） 私は、平成31年度大多喜町介護保険特別会計予算について、賛成の立場から発言をさせていただきます。

ご存じのように、65歳以上が納める介護保険料の基準額は、2000年度に全国平均で2,911円でしたが、高齢化による介護サービスの利用量の増で、現在は国5,869円まで上昇しております。そんな中、本町では5,100円が基準額になっていると説明がありました。

大多喜町の高齢者は、平成12年3月末では27.3パーセントでしたが、平成30年12月末では40.8パーセントとなっております。

一方、要支援、要介護の認定者数は、同年対比で2.6倍とふえてはいるものの、ここ3年間の認定者数のふえぐあいを見ますと、年間6人から17人程度の増加となっております。これは、担当課を初めとする関係各位の皆様や、町民ボランティアさんによる介護予防活動の取り組みなど、町民の皆様の意識の高まりも大きく実ってきているのではないかと感じているところです。この結果は、保険料負担がふえることを抑えていることにも通じていると思われまます。

介護保険の軽減対策については、町は31年度の予算においてさまざま取り組んでいただいておりますが、一般会計繰入金の中に、低所得者保険料軽減繰入金に776万1,000円の計上をしてくださっているところです。国としても、全世帯が市町村民税非課税の高齢者の負担を、10月分からさらに軽減する方向のようです。これを受け、本町においても一層の取り組みをお願いしたいと思うところです。

また、町は地域密着型サービス事業者の誘致や認知症支援事業ほか、さまざまな高齢者対策に、臨時職員も入れながら取り組んでいただいておりますことから、私は、平成31年度大多喜町介護保険特別会計予算について、賛成の立場とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） ほかに討論はありませんか。

7 番渡邊泰宣君。

○7 番（渡邊泰宣君） 私は、平成31年度大多喜町介護保険特別会計予算案について、賛成の立場から討論させていただきます。

高齢者のひとり暮らし世帯や認知症高齢者の増加、核家族化や近隣関係の希薄化等、高齢者を取り巻く環境が変化しております。社会全体で高齢者を支える仕組みの必要性があり、ますます高まっています。

大多喜町におきましても、高齢化率が40パーセントを超え、後期高齢者の割合も増加していることから、今後もさらに介護保険のサービスを利用する方向が予想され、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指し、第7期介護保険事業計画に基づき予算の推計を行い、平成31年度予算が編成されております。

近年、近隣市町村において介護保険施設が相次いで開設されていることに加え、平成31年度は町内においても小規模多機能居宅介護施設の開設が予定されていることから、ますます介護給付費等の増加が見込まれます。

よって、今後は介護給付費等の抑制につながるような介護予防施策を十分検討するようお願いし、平成31年度大多喜町介護保険特別会計予算の賛成の立場から討論とさせていただきます。

ます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号 平成31年度大多喜町介護保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第30号 平成31年度大多喜町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

会議の途中でございますが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

（午前11時53分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第6、議案第31号 平成31年度大多喜町水道事業会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号 平成31年度大多喜町水道事業会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第31号 平成31年度大多喜町水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第7、議案第32号 平成31年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） それでは、私は賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

特別養護老人ホームの予算につきましては、介護報酬の引き下げや、施設の老朽化に加え、夜間勤務ができる介護士の不足等により赤字決算が続いており大変厳しい状況となっているところですが、現在のところ大多喜町には他の特別養護老人ホームが存在せず、大多喜町特別養護老人ホームは大多喜町に存在する唯一の特別養護老人ホームであり、町営ということでもあり、町内の困難事例の方も多く受け入れており、近隣市町村、特に大多喜町の福祉に大きく貢献しております。

また、今後は外国人技能実習生の受け入れも予定されている中で、加算の取得が経費削減などの経営改善努力がうかがえることから、平成31年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算については、賛成させていただきます。

以上で賛成討論といたします。

○議長（野村賢一君） ほかに討論はありませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 私も、吉野議員同様、賛成の立場から討論させていただきます。

今、吉野議員の中にもありましたように、大多喜町唯一の特老ということで、ぜひ残してもらいたいと思っています。しかし、なかなか厳しい経営状況であるといいながら、やっぱり災害時の障害者の避難場所にもなっていることですし、ぜひ残してもらいたいと思っています。

しかし、特老だけの努力ではなかなか解決できないと思っています。やはり町関係各課挙げて、住民挙げて、全ての方々がこの施設について協力し努力することで、ぜひ経営改善に努めていただければと思います。

以上で賛成討論とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号 平成31年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第32号 平成31年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算については原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

なお、1 時15分から再開します。

（午後 1 時 0 5 分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 1 2 分）

◎日程の追加

○議長（野村賢一君） お諮りします。

ただいま町長から同意第3号 副町長の選任についての議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

同意第3号を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（野村賢一君） 議案の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 配付漏れなしと認めます。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 追加日程第1、同意第3号 副町長の選任についてを議題とします。

総務課長、西郡栄一君の退席を求めます。

（総務課長 西郡栄一君退場）

○議長（野村賢一君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、同意第3号 副町長の選任について。

同意第3号についてご説明申し上げます。

次の者を大多喜町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は大多喜町横山1274番地の1、氏名は西郡栄一、生年月日は昭和33年12月13日でございます。

提案理由でございますが、現副町長の鈴木朋美氏の任期が本年3月31日で満了であり、退任について申し出られたことから、新たに副町長を選任したく議会の同意を求めるものです。

なお、副町長候補者の西郡氏は、皆さんご承知のとおり、企画財政課長、総務課長を歴任

され、人望も厚く誠実な方であるとともに、客観的かつ冷静な判断ができる方であり、副町
長として適任と思われますので、ご同意をいただけますようお願い申し上げ、提案理由の説
明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

総務課長、西郡栄一君の退席を解きます。

（総務課長 西郡栄一君入場）

◎日程の追加

○議長（野村賢一君） お諮りします。

ただいま町長から議案第33号 平成31年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）の議案が
提出されました。

この議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

議案第33号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長（野村賢一君） 議案の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 配付漏れなしと認めます。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 追加日程第2、議案第33号 平成31年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第33号 平成30年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）の説明をさせていただきます。

この補正予算は、大多喜町を被告とする訴状が提出されたことによる訴訟に関する弁護士費用の増額補正と、この訴訟に係る業務及び道路改良工事の繰越明許費の設定でございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

1ページをごらんください。

平成30年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億4,154万9,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることを定めるものです。

繰越明許費の補正。

第2条は、繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」によることを定めるものです。

それでは、繰越明許費から説明させていただきますので、5ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正、追加は、表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものです。

款7土木費、項2道路橋梁費、事業名、町道改良事業1,604万1,000円は、町道大中西線の

道路改良工事が、道路拡幅に必要な電柱移転の遅延、水路整備に関する施工範囲の増などにより年度内の完了が困難なため、翌年度に繰り越すものでございます。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、事業名、教育委員会事務事業109万円は、提起された訴訟に関し、4月に答弁書の提出及び口頭弁論があることから、年度内に対応が必要で、訴訟が翌年度にかかることから繰越明許費を設定するものでございます。

合計 1 億5,042万9,000円は、既に繰越明許費を設定させていただいた 1 億3,329万8,000円に今回の追加額を加算した額でございます。

次に、事項別明細書により歳入歳出予算の説明をさせていただきますので、8 ページ、9 ページをお開きください。

2、歳入、款 6 地方消費税交付金、項 1 地方消費税交付金、目 1 地方消費税交付金109万円の増額補正は、今年度の実績を見込み増額するものでございます。

次のページをお開きください。

3、歳出、款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費109万円の増額補正は、繰越明許費でも説明させていただいた訴訟に係る弁護士費用で、平成31年 1 月30日に千葉地方裁判所に提出された損害賠償請求事件に対応するための弁護士への訴訟委任の費用でございます。

以上で議案第33号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） すみません、町道改良事業が遅延となった理由というのはどのような理由でしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） この工事につきまして説明させていただきます。

この工事につきましては、平成30年10月16日から着工し工事を進めてまいりました。道路拡幅に支障となる電柱の移転工事の遅延により作業工程におくれが生じ、また、工事現場の精査の結果、水路勾配を確保するために側溝の延長をしたことで施工の範囲が広がり、作業量が増加したため、全体の工程におくれが生じました。

また、この工事のおくれを取り戻すべく努力をしてまいりましたが、2月下旬から

3月上旬の天候不順により、工事の最終工程である舗装工に着手することができないことで、さらに作業工程におくれが生じたことで工期内の完成が見込めなくなったことから、今回事業を繰り越すものでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 11ページの教育委員会事務事業、委託料、弁護士費用。

4月に答弁書とかの書類を出す関係があるので、年度内に補正を上げるということでございました。

当然、これは来年度、これだけでは費用は済まないと思いますので、来年度の予算等が確保というか、どのくらいの総額で弁護士費用、予算を考えているのか。109万円では、当然4月1日、今回の分だけですよ。4月以降も費用がかさんでくるとは思いますけれども、今度、これは3月分ということでよろしいですか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） これにつきましては、日弁連の規定に基づいて算出された額でございます。着手金並びに完了後に払う、2回に分けて払うものですが、今のところ弁護士からはこの額で最後までということで見積もりをいただいているところでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第33号 平成30年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、あす20日から本年6月30日まで休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

よって、あす20日から本年6月30日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 本日はこれをもって散会とします。

お疲れさまでした。

（午後 1時26分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 志 関 武 良 夫

署 名 議 員 渡 辺 善 男

署 名 議 員 根 本 年 生